

# 国内外知的財産法制度の比較分析

(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律)

Unfair Competition Prevention and Trade Secret Protection Act

2015. 12.

## 提出文

特許庁長貴下

本報告書をインフラ事業の基礎研究活性化研究課題中の「国内外の知的財産法制度の比較分析-不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」課題の最終報告書として提出します。

2015年 12月 31日

- 主管研究機関名：韓国知識財産研究院
- 研究機関：2015年 1月 1日 ～ 2015年 12月 31日
- 参加研究院
  - ・総括責任者：ホ・イン（韓国知識財産研究院 副研究委員）
  - ・細部課題責任者：ハ・ホンジュン（韓国知識財産研究院 前任研究委員）
  - ・参加研究院：シム・ミラン（韓国知識財産研究院 副任研究委員）
  - キム・シヨル（韓国知識財産研究院 副任研究委員）
  - ナム・スギョン（韓国知識財産研究院 副任研究委員）

## はじめに

- 本報告書は、今後の国別の知的財産制度の法令-判例-政策に関する情報サービスを提供するために作成された基礎資料であり、韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律条文を基に国別(日本、米国)不正競争防止及び営業秘密保護関連条文と条文別の関連判例、政策を連携する方法により作成されました。
- ※ 日本は不正競争防止法、米国は連邦商標法、反サイバースクォーティング消費者保護法、連邦商標希釈化防止法、産業スパイ防止法、外国経済スパイ処罰強化法、改正統一営業秘密法のうち、不正競争防止及び営業秘密保護関連条文を中心に比較作成されました。
- 韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律条文を基準に、日本と米国の関連条文がない場合には条文比較表には空欄となっており、日本の不正競争防止法と米連邦、商標法、産業スパイ防止法、統一営業秘密法の条文などから、わが国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に条文がない場合には当該国家の部分に記載されていないことがあります。
- 本報告書の条文比較表の翻訳文は、特許庁の公式翻訳文でないことを明らかにします。<sup>1</sup>
- 韓国法律の場合、現行の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(法律第 13081 号、2015 年 1 月 28 日、一部改訂)を基準としています。

---

<sup>1</sup> 原文は韓国法と日米条文のハングル翻訳版との比較表に、日本語及び英語の原文も入れた形式であったが、日本語翻訳版では、日本法と韓米の日本語版との比較に、韓国語及び英語の原文を入れた形で構成した。なお、米国法の日本語訳は韓国語から日本語に翻訳している。

- 目 次 -

第 1 章

法 律

1

第 2 章

判 例

148

第 1 条	目的	149
第 2 条	定義 (第 2 条 第 1 号 イ目、ロ目)	154
第 2 条	定義 (第 2 条 第 1 号 ハ目)	191
第 2 条	定義 (第 2 条 第 1 号 ニ目、ホ目、ヘ目)	221
第 2 条	定義 (第 2 条 第 1 号 ト目)	227
第 2 条	定義 (第 2 条 第 1 号 チ目)	232
第 2 条	定義 (第 2 条 第 1 号 リ目)	239

第2条	定義（第2条第1号ヌ目）	250
第2条	定義（第2条第2号）	257
第2条	定義（第2条第3号イ目）	261
第2条	定義（第2条第3号ロ目、ハ目）	277
第2条	定義（第2条第3号ニ目、ホ目、ヘ目）	290
第2条	定義（第2条第4号）	306
第3条	国旗・国章等の使用禁止	308
第4条	不正競争行為等の差止請求権等	311
第5条	不正競争行為等に対する損害賠償の責任	313
第6条	不正競争行為等によって失墜した信用の回復	317
第10条	営業秘密侵害行為に対する差止請求権等	319
第11条	営業秘密侵害に対する損害賠償の責任	323
第12条	営業秘密保有者の信用回復	326
第14条	時効	329

第 14 条の 2	損害額の推定等	333
第 15 条	他の法律との関係	338
第 18 条	罰則	345
第 19 条	両罰規定	350

<b>第 3 章</b>	<b>政 策</b>	352
--------------	------------	-----

I. 韓国	.....	353
II. 日本	.....	355
III. 米国	.....	385
参考文献	.....	392

<b>Appendix</b>	<b>添 付</b>	393
-----------------	------------	-----

<添付 1>	米国経済スパイ法(1996 年)	393
--------	------------------	-----

<添付 2>	米国改正統一営業秘密法(1985 年) .....	400
--------	------------------------------	-----

## 表 目 次

<表 3-1>	営業秘密の保護・活用に関する小委員会の運営現況 .....	377
---------	----------------------------------	-----

## 図 目 次

[図 2-1]	本事件のグリースポンプ .....	179
[図 3-1]	従業員的重要技術の文書化・可視化対策の現況	368
[図 3-2]	営業秘密の流出原因 .....	368
[図 3-3]	営業秘密の流出経路 .....	369
[図 3-4]	特許要件を充足した発明の秘匿化の増加 .....	370

[図 3-5]	起業の Open&Close 戦略の現況 .....	370
[図 3-6]	不正競争防止法に基づく措置及び営業秘密 3 要件の浸透状況 .....	371

## 要約文

- 知的財産法制度の持続的な整備のためには、外部の環境に対する持続的観察と制度的基盤となる法体系の明確な理解が必要となる。しかし、法制情報は知的財産の環境変化によって継続して生成、変化、発展しているが、条文・判例・政策など各情報が随所に分散され、知的財産制度に対する体系的・立体的分析が困難である。
- また、従来の研究が供給者中心の争点別法制情報で構成されており、情報需要者中心に体系的に法制情報を提供できる方法的側面の悩みも必要だ。
- これに本研究は、産業財産権関連の立法、政策、研究及び事業の遂行などのいろいろな目的に活用可能な現行法に関する基本資料の確保を目的とする。従って、韓国、日本と米国を中心に法律の比較、条文別の判例調査、関連政策動向についての基礎資料を調査して分析しようとした。
- 本研究は、条文対照、判例分析、政策調査に区分される。まず、条文対照部分において韓・米・日の不正競争防止及び営業秘密保護関連条文を連携し、当該条文の原文と翻訳文をまとめ、各国の法律解釈態度を確認できるようにした。

- また、判例分析の部分において、韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の条文別に主要判例を厳選し、事実関係、法的争点、判示事項、解説の順にまとめた。最後に、政策調査の部分では、不正競争防止及び営業秘密保護に係る国内外の政策動向に関する情報をまとめ、主要国の立法及び政策の方向を予測できるようにした。
- 本研究の結果が今後、多様な接近及び利用が可能な基礎情報として適材適所に有効活用されることを期待する。

## **Abstract**

- It is essential to keep paying attention on external environments and understand legal system based on institutions in order to organize intellectual property system consistently. Even though legal information has been created, modified, and developed in respond to changes in IP field, it is scattered everywhere, thereby making it difficult to analyze IP legal system systematically.
- Furthermore, prior researches contain information in accordance with issues that is selected by provider. Accordingly deliberation on method of providing information, which is focused on demand of consumer. is required.
- This research project is aimed to obtain raw legal data, which is able to be used flexibly in various purposes, such as legislation, policy-making, research and business. Therefore, this study analyze and research vast amounts of information in respect to laws, policies and cases in not only Korea, also Japan and the USA.
- This research is consisted of law comparison, cases analysis and policy research. At first part. laws are matched in standard of similarity in order to identify different legislative attitude. Also, for cases analysis, significant unfair competition and trade secret cases are introduced and organized in sequence of background, legal issue, opinion, explanation. Lastly, in policy research, the information of unfair competition and trade secret policies and

trends is arranged by order of Korean Unfair Competition Prevention and Trade Secret Protection Act to predict tendency of policy and legislation in major countries.

- The outcome of this research is expected to put to use as basic information, which is accessible to public and available for diverse purposes in the future for well-functioning IP system.

# 第 1 章 法律

韓国	日本	米国
<p>- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(法律第 13081 号、2015. 1. 28. 一部改正)</p>	<p>- 不正競争防止法 最終改正：平成二七年七月一〇日法律第五十四号 (最終改正までの未施行法令) 平成二十七年七月十日法律第五十四号 (一部未施行)</p>	<p>-連邦商標法(Lanham Act、15 U. S. C. 2005 年 11 月) -反サイバースクォーティング消費者保護法(The Anticyber-scutting Consumer Protection Act、ACPA)(15 U. S. C. § 1125(d)) -連邦商標希釈化防止法(Federal Trademark Dilution Act of 1995) -産業スパイ防止法(The Economic Espionage Act、略称 EEA、「経済スパイ法」に翻訳することもある) -外国経済スパイ処罰強化法(Foreign and Economic Espionage Penalty Enhancement Act of 2012)(H. R. 6029) -改正統一営業秘密法(Uniform Trade Secrets Act、1985)</p>
<p>第 1 章 総 則 &lt;改正 2007. 12. 21&gt;  第 1 条(目的) この法律は、国内に周知の他人の商標・商号等を不正に使用する等の不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序を維持することを目的とする。[全文改正 2007. 12. 21]</p>	<p>第一章 総則  (目的)  第一条  この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第 1 条(目的)  連邦商標法(Lanham Act)第 45 条(15 U. S. C. § 1127) 後段  この法の目的は取引において標章の欺瞞的で誤認的な使用について提訴できるようにして、議会の統制の中で取引を規律し、州又は地域の法律による干渉からそのような取引で使用された登録標章を保護し；不正競争からそのような取引に従事する者を保護し、登録標章に対する複製物、コピー物、偽造品又は色彩模造品の使用による取引での詐欺及び欺瞞行為を防止し；米国と外国間で締結された商標、商標名及び不</p>

韓国	日本	米国
		<p>正競争行為の防止に関する条約及び国際協約によって規定された権利と救済方法を提供することである。</p>
<p>제 1 장 총칙 &lt;개정 2007. 12. 21. &gt;</p> <p>제 1 조(목적) 이 법은 국내에 널리 알려진 타인의 상표·상호(商號) 등을 부정하게 사용하는 등의 부정경쟁행위와 타인의 영업비밀을 침해하는 행위를 방지하여 건전한 거래질서를 유지함을 목적으로 한다. [전문개정 2007. 12. 21.]</p>		<p>15 U.S.C. §1127. Construction and definitions; intent of chapter.</p> <p>====&lt;中略&gt;====</p> <p>The intent of this Act is to regulate commerce within the control of Congress by making actionable the deceptive and misleading use of marks in such commerce; to protect registered marks used in such commerce from interference by State, or territorial legislation; to protect persons engaged in such commerce against unfair competition; to prevent fraud and deception in such commerce by the use of reproductions, copies, counterfeits, or colorable imitations of registered marks; and to provide rights and remedies stipulated by treaties and conventions respecting trademarks, trade names, and unfair competition entered into between the United States and foreign nations.</p> <p>連邦取引委員会法 Federal Trade Commission Act 第 5 条(a) (1)</p> <p>商取引での又は商取引に影響を与える不公正な競争方法(unfair method of competition)及び商取引での又は商取引に影響を与える不公正若しくは欺瞞的な</p>

韓国	日本	米国
		<p>行為又は慣行 (unfair or deceptive acts or practices)はこれを違法とする。</p> <p>Federal Trade Commission Act Section 5: Unfair or Deceptive Acts or Practices(15 U.S.C § 45 - Unfair methods of competition unlawful; prevention by Commission)</p> <p>(a) Declaration of unlawfulness; power to prohibit unfair practices; inapplicability to foreign trade</p> <p>(1) Unfair methods of competition in or affecting commerce, and unfair or deceptive acts or practices in or affecting commerce, are hereby declared unlawful.</p>
<p>&lt;関連条文&gt;</p> <p>-第 3 条第 1 項、第 3 条の 2</p> <p>-第 132 条</p> <p>-第 145 条第 2 項</p>	<p>&lt;関連条文&gt;</p> <p>-第 7 条、第 7 条の 4</p> <p>-第 132 条</p> <p>-第 145 条第 2 項</p>	
<p>第 2 条(定義) この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。&lt;改正 2011.12.2、2013.7.30、2015.1.28&gt;</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条</p>	<p>統一欺瞞的商取引慣行法</p> <p>(1) 他人の商品やサービス詐称行為(passng off);(2)出所、後援関係誤認、混同をもたらす行為; (3)商品、</p>

韓国	日本	米国
<p>1. 「不正競争行為」とは、次の各目のいずれかの一つに該当する行為をいう。</p> <p>イ. 国内に広く認識されている他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他の他人の商品であることを表示した標識と同一若しくは類似のものを使用し、又はこのようなものを使用した商品を販売・頒布若しくは輸入・輸出して、他人の商品と混同を生じさせる行為</p> <p>ロ. 国内に広く認識されている他人の氏名、商号、商標、その他の他人の営業であることを表示する標識と同一又は類似のものを使用して、他人の営業上の施設又は活動と混同を生じさせる行為</p> <p>ハ. イ目又はロ目の混同を生じさせる行為の他、非商業的使用等、大統領令で定める正当な理由がないのに国内に広く認識されている他人の氏名・商号・商標・商品の容器・包装、その他の他人の商品又は営業であることを表示した標識と同一若しくは類似のものを使用し、又はこのようなものを使用した商品を販売・頒布又は輸入・輸出して、他人の標識の識別力又は名声を害する行為</p> <p>ニ. 商品若しくはその広告により、又は公衆が知ることができる方法により、取引上の書類若しくは通信に虚為の原産地の標識をし、又はこのような標識をした</p>	<p>この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為</p> <p>二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為</p> <p>三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為</p> <p>四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、</p>	<p>サービス業関連の地理的産地の虚偽表示：(4)中古製品を新製品に騙す行為；(5)他人の商品やサービスの品質や等級を虚偽表示する行為 (6)虚偽事実で他人の商品やサービスをけなす行為；(7)広告した内容と異なる商品やサービスを販売する行為 (8)価格引き下げに対する虚偽情報を示す行為；(9)その他の混同の可能性や誤認の可能性をもたらす行為に加担した場合</p> <p>Uniform Deceptive Trade Practices Act</p> <p>§10-1-372-When trade practices are deceptive;common-law and other remedies unaffected</p> <p>(a) A person engages in a deceptive trade practice when, in the course of his business, vocation, or occupation, he:(1)Passes off goods or services as those of another;</p> <p>(2) Causes likelihood of confusion or of misunderstanding as to the source, sponsorship, approval, or certification of goods or services;</p> <p>(3) Causes likelihood of confusion or of misunderstanding as to affiliation, connection, or association with or certification by another;</p> <p>(4) Uses deceptive representations or designations of</p>

韓国	日本	米国
<p>商品を販売・頒布若しくは輸入・輸出して、原産地の誤認を生じさせる行為</p> <p>ホ. 商品若しくはその広告により、若しくは公衆が知ることができる方法により取引上の書類若しくは通信にその商品が生産・製造若しくは加工された地域外の所で生産若しくは加工されたように誤認を生じさせる標識をし、又はこのような標識をした商品を販売・頒布若しくは輸入・輸出する行為</p> <p>ヘ. 他人の商品を詐称し、又は商品若しくはその広告に商品の品質・内容・製造方法・用途又は数量を誤認させる宣伝若しくは標識をし、又はこのような方法若しくは標識により商品を販売・頒布又は輸入・輸出する行為</p> <p>ト. 次のいずれかの一つの国に登録された商標又はこれと類似の商標に関する権利を有した者の代理人若しくは代表者又はその行為日前 1 年以内に代理人若しくは代表者だった者が、正当な事由がないのに、当該商標をその商標の指定商品と同一又は類似の商品に使用し、又はその商標を使用した商品を販売・頒布若しくは輸入・輸出する行為</p> <p>(1) 「工業所有権の保護のためのパリ条約」(以下「パリ条約」という)の当事国</p>	<p>若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ)</p> <p>五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為</p> <p>六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為</p> <p>七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という)からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為</p> <p>八 その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為</p>	<p>geographic origin in connection with goods or services;</p> <p>(5) Represents that goods or services have sponsorship, approval, characteristics, ingredients, uses, benefits, or quantities that they do not have or that a person has a sponsorship, approval, status, affiliation, or connection that he does not have;</p> <p>(6) Represents that goods are original or new if they are deteriorated, altered, reconditioned, reclaimed, used, or secondhand;</p> <p>(7) Represents that goods or services are of a particular standard, quality, or grade or that goods are of a particular style or model, if they are of another;</p> <p>(8) Disparages the goods, services, or business of another by false or misleading representation of fact;</p> <p>(9) Advertises goods or services with intent not to sell them as advertised;</p> <p>(10) Advertises goods or services with intent not to supply reasonably expectable public demand, unless the advertisement discloses a limitation of quantity;</p> <p>(11) Makes false or misleading statements of fact concerning the reasons for, existence of, or amounts of</p>

韓国	日本	米国
<p>(2) 世界貿易機構の会員国</p> <p>(3) 「商標法条約」の締約国</p> <p>チ. 正当な権原がない者が次のいずれかの一つの目的で国内に広く認識されている他人の氏名・商号・商標その他標識と同一又は類似したドメイン名を登録・保有・移転又は使用する行為</p> <p>(1) 商標等標識に対し、正当な権原がない者又は第3者に販売若しくは貸与する目的</p> <p>(2) 正当な権原がない者のドメイン名の登録及び使用を妨げる目的</p> <p>(3) その他商業的利益を得る目的</p> <p>リ. 他人が製作した商品の形態(形状・模様・色彩・光沢又はこれらを結合したことをいい、試製品又は商品紹介書上の形態を含む。以下同じ)を模倣した商品を譲渡・貸与若しくはこのための展示をし、又は輸入・輸出する行為。但し、次のいずれかの一つに該当する行為は除外する。</p> <p>(1) 商品の試製品製作等商品の形態が整えられた日から3年が過ぎた商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与又はこのための展示をし、又は輸入・輸出す</p>	<p>九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為</p> <p>十 営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。)により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに</p>	<p>price reductions;or</p> <p>(12) Engages in any other conduct which similarly creates a likelihood of confusion or of misunderstanding.</p> <p>カリフォルニア不正競争防止法 17200 条</p> <p>(1) 不法事業上の行為 (2) 不正な営業行為 (3) 欺罔的な営業行為や業務 (4) 否定、虚偽、誇張広告 (5) その他</p> <p>California's Unfair Competition Law§17200</p> <p>(1)unlawful"business act or practice: (2)"unfair"business act or practice; (3)"fraudulent"business act or practice: (4)"unfair、deceptive、untrue or misleading advertising"; (5) any act prohibited by Section 17500-175877.5.</p> <p>連邦商標法第 32 条</p> <p>(1)</p> <p>(a) ある商品やサービスの販売、販売のための提供、分配、広告と連結して、又はそのような使用が混同を誘発し、又はミス若しくは欺瞞する恐れがあるいかなる再生品、模造品、複製品又は模倣品を商業的に利</p>

韓国	日本	米国
<p>る行為</p> <p>(2) 他人が製作した商品と同種の商品(同種の商品がない場合には、その商品と機能及び効用が同一であるか類似した商品をいう)が通常的に有する形態を模倣した商品を譲渡・貸与又はこのための展示をし、又は輸入・輸出する行為</p> <p>又、その他他人の多額の投資又は労力により作成された成果等を公正な商取引慣行又は競争秩序に反する方法により自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為</p> <p>2. 「営業秘密」とは、公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、合理的な努力により秘密に維持された生産方法・販売方法、その他の営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。</p> <p>3. 「営業秘密の侵害行為」とは、次の各目のいずれかの一つに該当する行為をいう。</p> <p>イ. 竊取・欺罔・脅迫その他不正な手段で営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という)、若しくはその取得した営業秘密を使用し、又は公開(秘密を維持しながら特定人に知らせることを含む。以下同じ)する行為</p>	<p>限る。)</p> <p>十一 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録(以下この号において「影像の視聴等」という。)を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置(当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。)若しくは当該機能を有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能を有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。)</p> <p>十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示</p>	<p>用；又は</p> <p>(b) 登録商標を再生、模造、複製又は模倣して、そうした再生品、模造品、複製品や模倣品をラベル、表示、印刷、パッケージ、パックの容器又は商業的に利用される広告物に適用し、又はそのような利用が混同を引き起こし、若しくは欺瞞する恐れがある行為をした者に対して、登録権利者は民事訴訟を提起することができる。</p> <p>15 U.S.C.§1114-Remedies;infringement;innocent infringement by printers and publishers (1) Any person who shall, without the consent of the registrant—</p> <p>(a) use in commerce any reproduction、counterfeit、copy、or colorable imitation of a registered mark in connection with the sale、offering for sale、distribution、or advertising of any goods or services on or in connection with which such use is likely to cause confusion、or to cause mistake、or to deceive;or</p> <p>(b) reproduce、counterfeit、copy、or colorably imitate a registered mark and apply such reproduction、counterfeit、copy、or colorable imitation to labels、signs、prints、packages、wrappers、receptacles or advertisements intended to be used in commerce upon or in connection with the sale、offering for sale、distribution、or advertising</p>

韓国	日本	米国
<p>ロ. 営業秘密に対して不正取得行為が介入された事実を知って、又は重大な過失で知らずにその営業秘密を取得する行為、若しくはその取得した営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ハ. 営業秘密を取得した後にその営業秘密に対し不正取得行為が介入された事実を知り、又は重大な過失で知らずにその営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ニ. 契約関係等によって営業秘密を秘密として維持すべき義務のある者が不正な利益を得る目的で、又はその営業秘密の保有者に損害を与える目的でその営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ホ. 営業秘密が二目により公開された事実、若しくはそのような公開行為が介入された事実を知って、又は重大な過失で知らずにその営業秘密を取得する行為、若しくはその取得した営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ヘ. 営業秘密を取得した後、その営業秘密が二目により公開された事実若しくはそのような公開行為が介入された事実を知って、又は重大な過失で知らずにその営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>4. 「ドメイン名」とは、インターネット上の数字からなる住所に該当する数字・文字・記号又はこれらの結</p>	<p>するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為</p> <p>十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為</p> <p>十四 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為</p> <p>十五 パリ条約(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は</p>	<p>of goods or services on or in connection with which such use is likely to cause confusion、 or to cause mistake、 or to deceive、</p> <p>shall be liable in a civil action by the registrant for the remedies hereinafter provided.</p> <p>連邦商標希釈化防止法(Federal Trademark Dilution Act、FTDA)</p> <p>連邦商標法第 43 条(15 U.S.C. § 1125)</p> <p>(C) Dilution by blurring;dilution by tarnishment</p> <p>(1) 公平の原則(the principles of equity)によって、著名商標の所有者は他人が商標又は商号を通商で商業的に使用することに対して当該商標が著名性を獲得した後使用され、著名商標の識別力に対する希釈化(dilution by blurring or dilution by tarnishment of the famous mark)を引き起こした場合に差止命令(injunction)を受ける権利がある。</p> <p>(2) 上記目的に基づき、商標権者の商品又はサービスの識別力として米国内の一般消費者に広く認識されているならば、その商標は著名商標である。商標の著名性を判断するための要素として、裁判所は次の関連要素を考慮することができる。</p>

韓国	日本	米国
<p>合を言う。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21.]</p>	<p>当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為</p> <p>2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。</p> <p>3 この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定する標章をいう。</p> <p>4 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。</p> <p>5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。</p> <p>6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。</p>	<p>(i) 商標権者又は第 3 者によって広告又は公衆に知られた期間及び程度、地域的範囲</p> <p>(ii) 商標が使用された商品又はサービスの販売と関連して商標が使用された程度や地域的範囲</p> <p>(iii) 商標の実際の認識の程度</p> <p>(iv) 1881.3.3.付法又は 1905.2.20.付法又は主登録部 (principal Registry) 上に登録された商標であるかどうか</p> <p>(3) 「プロリン(dilution by blurring)」とは、商標又は商号と著名商標の類似性が著名商標の識別力を低下させ、著名商標の能力を減少させる行為である。商標又は商号が商標の希釈化(dilution by blurring)を引き起こすかどうかを判断するに当たり、裁判所は次の要素を考慮している:</p> <p>(i) 商標又は商号と著名商標の間の類似性の程度、(ii) 商標の固有性又は獲得された識別力の程度、(iii) 著名商標の商標権者がその商標の排他的利用に実質的に関与した程度、(iv) 著名商標の認識の程度、(v) 商標又は商号の使用者が著名商標との関係を認識したかどうか、(vi) 商標又は商号と著名商標の間の実質的な関係</p>

韓国	日本	米国
	<p>7 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であって、視聴等機器（映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。</p> <p>8 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。</p> <p>9 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。</p> <p>10 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。</p>	<p>(C) 「タニスイメント(dilution by tarnishment)」とは、商標又は商号と著名商標の類似性が著名商標の名声を損傷させることだ。</p> <p>Federal Trademark Dilution Act of 1995</p> <p>15 U.S.C.§1125-False designations of origin、 false descriptions、 and dilution forbidden</p> <p>(c) Dilution by blurring;dilution by tarnishment</p> <p>(1) Injunctive relief</p> <p>Subject to the principles of equity、 the owner of a famous mark that is distinctive、 inherently or through acquired distinctiveness、 shall be entitled to an injunction against another person who、 at any time after the owner's mark has become famous、 commences use of a mark or trade name in commerce that is likely to cause dilution by blurring or dilution by tarnishment of the famous mark、 regardless of the presence or absence of actual or likely confusion、 of competition、 or of actual economic injury.</p> <p>(2) Definitions</p> <p>(A) For purposes of paragraph(1)、 a mark is famous if it is widely recognized by the general consuming public of the United States as a designation of source of the goods or</p>

韓国	日本	米国
		<p>services of the mark's owner. In determining whether a mark possesses the requisite degree of recognition, the court may consider all relevant factors, including the following:</p> <p>(i) The duration, extent, and geographic reach of advertising and publicity of the mark, whether advertised or publicized by the owner or third parties.</p> <p>(ii) The amount, volume, and geographic extent of sales of goods or services offered under the mark.</p> <p>(iii) The extent of actual recognition of the mark.</p> <p>(iv) Whether the mark was registered under the Act of March 3, 1881, or the Act of February 20, 1905, or on the principal register.</p> <p>(B) For purposes of paragraph(1), "dilution by blurring" is association arising from the similarity between a mark or trade name and a famous mark that impairs the distinctiveness of the famous mark. In determining whether a mark or trade name is likely to cause dilution by blurring, the court may consider all relevant factors, including the following:</p> <p>(i) The degree of similarity between the mark or trade name and the famous mark.</p> <p>(ii) The degree of inherent or acquired distinctiveness of the famous mark.</p> <p>(iii) The extent to which the owner of the famous mark is</p>

韓国	日本	米国
		<p>engaging in substantially exclusive use of the mark.</p> <p>(iv) The degree of recognition of the famous mark.</p> <p>(v) Whether the user of the mark or trade name intended to create an association with the famous mark.</p> <p>(vi) Any actual association between the mark or trade name and the famous mark.</p> <p>(C) For purposes of paragraph(1) 、 "dilution by tarnishment" is association arising from the similarity between a mark or trade name and a famous mark that harms the reputation of the famous mark.</p> <p>連邦商標法第 2 条(15 U.S.C. § 1052)</p> <p>主登録部に登録可能な商標； 商標同時登録</p> <p>商標出願人の商品が他人の商品と区別される商標はその性格が次の否登録事由の場合でなければ、主登録部上、登録が拒絶されない。</p> <p>(a) 不道德、欺瞞又は誹謗的なもの； 又は自然人(生死を問わず)、機関宗教又は国の象徴を誹謗したり、その関係を虚偽で暗示又は侮辱したり、不名誉を与えるもので構成されたこと； 又はワインや蒸留酒と関連して商品の原産地以外の場所を特定し、WTO 協定の効力が米国で発生した日から 1 年以降に出願人が</p>

韓国	日本	米国
		<p>ワインや蒸留酒と関連して初めて使用した地理的表示</p> <p>15 U.S.C.§1052-Trademarks registrable on principal register;concurrent registration</p> <p>No trademark by which the goods of the applicant may be distinguished from the goods of others shall be refused registration on the principal register on account of its nature unless it—</p> <p>(a)Consists of or comprises immoral、deceptive、or scandalous matter;or matter which may disparage or falsely suggest a connection with persons、living or dead、institutions、beliefs、or national symbols、or bring them into contempt、or disrepute;or a geographical indication which、when used on or in connection with wines or spirits、identifies a place other than the origin of the goods and is first used on or in connection with wines or spirits by the applicant on or after one year after the date on which the WTO Agreement(as defined in section 3501(9)of title 19)enters into force with respect to the United States.</p>

韓国	日本	米国
		<p>連邦商標法第 43 条(15 U.S.C. § 1125)</p> <p>原産地の虚偽指定、虚偽供述と希釈化防止</p> <p>(a)</p> <p>(1) 商品とサービス又は商品の容器に単語、文字、シンボル、考案(device)若しくはこれらの結合を商業的に使用して商品の出所表示の混同を引き起こしたり、商業的な広告活動で他人の営業と関係、関連関係又は後援関係があるという混同を引き起こしたり、欺瞞する恐れがある行為をした者についてそのような行為によって侵害を受けていたり、又は受ける恐れがある者は民事訴訟を提起することができる。</p> <p>(A) 混乱を誘発する可能性があり、又は錯誤を起こす可能性があり、又は他人とその人との連携、関係、若しくは連合を欺く可能性があり、又は他人によって自分の製品、サービス、若しくは商業的活動の起源、後援、又は承認を欺く可能性があり、；又は</p> <p>15 U.S. Code § 1125-False designations of origin, false descriptions, and dilution forbidden</p> <p>(a) Civil action</p> <p>(1) Any person who, on or in connection with any goods or services, or any container for goods, uses in commerce any</p>

韓国	日本	米国
		<p>word, term, name, symbol, or device, or any combination thereof, or any false designation of origin, false or misleading description of fact, or false or misleading representation of fact, which—</p> <p>(A) is likely to cause confusion, or to cause mistake, or to deceive as to the affiliation, connection, or association of such person with another person, or as to the origin, sponsorship, or approval of his or her goods, services, or commercial activities by another person, or</p> <p>連邦商標法第 43 条(d)サイバー海賊行為の予防</p> <p>(1)</p> <p>(A) 商標権者は、当事者の商品又はサービスと関係なく本条項に該当する商標の使用に対して民事訴訟を提起することができる。</p> <p>(i) 本条項で商標として保護される名称を含む商標から利益を得ようとする悪意がある場合；そして</p> <p>(ii) ドメイン名を登録、移転、使用した場合</p> <p>(I) 商標がドメイン名を登録する際、特徴的な場合、当該商標と同一又は混同を招くほど類似した場合；</p> <p>(II) ドメイン名の登録の際、著名商標の場合、当該商標と同一又は混同を招くほど類似若しくは希釈化する場合；又は</p> <p>(III) 第 18 条第 706 項又は第 36 条第 220506 項に基</p>

韓国	日本	米国
		<p>づいて保護される商標、単語、名称</p> <p>(d) Cyberpiracy prevention</p> <p>(1)</p> <p>(A) A person shall be liable in a civil action by the owner of a mark, including a personal name which is protected as a mark under this section, if, without regard to the goods or services of the parties, that person—</p> <p>(i) has a bad faith intent to profit from that mark, including a personal name which is protected as a mark under this section;and</p> <p>(ii) registers, traffics in, or uses a domain name that—</p> <p>(I) in the case of a mark that is distinctive at the time of registration of the domain name, is identical or confusingly similar to that mark;</p> <p>(II) in the case of a famous mark that is famous at the time of registration of the domain name, is identical or confusingly similar to or dilutive of that mark;or</p> <p>(III) is a trademark, word, or name protected by reason of section 706 of title 18 or section 220506 of title 36</p>

韓国	日本	米国
		<p>反サイバースクォーティング消費者保護法(ACPA)(15 U.S.C.§1125(d))</p> <p>(1)</p> <p>(B) ドメイン名の登録が悪意を持って利益をもたらすかどうかを判断する際に、次に例示している 9 つの判断要素を考慮することができる:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ドメイン名の名称内に商標又は他の知的財産権が存在するかどうか</li> <li>2. ドメイン名が特定人の法的名称で行われていたり、その特定人の同一性を確認させるのに一般的に使用される名称で行われたかどうか</li> <li>3. 商品やサービスを善意で提供することと関連してドメイン名を適法に既に使用しているかどうか</li> <li>4. そのドメイン名で接近しやすいサイトでその標識を善意で非商業的使用又は正当な使用(fair use)をするかどうか</li> <li>5. 商業的利益のために、又はその標識の名声を傷つけたり、標識を非難しようとする意図を持って、その標識が示す信用を害する恐れがあるドメイン名のウェブサイトにより、消費者の注意をその標識の所有者のオンラインアドレスから移転させようとする意図があるかどうか</li> <li>6. 商品やサービスを善意で提供するのにドメイン名を使用せず、又は使用する意思なく、財政的利益のた</li> </ol>

韓国	日本	米国
		<p>めにドメイン名を標識の所有者若しくは第 3 者に移転、売渡、又は割当しようとする提案があったかどうか</p> <p>7. ドメイン名の登録の際、重大な虚偽連絡情報を提供したかどうか</p> <p>8. ドメイン名の登録当時、他と区別される他人特有の標識と同一又は混同を招くほど類似していることを知って多数のドメイン名を登録又は取得したかどうか</p> <p>9. ドメイン名の登録で具体化される標識が特徴的で著名な程度</p> <p>Anticybersquatting Consumer Protection Act(Trademark Cyberpiracy Prevention Act)15 U.S.C.§1125(d)(1)(B)</p> <p>In determining whether the domain name registrant has a bad faith intent to profit, a court may consider many factors, including nine that are outlined in the statute:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Registrant's trademark or other intellectual property rights in the domain name;</li> <li>2. Whether the domain name contains the registrant's legal or common name;</li> <li>3. Registrant's prior use of the domain name in connection with the bona fide offering of goods or services;</li> <li>4. Registrant's bona fide noncommercial or fair use of the mark in a site accessible by the domain name;</li> <li>5. Registrant's intent to divert customers from the mark</li> </ol>

韓国	日本	米国
		<p>owner's online location that could harm the goodwill represented by the mark、 for commercial gain or with the intent to tarnish or disparage the mark;</p> <p>6. Registrant's offer to transfer、 sell、 or otherwise assign the domain name to the mark owner or a third party for financial gain、 without having used the mark in a legitimate site;</p> <p>7. Registrant's providing misleading false contact information when applying for registration of the domain name;</p> <p>8. Registrant's registration or acquisition of multiple domain names that are identical or confusingly similar to marks of others;and</p> <p>9. Extent to which the mark in the domain is distinctive or famous.</p> <p>連邦商標法 (Lanham Act) (15 U.S.C. § 1125)</p> <p>(a) 原産地の虚偽指定、虚偽供述と希釈化防止</p> <p>(1) 商品とサービス又は商品の容器に単語、文字、シンボル、考案(device)又はこれらの結合を商業的に使用して商品の出所表示の混同を引き起こしたり、商業的な広告活動で他人の営業との関係、関連関係又は後援関係があるという混同を引き起こしたり、欺瞞する</p>

韓国	日本	米国
		<p>恐れがある行為をした者に対してそのような行為によって侵害を受けていたり、又は受ける恐れがある者は民事訴訟を提起することができる。</p> <p>(A) 混乱を誘発する恐れがあり、又は錯誤を起こす恐れがあり、又は他人とその人の連携、関係、若しくは連合を欺く恐れがあり、又は他人によって自分の製品、サービス、又は商業的活動の起源、後援、若しくは承認を欺く恐れがあり、又は</p> <p>(B) 商品、サービス、又は商業的活動の性格、特徴、数量、又は地理的な出所について商業的宣伝、広告、又は誤報の場合、それらの行為によって侵害を受けていたり、又は受ける恐れがある者は民事訴訟を提起することができる。</p> <p>15 U.S.C.§1125-False designations of origin、 false descriptions、 and dilution forbidden</p> <p>(a)Civil Action</p> <p>(1) Any person who、 on or in connection with any goods or services、 or any container for goods、 uses in commerce any word、 term、 name、 symbol、 or device、 or any combination thereof、 or any false designation of origin、 false or misleading description of fact、 or false or misleading representation of fact、 which—</p>

韓国	日本	米国
		<p>(A) is likely to cause confusion、 or to cause mistake、 or to deceive as to the affiliation、 connection、 or association of such person with another person、 or as to the origin、 sponsorship、 or approval of his or her goods、 services、 or commercial activities by another person、 or</p> <p>(B) in commercial advertising or promotion、 misrepresents the nature、 characteristics、 qualities、 or geographic origin of his or her or another person's goods、 services、 or commercial activities、 shall be liable in a civil action by any person who believes that he or she is or is likely to be damaged by such act.</p> <p>統一営業秘密法(Uniform Trade Secret Act)</p> <p>第 1 条(定義) 文脈上は別途要求されない限り、本法では次のとおり使用される。</p> <p>④ 「営業秘密」とは、公式(formula)、原型(pattern)、編集(compilation)、プログラム(program)、装置(device)、方法(method)、技法又は工程(process)を含め、次のような情報(information)をいう。</p> <p>1. その公開又は使用から経済的価値を得られる他の者に一般的に知られていなかったり、その者が適切な手段で容易に確認できないものから実際の又は潜在的に独立した経済的価値が派生する情報、そして</p>

韓国	日本	米国
		<p>2. その機密性を維持するため、状況による合理的な努力の対象となる情報</p> <p>Uniform Trade Secret Act with 1985 Amendments</p> <p>SECTION 1.DEFINITIONS.As used in this[Act]、 unless the context requires otherwise:</p> <p>(4) "Trade secret" means information、 including a formula、 pattern、 compilation、 program、 device、 method、 technique、 or process、 that:</p> <p>(i) derives independent economic value 、 actual or potential、 from not being generally known to、 and not being readily ascertainable by proper means by、 other persons who can obtain economic value from its disclosure or use、 and</p> <p>(ii) is the subject of efforts that are reasonable under the circumstances to maintain its secrecy.</p> <p>経済スパイ法 (Economic Espionage Act)(18 U.S. Code § 1839(3))</p> <p>(3) 「営業秘密(trade secrets)」とは、次に該当する場合に、類型であるか無形であるか及び物理的、電子的、図表、写真又は文書に保存、編集又は記憶されたかどうか又はその方法に関係なく、原型(patterns)、計画(plans)、編集(compilation)、プログラム装置(program device)、公式(formulas)、デザイン</p>

韓国	日本	米国
		<p>(designs)、試作品(prototypes)、方法(methods)、技術(techniques)、公正(processes)、プログラム(programs)、コード(codes)を含むすべての形態及び種類の財政的、事業的、科学的、技術的、経済的又は工学的情報をいう。</p> <p>(A) その所有者が当該情報を秘密に維持するために合理的な措置を取った場合；そして</p> <p>(B) 当該情報が一般的に知られなかったり、一般人が適切な手段を通じて容易に確認できないものから実際の又は潜在的に独立した経済的価値を創出する場合</p> <p>Economic Espionage Act of 1996 18 U.S. Code§1839-Definitions</p> <p>(3) the term "trade secret" means all forms and types of financial, business, scientific, technical, economic, or engineering information, including patterns, plans, compilations, program devices, formulas, designs, prototypes, methods, techniques, processes, procedures, programs, or codes, whether tangible or intangible, and whether or how stored, compiled, or memorialized physically, electronically, graphically, photographically, or in writing if—</p> <p>(A) the owner thereof has taken reasonable measures to keep such information secret; and</p> <p>(B) the information derives independent economic value,</p>

韓国	日本	米国
		<p>actual or potential, from not being generally known to, and not being readily ascertainable through proper means by, the public;and</p> <p>統一営業秘密法(Uniform Trade Secret Act)</p> <p>第1条(定義) 文脈上は別途要求される場合を除いては、この法律で使用された用語の定義は次のとおりである：</p> <p>(1) 「不正な手段(improper means)」とは、窃取、収賄、虚偽供述、秘密保持義務の違反若しくは当該違反の勧誘又は前者的又はその他の手段を通じたスパイ行為を指す；</p> <p>(2) 「不正使用(misappropriation)」とは、次に定めるものをいう：</p> <p>(i) 営業秘密が不正な手段により取得されたことを知っている者、又は知るべき理由がある者による他の者の営業秘密の取得；又は</p> <p>(ii) 明示的又は黙示的同意なしに、次に該当する者による他の者の営業秘密の公開又は使用</p> <p>(A) 当該営業秘密の知識を取得するため、不正な手段を使用した者；</p> <p>(B) 公開又は使用時点で当該営業秘密の知識が以下に該当することを知っていた者又は知ることができた者；</p> <p>(I) 該当営業秘密を取得するため、不適切な手段を使用した者から又はその者を通じて取得されたことを</p>

韓国	日本	米国
		<p>知っていた者、又は知ることができた者；</p> <p>(II) その秘密性を維持したり、その使用を制限する義務が発生する状況で取得したもの；又は</p> <p>(III) その秘密性を維持したり、その使用を制限する救済を請求する者に対する義務を負う者から又はその者を通じて取得されたことを知っていた者、又は知ることができた者；又は</p> <p>(C) 自分の地位に重大な変更がある前に、当該営業秘密が営業秘密であり、当該営業秘密の知識が事故又は過失で取得されたことを知っていた者、又は知ることができた者</p> <p>Uniform Trade Secret Act with 1985 Amendments</p> <p>SECTION 1.DEFINITIONS.As used in this[Act]、 unless the context requires otherwise:</p> <p>(1) "Improper means"includes theft 、 bribery 、 misrepresentation、 breach or inducement of a breach of a duty to maintain secrecy、 or espionage through electronic or other means;</p> <p>(2) "Misappropriation"means:</p> <p>(i) acquisition of a trade secret of another by a person who knows or has reason to know that the trade secret was acquired by improper means;or</p> <p>(ii) disclosure or use of a trade secret of another without express or implied consent by a person who</p>

韓国	日本	米国
		<p>(A) used improper means to acquire knowledge of the trade secret;or</p> <p>(B) at the time of disclosure or use, knew or had reason to know that his knowledge of the trade secret was</p> <p>(I) derived from or through a person who had utilized improper means to acquire it;</p> <p>(II) acquired under circumstances giving rise to a duty to maintain its secrecy or limit its use;or</p> <p>(III) derived from or through a person who owed a duty to the person seeking relief to maintain its secrecy or limit its use;or</p> <p>(C) before a material change of his[or her] position, knew or had reason to know that it was a trade secret and that knowledge of it had been acquired by accident or mistake.</p> <p>- 経済スパイ法(Economic Espionage Act)</p> <p>第 1831 条経済スパイ</p> <p>(a) 一般条項 - 誰でもこの犯罪が外国政府、外国機関又は外国代理人に利益になることを意図したり、その情を知りながら、故意に次に定める行為をする者は、第(b)項に定める場合を除いては 500,000 ドル以下の罰金又は 15 年以下の懲役に処し、又は量刑を併科する。</p>

韓国	日本	米国
		<p>(1) そのような情報を窃取若しくは権限なしに盗用、所持、運搬若しくは隠蔽し、又は詐欺、策略、欺罔によって当該情報を取得する行為；</p> <p>(2) 権限なしに営業秘密を複写、複製、スケッチ、書き写し(draw)、写真撮影(photograph)、ダウンロード、アップロード、変更、破棄、写真コピー(photocopy)、模写、伝送、配達、配送、郵便発送、通信、又は譲渡(convey)する行為</p> <p>(3) 営業秘密が権限なしに、窃取又は盗用、取得又は流用(convert)された事実を知りながら営業秘密を受領、購買又は所持する行為</p> <p>(4) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯そうとする行為；又は</p> <p>(5) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯すために1人以上の他の者と共謀し、そのような者の中で1人以上が当該共謀の目的を達成するための行為をする場合</p> <p>-Economic Espionage Act of 1996</p> <p>18 U.S. Code§1831-Economic espionage</p> <p>(a) In General.—Whoever, intending or knowing that the offense will benefit any foreign government, foreign instrumentality, or foreign agent, knowingly—</p> <p>(1) steals, or without authorization appropriates, takes,</p>

韓国	日本	米国
		<p>carries away、 or conceals、 or by fraud、 artifice、 or deception obtains a trade secret;</p> <p>(2) without authorization copies、 duplicates、 sketches、 draws、 photographs、 downloads、 uploads、 alters、 destroys、 photocopies、 replicates、 transmits、 delivers、 sends、 mails、 communicates、 or conveys a trade secret;</p> <p>(3) receives、 buys、 or possesses a trade secret、 knowing the same to have been stolen or appropriated、 obtained、 or converted without authorization;</p> <p>(4) attempts to commit any offense described in any of paragraphs(1)through(3);or</p> <p>(5) conspires with one or more other persons to commit any offense described in any of paragraphs(1)through(3)、 and one or more of such persons do any act to effect the object of the conspiracy、</p> <p>経済スパイ法 (Economic Espionage Act)(18 U.S. Code § 1832(a))</p> <p>第 1832 条営業秘密の窃取</p> <p>(a) 誰でも所有者以外の者の経済的利益のため、当該犯罪が営業秘密の所有者を害することを意図し、又はその情を知りながら、州間通商又は海外通商に利用されたり、このために生産された製品と関係があったり、当該製品に含まれた営業秘密を有用する目的で、</p>

韓国	日本	米国
		<p>故意に次に定める行為をする者は、第(b)項に規定する場合を除いては、同条に定める罰金又は10年以下の懲役に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) そのような情報を窃取若しくは権限なしに盗用、所持、運搬若しくは隠蔽し、又は詐欺、策略、欺罔によって当該情報を取得する行為；</p> <p>(2) 権限なしに、当該情報を複写、複製、スケッチ、書き写し、写真撮影、ダウンロード、アップロード、変更、破棄、写真複写、模写、伝送、配達、配送、郵便発送、通信、又は譲渡する行為；</p> <p>(3) 該当情報が権限なしに窃取又は盗用、取得又は有用された事実を知って当該情報を受領、購買若しくは所持する行為</p> <p>(4) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯そうとする行為；又は</p> <p>(5) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯すために1人以上の他の者と共謀し、そのような者の中で1人以上が当該共謀の目的を達成するための行為をする場合</p> <p>Economic Espionage Act of 1996</p> <p>18 U.S. Code§1832-Theft of trade secrets</p> <p>(a) Whoever, with intent to convert a trade secret, that is related to a product or service used in or intended for use in interstate or foreign commerce, to the economic benefit</p>

韓国	日本	米国
		<p>of anyone other than the owner thereof, and intending or knowing that the offense will, injure any owner of that trade secret, knowingly—</p> <p>(1) steals, or without authorization appropriates, takes, carries away, or conceals, or by fraud, artifice, or deception obtains such information;</p> <p>(2) without authorization copies, duplicates, sketches, draws, photographs, downloads, uploads, alters, destroys, photocopies, replicates, transmits, delivers, sends, mails, communicates, or conveys such information;</p> <p>(3) receives, buys, or possesses such information, knowing the same to have been stolen or appropriated, obtained, or converted without authorization;</p> <p>(4) attempts to commit any offense described in paragraphs(1)through(3);or</p> <p>(5) conspires with one or more other persons to commit any offense described in paragraphs(1)through(3), and one or more of such persons do any act to effect the object of the conspiracy,</p>
<p>제 2 조(정의) 이 법에서 사용하는 용어의 뜻은 다음과 같다. &lt;개정 2011.12.2., 2013.7.30., 2015.1.28.&gt;</p> <p>1. "부정경쟁행위"란 다음 각 목의 어느 하나에 해당하는 행위를 말한다.</p>		

韩国	日本	米国
<p>가. 국내에 널리 인식된 타인의 성명, 상호, 상표, 상품의 용기·포장, 그 밖에 타인의 상품임을 표시한 표지(標識)와 동일하거나 유사한 것을 사용하거나 이러한 것을 사용한 상품을 판매·반포(頒布) 또는 수입·수출하여 타인의 상품과 혼동하게 하는 행위</p> <p>나. 국내에 널리 인식된 타인의 성명, 상호, 표장(標章), 그 밖에 타인의 영업임을 표시하는 표지와 동일하거나 유사한 것을 사용하여 타인의 영업상의 시설 또는 활동과 혼동하게 하는 행위</p> <p>다. 가목 또는 나목의 혼동하게 하는 행위 외에 비상업적 사용 등 대통령령으로 정하는 정당한 사유 없이 국내에 널리 인식된 타인의 성명, 상호, 상표, 상품의 용기·포장, 그 밖에 타인의 상품 또는 영업임을 표시한 표지와 동일하거나 유사한 것을 사용하거나 이러한 것을 사용한 상품을 판매·반포 또는 수입·수출하여 타인의 표지의 식별력이나 명성을 손상하는 행위</p> <p>라. 상품이나 그 광고에 의하여 또는 공중이 알 수 있는 방법으로 거래상의 서류 또는 통신에 거짓의 원산지의 표지를 하거나 이러한 표지를 한 상품을 판매·반포 또는 수입·수출하여 원산지를</p>		

韓国	日本	米国
<p>오인(誤認)하게 하는 행위</p> <p>마. 상품이나 그 광고에 의하여 또는 공중이 알 수 있는 방법으로 거래상의 서류 또는 통신에 그 상품이 생산·제조 또는 가공된 지역 외의 곳에서 생산 또는 가공된 듯이 오인하게 하는 표지를 하거나 이러한 표지를 한 상품을 판매·반포 또는 수입·수출하는 행위</p> <p>바. 타인의 상품을 사칭(詐稱)하거나 상품 또는 그 광고에 상품의 품질, 내용, 제조방법, 용도 또는 수량을 오인하게 하는 선전 또는 표지를 하거나 이러한 방법이나 표지로서 상품을 판매·반포 또는 수입·수출하는 행위</p> <p>사. 다음의 어느 하나의 나라에 등록된 상표 또는 이와 유사한 상표에 관한 권리를 가진 자의 대리인이나 대표자 또는 그 행위일 전 1년 이내에 대리인이나 대표자이었던 자가 정당한 사유 없이 해당 상표를 그 상표의 지정상품과 동일하거나 유사한 상품에 사용하거나 그 상표를 사용한 상품을 판매·반포 또는 수입·수출하는 행위</p> <p>(1) 「공업소유권의 보호를 위한 파리협약」(이하</p>		

韓国	日本	米国
<p>"과리협약"이라 한다) 당사국</p> <p>(2) 세계무역기구 회원국</p> <p>(3) 「상표법 조약」의 체약국(締約國)</p> <p>아. 정당한 권원이 없는 자가 다음의 어느 하나의 목적으로 국내에 널리 인식된 타인의 성명, 상호, 상표, 그 밖의 표지와 동일하거나 유사한 도메인이름을 등록·보유·이전 또는 사용하는 행위</p> <p>(1) 상표 등 표지에 대하여 정당한 권원이 있는 자 또는 제 3 자에게 판매하거나 대여할 목적</p> <p>(2) 정당한 권원이 있는 자의 도메인이름의 등록 및 사용을 방해할 목적</p> <p>(3) 그 밖에 상업적 이익을 얻을 목적</p> <p>자. 타인이 제작한 상품의 형태(형상·모양·색채·광택 또는 이들을 결합한 것을 말하며, 시제품 또는 상품소개서상의 형태를 포함한다. 이하 같다)를 모방한 상품을 양도·대여 또는 이를 위한 전시를 하거나 수입·수출하는 행위. 다만, 다음의 어느</p>		

韓国	日本	米国
<p>하나에 해당하는 행위는 제외한다.</p> <p>(1) 상품의 시제품 제작 등 상품의 형태가 갖추어진 날부터 3년이 지난 상품의 형태를 모방한 상품을 양도·대여 또는 이를 위한 전시를 하거나 수입·수출하는 행위</p> <p>(2) 타인이 제작한 상품과 동종의 상품(동종의 상품이 없는 경우에는 그 상품과 기능 및 효용이 동일하거나 유사한 상품을 말한다)이 통상적으로 가지는 형태를 모방한 상품을 양도·대여 또는 이를 위한 전시를 하거나 수입·수출하는 행위</p> <p>차. 그 밖에 타인의 상당한 투자나 노력으로 만들어진 성과 등을 공정한 상거래 관행이나 경쟁질서에 반하는 방법으로 자신의 영업을 위하여 무단으로 사용함으로써 타인의 경제적 이익을 침해하는 행위</p> <p>2. "영업비밀"이란 공공연히 알려져 있지 아니하고 독립된 경제적 가치를 가지는 것으로서, 합리적인 노력에 의하여 비밀로 유지된 생산방법, 판매방법, 그 밖에 영업활동에 유용한 기술상 또는 경영상의</p>		

韓国	日本	米国
<p>정보를 말한다.</p> <p>3. "영업비밀 침해행위"란 다음 각 목의 어느 하나에 해당하는 행위를 말한다.</p> <p>가. 절취(竊取), 기망(欺罔), 협박, 그 밖의 부정한 수단으로 영업비밀을 취득하는 행위(이하 "부정취득행위"라 한다) 또는 그 취득한 영업비밀을 사용하거나 공개(비밀을 유지하면서 특정인에게 알리는 것을 포함한다. 이하 같다)하는 행위</p> <p>나. 영업비밀에 대하여 부정취득행위가 개입된 사실을 알거나 중대한 과실로 알지 못하고 그 영업비밀을 취득하는 행위 또는 그 취득한 영업비밀을 사용하거나 공개하는 행위</p> <p>다. 영업비밀을 취득한 후에 그 영업비밀에 대하여 부정취득행위가 개입된 사실을 알거나 중대한 과실로 알지 못하고 그 영업비밀을 사용하거나 공개하는 행위</p> <p>라. 계약관계 등에 따라 영업비밀을 비밀로서 유지하여야 할 의무가 있는 자가 부정한 이익을</p>		

韓国	日本	米国
<p>언거나 그 영업비밀의 보유자에게 손해를 입힐 목적으로 그 영업비밀을 사용하거나 공개하는 행위</p> <p>마. 영업비밀이 라목에 따라 공개된 사실 또는 그러한 공개행위가 개입된 사실을 알거나 중대한 과실로 알지 못하고 그 영업비밀을 취득하는 행위 또는 그 취득한 영업비밀을 사용하거나 공개하는 행위</p> <p>바. 영업비밀을 취득한 후에 그 영업비밀이 라목에 따라 공개된 사실 또는 그러한 공개행위가 개입된 사실을 알거나 중대한 과실로 알지 못하고 그 영업비밀을 사용하거나 공개하는 행위</p> <p>4. "도메인이름"이란 인터넷상의 숫자로 된 주소에 해당하는 숫자·문자·기호 또는 이들의 결합을 말한다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第2 条の2(不正競争防止及び営業秘密保護事業) 特許庁長は、不正競争行為の防止及び営業秘密保護のために、研究・教育及び広報、不正競争防止のための情報管理システムの構築及び運営、その他大統領令で定める事業をすることができる。</p> <p>[本条新設 2009. 3. 25.]</p>		
<p>제 2 조의 2(부정경쟁방지 및 영업비밀보호 사업) 특허청장은 부정경쟁행위의 방지 및 영업비밀보호를 위하여 연구·교육 및 홍보, 부정경쟁방지를 위한 정보관리시스템 구축 및 운영, 그 밖에 대통령령으로 정하는 사업을 할 수 있다.</p> <p>[본조신설 2009.3.25.]</p>		
<p>第2 章 不正競争行為の禁止等 &lt;改正 2007. 12. 21.&gt;</p> <p>第3 条(国旗・国章等の使用禁止) ①パリ条約の当事国、界貿易機構の会員国又は「商標法条約」の締約国の国旗・国章、その他の記章若しくは国際機構の標識</p>	<p>第三章 国際約束に基づく禁止行為</p> <p>(外国の国旗等の商業上の使用禁止)</p>	<p>連邦商標法 15 USC § 1052(a)(b)</p> <p>不道德な事項、欺瞞的で中傷的な事項又は他の者(生死を問わない)、機関、宗教又は国家の象徴を誹謗したり、その関係を虚偽で暗示又は侮辱したり、悪評を</p>

韓国	日本	米国
<p>と同一又は類似のものは、商標として使用することができない。但し、当該国家又は国際機構の許諾を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>②パリ条約の当事国、世界貿易機構の会員国又は「商標法条約」の締約国の政府の監督用若しくは証明用の標識と同一又は類似のものは、商標として使用することができない。但し、当該国の政府の許諾を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21.]</p>	<p>第十六条</p> <p>何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であって経済産業省令で定めるもの（以下「外国国旗等」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国国旗等類似記章」という。）を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可（許可に類する行政処分を含む。以下同じ。）を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の経済産業省令で定める外国の国の紋章（以下「外国紋章」という。）を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督</p>	<p>与える事項で構成されるもの、また地理的標章においてワインや蒸留酒と関連して出願人が原産地と違う場所で使用したり、WTO 協定(3501 条 9 項 19 号に定義)が米国で発効された日又は 1 年以降から使用された商標</p> <p>(b) 米国、州、地方団体又は外国の国旗、文章、その他の記章を構成し、又はそれと類似した外形を具備するもの</p> <p>15 U.S. Code§1052-Trademarks registrable on principal register;concurrent registration</p> <p>No trademark by which the goods of the applicant may be distinguished from the goods of others shall be refused registration on the principal register on account of its nature unless it—</p> <p>(a) Consists of or comprises immoral, deceptive, or scandalous matter;or matter which may disparage or falsely suggest a connection with persons, living or dead, institutions, beliefs, or national symbols, or bring them into contempt, or disrepute;or a geographical indication which, when used on or in connection with wines or spirits, identifies a place other than the origin of the goods and is first used on or in connection with wines or spirits by the</p>

韓国	日本	米国
	<p>用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて経済産業省令で定めるもの（以下「外国政府等記号」という。）と同一若しくは類似のもの（以下「外国政府等類似記号」という。）をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（国際機関の標章の商業上の使用禁止）</p> <p>第十七条</p> <p>何人も、その国際機関（政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。）と関係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの（以下「国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通</p>	<p>applicant on or after one year after the date on which the WTO Agreement(as defined in section 3501(9)of title 19)enters into force with respect to the United States.</p> <p>(b)Consists of or comprises the flag or coat of arms or other insignia of the United States、 or of any State or municipality、 or of any foreign nation、 or any simulation thereof.</p>

韓国	日本	米国
	<p>信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。</p>	
<p>제 2 장 부정경쟁행위의 금지 등 &lt;개정 2007.12.21.&gt;</p> <p>제 3 조(국기·국장 등의 사용 금지) ① 파리협약 당사국, 세계무역기구 회원국 또는 「상표법 조약」 체약국의 국기·국장(國章), 그 밖의 휘장이나 국제기구의 표지와 동일하거나 유사한 것은 상표로 사용할 수 없다. 다만, 해당 국가 또는 국제기구의 허락을 받은 경우에는 그러하지 아니하다.</p> <p>② 파리협약 당사국, 세계무역기구 회원국 또는 「상표법 조약」 체약국 정부의 감독용 또는 증명용 표지와 동일하거나 유사한 것은 상표로 사용할 수 없다. 다만, 해당 정부의 허락을 받은 경우에는 그러하지 아니하다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第3条の2(自由貿易協定により保護する地理的表示の使用禁止等) ① 正当な権原がない者は、大韓民国が外国と両者間又は多者間で締結して発効した自由貿易協定により保護する地理的表示(以下この条において「地理的表示」という)に対しては、第2条第1号ニ目及びホ目の不正競争行為以外にも地理的表示に示された場所を原産地としない商品(地理的表示を使用する商品と同一であり、又は同一と認識される商品に限る)について次の各号の行為をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 真正な原産地表示以外に別途の地理的表示を使用する行為</li> <li>2. 地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為</li> <li>3. 「種類」、「類型」、「様式」又は「模造品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為</li> </ol> <p>② 正当な権原がない者は、次の各号の行為をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項各号に該当する方式により地理的表示を使用した商品を譲渡・引渡又はこのために展示し、又は輸入・輸出する行為</li> <li>2. 第2条第1号ニ目又はホ目に該当する方式により地理的表示を使用した商品を引き渡し、又はこのために展示する行為</li> </ol>		

韓国	日本	米国
<p>③ 第 1 項各号に該当する方式により商標を使用する者であつて、次の各号の要件をすべて満たした者は、第 1 項にかかわらず、当該商標をその使用する商品に継続使用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内において地理的表示の保護開始日以前から当該商標を使っていること</li> <li>2. 第 1 号によつて商標を使用した結果、当該地理的表示の保護開始日に国内需要者間にその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されていること</li> </ol> <p>[本条新設 2011. 6. 30.]</p>		
<p>제 3 조의 2(자유무역협정에 따라 보호하는 지리적 표시의 사용금지 등) ① 정당한 권원이 없는 자는 대한민국이 외국과 양자간(兩者間) 또는 다자간(多者間)으로 체결하여 발효된 자유무역협정에 따라 보호하는 지리적 표시(이하 이 조에서 "지리적 표시"라 한다)에 대하여는 제 2 조제 1 호라목 및 마목의 부정경쟁행위 이외에도 지리적 표시에 나타난 장소를 원산지로서 하지 아니하는 상품(지리적 표시를 사용하는 상품과 동일하거나 동일하다고 인식되는 상품으로 한정한다)에 관하여 다음 각 호의 행위를 할 수 없다.</p>		

韩国	日本	米国
<p>1. 진정한 원산지 표시 이외에 별도로 지리적 표시를 사용하는 행위</p> <p>2. 지리적 표시를 번역 또는 음역하여 사용하는 행위</p> <p>3. "종류", "유형", "양식" 또는 "모조품" 등의 표현을 수반하여 지리적 표시를 사용하는 행위</p> <p>② 정당한 권원이 없는 자는 다음 각 호의 행위를 할 수 없다.</p> <p>1. 제 1 항 각 호에 해당하는 방식으로 지리적 표시를 사용한 상품을 양도·인도 또는 이를 위하여 전시하거나 수입·수출하는 행위</p> <p>2. 제 2 조제 1 호라목 또는 마목에 해당하는 방식으로 지리적 표시를 사용한 상품을 인도하거나 이를 위하여 전시하는 행위</p> <p>③ 제 1 항 각 호에 해당하는 방식으로 상표를 사용하는 자로서 다음 각 호의 요건을 모두 갖춘 자는 제 1 항에도 불구하고 해당 상표를 그 사용하는 상품에 계속 사용할 수 있다.</p> <p>1. 국내에서 지리적 표시의 보호개시일 이전부터 해당 상표를 사용하고 있을 것</p> <p>2. 제 1 호에 따라 상표를 사용한 결과 해당 지리적 표시의 보호개시일에 국내 수요자 간에 그 상표가 특정인의 상품을 표시하는 것이라고 인식되어 있을 것</p>		

韓国	日本	米国
[본조신설 2011.6.30.]		
<p>第 4 条(不正競争行為等の差止請求権等) ① 不正競争行為が第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反する行為により自己の営業上の利益が侵害され、又は侵害される恐れがある者は、不正競争行為、又は第 3 条 2 第 1 項若しくは第 2 項を違反する行為をし、又はしようとする者に対し、法院にその行為の差止又は予防を請求することができる。</p> <p>② 第 1 項による請求をする時には、次の各号の措置を共に請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不正競争行為又は第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に違反する行為を造成した物の廃棄</li> <li>2. 不正競争行為又は第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に違反する行為に提供された設備の除去</li> <li>3. 不正競争行為又は第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に違反する行為の対象になったドメイン名の登録抹消</li> <li>4. その他不正競争行為又は第 3 条の 2 第 1 項若しくは 2 項に違反する行為の差止又は予防のた</li> </ol>	<p>第二章 差止請求、損害賠償等</p> <p>(差止請求権)</p> <p>第三条</p> <p>不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害される恐れがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害する恐れがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。</p> <p>2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害される恐れがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。</p>	<p>モデル州商標法案(Model State Trademark Bill)第 12 条</p> <p>事業の名声に損害を加える可能性があり、又はこの法を根拠に登録された標章又は普通法によって有効な標章や商号が持っている良質のイメージを希釈化(dilute)する可能性がある場合には、当事者の間に競争関係がなかったり、商品やサービスの出所について混同がない場合にも、差止の請求をすることができる。</p>

韓国	日本	米国
<p>めに必要な措置</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p> <p>[題目改正 2001. 6. 30]</p>		
<p>제 4 조(부정경쟁행위 등의 금지청구권 등) ① 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반하는 행위로 자신의 영업상의 이익이 침해되거나 침해될 우려가 있는 자는 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반하는 행위를 하거나 하려는 자에 대하여 법원에 그 행위의 금지 또는 예방을 청구할 수 있다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>② 제 1 항에 따른 청구를 할 때에는 다음 각 호의 조치를 함께 청구할 수 있다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반하는 행위를 조성한 물건의 폐기</li> <li>2. 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반하는 행위에 제공된 설비의 제거</li> <li>3. 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반하는 행위의 대상이 된 도메인이름의 등록말소</li> <li>4. 그 밖에 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는</li> </ol>		<p>Model State Trademark Bill Section 12: Infringement</p> <p>Subject to the provisions of Section 16 hereof, any person who shall</p> <p>(a) use, without the consent of the registrant, any reproduction, counterfeit, copy, or colorable imitation of a mark registered under this Act in connection with the sale, distribution, offering for sale, or advertising of any goods or services on or in connection with which such use is likely to cause confusion or mistake or to deceive as to the source of origin of such goods or services; or</p> <p>(b) reproduce, counterfeit, copy or colorably imitate any such mark and apply such reproduction, counterfeit, copy or colorable imitation to labels, signs, prints, packages, wrappers, receptacles, or advertisements intended to be used upon or in connection with the sale or other distribution in this state of such goods or services;</p> <p>shall be liable in a civil action by the registrant for any and all of the remedies provided in Section 14 hereof, except</p>

韓国	日本	米国
<p>제 2 항을 위반하는 행위의 금지 또는 예방을 위하여 필요한 조치</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p> <p>[제목개정 2011.6.30.]</p>		<p>that under subsection (b) hereof the registrant shall not be entitled to recover profits or damages unless the acts have been committed with the intent to cause confusion or mistake or to deceive.</p>
<p>第 5 条(不正競争行為等に対する損害賠償責任) 故意又は過失による不正競争行為や第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反した行為(第 2 条第 1 号ハ目の場合には、故意による不正競争行為のみをいう)により他人の営業上の利益を侵害して損害を与えた者は、その損害を賠償する責任を負う。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p> <p>[題目改正 2011. 6. 30]</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第四条</p> <p>故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。</p>	
<p>제 5 조(부정경쟁행위 등에 대한 손해배상책임) 고의 또는 과실에 의한 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반한 행위(제 2 조제 1 호다목의 경우에는 고의에 의한 부정경쟁행위만을 말한다)로 타인의 영업상 이익을 침해하여 손해를 입힌 자는 그 손해를 배상할 책임을 진다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p>		

韓国	日本	米国
<p>[전문개정 2007.12.21.]</p> <p>[제목개정 2011.6.30.]</p>		
<p>第 6 条(不正競争行為等で失墜した信用の回復) 法院は、故意又は過失による不正競争行為や第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反した行為(第 2 条第 1 号ハ目の場合には、故意による 不正競争行為のみを言う)で他人の営業上の信用を失墜させた者に対しては、不正競争行為や第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反した行為により自己の営業上の利益が侵害された者の請求により、第 5 条による損害賠償に代え、又は損害賠償と共に営業上の信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p> <p>[題目改正 2011. 6. 30]</p>	<p>(信用回復の措置)</p> <p>第十四条</p> <p>故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。</p>	
<p>제 6 조(부정경쟁행위 등으로 실추된 신용의 회복) 법원은 고의 또는 과실에 의한 부정경쟁행위나 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반한 행위(제 2 조제 1 호다목의 경우에는 고의에 의한 부정경쟁행위만을 말한다)로 타인의 영업상의 신용을 실추시킨 자에게는 부정경쟁행위나</p>		

韓国	日本	米国
<p>제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반한 행위로 인하여 자신의 영업상의 이익이 침해된 자의 청구에 의하여 제 5 조에 따른 손해배상을 갈음하거나 손해배상과 함께 영업상의 신용을 회복하는 데에 필요한 조치를 명할 수 있다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p> <p>[제목개정 2011.6.30.]</p>		
<p>第 7 条(不正競争行為等の調査等) ① 特許庁長、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下「市・道知事」という)又は市長・郡主・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ)は、第 2 条第 1 号イ目からト目までの不正競争行為や第 3 条、第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反した行為を確認するために必要と認められれば、関係公務員に営業施設若しくは製造施設に出入して関係書類や帳簿・製品等を調査し、又は調査に必要な最少分量の製品を収去して検査させることができる。</p> <p>② 特許庁長、市・道知事又は市長・郡主・区庁長が第 1 項による調査をするときには、「行政調査基本</p>		

韓国	日本	米国
<p>法」第 15 条によってその調査が重複しないようにしなければならない。〈新設 2011. 6. 30.〉</p> <p>③ 第 1 項により調査等をする公務員は、その権限を表示する証票を所持し、これを関係人に見せなければならない。〈改正 2011. 6. 30.〉</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p> <p>[題目改正 2011. 6. 30.]</p>		
<p>제 7 조(부정경쟁행위 등의 조사 등) ① 특허청장, 특별시장·광역시장·도지사·특별자치도지사(이하 "시·도지사"라 한다) 또는 시장·군수·구청장(자치구의 구청장을 말한다. 이하 같다)은 제 2 조제 1 호가목부터 사목까지의 부정경쟁행위나 제 3 조, 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반한 행위를 확인하기 위하여 필요하다고 인정하면 관계 공무원에게 영업시설 또는 제조시설에 출입하여 관계 서류나 장부·제품 등을 조사하게 하거나 조사에 필요한 최소분량의 제품을 수거하여 검사하게 할 수 있다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>② 특허청장, 시·도지사 또는 시장·군수·구청장이 제 1 항에 따른 조사를 할 때에는 「행정조사기본법」 제 15 조에 따라 그 조사가</p>		

韓国	日本	米国
<p>중복되지 아니하도록 하여야 한다. &lt;신설 2011.6.30.&gt;</p> <p>③ 제 1 항에 따라 조사 등을 하는 공무원은 그 권한을 표시하는 증표를 지니고 이를 관계인에게 내보여야 한다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p> <p>[제목개정 2011.6.30.]</p>		
<p>第 8 条(違反行為の是正勸告) 特許庁長、市・道知事又は市長・郡主・区庁長は、第 2 条第 1 号イ目からト目 までの不正競争行為や第 3 条、第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反した行為があると認められたならば、その違反行為をした者に 30 日以内の期間を定めてその行為を中止させ、又は標識の除去若しくは廃棄すること等、その是正に必要な勸告をすることができる。&lt;改正 2011. 6. 30&gt;</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p> <p>[題目改正 2011. 6. 30.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>제 8 조(위반행위의 시정권고) 특허청장, 시·도지사 또는 시장·군수·구청장은 제 2 조제 1 호가목부터 사목까지의 부정경쟁행위나 제 3 조, 제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항을 위반한 행위가 있다고 인정되면 그 위반행위를 한 자에게 30 일 이내의 기간을 정하여 그 행위를 중지하거나 표지를 제거 또는 폐기할 것 등 그 시정에 필요한 권고를 할 수 있다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p> <p>[제목개정 2011.6.30.]</p>		
<p>第 9 条(意見の聴取) 特許庁長、市・道知事又は市長・郡主・区庁長は、第 8 条による是正勧告をするために必要であると認められれば、大統領令で定めるところにより当事者・利害関係人又は参考人の意見を聞かなければならない。&lt;改正 2011. 6. 30.&gt;</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21.]</p>		
<p>제 9 조(의견청취) 특허청장, 시·도지사 또는 시장·군수·구청장은 제 8 조에 따른 시정권고를 하기</p>		

韓国	日本	米国
<p>위하여 필요하다고 인정하면 대통령령으로 정하는 바에 따라 당사자·이해관계인 또는 참고인의 의견을 들어야 한다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第3章 営業秘密の保護 &lt;改正 2007. 12. 21&gt;</p> <p>第9条の2(営業秘密原本証明) ① 営業秘密保有者は営業秘密が含まれている電子文書の原本であるかの証明を受け取るために第9条の3の規定による営業秘密原本証明機関にその電子文書から抽出された固有の識別値(以下「電子指紋」という)を登録することができる。</p> <p>② 第9条の3の規定による営業秘密原本証明機関は第1項により登録された電子指紋と営業秘密保有者が保管している電子文書から抽出された電子指紋が同一の場合には、その電子文書が電子指紋として登録された原本であることを証明する証明書(以下「原本証明書」という)を発行することができる。</p> <p>[本条新設 2013. 7. 30.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>③ 第 2 項の規定により、原本証明書の発給を受けた者は、第 1 項の規定による電子指紋の登録当時に該当電子文書の記載内容とおり、情報を保有したものと推定する。</p> <p>[本条新設 2013. 7. 30.]</p> <p>[施行日 : 2015. 7. 29.] 第 9 条の 2 第 3 項</p>		
<p>제 3 장 영업비밀의 보호 &lt;개정 2007.12.21.&gt;</p> <p>제 9 조의 2(영업비밀 원본 증명) ① 영업비밀 보유자는 영업비밀이 포함된 전자문서의 원본 여부를 증명받기 위하여 제 9 조의 3 에 따른 영업비밀 원본증명기관에 그 전자문서로부터 추출된 고유의 식별값[이하 "전자지문"(電子指紋)이라 한다]을 등록할 수 있다.</p> <p>② 제 9 조의 3 에 따른 영업비밀 원본증명기관은 제 1 항에 따라 등록된 전자지문과 영업비밀 보유자가 보관하고 있는 전자문서로부터 추출된 전자지문이 같은 경우에는 그 전자문서가 전자지문으로 등록된 원본임을 증명하는 증명서(이하 "원본증명서"라 한다)를 발급할 수 있다.</p> <p>[본조신설 2013.7.30.]</p>		

韩国	日本	米国
<p>제 9 조의 2(영업비밀 원본 증명) ① 영업비밀 보유자는 영업비밀이 포함된 전자문서의 원본 여부를 증명받기 위하여 제 9 조의 3 에 따른 영업비밀 원본증명기관에 그 전자문서로부터 추출된 고유의 식별값[이하 "전자지문"(電子指紋)이라 한다]을 등록할 수 있다.</p> <p>② 제 9 조의 3 에 따른 영업비밀 원본증명기관은 제 1 항에 따라 등록된 전자지문과 영업비밀 보유자가 보관하고 있는 전자문서로부터 추출된 전자지문이 같은 경우에는 그 전자문서가 전자지문으로 등록된 원본임을 증명하는 증명서(이하 "원본증명서"라 한다)를 발급할 수 있다.</p> <p>③ 제 2 항에 따라 원본증명서를 발급받은 자는 제 1 항에 따른 전자지문의 등록 당시에 해당 전자문서의 기재 내용대로 정보를 보유한 것으로 추정한다. &lt;신설 2015.1.28.&gt;</p> <p>[본조신설 2013.7.30.]</p> <p>[시행일 : 2015.7.29.] 제 9 조의 2 제 3 항</p>		

韓国	日本	米国
<p>第9条の3(原本証明機関の指定等) ① 特許庁長は電子指紋を利用して営業秘密が含まれている電子文書の原本であるかどうかを証明する業務(以下「原本証明業務」という)に関して、専門知識のある者を中小企業庁長と協議の上、営業秘密原本証明機関(以下「原本証明機関」という)として指定することができる。</p> <p>② 原本証明機関として指定を受けようとする者は大統領令で定める専門人材や設備等の要件を備えて特許庁長に指定を申請しなければならない。</p> <p>③ 特許庁長は原本証明機関に対して原本証明業務を遂行するために必要な費用の全部又は一部を補助することができる。</p> <p>④ 原本証明機関は原本証明業務の安全性と信頼性を確保するために次の各号に関して大統領令で定める事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子指紋の抽出・登録及び保管</li> <li>2. 営業秘密原本証明及び原本証明書の発給</li> <li>3. 原本証明業務に必要な専門人材の管理及び設備の保護</li> <li>4. その他に原本証明業務の運営・管理等</li> </ol>		

韓国	日本	米国
<p>⑤ 原本証明機関指定の基準及び手続きに必要な事項は大統領令で定める。</p>		
<p>제 9 조의 3(원본증명기관의 지정 등) ① 특허청장은 전자지문을 이용하여 영업비밀이 포함된 전자문서의 원본 여부를 증명하는 업무(이하 "원본증명업무"라 한다)에 관하여 전문성이 있는 자를 중소기업청장과 협의하여 영업비밀 원본증명기관(이하 "원본증명기관"이라 한다)으로 지정할 수 있다.</p> <p>② 원본증명기관으로 지정을 받으려는 자는 대통령령으로 정하는 전문인력과 설비 등의 요건을 갖추어 특허청장에게 지정을 신청하여야 한다.</p> <p>③ 특허청장은 원본증명기관에 대하여 원본증명업무를 수행하는 데 필요한 비용의 전부 또는 일부를 보조할 수 있다.</p> <p>④ 원본증명기관은 원본증명업무의 안전성과 신뢰성을 확보하기 위하여 다음 각 호에 관하여 대통령령으로 정하는 사항을 지켜야 한다.</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 전자지문의 추출·등록 및 보관</li> <li>2. 영업비밀 원본 증명 및 원본증명서의 발급</li> <li>3. 원본증명업무에 필요한 전문인력의 관리 및 설비의 보호</li> </ol>		

韓国	日本	米国
<p>4. 그 밖에 원본증명업무의 운영·관리 등</p> <p>⑤ 원본증명기관 지정의 기준 및 절차에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p> <p>[본조신설 2013.7.30.]</p>		
<p>第9条の4(原本証明機関に対する是正命令等) ①特許庁長は原本証明機関が次の各号のいずれかに該当する場合には 6 カ月以内の期間を定め、その是正を命ずることができる。</p> <p>1. 原本証明機関として指定を受けた後、第9条の3 第2項の規定による要件に合わなくなった場合</p> <p>2. 第9条の3 第4項の規定により大統領令で定める事項を守らない場合</p> <p>②特許庁長は原本証明機関が第9条の3 第3項の規定による補助金を他の目的で使用した場合には期間を定めてその返還を命ずることができる。</p> <p>③特許庁長は原本証明機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し又は 6 カ月</p>		

韓国	日本	米国
<p>以内の期間を定めて原本証明業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。但し、第 1 号又は第 2 号に該当する場合にはその指定を取り消さなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虚偽又はその他の不正な方法により指定を受けた場合</li> <li>2. 原本証明業務の全部又は一部の停止命令を受けた者がその命令に違反して原本証明業務をした場合</li> <li>3. 正当な理由がないのに原本証明機関として指定を受けた日から 6 カ月以内に原本証明業務を始めず、又は 6 カ月以上継続して原本証明業務を中断した場合</li> <li>4. 第 1 項による是正命令を正当な理由がないのに履行しない場合</li> <li>5. 第 2 項による補助金返還命令を履行しなかった場合</li> </ol> <p>④ 第 3 項の規定により指定を取り消された原本証明機関は、指定が取り消された日から 3 カ月以内に登録された電子指紋又はその他の電子指紋の登録に関する記録等、原本証明業務に関する記録を特許庁長が指定する他の原本証明機関に引き継がなければならない。但し、他の原本証明機関が引き受けを拒否する等、やむを得ない事由で原本証明業務に関する記録を引き継ぐことができない場合にはその事実を特許</p>		

韓国	日本	米国
<p>庁長に遅滞なく通知しなければならない。</p> <p>⑤ 特許庁長は第 3 項の規定により指定を取り消された原本証明機関が第 4 項に違反して原本証明業務に関する記録を引き継がず、又はその記録を引き継ぐことができない事実を通知しなかった場合には、6 カ月以内の期間を定めてその是正を命ずることができる。</p> <p>⑥ 第 3 項の規定による処分の詳細基準及び手続、第 4 項の規定による引き継ぎに必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>[本条新設 2013. 7. 30.]</p>		
<p>第 9 条の 5(課徴金) ① 特許庁長は第 9 条の 4 第 3 項の規定により業務停止を命じなければならない場合であって、その業務停止が原本証明機関を利用する者に重度の不便を与え、又は公益を害する恐れがある場合には、業務停止命令に代えて 1 億ウォン以下の課徴金を科することができる。</p> <p>② 特許庁長は第 1 項の規定により課徴金賦課処分</p>		

韓国	日本	米国
<p>を受けた者が期限内に課徴金を納付しない場合には、国税滞納処分の例に従って徴収する。</p> <p>③ 第 1 項の規定により課徴金を賦課する違反行為の種類・程度等による課徴金の金額及び算定方法、その他必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p>[本条新設 2013. 7. 30.]</p>		
<p>제 9 조의 5(과징금) ① 특허청장은 제9조의4 제3항에 따라 업무정지를 명하여야 하는 경우로서 그 업무정지가 원본증명기관을 이용하는 자에게 심한 불편을 주거나 공익을 해칠 우려가 있는 경우에는 업무정지명령을 갈음하여 1 억원 이하의 과징금을 부과할 수 있다.</p> <p>② 특허청장은 제 1 항에 따라 과징금 부과처분을 받은 자가 기한 내에 과징금을 납부하지 아니하는 경우에는 국세 체납처분의 예에 따라 징수한다.</p> <p>③ 제 1 항에 따라 과징금을 부과하는 위반행위의 종류·정도 등에 따른 과징금의 금액 및 산정방법, 그 밖에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p> <p>[본조신설 2013.7.30.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第 9 条の 6(聴聞) 特許庁長は第 9 条の 4 第 3 項の規定により指定を取り消し、又は業務停止を命じようとするときは聴聞をしなければならない。</p> <p>[本条新設 2013. 7. 30.]</p>		
<p>제 9 조의 6(청문) 특허청장은 제 9 조의 4 제 3 항에 따라 지정을 취소하거나 업무정지를 명하려면 청문을 하여야 한다.</p> <p>[본조신설 2013.7.30.]</p>		
<p>第 9 条の 7(秘密維持等) ①何人も、原本証明機関に登録された電子指紋又はその他の関連情報をなくし、又は毀損・変更・偽造若しくは流出してはならない。</p> <p>②原本証明機関の役職員であり、又は役職員だった者は職務上知得した秘密を漏らしてはならない。</p> <p>[本条新設 2013. 7. 30.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>제 9 조의 7(비밀유지 등) ① 누구든지 원본증명기관에 등록된 전자지문이나 그 밖의 관련 정보를 없애거나 훼손·변경·위조 또는 유출하여서는 아니 된다.</p> <p>② 원본증명기관의 임직원이거나 임직원이었던 사람은 직무상 알게 된 비밀을 누설하여서는 아니 된다.</p> <p>[본조신설 2013.7.30.]</p>		
<p>第10条(営業秘密の侵害行為に対する差止請求権等)</p> <p>① 営業秘密の保有者は、営業秘密の侵害行為をし、又はしようとする者に対し、その行為により営業上の利益が侵害され、又は侵害される恐れがある場合には、法院にその行為の停止又は予防を請求することができる。</p> <p>② 営業秘密の保有者が第1項による請求をするときは、侵害行為を組成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他の侵害行為の停止又は予防のために必要な措置を共に請求することができる。</p>		<p>統一営業秘密法 (Uniform Trade Secret Act)</p> <p>第2条 差止命令の救済</p> <p>(a) 実際的な不正使用又は不正使用の脅威は、差止められることができる。裁判所に対する申請により、差止命令は営業秘密が存在しなくなった時に終了するが、当該不正使用から派生する商業的利益を除去するために、合理的な期間の間、差止命令が続けられることもあり得る。</p> <p>(b) 例外的な状況で、差止命令は未来の使用に対して使用が差し止められることができた期間より長くな</p>

韓国	日本	米国
[全文改正 2007. 12. 21]		<p>い期間に対する合理的なロイヤルティーの支払いを条件にすることができる。例外的な状況は、不正使用を知る前、又は知らなければならない理由がある前に、禁止的命令(<b>prohibitive injunction</b>)を不公平にする地位の重大で不利な変更を含め、これに限らない。</p> <p>(c) 適切な状況で、営業秘密を保護する積極的な行為が裁判所の命令により強制されることがあり得る。</p> <p>Uniform Trade Secret Act with 1985 Amendments</p> <p>SECTION 2.INJUNCTIVE RELIEF.</p> <p>(a) Actual or threatened misappropriation may be enjoined.Upon application to the court, an injunction shall be terminated when the trade secret has ceased to exist, but the injunction may be continued for an additional reasonable period of time in order to eliminate commercial advantage that otherwise would be derived from the misappropriation.</p> <p>(b) In exceptional circumstances, an injunction may condition future use upon payment of a reasonable royalty for no longer than the period of time for which use could have been prohibited.Exceptional circumstances include, but are not limited to, a material and prejudicial change of position prior to acquiring knowledge or reason to know of</p>

韓国	日本	米国
		<p>misappropriation that renders a prohibitive injunction inequitable.</p> <p>(c) In appropriate circumstances、affirmative acts to protect a trade secret may be compelled by court order.</p> <p>経済スパイ法 (Economic Espionage Act)(18 U.S.C.§1836(a))</p> <p>第 1836 条 違反の差止、民事訴訟</p> <p>(a) 法務長官(Attorney General)は、民事訴訟で同条の違反に対する適切な差止命令の救済(injunctive relief)を請求することができる。</p> <p>(b) 米国の地方裁判所は同項による民事訴訟の排他的な第 1 審管轄権(original jurisdiction)を持つ。</p> <p>Economic Espionage Act of 1996</p> <p>18 U.S.C.§1836</p> <p>(a) The Attorney General may、in a civil action、obtain appropriate injunctive relief against any violation of this chapter.</p> <p>(b) The district courts of the United States shall have exclusive original jurisdiction of civil actions under this</p>

韓国	日本	米国
		<p>section.</p> <p>Restatement(Third)of Unfair Competition</p> <p>第 44 条差止命令</p> <p>(1) 第 40 条により他人の営業秘密を侵害した者に対して、他人の営業秘密を継続的に侵害し、又は脅かす行為を防止するために差止命令を下すことができる。</p> <p>(2) 差止命令の範囲は以下のとおりである：</p> <p>(a) 保護されるべき利益の性格；</p> <p>(b) 侵害の性格及び程度；</p> <p>(c) その他救済手段に対する相対的適正性；</p> <p>(d) 命令賦課の際、被告に合法的な利益を、命令棄却の際、原告に合法的な利益を付与できるようにする侵害の相対性；</p> <p>(e) 第 3 者及び公共の利益；</p> <p>(f) 訴訟の履行及び権利主張における原告の理由のない遅延；</p> <p>(g) 原告側に対する否定行為；</p> <p>(h) 命令の形成及び執行の実質性を含めたすべての要素の比較評価</p> <p>(3) 営業秘密に対する差止命令の期間は侵害行為による損害から原告を保護し、被告から侵害行為を通じた経済的利益を剥奪するのに必要な時間に限定する。</p>

韓国	日本	米国
		<p>Restatement(Third)of Unfair Competition</p> <p>§44.Injunctions:Appropriation Of Trade Secrets</p> <p>(1) If appropriate under the rule stated in Subsection(2), injunctive relief may be awarded to prevent a continuing or threatened appropriation of another's trade secret by one who is subject to liability under the rule stated in§40.</p> <p>(2) The appropriateness and scope of injunctive relief depend upon a comparative appraisal of all the factors of the case、 including the following primary factors:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) the nature of the interest to be protected;</li> <li>(b) the nature and extent of the appropriation;</li> <li>(c) the relative adequacy to the plaintiff of an injunction and of other remedies;</li> <li>(d) the relative harm likely to result to the legitimate interests of the defendant if an injunction is granted and to the legitimate interests of the plaintiff if an injunction is denied;</li> <li>(e) the interests of third persons and of the public;</li> <li>(f) any unreasonable delay by the plaintiff in bringing suit or otherwise asserting its rights;</li> <li>(g) any related misconduct on the part of the plaintiff;and</li> <li>(h) the practicality of framing and enforcing the injunction.</li> </ul> <p>(3) The duration of injunctive relief in trade secret actions should be limited to the time necessary to protect the plaintiff from any harm attributable to the appropriation</p>

韓国	日本	米国
		and to deprive the defendant of any economic advantage attributable to the appropriation.
<p>제 10 조(영업비밀 침해행위에 대한 금지청구권 등)</p> <p>① 영업비밀의 보유자는 영업비밀 침해행위를 하거나 하려는 자에 대하여 그 행위에 의하여 영업상의 이익이 침해되거나 침해될 우려가 있는 경우에는 법원에 그 행위의 금지 또는 예방을 청구할 수 있다.</p> <p>② 영업비밀 보유자가 제 1 항에 따른 청구를 할 때에는 침해행위를 조성한 물건의 폐기, 침해행위에 제공된 설비의 제거, 그 밖에 침해행위의 금지 또는 예방을 위하여 필요한 조치를 함께 청구할 수 있다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第 11 条(営業秘密の侵害に対する損害賠償責任) 故意又は過失による営業秘密の侵害行為により営業秘密保有者の営業上の利益を侵害して損害を与えた者は、その損害を賠償する責任を負う。</p>		<p>統一營業秘密法(Uniform Trade Secret Act)</p> <p>第 3 条損害賠償</p> <p>(a) 不正使用を知る前、又は知らなければならぬ理由がある前に地位の重大で不利な変更によって金銭</p>

韓国	日本	米国
[全文改正 2007. 12. 21]		<p>的回復が不公平になる場合を除いては、請求人は不正使用に対する損害賠償を受ける権利がある。損害賠償額は、不正使用により発生した実際の損失と実際の損失に対する損害賠償額を計算するに当たって考慮されない不正使用により発生した不当利得(unjust enrichment)すべてを含めることができる。他の方法で損害賠償額を評価する代わりに、不正使用により生じた損害賠償は不正使用者の権限ない営業秘密の公開又は使用について合理的なロイヤリティ責任を賦課することで評価されることことができる。</p> <p>(b) 故意的かつ悪意のある不正使用が存在する場合には、裁判所は第(a)項による賠償額の 2 倍を超過しない金額の範囲内で懲罰的損害賠償(exemplary damages)を認めることができる。</p> <p>Uniform Trade Secret Act with 1985 Amendments</p> <p>SECTION 3.DAMAGES.</p> <p>(a) Except to the extent that a material and prejudicial change of position prior to acquiring knowledge or reason to know of misappropriation renders a monetary recovery inequitable, a complainant is entitled to recover damages for misappropriation.Damages can include both the actual</p>

韓国	日本	米国
		<p>loss caused by misappropriation and the unjust enrichment caused by misappropriation that is not taken into account in computing actual loss. In lieu of damages measured by any other methods, the damages caused by misappropriation may be measured by imposition of liability for a reasonable royalty for a misappropriator's unauthorized disclosure or use of a trade secret.</p> <p>(b) If willful and malicious misappropriation exists, the court may award exemplary damages in an amount not exceeding twice any award made under subsection(a).</p> <p><b>Restatement(Third)of Unfair Competition</b></p> <p>第 45 条金銭的損害賠償</p> <p>(1) 第 40 条により他人の営業秘密を侵害した者は、侵害によって他人に発生した金銭的損害又はそれによって自分が得た金銭的利益に対する責任を負う。ただし、このような救済は第 45 条(2)によって適切でなければならない。</p> <p>(2) 金銭的損害賠償が適切かどうか及びこれを算定する手段は次の優先的要因を含め、当該事件のすべての要因に対する比較方法的評価に因る；</p>

韓国	日本	米国
		<p>(a)</p> <p>Restatement(Third)of Unfair Competition</p> <p>§45.Monetary Relief:Appropriation Of Trade Secrets</p> <p>(1) One who is liable to another for an appropriation of the other's trade secret under the rule stated in§40 is liable for the pecuniary loss to the other caused by the appropriation or for the actor's own pecuniary gain resulting from the appropriation, whichever is greater, unless such relief is inappropriate under the rule stated in Subsection(2).</p> <p>(2) Whether an award of monetary relief is appropriate and the appropriate method of measuring such relief depend upon a comparative appraisal of all the factors of the case, including the following primary factors:</p> <p>(a) the degree of certainty with which the plaintiff has established the fact and extent of the pecuniary loss or the actor's pecuniary gain resulting from the appropriation;</p> <p>(b) the nature and extent of the appropriation;</p> <p>(c) the relative adequacy to the plaintiff of other remedies;</p> <p>(d) the intent and knowledge of the actor and the nature and extent of any good faith reliance by the actor;</p> <p>(e) any unreasonable delay by the plaintiff in bringing suit or otherwise asserting its rights;and</p> <p>(f) any related misconduct on the part of the plaintiff.</p>

韓国	日本	米国
<p>제 11 조(영업비밀 침해에 대한 손해배상책임) 고의 또는 과실에 의한 영업비밀 침해행위로 영업비밀 보유자의 영업상 이익을 침해하여 손해를 입힌 자는 그 손해를 배상할 책임을 진다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第 12 条(営業秘密保有者の信用回復) 法院は、故意又は過失による営業秘密の侵害行為により営業秘密保有者の営業上の信用を失墜させた者には、営業秘密保有者の請求により、第 11 条による損害の賠償に代え、又は損害賠償と共に営業上の信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p>		
<p>제 12 조(영업비밀 보유자의 신용회복) 법원은 고의 또는 과실에 의한 영업비밀 침해행위로 영업비밀 보유자의 영업상의 신용을 실추시킨 자에게는 영업비밀 보유자의 청구에 의하여 제 11 조에 따른 손해배상을 갈음하거나 손해배상과 함께 영업상의 신용을 회복하는 데에 필요한</p>		

韓国	日本	米国
<p>조치를 명할 수 있다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第 13 条(善意者に関する特例) ① 取引により営業秘密を正当に取得した者がその取引により許容された範囲においてその営業秘密を使用し、又は公開する行為に対しては、第 10 条 から第 12 条までの規定を適用しない。</p> <p>② 第 1 項において「営業秘密を正当に取得した者」とは、第 2 条第 3 号ハ目又はヘ目の規定により営業秘密を取得したときに、その営業秘密が不正に公開された事実又は営業秘密の不正取得行為若しくは不正公開行為が介入された事実を重大な過失なくして知らずにその営業秘密を取得した者をいう。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p>		
<p>제 13 조(선의자에 관한 특례) ① 거래에 의하여 영업비밀을 정당하게 취득한 자가 그 거래에 의하여 허용된 범위에서 그 영업비밀을 사용하거나 공개하는 행위에 대하여는 제 10 조부터</p>		

韓国	日本	米国
<p>제 12 조까지의 규정을 적용하지 아니한다.</p> <p>② 제 1 항에서 "영업비밀을 정당하게 취득한 자"란 제 2 조제 3 호다목 또는 바목에서 영업비밀을 취득할 당시에 그 영업비밀이 부정하게 공개된 사실 또는 영업비밀의 부정취득행위나 부정공개행위가 개입된 사실을 중대한 과실 없이 알지 못하고 그 영업비밀을 취득한 자를 말한다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第 14 条(時効) 第 10 条第 1 項により営業秘密の侵害行為の禁止又は予防を請求することができる権利は、営業秘密の侵害行為が継続する場合において、営業秘密の保有者がその侵害行為により営業上の利益が侵害され、又は侵害される恐れがあるという事実及び侵害行為者を知った日から 3 年間行使しなければ時効によって消滅する。その侵害行為が始まった日から 10 年が過ぎたときにも同様とする。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p>	<p>(消滅時効)</p> <p>第十五条</p> <p>第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害される恐れがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その行為の開始の時から</p>	<p>統一営業秘密法(Uniform Trade Secret Act)</p> <p>第 6 条 消滅時効</p> <p>不正使用に関する訴訟は、不正使用が発見された時又は合理的な注意をしていれば発見できた時から 3 年以内に提起しなければならない。同条の目的上、継続的な不当使用は単一の請求を構成する。</p> <p>Uniform Trade Secret Act with 1985 Amendments</p> <p>SECTION 6.STATUTE OF LIMITATIONS.An action for misappropriation must be brought within 3 years after the</p>

韓国	日本	米国
	十年を経過したときも、同様とする。	misappropriation is discovered or by the exercise of reasonable diligence should have been discovered.  For the purposes of this section、 a continuing misappropriation constitutes a single claim.
<p>제 14 조(시효) 제 10 조제 1 항에 따라 영업비밀 침해행위의 금지 또는 예방을 청구할 수 있는 권리는 영업비밀 침해행위가 계속되는 경우에 영업비밀 보유자가 그 침해행위에 의하여 영업상의 이익이 침해되거나 침해될 우려가 있다는 사실 및 침해행위자를 안 날부터 3 년간 행사하지 아니하면 시효(時效)로 소멸한다. 그 침해행위가 시작된 날부터 10 년이 지난 때에도 또한 같다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第4章 補則 &lt;改正 2007. 12. 21.&gt;</p> <p>第14条の2(損害額の推定等) ① 不正競争行為、第3条の2 第1項若しくは第2項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為により営業上の利益を侵害された者が第5条又は第11条による損害賠償を請求す</p>	<p>(損害の額の推定等)</p> <p>第五条</p> <p>第二条第一項第一号から第九号まで又は第十五号に掲げる不正競争(同項第四号から第九号までに掲げるものにあつては、技術上の秘密(秘密として管理さ</p>	

韓国	日本	米国
<p>る場合、営業上の利益を侵害した者が不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項に違反した行為又は営業秘密侵害行為を組成した物を譲渡したときには、第1号の数量に第2号の単位数量当りの利益額を乗じた金額を営業上の利益を侵害された者の損害額とすることができる。この場合において、損害の額は、営業上の利益を侵害された者が生産することができた物の数量から実際に販売した物の数量を差し引いた数量に単位数量当りの利益の額を乗じた金額を限度とする。但し、営業上の利益を侵害された者が不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項に違反する行為又は営業秘密侵害行為以外の事由で販売することができなかつた事情がある場合には、その不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項に違反する行為又は営業秘密侵害行為以外の事由で販売することができなかつた数量に応じた金額を差し引かなければならない。〈改正 2011. 6. 30.〉</p> <p>1. 物件の譲渡数量</p> <p>2. 営業上の利益を侵害された者が、その不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項に違反する行為又は営業秘密侵害行為がなければ、販売することができた物の単位数量当たりの利益の額</p> <p>② 不正競争行為、第3条の2第1項若しくは第2項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為で営業上</p>	<p>れている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。)に関するものに限る。)によって営業上の利益を侵害された者(以下この項において「被侵害者」という。)が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、被侵害者の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。</p> <p>2 不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。</p>	

韓国	日本	米国
<p>の利益を侵害された者が第 5 条又は第 11 条による損害賠償を請求する場合、営業上の利益を侵害した者がその侵害行為により利益を受けたときには、その利益の額を営業上の利益を侵害された者の損害の額と推定する。〈改正 2011. 6. 30.〉</p> <p>③ 不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項か第 2 項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為で営業上の利益を侵害された者は、第 5 条又は第 11 条による損害賠償を請求する場合、不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に違反した行為の対象になった商品等に使用された商標等、標識の使用又は営業秘密の侵害行為の対象となった営業秘密の使用について、通常受けることができる金額に相当する金額を自己の損害の額として損害賠償を請求することができる。〈改正 2011. 6. 30.〉</p> <p>④ 不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項か第 2 項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為による損害の額が第 3 項による金額を超過するときは、その超過額に対しても、損害の賠償を請求することができる。この場合、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなければ、法院は、損害賠償の金額を算定するときにこれを考慮することができる。〈改正 2011. 6. 30.〉</p> <p>⑤ 法院は、不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項若し</p>	<p>3 第二条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。</p> <p>一 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用</p> <p>二 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用</p> <p>三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用</p> <p>四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用</p> <p>五 第二条第一項第十五号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用</p> <p>4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるに</p>	

韓国	日本	米国
<p>くは第 2 項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為に係る訴訟で、損害が発生したことは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合には、第 1 項から第 4 項までの規定にもかかわらず、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づき、相当する損害の額を認めることができる。〈改正 2011. 6. 30.〉</p> <p>[本条新設 2007. 12. 21]</p>	<p>ついて、これを参酌することができる。</p> <p>(相当な損害額の認定)</p> <p>第九条</p> <p>不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。</p>	
<p>제 14 조의 2(손해액의 추정 등) ① 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위로 영업상의 이익을 침해당한 자가 제 5 조 또는 제 11 조에 따른 손해배상을 청구하는 경우 영업상의 이익을 침해한 자가 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위를 하게 한 물건을 양도하였을 때에는 제 1 호의 수량에 제 2 호의 단위수량당 이익액을 곱한 금액을 영업상의 이익을 침해당한 자의 손해액으로 할 수 있다. 이 경우 손해액은 영업상의 이익을 침해당한 자가 생산할 수 있었던 물건의 수량에서 실제 판매한 물건의 수량을 뺀 수량에 단위수량당 이익액을 곱한 금액을 한도로 한다. 다만, 영업상의</p>		

韩国	日本	米国
<p>이익을 침해당한 자가 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위 외의 사유로 판매할 수 없었던 사정이 있는 경우에는 그 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위 외의 사유로 판매할 수 없었던 수량에 따른 금액을 배야 한다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>1. 물건의 양도수량  2. 영업상의 이익을 침해당한 자가 그 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위가 없었다면 판매할 수 있었던 물건의 단위수량당 이익액</p> <p>② 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위로 영업상의 이익을 침해당한 자가 제 5 조 또는 제 11 조에 따른 손해배상을 청구하는 경우 영업상의 이익을 침해한 자가 그 침해행위에 의하여 이익을 받은 것이 있으면 그 이익액을 영업상의 이익을 침해당한 자의 손해액으로 추정한다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>③ 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위로 영업상의 이익을 침해당한 자는 제 5 조 또는 제 11 조에 따른 손해배상을 청구하는 경우 부정경쟁행위 또는</p>		

韓国	日本	米国
<p>제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위의 대상이 된 상품 등에 사용된 상표 등 표지의 사용 또는 영업비밀 침해행위의 대상이 된 영업비밀의 사용에 대하여 통상 받을 수 있는 금액에 상당하는 금액을 자기의 손해액으로 하여 손해배상을 청구할 수 있다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>④ 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위로 인한 손해액이 제 3 항에 따른 금액을 초과하면 그 초과액에 대하여도 손해배상을 청구할 수 있다. 이 경우 그 영업상의 이익을 침해한 자에게 고의 또는 중대한 과실이 없으면 법원은 손해배상 금액을 산정할 때 이를 고려할 수 있다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>⑤ 법원은 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위에 관한 소송에서 손해가 발생된 것은 인정되나 그 손해액을 입증하기 위하여 필요한 사실을 입증하는 것이 해당 사실의 성질상 극히 곤란한 경우에는 제 1 항부터 제 4 항까지의 규정에도 불구하고 변론 전체의 취지와 증거조사의 결과에 기초하여 상당한 손해액을 인정할 수 있다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第 14 条の 3(資料の提出) 法院は、不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に違反した行為又は営業秘密の侵害行為による営業上の利益の侵害に関する訴訟において、当事者の申立てにより、相手方の当事者に対し、当該侵害行為による損害の額を算定するのに必要な資料の提出を命じることができる。但し、その資料の所持者が資料の提出を拒絶する正当な理由がある場合には、この限りでない。〈改正 2011. 6. 30.〉</p> <p>[本条新設 2007. 12. 21]</p>	<p>(書類の提出等)</p> <p>第七条</p> <p>裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。</p> <p>3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要で</p>	

韓国	日本	米国
	<p>あると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。</p> <p>4 前三項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について</p> <p>立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。</p>	
<p>제 14 조의 3(자료의 제출) 법원은 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위로 인한 영업상 이익의 침해에 관한 소송에서 당사자의 신청에 의하여 상대방 당사자에 대하여 해당 침해행위로 인한 손해액을 산정하는 데에 필요한 자료의 제출을 명할 수 있다. 다만, 그 자료의 소지자가 자료의 제출을 거절할 정당한 이유가 있는 경우에는 그러하지 아니하다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第 14 条の 4(秘密維持命令) ① 法院は、不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に違反した行為又は営業秘密侵害行為による営業上利益の侵害に関する訴訟において、その当事者が保有した営業秘密について次の各号の事由をすべて疎明した場合には、その当事者の申立てにより決定ともって他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他該訴訟によって営業秘密を知得した者にその営業秘密を当該訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用し、又はその営業秘密に関連したこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずることができる。但し、その申立て時点までに他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他当該訴訟によって営業秘密を知得した者が、第 1 号に規定された準備書面の閲覧又は証拠調査以外の方法によりその営業秘密を既に取得している場合には、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>既に提出し、若しくは提出すべき準備書面又は既に調査し、若しくは調査すべき証拠に営業秘密が含まれていること</li> <li>第 1 号の営業秘密が該訴訟遂行以外の目的で使用され、又は公開されれば当事者の営業に支障を与える恐れがあり、これを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があること</li> </ol>	<p>(秘密保持命令)</p> <p>第十条</p> <p>裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。</p> <p>一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。</p>	<p>統一営業秘密法(Uniform Trade Secret Act)</p> <p>第 5 条 秘密性の維持</p> <p>この法による訴訟において、裁判所は合理的な手段で主張された営業秘密の秘密性を維持しなければならない。当該手段は、証拠開示手続きと関連した保護命令の賦課、非公開聴聞会の実施、訴訟記録の封印及び訴訟と関連した者に対して裁判所の事前承認なしに主張された営業秘密を公開しないようにする命令を含む。</p> <p>Uniform Trade Secret Act with 1985 Amendments</p> <p>SECTION 5.PRESERVATION OF SECRECY.In an action under this[Act], a court shall preserve the secrecy of an alleged trade secret by reasonable means、which may include granting protective orders in connection with discovery proceedings、holding in-camera hearings、sealing the records of the action、and ordering any person involved in the litigation not to disclose an alleged trade secret without prior court approval.</p>

韓国	日本	米国
<p>と</p> <p>② 第1項による命令(以下「秘密維持命令」という)の申立ては、次の各号の事項を書いた書面をもってしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 秘密維持命令を受ける者</li> <li>2. 秘密維持命令の対象になる営業秘密を特定するに十分な事実</li> <li>3. 第1項各号の事由に該当する事実</li> </ol> <p>③ 法院は、秘密維持命令が決定された場合には、その決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。</p> <p>④ 秘密維持命令は、第3項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力を生じる。</p> <p>⑤ 秘密維持命令の申立てを棄却又は却下した裁判については、即時抗告をすることができる。</p> <p>[本条新設 2011. 12. 2.]</p>	<p>二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずる恐れがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。</p> <p>2 前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 秘密保持命令を受けるべき者</li> <li>二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実</li> <li>三 前項各号に掲げる事由に該当する事実</li> <li>3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。</li> <li>4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。</li> <li>5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</li> </ol>	<p>経済スパイ法(Economic Espionage Act)(18 U.S.C. § 1835)</p> <p>第 1835 条 秘密維持命令</p> <p>この章による起訴又はその他の手続において、裁判所は連邦刑事訴訟規則及び連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Criminal and Civil Procedure)、連邦証拠規則(Federal Rules of Evidence)及びその他全ての適用法律の要件に従って、営業秘密の秘密性を維持するために必要かつ適切な命令をしたり、その他の措置を取らなければならない。営業秘密の公開を承認又は指示する地方裁判所の決定若しくは命令に対して米国による中間控訴(interlocutory appeal)を許容しなければならない。</p> <p>Economic Espionage Act of 1996</p> <p>18 U.S. Code§1835-Orders to preserve confidentiality</p> <p>In any prosecution or other proceeding under this chapter, the court shall enter such orders and take such other action as may be necessary and appropriate to preserve the confidentiality of trade secrets, consistent with the</p>

韓国	日本	米国
		requirements of the Federal Rules of Criminal and Civil Procedure, the Federal Rules of Evidence, and all other applicable laws. An interlocutory appeal by the United States shall lie from a decision or order of a district court authorizing or directing the disclosure of any trade secret.
<p>제 14 조의 4(비밀유지명령) ① 법원은 부정경쟁행위, 제 3 조의 2 제 1 항이나 제 2 항을 위반한 행위 또는 영업비밀 침해행위로 인한 영업상 이익의 침해에 관한 소송에서 그 당사자가 보유한 영업비밀에 대하여 다음 각 호의 사유를 모두 소명한 경우에는 그 당사자의 신청에 따라 결정으로 다른 당사자(법인인 경우에는 그 대표자), 당사자를 위하여 소송을 대리하는 자, 그 밖에 해당 소송으로 인하여 영업비밀을 알게 된 자에게 그 영업비밀을 해당 소송의 계속적인 수행 외의 목적으로 사용하거나 그 영업비밀에 관계된 사항에 따른 명령을 받은 자 외의 자에게 공개하지 아니할 것을 명할 수 있다. 다만, 그 신청 시점까지 다른 당사자(법인인 경우에는 그 대표자), 당사자를 위하여 소송을 대리하는 자, 그 밖에 해당 소송으로 인하여 영업비밀을 알게 된 자가 제 1 호에 규정된 준비서면의 열람이나 증거 조사 외의 방법으로 그 영업비밀을 이미 취득하고 있는 경우에는 그러하지 아니하다.</p> <p>1. 이미 제출하였거나 제출하여야 할 준비서면</p>		

韩国	日本	米国
<p>또는 이미 조사하였거나 조사하여야 할 증거에 영업비밀이 포함되어 있다는 것</p> <p>2. 제 1 호의 영업비밀이 해당 소송 수행 외의 목적으로 사용되거나 공개되면 당사자의 영업에 지장을 줄 우려가 있어 이를 방지하기 위하여 영업비밀의 사용 또는 공개를 제한할 필요가 있다는 것</p> <p>② 제 1 항에 따른 명령(이하 "비밀유지명령"이라 한다)의 신청은 다음 각 호의 사항을 적은 서면으로 하여야 한다.</p> <p>1. 비밀유지명령을 받을 자</p> <p>2. 비밀유지명령의 대상이 될 영업비밀을 특정하기에 충분한 사실</p> <p>3. 제 1 항 각 호의 사유에 해당하는 사실</p> <p>③ 법원은 비밀유지명령이 결정된 경우에는 그 결정서를 비밀유지명령을 받은 자에게 송달하여야 한다.</p> <p>④ 비밀유지명령은 제 3 항의 결정서가 비밀유지명령을 받은 자에게 송달된 때부터 효력이 발생한다.</p> <p>⑤ 비밀유지명령의 신청을 기각 또는 각하한</p>		

韓国	日本	米国
<p>재판에 대하여는 즉시항고를 할 수 있다.</p> <p>[본조신설 2011.12.2.]</p>		
<p>第 14 条の 5(秘密維持命令の取消し) ① 秘密維持命令を申し立てた者又は秘密維持命令を受けた者は、第 14 条の 4 第 1 項による要件を備えることができず、又は備えることができなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には秘密維持命令を下した法院)に秘密維持命令の取消しを申し立てることができる。</p> <p>② 法院は、秘密維持命令の取消し申立てに対する裁判がある場合には、その決定書その申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>③ 秘密維持命令の取消しの申立てに対する裁判については、即時抗告をすることができる。</p> <p>④ 秘密維持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。</p> <p>⑤ 秘密維持命令を取り消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外</p>	<p>(秘密保持命令の取消し)</p> <p>第十一条</p> <p>秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を發した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。</p> <p>2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書その申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。</p> <p>3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければ</p>	

韓国	日本	米国
<p>に当該営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合には、その者に直ちに秘密維持命令の取消しの裁判をした事実を知らせなければならない。</p> <p>[本条新設 2011. 12. 2.]</p>	<p>その効力を生じない。</p> <p>5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。</p>	
<p>제 14 조의 5(비밀유지명령의 취소) ① 비밀유지명령을 신청한 자 또는 비밀유지명령을 받은 자는 제 14 조의 4 제 1 항에 따른 요건을 갖추지 못하였거나 갖추지 못하게 된 경우 소송기록을 보관하고 있는 법원(소송기록을 보관하고 있는 법원이 없는 경우에는 비밀유지명령을 내린 법원)에 비밀유지명령의 취소를 신청할 수 있다.</p> <p>② 법원은 비밀유지명령의 취소 신청에 대한 재판이 있는 경우에는 그 결정서를 그 신청을 한 자 및 상대방에게 송달하여야 한다.</p> <p>③ 비밀유지명령의 취소 신청에 대한 재판에 대하여는 즉시항고를 할 수 있다.</p>		

韓国	日本	米国
<p>第 14 条の 6(訴訟記録閲覧等の請求通知等) ① 秘密維持命令が下された訴訟(すべての秘密維持命令が取消しされた訴訟は除く)に関する訴訟記録について「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の決定があった場合、当事者が同項で規定する秘密記載部分の閲覧等の請求をしたが、その請求手続きを該当訴訟で秘密維持命令を受けない者がした場合には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補(以下この条において「法院事務官等」という)は、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申立てをした当事者(その閲覧等の請求をした者は除く。以下第 3 項で同じ)にその請求直後にその閲覧等の請求があった事実を知らせなければならない。</p> <p>② 第 1 項の場合において、法院事務官等は、第 1 項の請求があった日から 2 週間が過ぎるまで(その請求手続きを行った者に対する秘密維持命令申請がその期間内に行われた場合には、その申請に対する裁判が確定する時点まで)、その請求手続きを行った者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。</p> <p>③ 第 2 項は、第 1 項の閲覧等の請求をした者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申立てをした当事</p>	<p>(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)</p> <p>第十二条</p> <p>秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十二条第一項の決定があった場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があった旨を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があった日から二週間を経過する日までの間(その請求の手續を行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。</p> <p>3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の</p>	

韓国	日本	米国
<p>者すべての同意がある場合には、適用されない。</p> <p>[本条新設 2011. 12. 2]</p>	<p>秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。</p>	
<p>제 14 조의 6(소송기록 열람 등의 청구 통지 등) ① 비밀유지명령이 내려진 소송(모든 비밀유지명령이 취소된 소송은 제외한다)에 관한 소송기록에 대하여 「민사소송법」 제 163 조제 1 항의 결정이 있었던 경우, 당사자가 같은 항에서 규정하는 비밀 기재 부분의 열람 등의 청구를 하였으나 그 청구절차를 해당 소송에서 비밀유지명령을 받지 아니한 자가 밝은 경우에는 법원서기관, 법원사무관, 법원주사 또는 법원주사보(이하 이 조에서 "법원사무관등"이라 한다)는 「민사소송법」 제 163 조제 1 항의 신청을 한 당사자(그 열람 등의 청구를 한 자는 제외한다. 이하 제 3 항에서 같다)에게 그 청구 직후에 그 열람 등의 청구가 있었다는 사실을 알려야 한다.</p> <p>② 제 1 항의 경우에 법원사무관등은 제 1 항의 청구가 있었던 날부터 2 주일이 지날 때까지(그 청구절차를 행한 자에 대한 비밀유지명령신청이 그 기간 내에 행하여진 경우에는 그 신청에 대한 재판이 확정되는 시점까지) 그 청구절차를 행한 자에게 제 1 항의 비밀 기재 부분의 열람 등을 하게 하여서는 아니 된다.</p>		

韓国	日本	米国
<p>③ 제 2 항은 제 1 항의 열람 등의 청구를 한 자에게 제 1 항의 비밀 기재 부분의 열람 등을 하게 하는 것에 대하여 「민사소송법」 제 163 조제 1 항의 신청을 한 당사자 모두의 동의가 있는 경우에는 적용되지 아니한다.</p> <p>[본조신설 2011.12.2.]</p>		
<p>第 15 条(他の法律との関係) ① 「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」、「商標法」、「農水産物品質管理法」又は「著作権法」に、第 2 条から第 6 条まで、及び第 18 条第 3 項と別段の規定があるときには、その法律による。〈改正 2011. 6. 30.、2013. 7. 30.〉</p> <p>② 「独占規制及び公正取引に関する法律」、「表示・広告の公正化に関する法律」又は「刑法」中、国旗・国章に関する規定に第 2 条第 1 号ニ目からヘ目まで及びヌ目、第 3 条 から第 6 条まで及び第 18 条第 1 項の規定と別段の規定があるときには、その法律による。〈改正 2013. 7. 30〉</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p>		<p>統一営業秘密法(Uniform Trade Secret Act)</p> <p>第 7 条 他の法律に対する効力</p> <p>(a) 第(b)項に規定する場合を除いては、この「法」は、衝突する不法行為法、原状回復法及びその他の営業秘密の不正使用に対する民事救済手段を規定するこの州の法律を代替する。</p> <p>(b) この「法」は、次に定める事項については影響を及ぼさない：</p> <p>(1) 営業秘密の不正使用に基づいているか否かに関係なく、契約上救済手段；又は</p> <p>(2) 営業秘密の不正使用に基づいていないその他の民事救済手段；又は</p> <p>(3) 営業秘密の不正使用に基づいているか否かに関</p>

韓国	日本	米国
		<p>係なく、刑事救済手段</p> <p>Uniform Trade Secret Act with 1985 Amendments</p> <p>SECTION 7.EFFECT ON OTHER LAW.</p> <p>(a)Except as provided in subsection(b)、 this[Act]displaces conflicting tort、 restitutionary、 and other law of this State providing civil remedies for misappropriation of a trade secret.</p> <p>(b) This[Act]does not affect:</p> <p>(1) contractual remedies、 whether or not based upon misappropriation of a trade secret;</p> <p>(2) other civil remedies that are not based upon misappropriation of a trade secret;or</p> <p>(3) criminal remedies、 whether or not based upon misappropriation of a trade secret.</p> <p>経済スパイ法(Economic Espionage Act)(18 U.S.C. § 1838)</p> <p>第 1838 条 他の法律との関係</p> <p>この章は、民事や刑事に関係なく、営業秘密の不正利用行為(misappropriation)に関して、米国の連邦、州、</p>

韓国	日本	米国
		<p>コモンウェルズ(commonwealth)、占領地(possession)又は準州(territory)の法律が規定するその他救済手段を先取又は代替したり、第 5 編(一般的に情報自由法(Freedom of information Act)で知られている)第 552 条による公職者(Government employee)の適法な情報公開に影響を及ぼすものと解釈してはならない。</p> <p>Economic Espionage Act of 1996</p> <p>18 U.S. Code§1838-Construction with other laws</p> <p>This chapter shall not be construed to preempt or displace any other remedies, whether civil or criminal, provided by United States Federal, State, commonwealth, possession, or territory law for the misappropriation of a trade secret, or to affect the otherwise lawful disclosure of information by any Government employee under section 552 of title 5(commonly known as the Freedom of Information Act)。</p>
<p>제 15 조(다른 법률과의 관계) ① 「특허법」, 「실용신안법」, 「디자인보호법」, 「상표법」, 「농수산물 품질관리법」 또는 「저작권법」에 제 2 조부터 제 6 조까지 및 제 18 조제 3 항과 다른 규정이 있으면 그 법에 따른다. &lt;개정 2011.6.30., 2013.7.30.&gt;</p> <p>② 「독점규제 및 공정거래에 관한 법률」,</p>		

韓国	日本	米国
<p>「표시·광고의 공정화에 관한 법률」 또는 「형법」 중 국가·국장에 관한 규정에 제 2 조제 1 호라목부터 바목까지 및 차목, 제 3 조부터 제 6 조까지 및 제 18 조제 3 항과 다른 규정이 있으면 그 법에 따른다. &lt;개정 2013.7.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第 16 条(申告褒賞金の支払) ① 特許庁長は、第 2 条第 1 号イ目の規定による不正競争行為(「商標法」第 2 条第 1 項第 6 号の規定による登録商標に関するものに限定する)をした者を申告した者に予算の範囲において申告褒賞金を支払うことができる。</p> <p>② 第 1 項の規定による申告褒賞金支払の基準・方法及び手続に必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>[本条新設 2013. 7. 30.]</p>		
<p>제 16 조(신고포상금 지급) ① 특허청장은 제 2 조제 1 호가목에 따른 부정경쟁행위(「상표법」 제 2 조제 1 항제 6 호에 따른 등록상표에 관한 것으로</p>		

韓国	日本	米国
<p>한정한다)를 한 자를 신고한 자에게 예산의 범위에서 신고포상금을 지급할 수 있다.</p> <p>② 제 1 항에 따른 신고포상금 지급의 기준·방법 및 절차에 필요한 사항은 대통령령으로 정한다.</p> <p>[본조신설 2013.7.30.]</p>		
<p>第 17 条(業務の委託等) ① 削除 &lt;2011. 6. 30.&gt;</p> <p>② 特許庁長は、第 2 条の 2 による研究・教育・広報及び情報管理システムの構築・運営に関する業務を大統領令で定める産業財産権保護又は不正競争防止業務と関連した法人又は団体(以下この条において「専門団体」という)に委託することができる。&lt;新設 2009. 3. 25&gt;</p> <p>③ 特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 7 条か第 8 条による業務を遂行するために必要な場合に専門団体の支援を受けることができる。&lt;新設 2009. 3. 25、2011. 6. 30.&gt;</p> <p>④ 第 3 項による支援業務に従事する者に関しては第 7 条第 3 項を準用する。&lt;新設 2009. 3. 25.、</p>		

韓国	日本	米国
<p>2011. 6. 30. &gt;</p> <p>⑤ 特許庁長は、予算の範囲において第 2 項による委託業務及び第 3 項による支援業務に使用される費用の全部又は一部を支援することができる。&lt;新設 2009. 3. 25. &gt;</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21.]</p> <p>[題目改正 2011. 6. 30.]</p>		
<p>제 17 조(업무의 위탁 등) ① 삭제 &lt;2011.6.30.&gt;</p> <p>② 특허청장은 제 2 조의 2 에 따른 연구·교육·홍보 및 정보관리시스템의 구축·운영에 관한 업무를 대통령령으로 정하는 산업재산권 보호 또는 부정경쟁방지 업무와 관련된 법인이나 단체(이하 이 조에서 "전문단체"라 한다)에 위탁할 수 있다. &lt;신설 2009.3.25.&gt;</p> <p>③ 특허청장, 시·도지사 또는 시장·군수·구청장은 제 7 조나 제 8 조에 따른 업무를 수행하기 위하여 필요한 경우에 전문단체의 지원을 받을 수 있다. &lt;신설 2009.3.25., 2011.6.30.&gt;</p> <p>④ 제 3 항에 따른 지원업무에 종사하는 자에 관하여는 제 7 조제 3 항을 준용한다. &lt;신설</p>		

韓国	日本	米国
<p>2009.3.25., 2011.6.30.&gt;</p> <p>⑤ 특허청장은 예산의 범위에서 제 2 항에 따른 위탁업무 및 제 3 항에 따른 지원업무에 사용되는 비용의 전부 또는 일부를 지원할 수 있다. &lt;신설 2009.3.25.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p> <p>[제목개정 2011.6.30.]</p>		
<p>第 17 条の 2(罰則の適用における公務員の擬制) 第 17 条第 3 項による支援業務に従事する者は、「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定による罰則の適用においては、公務員と見なす。</p> <p>[本条新設 2009. 3. 25. ]</p>		
<p>제 17 조의 2(벌칙 적용에서의 공무원 의제) 제 17 조제 3 항에 따른 지원업무에 종사하는 자는 「형법」 제 127 조 및 제 129 조부터 제 132 조까지의 규정에 따른 벌칙의 적용에서는 공무원으로 본다.</p> <p>[본조신설 2009.3.25.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第 18 条(罰則) ① 不正な利益を得、又は営業秘密保有者に損害を与える目的で、営業秘密を外国で使用し、又は外国で使用されるものであることを知りながら取得・使用若しくは第三者に漏洩した者は、10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。但し、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利得の額の 10 倍に該当する金額が 1 億ウォンを超えるときは、その財産上の利得の額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金にしよする。〈改正 2009. 12. 30、2013. 7. 30〉</p> <p>② 不正な利益を得、又は営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を取得・使用し、又は第三者に漏洩した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。但し、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利得の額の 10 倍に該当する金額が 5 千万ウォンを超えるときは、その財産上の利得の額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金にしよする。〈改正 2009. 12. 30、2013. 7. 30〉</p> <p>③ 次の各号のいずれかの一つ該当する者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。〈改正 2013. 7. 30〉</p>	<p>第五章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十一条</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者</p> <p>二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者</p>	<p>経済スパイ法(Economic Espionage Act)</p> <p>第 1831 条 経済スパイ</p> <p>(a) 一般条項 - 誰でもこの犯罪が外国政府、外国機関又は外国代理人に利益になることを意図し、又はその情を知りながら、故意に次に定める行為をする者は、第(b)項に定める場合を除いては 500,000 ドル以下の罰金又は 15 年以下の懲役に処し、又は量刑を併科する。</p> <p>Economic Espionage Act of 1996</p> <p>18 U.S. Code§1831-Economic espionage</p> <p>(a) In General.—Whoever, intending or knowing that the offense will benefit any foreign government, foreign instrumentality, or foreign agent, knowingly—</p>

韓国	日本	米国
<p>1. 第 2 条第 1 号(チ目からヌ目までは除く)による不正競争行為を行った者</p> <p>2. 第 3 条の規定に違反して次の各目のいずれかの一つに該当する徽章又は標識と同一若しくは類似のものを商標として使用した者</p> <p>イ. パリ条約の当事国、世界貿易機構の会員国又は「商標法条約」の締約国の国旗・国章、その他の徽章</p> <p>ロ. 国際機関の標識</p> <p>ハ. パリ条約の当事国、世界貿易機構の会員国又は「商標法条約」の締約国政府の監督用・証明用の標識</p> <p>④ 次の各号のいずれかに該当する者は 1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1. 第 9 条の 7 第 1 項に違反して原本証明機関に登録された電子指紋やその他の関連情報をなくし、又は毀損・変・偽造若しくは流出した者</p> <p>2. 第 9 条の 7 第 2 項に違反して職務上知得した秘密を漏らした者</p> <p>⑤ 第 1 項 と第 2 項の懲役と罰金は、併科することができる。</p>	<p>三 営業秘密を保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者</p> <p>イ. 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。</p> <p>ロ. 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。</p> <p>ハ. 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であつて、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。</p> <p>四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハマで掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者</p> <p>五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは</p>	

韓国	日本	米国
	<p>監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十三号に掲げる不正競争を行った者</p>	

韓国	日本	米国
	<p>二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>三 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十号又は第十一号に掲げる不正競争を行った者</p> <p>五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者（第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 秘密保持命令に違反した者</p> <p>七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者</p> <p>3 第一項及び前項第六号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。</p>	

韓国	日本	米国
	<p>4 第一項第二号又は第四号から第七号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>5 第二項第六号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>6 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。</p> <p>7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。</p>	
<p>제 18 조(벌칙) ① 부정한 이익을 얻거나 영업비밀 보유자에게 손해를 입힐 목적으로 그 영업비밀을 외국에서 사용하거나 외국에서 사용될 것임을 알면서 취득·사용 또는 제 3 자에게 누설한 자는 10 년 이하의 징역 또는 1 억원 이하의 벌금에 처한다. 다만, 벌금형에 처하는 경우 위반행위로 인한 재산상 이득액의 10 배에 해당하는 금액이 1 억원을 초과하면 그 재산상 이득액의 2 배 이상 10 배 이하의 벌금에 처한다. &lt;개정 2009.12.30., 2013.7.30.&gt;</p>		

韩国	日本	米国
<p>② 부정한 이익을 얻거나 영업비밀 보유자에게 손해를 입힐 목적으로 그 영업비밀을 취득·사용하거나 제 3 자에게 누설한 자는 5 년 이하의 징역 또는 5 천만원 이하의 벌금에 처한다. 다만, 벌금형에 처하는 경우 위반행위로 인한 재산상 이득액의 10 배에 해당하는 금액이 5 천만원을 초과하면 그 재산상 이득액의 2 배 이상 10 배 이하의 벌금에 처한다. &lt;개정 2013.7.30.&gt;</p> <p>③ 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 자는 3 년 이하의 징역 또는 3 천만원 이하의 벌금에 처한다. &lt;개정 2013.7.30.&gt;</p> <p>1. 제 2 조제 1 호(아목부터 차목까지는 제외한다)에 따른 부정경쟁행위를 한 자</p> <p>2. 제 3 조를 위반하여 다음 각 목의 어느 하나에 해당하는 휘장 또는 표지와 동일하거나 유사한 것을 상표로 사용한 자</p> <p>가. 파리협약 당사국, 세계무역기구 회원국 또는 「상표법 조약」 체결국의 국기·국장, 그 밖의 휘장</p> <p>나. 국제기구의 표지</p> <p>다. 파리협약 당사국, 세계무역기구 회원국 또는 「상표법 조약」 체결국 정부의 감독용·증명용 표지</p> <p>④ 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 자는 1 년 이하의 징역 또는 1 천만원 이하의 벌금에</p>		

韓国	日本	米国
<p>처한다. &lt;신설 2013.7.30.&gt;</p> <p>1. 제 9 조의 7 제 1 항을 위반하여 원본증명기관에 등록된 전자지문이나 그 밖의 관련 정보를 없애거나 훼손·변경·위조 또는 유출한 자</p> <p>2. 제 9 조의 7 제 2 항을 위반하여 직무상 알게 된 비밀을 누설한 사람</p> <p>⑤ 제 1 항과 제 2 항의 징역과 벌금은 병과(併科)할 수 있다. &lt;개정 2013.7.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		
<p>第 18 条の 2(未遂) 第 18 条第 1 項及び第 2 項の未遂犯は、処罰する。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p>		
<p>제 18 조의 2(미수) 제 18 조제 1 항 및 제 2 항의 미수범은 처벌한다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第 18 条の 3(予備・陰謀) ① 第 18 条第 1 項の罪を犯す目的で、予備又は陰謀した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>② 第 18 条第 2 項の罪を犯す目的で、予備又は陰謀した者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>[全文改正 2007. 12. 21]</p>		
<p>제 18 조의 3(예비·음모) ① 제 18 조제 1 항의 죄를 범할 목적으로 예비 또는 음모한 자는 3 년 이하의 징역 또는 2 천만원 이하의 벌금에 처한다.</p> <p>② 제 18 조제 2 항의 죄를 범할 목적으로 예비 또는 음모한 자는 2 년 이하의 징역 또는 1 천만원 이하의 벌금에 처한다.</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>第 18 条の 4(秘密維持命令違反の罪) ① 国内外において正当な事由ないのに第 14 条 4 第 1 項による秘密維持命令に違反した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>② 第 1 項の罪は、秘密維持命令を申し立てた者の告訴がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>[本条新設 2011. 12. 2.]</p>		
<p>제 18 조의 4(비밀유지명령 위반죄) ① 국내외에서 정당한 사유 없이 제 14 조의 4 제 1 항에 따른 비밀유지명령을 위반한 자는 5 년 이하의 징역 또는 5 천만원 이하의 벌금에 처한다.</p> <p>② 제 1 항의 죄는 비밀유지명령을 신청한 자의 고소가 없으면 공소를 제기할 수 없다.</p> <p>[본조신설 2011.12.2.]</p>		
<p>第 19 条(両罰規定) 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し、第 18 条第 1 項から第 4 項までのいずれかの一つに該当する違反行為をしたと</p>	<p>第二十二條</p> <p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前</p>	

韓国	日本	米国
<p>きには、行為者を罰するほか、その法人又は個人にも、該当条文の罰金刑を科する。但し、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。 &lt;改正 2013. 7. 30. &gt;</p> <p>[全文改正 2008. 12. 26.]</p>	<p>条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第一号、第二号及び第七号並びに第二項第六号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。</p> <p>3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。</p>	
<p>제 19 조(양벌규정) 법인의 대표자나 법인 또는 개인의 대리인, 사용인, 그 밖의 종업원이 그 법인 또는 개인의 업무에 관하여 제 18 조제 1 항부터 제 4 항까지의 어느 하나에 해당하는 위반행위를 하면 그 행위자를 벌하는 외에 그 법인 또는 개인에게도 해당 조문의 벌금형을 과(科)한다. 다만, 법인 또는 개인이 그 위반행위를 방지하기 위하여 해당 업무에 관하여 상당한 주의와 감독을 게을리하지 아니한 경우에는 그러하지</p>		

韓国	日本	米国
<p>아니다. &lt;개정 2013.7.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2008.12.26.]</p>		
<p>第 20 条(過料) ① 次の各号のいずれかに該当する者には2 千万ウォン以下の過怠料を料する。</p> <p>1. 第 7 条第 1 項の規定による関係公務員の調査や回収を拒否・妨害又は忌避した者</p> <p>2. 第 9 条の 4 第 5 項に違反して是正命令を履行しなかった者</p> <p>② 第 1 項による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。</p> <p>③ 削除 &lt;2009. 12. 30.&gt;</p> <p>④ 削除 &lt;2009. 12. 30.&gt;</p> <p>⑤ 削除 &lt;2009. 12. 30.&gt;</p>		

韩国	日本	米国
[全文改正 2007. 12. 31]		
<p>제 20 조(과태료) ① 다음 각 호의 어느 하나에 해당하는 자에게는 2 천만원 이하의 과태료를 부과한다. &lt;개정 2013.7.30.&gt;</p> <p>1. 제 7 조제 1 항에 따른 관계 공무원의 조사나 수거를 거부·방해 또는 기피한 자</p> <p>2. 제 9 조의 4 제 5 항을 위반하여 시정명령을 이행하지 아니한 자</p> <p>② 제 1 항에 따른 과태료는 대통령령으로 정하는 바에 따라 특허청장, 시·도지사 또는 시장·군수·구청장이 부과·징수한다. &lt;개정 2011.6.30.&gt;</p> <p>③ 삭제 &lt;2009.12.30.&gt;</p> <p>④ 삭제 &lt;2009.12.30.&gt;</p> <p>⑤ 삭제 &lt;2009.12.30.&gt;</p> <p>[전문개정 2007.12.21.]</p>		

韓国	日本	米国
<p>附 則 〈法律第 3897 号、1986. 12. 31〉</p> <p>この法は、1987 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 〈法律第 4478 号、1991. 12. 31〉</p> <p>①(施行日) この法律は、公布後 1 年を越えない範囲内で大統領令が定める日から施行する。</p> <p>②(この法の施行前の営業秘密の侵害行為等に関する経過措置) この法の施行前に行われた営業秘密の侵害行為に対しては、第 10 条ないし第 12 条及び第 18 条第 1 項第 3 号の改正規定は、これを適用しない。この法律の施行前に営業秘密を取得した者又は使用した者が営業秘密をこの法の施行後に使用する行為に対しても同様とする。</p> <p>附 則 〈法律第 5454 号、1997. 12. 13〉(政府部処名称等の変更による建築法等の整備に関する法律)</p> <p>この法律は、1998 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 〈法律第 5621 号、1998. 12. 31〉</p> <p>①(施行日) この法律は、1999 年 1 月 1 日から施行</p>	<p>附則 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条</p> <p>改正後の◆不正競争防止法◆(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の◆不正競争防止法◆(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。</p> <p>第三条</p> <p>新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。</p> <p>一 新法第二条第一項第二号に掲げる行為に該当す</p>	

韓国	日本	米国
<p>する。</p> <p>②(罰則に関する経過措置) この法律の施行前に行われた営業秘密の侵害行為に対する罰則の適用においては、従前の規定による。</p> <p>③(消滅時効に関する経過措置) この法施行前に行われた営業秘密の侵害行為に対して禁止又は予防を請求することができる権利の消滅時効に関しては、第14条の改正規定にかかわらず従前の規定による。</p> <p>附 則 &lt;第5814号、1999.2.5&gt; (表示・広告の公正化に関する法律)</p> <p>第1条(施行日) この法律は、1999年7月1日から施行する。</p> <p>第2条(他の法律の改正) ①省略</p> <p>②不正競争防止法のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第15条のうち「独占規制及び公正取引に関する法律」を「独占規制及び公正取引に関する法律、表示・広告の公正化に関する法律」とする。</p> <p>第5条 省略</p>	<p>るもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)</p> <p>二 新法第二条第一項第十三号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの</p> <p>第四条</p> <p>新法第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条の規定は、平成三年六月十五日前行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であって同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。</p> <p>一 新法第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為</p> <p>二 新法第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により</p>	

韓国	日本	米国
<p>附 則 &lt;法律第 6421 号、2001. 2. 3]</p> <p>第 1 条(施行日) この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>②(罰則適用に関する特例) 第 2 条第 1 号ハ目及びト目の改正規定による不正競争行為をする者に対しては、2001 年 12 月 31 日までは第 18 条第 3 項の規定にかかわらず、同条同項の罰則を適用しない。</p> <p>附 則 &lt;法律第 7095 号、2004. 1. 20]</p> <p>①(施行日) この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。</p> <p>②(経過措置) この法律施行前に従前の第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定を違反した者に対しては、従前の規定に従う。</p> <p>附 則 [デザイン保護法、第 7289 号、2004. 12. 31]</p> <p>第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。</p> <p>第 2 条ないし第 4 条 省略</p> <p>第 5 条(他の法律の改正) ①ないし⑦ 省略</p>	<p>取得した営業秘密を使用する行為</p> <p>第五条</p> <p>新法第七条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。</p> <p>第六条</p> <p>新法第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号又は第十三号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。</p> <p>第七条</p> <p>この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第十六条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十七条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。</p> <p>第八条</p> <p>新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者に対</p>	

韓国	日本	米国
<p>⑧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律中、次のとおり改正する。</p> <p>第15条第1項中、「意匠法」を「デザイン保護法」とする。</p> <p>⑨ないし&lt;17&gt; 省略</p> <p>附則 &lt;法律第8767号、2007.12.21&gt;</p> <p>この法律は、公布した日から施行する。</p> <p>附則 &lt;法律第9225号、2008.12.26&gt;</p> <p>この法律は、公布した日から施行する。</p> <p>附則 &lt;法律第9537号、2009.03.25&gt;</p> <p>この法律は、公布した日から施行する。</p> <p>付則 &lt;法律第9895号、2009.12.30&gt;</p> <p>この法律は、公布後3カ月が経過した日から施行する。</p> <p>付則 &lt;法律第10810号、2011.06.30&gt;</p> <p>この法律は公布後3カ月が経過した日から施行する。</p>	<p>しては、適用しない。</p> <p>第九条</p> <p>新法第十七条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章（旧法第四条ノ二に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。）を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。</p> <p>第十条</p> <p>新法第二十一条（第二項第六号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。</p> <p>第十一条</p> <p>この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条</p>	

韓国	日本	米国
<p>ただし、第3条の2及び第4条から第6条まで、第7条第1項中「第3条の2第1項又は第2項」部分、第8条中「第3条の2第1項又は第2項」部分、第14条の2、第14条の3、第15条の改正規定は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。</p> <p>付則〈法律第11112号、2011.12.02〉</p> <p>この法律は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効する日から施行する。</p> <p>付則〈法律第11963号、2013.07.30〉</p> <p>この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。</p> <p>付則〈法律第13081号、2015.01.28〉</p> <p>第1条(施行日) この法律は公布した日から施行する。ただし、第9条の2第3項の改正規定は公布後6カ月が経過した日から施行する。</p> <p>第2条(原本証明書発給時の情報保有推定に関する適用例) 第9条の2第3項の改正規定は、同改正規定施行後、最初に原本証明書が発給された場合から適用</p>	<p>に規定する外国人が行う同条に規定する請求については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第十三条</p> <p>この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十四条</p> <p>附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成六年一二月一四日法律第一一六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、平成七年七月一日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p>	

韓国	日本	米国
<p>する。</p>	<p>第十三条</p> <p>この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十四条</p> <p>附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成八年六月一二日法律第六八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第二十条</p> <p>この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこ</p>	

韓国	日本	米国
	<p>の附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十一条</p> <p>附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成一〇年九月二八日法律第一一一号)</p> <p>この法律は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。</p> <p>附則 (平成一一年四月二三日法律第三三号)</p> <p>この法律は、平成十一年十月一日から施行する。</p> <p>附則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)</p> <p>抄</p> <p>(施行期日)</p>	

韓国	日本	米国
	<p>第一条</p> <p>この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附則（平成一三年六月二九日法律第八一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（罰則の適用に関する経過措置）</p> <p>第二条</p> <p>この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条</p> <p>前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>	

韓国	日本	米国
	<p>附則（平成一五年五月二三日法律第四六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条</p> <p>この法律による改正後の◆不正競争防止法◆第九条の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第三条</p> <p>前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	

韓国	日本	米国
	<p>附則（平成一六年五月二六日法律第五一号）</p> <p>この法律は、平成十七年一月一日から施行する。</p> <p>附則（平成一六年六月一八日法律第一二〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置の原則）</p> <p>第二条</p> <p>この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、◆不正競争防止法◆及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。</p> <p>（特許法等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条</p>	

韓国	日本	米国
	<p>次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。</p> <p>一 第四条の規定による改正後の特許法（以下この条及び附則第五条第二項において「新特許法」という。）第百四条の三及び第百五条の四から第百五条の六までの規定（新特許法、第五条の規定による改正後の実用新案法（第三号において「新実用新案法」という。）、第六条の規定による改正後の意匠法（次号において「新意匠法」という。）及び第七条の規定による改正後の商標法（同号において「新商標法」という。）において準用する場合を含む。）</p> <p>二 新特許法第百六十八条第五項及び第六項の規定（新特許法、新意匠法及び新商標法において準用する場合を含む。）</p> <p>三 新実用新案法第四十条第五項及び第六項の規定（新実用新案法第四十五条第一項において読み替えて準用する新特許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>四 第八条の規定による改正後の◆不正競争防止法</p>	

韓国	日本	米国
	<p>◆第六条の四から第六条の六までの規定</p> <p>五 第九条の規定による改正後の著作権法第百十四条の六から第百十四条の八までの規定</p> <p>附則（平成一七年六月二九日法律第七五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条</p> <p>第一条の規定による改正後の◆不正競争防止法◆第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行後にした同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の◆不正競争防止法◆第二条第一項第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。</p> <p>第三条</p>	

韓国	日本	米国
	<p>削除</p> <p>第四条</p> <p>削除</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五条</p> <p>附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄</p> <p>この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p> <p>附則 (平成一八年六月七日法律第五五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	

韓国	日本	米国
	<p>二 第一条中意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の改正規定、第六十九条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第七十四条の改正規定、第二条中特許法第二条、第一百一条、第一百十二条の三及び第一百七十五条の改正規定、第九十六条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第二百一条の改正規定、第三条の規定、第四条中商標法第二条第三項、第三十七条及び第六十七条の改正規定、第七十八条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第三項並びに附則第三条第二項、第四条、第五条第二項、第九条、第十二条、第十三条及び第十六条の規定 平成十九年一月一日</p> <p>第九条</p> <p>削除</p> <p>第十条</p> <p>削除</p>	

韓国	日本	米国
	<p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第十一条</p> <p>この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十四条</p> <p>附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成二十一年四月三〇日法律第三〇号)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (平成二十三年六月八日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を超えない</p>	

韓国	日本	米国
	<p>範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>五 附則第六十二条の規定 ◆不正競争防止法◆の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号。同条及び附則第六十三条において「◆不正競争防止法◆一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日</p> <p>（調整規定）</p> <p>第六十三条</p> <p>◆不正競争防止法◆一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法第二条第二項第三号の改正規定中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「当該罪」を「、当該罪」とし、附則第三十六条中次の表の上欄に掲げ</p>	

韓国	日本	米国
	<p>る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。</p> <p>附則第十五条を次のように改める。</p> <p>第十五条 削除 附則第十二条中「平成五年旧実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「平成五年旧実用新案法」という。）」に改める。</p> <p>2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附則（平成二四年三月三十一日法律第一二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一月を経過した</p>	

韓国	日本	米国
	日から施行する。	
<p>부칙 &lt;법률 제 3897 호, 1986.12.31.&gt;</p> <p>이 법은 1987 년 1 월 1 일부터 시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 4478 호, 1991.12.31.&gt;</p> <p>①(시행일) 이 법은 공포후 1 년을 넘지 아니하는 범위내에서 대통령령이 정하는 날부터 시행한다.</p> <p>②(이 법 시행전의 영업비밀 침해행위등에 관한 경과조치) 이 법 시행전에 행하여진 영업비밀 침해행위에 대하여는 제 10 조 내지 제 12 조 및 제 18 조제 1 항제 3 호의 개정규정은 이를 적용하지 아니한다. 이 법 시행전에 영업비밀을 취득한 자 또는 사용한 자가 그 영업비밀을 이 법 시행후에 사용하는 행위에 대하여도 또한 같다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 5454 호, 1997.12.13.&gt; (정부부처명칭등의변경에따른건축법 등의정비에관한법률)</p> <p>이 법은 1998 년 1 월 1 일부터 시행한다. &lt;단서 생략&gt;</p> <p>부칙 &lt;법률 제 5621 호, 1998.12.31.&gt;</p>		

韓国	日本	米国
<p>①(시행일) 이 법은 1999 년 1 월 1 일부터 시행한다.</p> <p>②(벌칙에 관한 경과조치) 이 법 시행전에 행하여진 영업비밀 침해행위에 대한 벌칙의 적용에 있어서는 종전의 규정에 의한다.</p> <p>③(소멸시효에 관한 경과조치) 이 법 시행전에 행하여진 영업비밀 침해행위에 대하여 금지 또는 예방을 청구할 수 있는 권리의 소멸시효에 관하여는 제 14 조의 개정규정에 불구하고 종전의 규정에 의한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 5814 호, 1999.2.5.&gt; (표시·광고의공정화에관한법률)</p> <p>제 1 조 (시행일) 이 법은 1999 년 7 월 1 일부터 시행한다.</p> <p>제 2 조 및 제 3 조 생략</p> <p>제 4 조 (다른 법률의 개정) ①생</p> <p>②부정경쟁방지법중 다음과 같이 개정한다.</p> <p>제 15 조중 "독점규제 및공정거래에관한법률"을 "독점규제 및공정거래에관한법률,</p>		

韩国	日本	米国
<p>표시·광고의 공정화에 관한 법률"로 한다.</p> <p>제 5 조 생략</p> <p>부칙 &lt;법률 제 6421 호, 2001.2.3.&gt;</p> <p>①(시행일) 이 법은 2001 년 7 월 1 일부터 시행한다.</p> <p>②(벌칙적용에 관한 특례) 제 2 조제 1 호 다목 및 사목의 개정규정에 의한 부정경쟁행위를 한 자에 대하여는 2001 년 12 월 31 일까지는 제 18 조제 3 항의 규정에 불구하고 동조동항의 벌칙을 적용하지 아니한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 7095 호, 2004.1.20.&gt;</p> <p>①(시행일) 이 법은 공포후 6 월이 경과한 날부터 시행한다.</p> <p>②(경과조치) 이 법 시행전에 종전의 제 18 조제 1 항 및 제 2 항의 규정을 위반한 자에 대하여는 종전의 규정에 의한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 7289 호, 2004.12.31.&gt; (디자인보호법)</p> <p>제 1 조 (시행일) 이 법은 공포후 6 월이 경과한</p>		

韩国	日本	米国
<p>날부터 시행한다.</p> <p>제 2 조 내지 제 4 조 생략</p> <p>제 5 조 (다른 법률의 개정) ① 내지 ⑦생략</p> <p>⑧부정경쟁방지 및영업비밀보호에관한법률중 다음과 같이 개정한다.</p> <p>제 15 조제 1 항중 "의장법"을 "디자인보호법"으로 한다.</p> <p>⑨ 내지 &lt;17&gt;생략</p> <p>부칙 &lt;법률 제 8767 호, 2007.12.21.&gt;</p> <p>이 법은 공포한 날부터 시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 9225 호, 2008.12.26.&gt;</p> <p>이 법은 공포한 날부터 시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 9537 호, 2009.3.25.&gt;</p> <p>이 법은 공포한 날부터 시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 9895 호, 2009.12.30.&gt;</p> <p>이 법은 공포 후 3 개월이 경과한 날부터</p>		

韓国	日本	米国
<p>시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 10810 호, 2011.6.30.&gt;</p> <p>이 법은 공포 후 3 개월이 경과한 날부터 시행한다. 다만, 제 3 조의 2 및 제 4 조부터 제 6 조까지, 제 7 조제 1 항 중 "제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항" 부분, 제 8 조 중 "제 3 조의 2 제 1 항 또는 제 2 항" 부분, 제 14 조의 2, 제 14 조의 3, 제 15 조의 개정규정은 「대한민국과 유럽연합 및 그 회원국 간의 자유무역협정」이 발효하는 날부터 시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 11112 호, 2011.12.2.&gt;</p> <p>이 법은 「대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정 및 대한민국과 미합중국 간의 자유무역협정에 관한 서한교환」이 발효되는 날부터 시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 11963 호, 2013.7.30.&gt;</p> <p>이 법은 공포 후 6 개월이 경과한 날부터 시행한다.</p> <p>부칙 &lt;법률 제 13081 호, 2015.1.28.&gt;</p> <p>제 1 조(시행일) 이 법은 공포한 날부터 시행한다.</p>		

韓国	日本	米国
<p>다만, 제 9 조의 2 제 3 항의 개정규정은 공포 후 6 개월이 경과한 날부터 시행한다.</p> <p>제 2 조(원본증명서 발급 시 정보 보유 추정에 관한 적용례) 제 9 조의 2 제 3 항의 개정규정은 같은 개정규정 시행 후 최초로 원본증명서가 발급된 경우부터 적용한다.</p>		
	<p>(具體的態樣の明示義務)</p> <p>第六条</p> <p>不正競争による營業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって營業上の利益を侵害され、又は侵害される恐れがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具體的態樣を否認するときは、相手方は、自己の行為の具體的態樣を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(損害計算のための鑑定)</p>	

韓国	日本	米国
	<p>第八条</p> <p>不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。</p> <p>(当事者尋問等の公開停止)</p> <p>第十三条</p> <p>不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を</p>	

韓国	日本	米国
	<p>公開しないで行うことができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。</p> <p>4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。</p> <p>5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。</p> <p>(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)</p> <p>第十八条</p> <p>何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務</p>	

韓国	日本	米国
	<p>員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。</p> <p>2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者</p> <p>二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者</p> <p>三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員（取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。）の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者その他これに準ずる者として</p>	

韓国	日本	米国
	<p>政令で定める者</p> <p>四 国際機関（政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。次号において同じ。）の公務に従事する者</p> <p>五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（適用除外等）</p> <p>第十九条</p> <p>第三条から第十五条まで、第二十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。</p> <p>一 第二条第一項第一号、第二号、第十三号及び第十五号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称（ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。）若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示（以下「普通名称等」と総称する。）を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示を</p>	

韓国	日本	米国
	<p>し、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同項第十三号及び第十五号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）</p> <p>二 第二条第一項第一号、第二号及び第十五号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）</p> <p>三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて</p>	

韓国	日本	米国
	<p>提供する行為</p> <p>四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為</p> <p>五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為</p> <p>イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為</p> <p>ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為</p> <p>六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不</p>	

韓国	日本	米国
	<p>正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為</p> <p>七 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二条第一項第十号及び第十一号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為</p> <p>2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害される恐れがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。</p> <p>一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、</p>	

韓国	日本	米国
	<p>輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。)</p> <p>二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者(その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二十条</p> <p>この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>第六章 刑事訴訟手続の特例</p> <p>(営業秘密の秘匿決定等)</p> <p>第二十三条</p> <p>裁判所は、第二十一条第一項の罪又は前条第一項(第二十一条第一項第一号、第二号及び第七号に係る</p>	

韓国	日本	米国
	<p>部分に限る。)の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。</p> <p>2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。</p> <p>3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずる恐れがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。</p>	

韓国	日本	米国
	<p>る。</p> <p>4 裁判所は、第一項又は前項の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項（秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。</p> <p>5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定（以下「呼称等の決定」という。）の全部又は一部を取り消さなければならない。</p> <p>（起訴状の朗読方法の特例）</p> <p>第二十四条</p> <p>秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十一</p>	

韓国	日本	米国
	<p>条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。</p> <p>(尋問等の制限)</p> <p>第二十五条</p> <p>裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずる恐れがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずる恐れがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。</p> <p>2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合について準用する。</p> <p>(公判期日外の証人尋問等)</p> <p>第二十六条</p> <p>裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑</p>	

韓国	日本	米国
	<p>定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずる恐れがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。</p> <p>2 刑事訴訟法第五十七条第一項及び第二項、第五十八条第二項及び第三項、第五十九条第一項、第二百七十三条第二項、第二百七十四条並びに第三百三条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第五十七条第一項、第五十八条第三項及び第五十九条第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法 第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」</p>	

韓国	日本	米国
	<p>とあるのは「不正競争防止法 第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三条中「証人その他の者の尋問、検証、押収及び搜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争防止法 第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。</p> <p>(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)</p> <p>第二十七条</p> <p>裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。</p> <p>(証拠書類の朗読方法の特例)</p> <p>第二十八条</p> <p>秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第</p>	

韓国	日本	米国
	<p>一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。</p> <p>(公判前整理手続等における決定)</p> <p>第二十九条</p> <p>次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。</p> <p>一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。</p> <p>二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。</p> <p>(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)</p> <p>第三十条</p> <p>検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該</p>	

韓国	日本	米国
	<p>営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずる恐れがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。</p> <p>2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。</p> <p>（最高裁判所規則への委任）</p> <p>第三十一条</p> <p>この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p>	

## 第 2 章 判例

## 第1条 目的

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第1条
日本	不正競争防止法第1条
米国	15 U.S.C. § 1127 Federal Trade Commission Act Section 5

### 2. 韓国

(1) 大法院 1995. 11. 7. 言渡 94 ド 3287 判決

#### イ. 事実関係

商標法による使用及び不正競争防止法による不正競争行為に該当するか否かに対する判断を求めた事件

#### ロ. 法的争点

- ・旧不正競争防止法において、告訴人の商標が国内で広く知られていることを前提にするかどうか
- ・商標法等他の法律により保護される権利について不正競争防止法を適用できるかどうか
- ・商標法上の商標保護の趣旨及び商標の登録が権利濫用として適法な権利行使と認められない場合

#### ハ. 判示事項

・「旧不正競争防止法(1991. 12. 31. 法律第 4478 号で改正される前の法律)第 1 条では、「この法は不正な手段による商業上の競争を防止して健全な商取引の秩序を維持することを目的とする」と規定しており、その第 2 条第 5 号では「他人の商品を詐称したり、商品又はその

広告に商品の品質、内容、製造方法、用途若しくは数量の誤認を生じさせる宣伝や標識をしたり、そのような方法や標識で商品を販売、頒布、輸入、輸出する行為」を不正競争行為の一類型に規定しているだけで、他人の商品等が広く知られていることを要すると規定していないので、告訴人の商標が国内で広く知られていなければならないことを前提としない。

・旧不正競争防止法第9条の規定はその法律が施行される前の旧不正競争防止法(1986.12.31.法律第3897号で全文改正される前の法律)第7条が商標法等により権利を行使する行為については不正競争防止法の規定を適用しないと規定していたのとは違い、商標法・商法において商号に関する規定等に不正競争防止法の規定と異なる規定がある場合には、その法によるようにしたに過ぎないため、商標法等他の法律により保護される権利であっても、その法に抵触しない範囲内では不正競争防止法を適用することができる。

・商標は、ある特定の営業主体の商品を表彰するものであって、その出所の同一性を識別させることで、その商品の品位及び性質を保証する作用をし、商標法が登録商標権について商標使用の独占的権利を付与することは、第3者による指定商品又は類似商品に対して同一若しくは類似商標の使用によって当該登録商標が持つ出所表示作用及び品質保証作用が阻害されるのを防止することであり、商標法は、このように商標の出所の識別及び品質保証の各機能を保護することで、当該商標の使用によって築造された商標権者の企業信頼利益を保護し、ひいては流通秩序を維持するとともに、需要者に商品の出所の同一性を識別させ需要者が求める一定の品質の商品の購入を可能にすることで、需要者の利益を保護しようとするものなので、商標権は基本的には私的財産権の性質を有するが、その保護範囲は必然的には社会的制約を受けるが、商標の登録が自分の商品を他の業者の商品と識別させる目的から行われたのではなく、一般需要者が他人の商品と混同し、又は他人の営業上の施設や活動と混同するようにして利益を得ようという目的から形式上商標権を取得する場合には、商標の登録出願自体が不正競争行為を目的とすることになり、たとえ権利行使の外形を整えたとしても、これは商標法を悪用又は濫用することになるので商標法による適法な権利の行使と認められない。

## 二. 解説

・商標法等他の法律により保護される権利であっても、その法に抵触しない範囲内では不正競争防止法を適用することができる(大法院1993.1.19.言渡92ド2054判決参照)。

・たとえ権利行使の外形を整えたとしても、これは商標法を悪用又は濫用したことになり、商標法による適法な権利の行使と認められない(大法院 1993. 1. 19. 言渡 92 ド 2054 判決参照)。

キーワード: 商標法、権利濫用、適法な権利行使

(2) ソウル高等法院 2008. 6. 19. 言渡 2008 ノ 108 判決

#### イ. 事実関係

・被告人 1(仮名:パク・ソンミン)は、歌手パク・サンミンを模倣して歌謡の演奏活動をする、いわゆるイミテーション歌手であり、被告人 2 は、被告人 1 のマネージャーだが、誰でも国内に広く認識されている他人の氏名・商号・標章その他の他人の営業であることを表示する標識と同一又はこれと類似したものを使用して他人の営業上の施設、活動と混同させる行為をしてはいけないにもかかわらず、被告人らは、いくつかのナイトクラブの運営者等と共謀して被告人 1 が国内に広く認識されている有名歌手のパク・サンミンの外見を真似し、似たような氏名を使用することで、まるでパク・サンミンかのようにナイトクラブに出演し、パク・サンミンのアルバムを流して口だけ真似する「ロパク」手口で公演することにし、① 2006. 2. 13. 22:00 頃、城南市盆唐区野塔洞(地番省略)にある「〇〇ナイトクラブ」で、舞台司会者が被告人 1 を指して「ひまわりを歌う歌手パク・サンミンです」と紹介し、② 2006. 4. 中旬 22:00 頃、高陽市一山区馬頭洞にある「△△ナイトクラブ」で、舞台司会者が客らに被告人 1 がパク・サンミンを模倣するイミテーション歌手であることを明らかにせず、まるでパク・サンミンが出演したかのように「特別出演人気歌手、△△に来ました。有名なヒット曲が多い歌手、ひまわりの主人公、パク・サンミンを紹介します」と紹介し、③ 2006. 7. 31. 02:00 頃、ソウル市冠岳区新林 5 洞(地番省略)にある「××ナイトクラブ」でその運営者は店内の電光板に「特別出演、人気歌手パク・サンミン」と広告し、被告人 1 は被告人 2 の提案によりパク・サンミンの公演時の外見と同じと言えるほど見た目を真似しようと、帽子やサングラスを着用し独特な形のひげを伸ばした後、あらかじめ練習したとおりパク・サンミンの行動等を真似し、パク・サンミンの歌である「ひまわり」等 4 曲を流しながらリップシンクで公演し、客が要請する場合、パク・サンミンが実際にする署名と類似した字体でパク・サンミンの名前を署名する等の方法により上記各ナイトクラブで公演することで、被告人らは国内に広く認識されている上記パク・サンミンの氏名を使用してパク・

サンミンの歌手としての営業活動と混同をもたらす行為をした。

#### ロ. 法的争点

・旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律上「他人の営業であることを表示する標識」の意味及び営業方式・営業形態も上記の標識に認められるかどうか(限定積極)

・職業歌手が公演活動等で使用する氏名が旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律「国内に広く認識されている営業標識」に該当するかどうか(積極)

・いわゆる「イミテーション歌手」である甲が広く知られている職業歌手乙の特徴的な外観と独特な行動を意図的に模倣し、まるで乙であるかのように彼の氏名を使用してナイトクラブ等で公演した事案で、乙の氏名は、旧不正競争防止及び営業秘密保護等に関する法律上「国内に広く知られている営業標識」に該当するが、乙の特徴的な外観等は上記「営業標識」に該当すると見ることはできないため、前者部分に限って上記法律違反罪が成立するとした事例

#### ハ. 判示事項

・旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(2007. 12. 21. 法律第 8767 号で改正される前の法律)第 2 条第 1 号(ロ)目が他人の氏名、商号、標章、その他の他人の営業であることを表示する標識と規定し、これを保護している基本趣旨がその標識にかけた多くの努力や投資とそれによって一般人に広く知られた成果を保護して無賃乗車者による競争秩序の歪曲を防ぐことにその目的があること等を考慮すると、ここで言う「その他の他人の営業であることを表示する標識」は、その標識と営業主体が強いイメージ乃至独特な特徴で結合され、一般需要者が一見して当該営業の標識を特定営業主体の標識と認識できるようにするほどの識別力を持っており、さらに、どのような営業の標識が長期間にわたって特定営業主体の標識に継続的・排他的に使用され、その標識が有する差別的特徴が一般需要者に特定営業主体であることを認識させるほど顕著に個別化された程度に達したことを意味する。また、これを必ず商標や標章等、特定の表示に限定する理由はなく、特定の営業主体の特徴的な営業方式や営業形態でも上記氏名、商標等の例に含まれる可能性がある程度又はそれと同一視できるほどの表示性を伴う形で自他区別機能と出所表示機能が提供される場合や、特定の営業方法自体が特定人の営業活動と極めて密接に結びついており、又はその営業方法を接続することが唯一同一人の営業活動と認識できる程度に達した場合においては、対外的に表示機能を取得し、上記法律上営業表示に認められる。

・職業歌手が営利の目的からナイトクラブ等で客に行う公演活動は、旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(2007. 12. 21. 法律第 8767 号で改正される前の法律)所定の「営業上の活動」に該当し、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等、一般大衆が接するメディアを通じて公演活動等をする際に使用する「歌手の氏名」が一般人に長期間継続的・独占的に使用されたり、持続的な放送出演等によりその歌手の属性が持つ差別的な特徴がその歌手の顧客吸引力のため一般人の大半に該当歌手を認識させるほど顕著に個別化され、優越的地位を取得した場合、このような歌手の氏名は上記法律第 2 条第 1 号(ロ)目の「国内に広く認識されている営業の標識」に該当すると見るべきである。

・いわゆる「イミテーション歌手」である甲が営利の目的で一般に広く知られている職業歌手乙の帽子、サングラス、ひげ等、特徴的な外観と独特な行動を意図的に模倣し、まるで乙であるかのように「リブシンク」の方法で乙の氏名を使用してナイトクラブ等で公演した事案で、乙の氏名は、旧不正競争防止及び営業秘密保護等に関する法律(2007. 12. 21. 法律第 8767 号で改正される前の法律)第 2 条第 1 号(ロ)目の「国内に広く知られている営業の標識」に該当するが、乙の特徴的な外観等は上記の「営業標識」に該当すると見なせないため、前者部分に限って上記法律違反罪が成立するとした事例。

## 二. 解説

・特定の営業主体の特徴的な営業方式や営業形態であっても、上記氏名、商標等の例に含まれる可能性がある程度又はそれと同一視できる程度の表示性を伴う形で自他区別機能と出所表示機能が提供される場合や、特定の営業方法自体が特定人の営業活動と極めて密接に係っており、若しくはその営業方法を接続することが唯一同一人の営業活動と認識できる程度に至る場合においては、対外的に表示機能を取得し、上記法律上営業表示と認められる。

キーワード:氏名、商標、営業表示、イミテーション

## 第2条 定義(第2条第1号イ目、ロ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第1条第1号イ目、ロ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1) 大法院 1995. 7. 14. 言渡 94 ㉔ 399 判決

#### イ. 事実関係

・被告人が製作した裁断機等に付着・使用した商標「KM」は日本国法人である「株式会社ケ-エム裁断機」が日本国で1966年以前から裁断機等に付着・使用しており、公訴外ミョンソン物産株式会社が上記の商標が付けられた裁断機を輸入又は組立・加工して国内で販売すると同時に国内縫製業界の専門月刊誌の「縫製界」に上記商標と製品の広告を1976. 5. から継続して掲載する等、広告・宣伝をして国内裁断機製造会社や取引業界で広く知られた商標であることが認められるので、被告人が原審が適法に認めたとおり1991. 10. 27. から1992. 1. 9. の間に上記ミョンソン物産株式会社が日本から輸入又は組立・加工して販売する裁断機の商標と誤認混同を起こしかねない「KM」という商標が付着された裁断機を製造・販売して混同を生じさせた。

#### 二. 法的争点

・不正競争防止法第2条第1号(イ)目所定の「国内に広く認識されている他人の商号、商標」の意味

#### ハ. 判示事項

・不正競争防止法第2条第1号(イ)目所定の「国内に広く認識されている他人の商号、商標」

とは、国内全域にわたってすべての人に周知されていることを要することではなく、国内の一定の地域的範囲内で取引者又は需要者の間に知られた程度で十分であり、またその商標等の登録有無と関係ない。

## 二. 解説

・「国内に広く認識されている他人の商号、商標」とは、国内全域にわたって、すべての人に周知されていることを要することではなく、国内の一定の地域的範囲内で取引者又は需要者の間に知られた程度で十分であり、またその商標等の登録有無と関係ない。

キーワード:他人の商号、商標、国内に広く認識されている

### (2) 大法院 1981. 2. 4. 言渡 80 ダ 1216 第 4 部判決

#### イ. 判示事項

・原告の商標が掲載されている英語版雑誌リーダーズ・ダイジェスト及びタイムズ誌が 1971 年度及び 1973 年度に各 10,000 部国内に輸入・頒布され、さらに、20 余りの国に喧伝されているという事実だけでは原告の商標が大韓民国の国内又は国内の一定の地域の取引者や需要者に広く認識されていると見なすことはできない。

・商標の類似可否はその両商標の外観、称号、観念等、三つの点で客観的、全体的、異格的に観察して、全体的な関係で類似しているという印象を与え、世人が商品を取引する際に互いに混同を起こすほど類似しているかどうかを標準にして判断しなければならないものであって、原告ブランドである McDONALD と被告ブランドである MATTONA は、その外観が異なることが明らかで、その称号においても原告の McDONALD はメクドナルド又はメクドナルと発音され、その初音が「メク」であるのに対し、被告の「マッドナ」は初音が「マッ」となっており、観念においては、原告の商標は人の名前又は別に意味のないものであるのに対し、被告の商標は「味もする」という意味を含めた造語と見ることができるので、上記の両商標は外観、称号、観念等三つの点から観察してみると、類似性があると見ることはできない。

#### ロ. 解説

・商標は外観、称号、観念等三つの点から観察して類似性の可否を判断しなければならない。

(3)大法院 2004.3.25. 言渡 2002 ダ 9011 判決

#### イ. 事実関係

- ・商号「オッキシ」が識別力のある商品の標識として周知性を獲得したかどうかを巡る争いである。

#### ロ. 法的争点

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条による禁止請求において同法第2条第1号(イ)目が定めた商品標識の周知性の有無に対する判断時点(=事実審弁論終結時)。
- ・商号「オッキシ」が識別力のある商品標識として周知性を獲得したという原審の判断を納得した事例。
- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目の規定の形式に照らして、周知性を獲得した商号の存在を知らない善意の先使用者の行為も不正競争行為を構成し得るという原審の判断を納得した事例。

#### ハ. 判示事項

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条による禁止請求において同法第2条第1号(イ)目所定の他人の商号や商標等他人の商品であることを表示した標識が国内に広く認識されているかどうかは事実審弁論終結当時を基準に判断しなければならない。
- ・商号「オッキシ」が識別力のある商品の標識として周知性を獲得したという原審の判断を納得した事例。
- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(が)目の規定の形式に照らして周知性を獲得した商号の存在を知らない善意の先使用者の行為も不正競争行為を構成し得るという原審の判断を納得した事例。

#### 二. 解説

- ・周知性を獲得した商号の存在を知らない善意の先使用者の行為も不正競争行為を構成し得る。

キーワード: 識別力、先使用者、周知性

(4) ソウル高裁 1997. 8. 12. 言渡 95 ナ 36598 判決

#### イ. 事実関係

・原告は 1972. 11. 4. 頃、訴外 3 と合作投資契約を締結した後 1973. 5. 3. 国内にハンイルガルソ株式会社(以下「ハンイルガルソ」という)を設立し、ハンイルガルソにベビーカー、歩行器、幼児用玩具等の製造技術を移転し、原告の商標を使用できるよう許可した。ハンイルガルソは上記の商標を付着した商品を国内で販売し 1970 年代国内ベビーカー業界の最も大きな会社として国内ベビーカー業界の品質を向上させる上で主導的な役割を果たしたが、1983 年に廃業した後、今は消滅した。

・原告は、韓国で指定商品を第 37 類、ベビーカーにして原告の商標を 1980. 11. 27. 出願して 1981. 8. 7. 商標登録第 77360 号に登録した後、1985. 9. 10. 押す車、貨物運搬車、ショッピングカー、歩行器、子供運搬車、自動車用の椅子と、これらの部品及び付属品、ベビーカーの部品及び付属品を追加して指定商品を追加登録したが、上記登録当時、商標権者はガルソ株式会社だったが、1986. 3. 22. 商標変更を原因に商標権者を原告に表示変更を登録した。

・原告は、韓国で指定商品を第 37 類、ベビーカーにして原告の商標を 1980. 11. 27. 出願して 1981. 8. 7. 商標登録第 77360 号に登録した後、1985. 9. 10. 押す車、貨物運搬車、ショッピングカー、歩行器、子供運搬車、自動車用の椅子と、これらの部品及び付属品、ベビーカーの部品及び付属品を追加して指定商品を追加登録したが、上記登録当時、商標権者はガルソ株式会社だったが、1986. 3. 22. 商標変更を原因に商標権者を原告に表示変更を登録した。

・原告は 1983 年以降、国内で原告の商標を付着した製品を生産、販売したことがないが、原告の商標とその指定商品に対する広告が掲載された日本の雑誌「ベビーエイジ」と「赤ちゃん」は 1988 年以降、訴外国際出版貿易株式会社により国内に輸入許可されており、原告は最近になって再び韓国市場への進出を決定して韓国内のパートナーとして訴外ハンイルガル商社を選定して原告の商品の試作品を輸出する一方、日刊紙に原告の商品広告を掲載してきた。

・一方、上記訴外 3 が死亡した後 1977 年ごろから上記ハンイルガルソの経営を引き受けることになった訴外 4 は、指定商品を第 43 類、子供用自転車、玩具ベビーカー、歩行器、子供用自動車、幼児用便器にして原告の商標と類似した別紙第 2 目録(3)記載の商標を 1980. 1. 9. 出願して 1981. 1. 22. 商標登録第 74708 号に登録したことがあるが、玩具の製造及び販売業、上記付帯事業一切を目的にして 1983. 11. 23. 設立された被告が訴外 4 から上記商標権を譲り受けて 1984. 1. 4. これを登録し、上記商標権はその後、存続期間更新登録出願をしなかったため、消滅した。

・ところで被告は設立されて以来、商号を「株式会社韓国アフリカ」と明記する(1 審判決後、現在の商標である株式会社アカピアに変更した)とともに、原告の同意なしに上記第 74708 号商標ではなく、原告の商標を付着したベビーカー、乗用玩具等を生産、販売し、上記商品を紹介するカタログ、包装容器、宣伝広告物等に上記商号及び商標を使用してきた。1989 年当時、被告の国内ベビーカー市場シェアは 71.3%だった。

・原告は、被告が商標第 77360 号に登録された原告の商標を付けたベビーカー等を生産、販売する事実を知って被告に 1985. 8. 7. から数回にわたって原告がベビーカーについて原告の商標に登録した事実を知らせ、その使用を中止することを要求した。これに対して被告は被告が登録第 74708 号で別紙第 2 目録(3)記載の商標に登録したので被告の商標使用権が正当だと答えたことがある。

・また、原告の専務理事に勤務する訴外 1 は 1987 年 7 月頃、被告に対して原告商標の使用を中止することを要請したことがあり、被告の代表取締役である訴外 5 が 1987. 7. 23. 頃原告を訪問して、被告は原告の商標が原告のものということを認め、今後被告が製造販売する一切の製品及びその包装、宣伝、上記の商標を使用しないこと、被告が上記約定を違反しない限り、原告は被告が既に上記商標を付けて製造した在庫品と出荷分に限ってこれを韓国内で販売することを承諾することで合意した。

・上記訪問当時、訴外 5 は原告に原告製品の委託生産を提案し、これについて原告は、被告が生産する製品が原告の品質基準に合格するかどうかを確認するため、被告が製作して送ってきた試作品及び被告の既存製品に対する品質検査を実施する等。原告及び被告の間で製造委託に向けた交渉が 1988 年初めまで行われたが、原告は被告が原告の品質条件に合う製品を生産できないと判断し、結局、両社間の委託生産議論が中断され、その後原告は 1991. 3. 4. 頃までに数回にわたって被告に対して原告の商標の使用を中断することを要請した。

・その後原告は 1990. 10. 12. 指定商品をベビーカー、押す車、貨物運搬車、ショッピングカー、歩行器、子供運搬車、自動車用椅子にして原告の登録商標使用説明書と原告の登録商標とその指定商品の広告が掲載された 1990. 3. 3. 付毎日経済新聞を添付、提出して出願し 1991. 10. 22. 原告の商標について存続期間更新登録をした。

・これについて被告は 1992. 1. 11. 及び 1993. 7. 8. の 2 回にわたって原告を相手に、原告が正当な理由なしに原告の商標をその指定商品について取消審判請求日の前に継続して 3 年以上国内で使用していないことを理由に上記登録商標に対する登録取消審判を請求したが、すべて棄却され(92 当 15、93 当 828)その時ごろ、いずれも確定したが、被告が 3 番目に請求した 94 当 932 事件で特許庁審判所は 1995. 6. 22. 登録商標第 77360 号の原告の商標登録を取り消す審決をし、この審決は現在、特許庁抗告審判所に係留中である。

・一方、被告は1991. 4. 12. 指定商品を第43類、木製玩具、歩行器等にし、別紙第2目録(2)記載の商標(以下便宜上被告商標という)を出願して1993. 6. 30. 商標登録第267679号に被告商標を登録したが、1995. 4. 28. 特許庁審判所は上記被告商標は原告商標と類似し、お互いに同一の指定商品である歩行器を共有しているため、商標法第7条第1項第7号に該当する等、商標法第7条第1項第7号、第9号、第10号及び第11号に該当するという理由でその登録を無効とする審決をし、この審決は1997. 5. 31. 特許庁抗告審判所で被告の抗告を棄却する審決をした。

#### ロ. 法的争点

・不正競争防止法第2条所定の「他人」の概念

・周知商品の標識の所有者が一時営業を中止している間、第3者が類似した商品の標識の下に同種の営業を開始した行為が不正競争行為に該当するかどうか(積極)及びその不正行為を続けて周知性を獲得した場合、法的保護するかどうか(消極)

・工業所有権保護のためのパリ条約加盟国の国民の外国人は国内に住所又は営業所を置いていない場合にも不正競争行為の中止を求める権利があるかどうか(積極)

#### ハ. 判示事項

・不正競争防止法第2条で言う「他人」の概念には、特定の表示に関する商標等、使用契約によって結束した同標識の使用許諾者、使用权者及び再使用权者の集団のように同標識が持つ出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を保護・発展させるという共通の目的下に結束していると評価できる集団も含まれる。

・周知商品の標識の所有者が一時営業を休止している間、第3者が同一又は類似の商品標識下で同種の営業を開始した場合にも、不正競争行為になり、このような不正使用を継続して周知性を獲得したとしても、法から保護されることができないことには変わりはない。

・工業所有権の保護に向けたパリ条約加盟国の国民である外国人は、同条約の第1条、第2条第1項、第10条の2第1項の規定により不正競争行為者の商号登録当時や現在に至るまで国内に住所又は営業所を置いていなかったとしても、韓国民と同じ扱いを受けることになり、不正競争行為の中止を求める権利がある。

#### 二. 解説

・原告が被告の商号登録当時も現在に至るまで国内に住所又は営業所を置いていなかったとしても、韓国民と同じ扱いを受けることになり、日本法人である原告も上記条約によって不

正競争行為の中止を求める権利を享受することができる

・不正競争防止法第2条で言う「他人」の概念には、特定の表示に関する商標等、使用契約によって結束した同標識の使用許諾者、使用権者及び再使用権者の集団のように同標識が持つ出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を保護・発展させるという共通の目的下に結束していると評価できる集団も含まれる。

キーワード:周知性、周知商品、使用権者、使用許諾者

(5)大法院 2002. 2. 26. 言渡 2001 다휄73879 判決

#### イ. 事実関係

・原告会社は 1995. 6. 20. 本店所在地をソウル特別市、設立目的を電子部品・電子製品・半導体部品の卸・小売業及び輸出入業等にして設立された会社であって当初「株式会社ソジュー半導体部品」という商号で上記目的の事業を営んできたが、その商号を 1995. 12. 29. 「パワーコム電子株式会社」に、再び 1999. 11. 3. 「パワーコム株式会社」に各変更し、各その変更登記を終えた事実、訴外の韓国電力公社は、その所有の光通信網及び同軸ケーブル網等を現物出資して被告会社を設立し、1999. 9. 21. 「株式会社パワーコム」に商号仮登記を経了し、被告会社は 2000. 1. 26. 本店所在地をソウル特別市、設立目的を電気通信回線設備の賃貸事業、総合有線放送分配網及び伝送網事業等にして設立された後、上記商号仮登記に基づいて商号の登記を経了し、上記目的の事業を営んできた。

#### ロ. 法的争点

- ・商法第23条第1項所定の「他人の営業と誤解しかねない商号」の判断基準
- ・商号の使用において、いわゆる逆混同による被害の認定基準

#### ハ. 判示事項

・商法第23条第1項は、誰でも不正な目的で他人の営業と誤解しかねない商号を使用できないと規定しているため、他人の営業と誤解しかねない商号は、その他人の営業と同種の営業に使用される商号だけを限定することではないが、どのような商号が一般需要者に営業主体を誤認・混同をもたらす懸念があるのかを判断したことにおいては、両商号全体を比較観察して各営業の性質や内容、営業方法、需要者層等で互いに密接な関連を持っている場合であって、一般需要者が両業務の主体がお互い関連があると考え、又はその他人の商号が顕著に広く知られていて、一般需要者からの企業の名声によって絶対的な信頼を獲得した場合に

該当するか否かを総合的に考慮しなければならない。

・商号を先に使用した者(先使用者)の商号と同一・類似した商号を後で使用する者(後使用者)の営業規模が先資料者より大きく、その商号が周知性を獲得した場合、後使用者の商号の使用によって、まるで先使用者が後使用者の名声や消費者信用に便乗して先使用者の商品の出所が後使用者であるかのように消費者を欺罔すると誤解され、先使用者の信用が毀損されたとき等においては、これをいわゆる逆混同による被害と見て、後使用者の先使用者に対する損害賠償責任を認める余地が全くないわけではないといえるが、商号を保護する商法と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の立法趣旨に照らし、先使用者の営業が後使用者の営業とその種類が異なる場合や営業の性質や内容、営業方法、需要者層等で密接な関連がない場合等においては、上記のような逆混同による被害を認められない。

## 二. 解説

・不法行為において故意・過失に基く加害行為の存在及びそれによる損害の発生に関する立証責任は、これを主張する者にあるというべきだが、原審が本事件の逆混同による損害賠償請求についてその立証責任を原告会社に負担させた措置は、正当であり、原審の判決に上告理由で主張するとおり不法行為に関する立証責任を転導した違法がある。

キーワード：他人の営業、商号、営業主体誤認混同

(6)大法院 2001. 4. 10. 言渡 98 ド 2250 判決

### イ. 事実関係

・被害者株式会社クリンレプ(以下「被害者」という)は、食品包装用ラップ(WRAP)を左右が長い直方体の箱形の包装容器に入れて販売してきた。  
・被告人は「グリーンレプ」商標の要諦である「セロングリーン」、「セロン GREEN」を製造・販売してきた。

### ロ. 法的争点

・商品の容器や包装が旧不正競争防止法第2条第1号(イ)目所定の「他人の商品であることを表示した標識」に該当するための要件  
・商品の標識が文字、図形、記号、色彩等様々な要素で構成された場合、旧不正競争防止法第2条第1号(イ)目所定の「商品の標識の類似可否」に関する判断方法  
・旧不正競争防止法第2条第1号(イ)目所定の「他人の商品と混同をもたらすかどうか」の判断基準

・食品包装用ラップ(WRAP)商品である「セロングリンレプ(GREEN WRAP)」の商品の標識が同種商品である「クリーンラップ(CLEAN WRAP)」の商品の標識と類似し、混同をもたらすという理由から、旧不正競争防止法に違反するとした事例

#### ハ. 判示事項

・一般的に商品の容器や包装は、商品の出所を表示する機能を持つものではなく、ただ、ある容器や包装の形状と構造又は文様と色等が商品に独特な個性を付与する手段に使われ、それが長期間継続的、独占的、排他的に使用され、又は持続的な宣伝広告等によりその形状や構造、色等が持つ差別的特徴が取引者若しくは需要者に特定した品質を持つ特定の出所の商品であることを連想させるほど顕著に個別化されるに至った場合にのみ、旧不正競争防止法(1998. 12. 31. 法律第 5621 号不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に改正される前の法律)第 2 条第 1 号(イ)目で定める「他人の商品であることを表示した標識」に該当される。

・特定の出所の商品であることを表示した標識が文字、図形、記号、色彩等、様々な要素で構成された場合において旧不正競争防止法(1998. 12. 31. 法律第 5621 号不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に改正される前の法律)第 2 条第 1 号(イ)目所定の商品の標識の類似するかどうかに関する判断は、商品の出所を表示することに貢献している一切の要素を酌量して、その標識の外観、呼称や観念を取引者又は一般需要者の立場で全体的、異格的に観察して比較しなければならない。

・旧不正競争防止法(1998. 12. 31. 法律第 5621 号不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に改正される前の法律)第 2 条第 1 号(イ)目所定の他人の商品と混同をもたらすかどうかは、商品の標識の周知性と識別力の程度、標識の類似の程度、使用の態様、商品の類似及び顧客層の重複等による競業・競合関係の存否、そして模倣者の悪意(使用意図)の有無等を総合して判断しなければならない。

・食品包装用ラップ(WRAP)商品である「セロングリンレプ(GREEN WRAP)」の商品の標識が同種商品である「クリーンラップ(CLEAN WRAP)」の商品の標識と類似して混同をもたらすとの理由から、旧不正競争防止法に違反するとした事例。

#### 二. 解説

・一般的に商品の容器や包装は商品の出所を表示する機能を持つものではなく、ただ、どのような容器や包装の形状と構造又は文様と色等が商品に独特な個性を付与する手段に使われ、それが長期間継続的、独占的、排他的に使用されたり、持続的な宣伝広告等によりその形状と構造又は色等が持つ差別的特徴が取引者又は需要者に特定した品質を持つ特定の出所の商品であることを連想させるほど顕著に個別化されるに至った場合にのみ、他人の商品

であることを表示した標識に該当される。

キーワード: 出典表示、商品の混同、商品の標識

### 3. 日本

(1) 東京高等裁判所 2000. 12. 24. 日判時 1719 号 122 頁ギブソン・ギター事件：控訴審

#### イ. 事実関係

- ・ 被告株式会社フェルナンデスは、原告のギブソン・ギター・コーポレーション製品と類似な形態製品を製造し販売した。
- ・ 原告は、被告を相手に周知著名な商品の形態を模倣したとして、不正競争防止法に基づいて形態模倣として訴訟を提起した。

#### ロ. 法的争点

- ・ 周知著名性の成否
- ・ 形態模倣の要件
- ・ ダイリューション（希釈化）に対する要件

#### ハ. 判示事項

・ 認定事実によれば、原告の製品は米国やイギリスにおいてロック音楽の演奏者やファンの間で、著名なロック音楽の演奏家も愛用するエレクトリック・ギターの著名な楽器として周知となっていたこと、このことは各種音楽情報等を通じて、日本にも伝えられ、日本のロック音楽のファンの中で、原告の製品は、著名なロック音楽の演奏者が愛用するエレクトリック・ギターの著名な名器として認識されていたものの、高額で、輸入される数量も少なかったため、容易に入手することができないいわば高嶺の花であったので、原告の製品に対する周知名声は認めることができる。

・ 原告の製品は遅くとも 1973 年ことには、日本ロック音楽のファンの中でエレクトリック・ギターにおける著名な名器の地位を確立し、それとともに、原告製品の形態も、原告の商品であることを示す表示として周知となったものと認められてきた。しかしながら、事実認定の下では、このような原告製品の一形態としての出所表示性は、遅くとも 1973 年以前までは、事実経過により既に消滅したものであるというほかない。すなわち、原告製品の一形態が出所表示性を獲得した前後のことから、現在に至るまで 20 年以上にわたって、日本の楽器製造業者が 30 以上のブランドで市販されてきた。需要者にとって、商品形態を見ただけ

で当該商品の出所を識別することは不可能な状況であり、従って、需要者が商品形態により特定の出所を想起することもあり得ないものといわざるを得ないからである。よって、ダイリユーション（希釈化）が進み現在の形態だけでは形態模倣の要件を満たしたとは見難い。

## 二. 解説

・ダイリユーション（希釈化）により形態模倣の要件が変化することもある。

キーワード： 形態模倣、商品形態
------------------

(2) 最高裁判所 1993 年（オ）1507 号、平成 5 年 12 月 16 日第一小法廷判決、上告棄却、判時 1480 号 146 頁

### イ. 事実関係

・ 米国人である原告は、旅行関連業務を含む総合的金融サービス事業を世界的に展開するグループの一員であり、1931 年に事務所を開設して日本国内でその事業を営んできた。原告が自社を示す表示として「アメックス」という表示を使用して広告したのは 1986 年以降であるが、それよりも前から「アメックス」という商号を使用した。

・ 本件の最大の争点は、被告が問題となる営業表示の使用を開始した 1981 年の時点において、既に、「アメックス」という表示が原告の営業を示す表示として周知であり、従って、被告の善意先使用の抗弁を認められないということになるのかどうかということである。この点に関し、二審判決は、不正競争防止法 1 条 1 項 2 号によって保護されるべきいわゆる周知の営業表示とは、「本法施行の地域内で広く認識された」営業表示を意味するところ、このように広く認識された状態は、その状態の形成が不法不当な手段による場合を除き、もっぱら客観的に観察されるべき事柄であるから、営業主体が特定の営業表示を周知にするように特段の努力をした結果、その営業表示が広く認識されるに至った場合のみならず、ある表示が自然発生的に特定の営業主体の営業を示す表示として広く認識されるに至った場合を当然含めるものと解するのが相当であると説き、被告表示の使用開始当時、既み、「アメックス」の表示が原告の営業表示として周知であったと認識められる以上、被告の善意先使用の抗弁は失当であるとしている。

### ロ. 法的争点

・ 営業主体が特定の営業表示を周知にするような特段の努力をした結果、その営業表示が広く認識されるに至った場合のみ、保護の対象となるのか否かについて

## ハ. 判示事項

・ 上告棄却、不正競争防止法第1条第1項第2号にいう広く認識された他人の営業であることを示す表示には、営業主体がこれを使用ないし宣伝した結果、当該営業主体の営業であることを示す表示として広く認識されるに至った表示だけではなく、第3者により特定の営業主体の営業であることを示す表示として用いられ、その営業の表示として広く認識されるに至ったものも含まれると解するのが相当である。

## 二. 解説

・ 希釈化に止まらず、類似表示使用者の行為が標章汚染行為まで至った場合には別論となるが、そもそも表示が著名でなくとも発生した標章汚染行為に対する保護は2条1項2号の枠外の問題として不法行為法等の一般私法に委ねてしまった方が、解釈論として理論的には座りがよい。

キーワード：他人の営業、営業主体

(3) 東京高等裁判所 1993 年 12 月 24 日判時 1505 号 136 頁(平5(ラ)594)

## イ. 事実関係

・ X(債権者、原告人)は、子会社が開発した各々3000字程度でなる4種類の文字書体(以下、「A」書体という)をプリントしたアルファベット・キー及びそれを搭載した手動写植機を販売した。また、1986年頃からデジタルフォント化したA書体を入力したフロッピーディスク及びこれを搭載した電算写植機を販売し、第3者にA書体をフォント化して使用することを許諾する契約を結んでいた。一方、Y(債務者、非原告人)は、1988又は1989年頃からデジタルフォント化した文字書体(以下、「B」書体という)をフロッピーディスクに入力し、それを搭載したレーザープリンターを販売した。

・ そこで、XはYを相手に「A」書体が商品表示として周知したものであるという理由により、1993年改正前の不正競争防止法(以下、「旧法」という)第1条第1項第1号に基づいて、B書体を入力したフロッピーディスク等の製造・販売差止め仮処分申請を提起した。原審(東京地決1993.6.23.判時1505号144頁)は、旧法第1条第1項第1号の「商品」は有体物であるとし、従って、無体物であるA書体は商品に含まれず、A書体は自他識別機能を持つという独自のな特徴を有していないために「商品表示」に該当しない等の理由によりXの申請を棄却し、これによりXが原告した。

## ロ. 決定要旨

・ 不正競争防止法上、商品の概念に有体物が該当することは当然であり、無体物であってもその経済的価値が社会的に承認され、独立した取引の対象となっていて、不正競争防止法第1条第1項で規定する各不正競争行為のいずれかの類型に該当する以上、同法の「商品」に該当しないものとして同法の適用を否定することは、法の目的等に反することである。

・ 書体は抽象的概念である字体を基に、これを制作者が自ら創作したデザイン上の一定したルールに従い様式化した文字群である。字体とは異なる概念であり、その取引の実状において印刷業者、新聞社、プリンターメーカー等は、各自自分の用途によって最も適していると考える特定の書体を選択し、該当書体メーカーと有償の使用許諾契約等を締結してその書体を使用しているため、独立した取引対象となっていることは明白である。よって、このような性格を有する書体は、不正競争防止法第1条第1項第1号の「商品」に該当する。

## ハ. 解説

・ 旧法第1条第1項第1号及び第2号は、改正法第2条第1項第1号で単一規定として統合され、旧法上では、上記の判示は1993年改正法下においても同一に適用されるものと解釈される。不正競争防止法第2条第1項第1号は、他人の周知商号や商標等（商品等の表示）と同一又は類似商標等を取引に使用して、商品や営業の混同させる行為を差止めする。ここでいう商品の概念をどのように理解すべきか、特に無体物も含まれるのかが争点となった事件であるが、原審は、商品の一般的な概念的特徴をそのまま前提にして有体物として限定した。本事件より前の判例でも書体の商品性について否定しているが（東京高判1982.4.28.無体裁集14巻1号351頁）、旧法第1条第1項第1号で周知の出所表示を保有した商品識別機能を保護することよりは、公正な競争秩序を維持することを目的にしているため、市場で流通されていないものは商品に該当しないものと解釈される。

・ しかし、対象決定においては、不正競争防止法の目的を考慮した解釈が必要である点を前提にしながら、商品の概念に無体物が含まれることを初めて明らかにした点に意義がある。また、デジタルフォント化された書体を「商品」に該当するとしつつ、書体としての顕著な形態をその「商品表示」として保護した点において重要な意味を有する判例である。参考に書体の商品表示該当性と関連しては、他の書体と他の特徴的な形態や独創性がないとし、これを否定した判例として東京地判平成12年1月17日判時1708号146頁(平9(ワ)7268)(POP書体事件)がある。

キーワード：商品の概念、商品表示、商品混同、営業混同
----------------------------

(4) 最高裁判所 2006 年 1 月 20 日民集 60 卷 1 号 137 頁(平 17(受)575)

#### イ. 事実関係

・ X (原告、被控訴人、上告人) は A を教祖とする天理教の教義に基づく宗教活動を行う宗教法人である。これに所属した一般協会は「天理教」という名称を使用しており、X の名称は周知の名称である。Y (被告、控訴人、被上告人) はもともと、1926 年 X の前身である天理教管長の同意を得て「天理教豊文宣教所」であったが、その後「天理教豊文分協会」に改められた。X と Y は互いに関係を維持してきたが、Y の代表に B が選任されることにより互いに争いとなり、これにより X と Y を相手に不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号を根拠に名称の使用差止めを請求した。

・ 1 審(東京地判平成 16 年 3 月 30 日民集 60 卷 1 号 171 頁(平 15(ワ)23164)は、Y の行為が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当することを認め、X の差止め請求を認容した。しかし、控訴審(東京高決平成 16 年 12 月 16 日民集 60 卷 1 号 194 頁(平 16(ネ)2393)は、宗教法人の宗教活動は不正競争防止法上の事業又は営業には該当しないとして、X の請求を棄却し、これにより X が上告受理申し立てした。

#### ロ. 判示事項

・ 不正競争防止法は、営業の自由の保障の下で自由競争が行われる取引社会を前提に、経済活動を行う事業者間の競争が自由競争の範囲を逸脱して濫用的に行われ、あるいは、社会全体の公正な競争秩序を破壊するものである場合、これを不正競争として防止しようとするものにはかならないと解される。そうすると、同法の適用は、このような意味での競争秩序を維持すべき分野に広く認める必要があり、社会通念上営利事業といえないものであるからといって、当然に同法の適用を免れるものではないが、他方、そもそも取引社会における事業活動とひょうかすることができないようなものについてまで同法による規律が及ぶものではないというべきである。これを宗教法人の活動についてみると、宗教儀礼の執行及び教義の普及伝道活動等の本来的な宗教活動に関しては、営業の自由の保障の下で自由競争が行われる取引社会を前提にすることではなく、不正競争防止法の対象とする競争秩序の維持を観念することはできないものであるから、取引社会における事業活動と評価することができず、同法の適用対象外にあると解するのが相当である。また、宗教の普及伝道のために行われる出版、講演等本体的な宗教活動と密接不可分の関係にあると認められる事業についても、同様に同法の適用の対象外であると解するのが相当である。

・ Y が「天理教豊文教会」の名称を使用して実際に行っている活動が、朝夕の勤行、月次例等の年中行事などの本来的な宗教活動に止まっており、Y は現在収益事業を行っておらず、近い将来にこれを行う予定もないことは前期のとおりであるから、上記の名称は、不正競争

防止法第2条第1項第1号、第2号にいう「商品等の表示」に当たるといえず、上記の名称を使用するYの行為は同各号所定の不正競争には当たらないものというべきである。

#### ハ. 解説

・他人の周知商号や商標等(商品等の表示)と同一若しくは類似商標等を取引に使用して商品や営業の混同を生じさせる行為(第2条第1項第1号)又は自己の商品等の表示において、他人の著名な商標や商号と同一又は類似の証憑等を取引上においてしようする行為(第2条第1項第2項)は差止められる。これと関連して同規定等の「営業」に該当するためには、どのような要件を備えなければならないのかが問題となる。従来下級審の判例等は、不正競争防止法でいう「営業」に該当するためには、営利を目的に活動することについては必要としないと解しているが、例えば、東京地判平成13年7月19日判時1815号148頁(平13(ワ)967)の判決をみると、「不正競争防止法第2条第1項第1号にいう営業は、幅広く経済的代価を目的とする事業のことをいい、単なる営利目的の場合だけではなく、幅広く経済上の収支計算下において営む事業を含む」とし、私立学校の経営もこれに含まれると判示した。すなわち、営業の概念を幅広く認めている。

・本事件の1審では、従来の下級審裁判例と同じ趣旨から、宗教法人の業務も幅広く経済上収支計算下において行う事業として見做して不正競争防止法の適用を肯定した。これに反し、原審は宗教法人が行う宗教活動は経済上収支計算下において行う活動ではなく、宗教活動は不正競争防止法で規定しようとする競争に該当しないとして、不正競争防止法の適用を否定した。対象判決は、宗教活動に関しては営業の自由を保障することを基に、自由競争が行われる取引社会を前提にしたものではなく、不正競争防止法の対象である競争秩序の維持を観念することができないことから、取引社会において事業活動として評価することができず、同法の適用対象外にあり、また、宗教の普及伝道のために行う出版、講演等、そのもの自体だけで収益活動となる場合にも、本来的な宗教活動と密接不可分の関係であると認められる場合には、同様に同法の適用対象ではないとして原審の判断を受け入れた。このような対象判決は、不正競争防止法の適用対象となる「営業」の範囲に対する解釈基準を提示した点において重要な意義がある。参考として、対象判決においては、Xの宗教法人名称権に根拠した名称使用の差止め請求に対しても「YがXの名称と類似性のある名称を使用したことにより、Xに少なからずの不利益が生じるとしても、Xの名称を盗用されない権利が違法に侵害されたとはいえない」と判示したが、名称使用の差止め請求に関し参考となる前例として意味がある。

キーワード：他人の商号、商標、周知性、類似性

(5)大阪高等裁判所 1997年3月27日知裁集29巻1号368頁(平7(ネ)1518)

#### イ. 事実関係

・ X(原告、控訴人)は、1984年頃に色彩の濃紺色で統一した、主に大学生等の独身者を対象とする家電製品(電気炊飯器、電気ポット、コーヒーマーカー等であり、以下、「X製品」という)をシリーズ商品とし、これに「it's」という名称を付けて製造・販売した。Xシリーズ商品は1993年に26品種36品目の製品まで拡大し、その中には家電製品でない自動車、机等も含まれている。一方、Y(被告、被控訴人)は、濃い紺色と類似な色彩を統一的に塗ったものであり、主に独身者を対象とする6品種の家電製品(以下、「Yシリーズ製品」という)を製造・販売した。

・ これに対し、Xは従来家電製品には濃い紺色という色はほとんど使用しておらず、濃紺色はXシリーズ製品の特長として認識されるものとして出所識別力を獲得したと主張し、不正競争防止法第2条第1項第1号に基づいて、Yシリーズ製品の製造・販売の差し止めと損害賠償請求の訴訟を提起した。これについて1審(大阪地判平成8年3月30日知裁集27巻2号426頁)では、色彩は昔から存在してきたものであること、本来だれでも自由に使用できるものであることから、独占的な使用は認められないとして請求を棄却したため、これを受けてXが控訴した。

#### ロ. 判示事項

・ 一般論としては、単一色彩であっても商品等の表示となる可能性があることについては否定できない。しかし、色彩は昔から存在していてだれでも自由に選択して使用できるものであり、単一色彩そのもの自体には創作性や特異性を認める余地がないので、一般的に単一色彩の使用により出所表示機能(自他識別機能)を有することになったと考えられる場合にも、色彩が元から自由に使用できるものである以上は、色彩の自由な使用を阻害する可能性がある商品表示(単一色彩)の保護は、公益的な観点から見て簡単に容認できない。このような点からみると、単一色彩が出所表示機能(自他識別機能)を取得したといえるか否かについての判断は、その色彩を商品表示として保護することが、その色彩の使用の自由を訴外することになるのか否かについても含めて慎重に検討すべきである。

・ そうすると、単一色彩が特定の商品に関する商品表示として不正競争防止法上において保護されるべき場合があったとしても、該当の色彩とそれに色を塗った商品との結合が強いものは勿論、①該当色彩をその商品に使用することの新規性、特異性、②該当色彩使用の継続性、③該当色彩の使用に関する宣伝広告とその浸透度、④取引者と需要者である消費者が商

品を識別・選択するとき色彩が遂行する役割の大きさ等も十分に検討した後に決定されなければならず、それが認められる場合は極めて制限的な場合である。

・そして、該当色彩と商品との結合においては、X商品には、X製品と同一器種ではあるが異なる色を使用した製品がある反面、Xシリーズ製品には属さないが、濃紺色系の色が塗られている製品が多数存在する点、Xシリーズ製品には家電製品以外の製品もある点、X製品全体が必ずしも濃紺色のみの色を塗っているのではなく、一部には黒色が使用されている点、濃紺色ではあるが、これを家電製品に色を塗ったことは新規性がないという点、Xシリーズ製品に使用した色に変化がある点、消費者が商品を購入した当時に色彩のみに着目しているとは見難い点等を考慮すると、消費者がその色彩のみに着目して家電製品を識別・選択して購入することは、通常的に考え難く、一般的には、製品の機能性、安全性、耐久性、どのメーカー製品なのか等を確認した後に製品を選択して購入している点等から、X製品が濃紺色の家電製品であるという点が、「X」又は「it's」の表示として識別され、独立したX製品の出所表示機能を獲得したと見るができない限り、X製品の「濃紺色」がその商品の表示になるとは見難い。

#### ハ. 解説

・色彩を独自の保護対象とするべきかは、「色彩枯渇論」等と関連して難解な問題である。これと関連した対象判決は、単一色彩の保護原則を説示したが、すなわち、原則的に単一色彩も商品識別機能ができるが、色彩の特性上、これは極めて例外的な場合に限定することを明らかにした。特に、単一色彩が特定の商品に関する商品表示として不正競争防止法上で保護されるためには、該当色彩とそれに色が塗ってある商品との結合が強いものと、①該当色彩をその商品に使用することの新規性、特異性、②該当色彩使用の継続性、③該当色彩の使用に関する宣伝広告とその浸透度、④取引者と需要者である消費者が商品を選択するとき色彩が遂行する役割の大きさ等も十分に検討されなければならず、その具体的な判断基準を提示したという点において意味がある判決である。

キーワード1 識別力、色彩、他人の商号、商標

(6) 東京地方裁判所 1996年12月25日知裁集28巻4号821頁(平7(ワ)11102)

#### イ. 事実関係

・X(原告)とY(被告)は、それぞれ1994年1月頃と1994年6月頃から、キーホルダー等の土産物を製造・販売した者である。XがYを相手に、Xが製造・販売する商品として広く認識された商品と形態が類似な製品をYが販売したことにより混同が生じ(不正競争防止法第

2条第1項第1号)、X商品の形態を模倣した商品である(同法第2条第1項第3号)ことを主張し、当該行為の中止とY商品及びその製造のために提供された金型の廃棄と損害賠償を求めた。

#### ロ. 判示事項

・ 不正競争防止法第2条第1項第3号所定の「模倣」とは、既に存在する他人の商品の形態を真似て、これと同一又は実質的に同一な形態の商品をつくり出すことをいい、行為の客体側面においては、他人の商品とつくられた商品を比べて観察した場合、形態が同一又は実質的に同一であるといえるほど類似していることが必要であり、行為者の認識においては、該当の他人の商品を知って、これと形態が同一又は実質的に同一といえるほど類似な形態の商品であることについて、客観的に評価した形態の商品をつくり出すことについての認識が必要である。それ以外に、行為者の意図と関連して、該当の他人の商品形態を参考又は大幅な変更を加えて新たな形態の商品をつくったものと認識していても、不正競争防止行為に該当することは免れない。

・ 既に存在する商品の形態とそれを根拠にしてつくった商品の形態が、完全に同一ではなく一部において差があったとしても、その差が当該商品全体において占める部分が微々たるものであり、全体的に観察したときに、二つの形態が実質的に同一なものであると認められる場合には、競争の方法における不当な点においては、二つの形態が完全に同一な場合との違いはない。また、客観的に他人の商品の形態と実質的に同一であると認められる商品形態について、他人の商品形態に基づいてつくった以上、主観的に単純な参考に過ぎないか、又は新たな形態の商品をつくるという認識があったとしても、競争の方法における不当性は変わらないからである。

・ Y商品は、X商品を直接原型にしてその形態の金型から製作されたものであるとはいえないが、二つの形態は類似していて実質的に同一なものといえる。

・ Y商品がX商品の販売開始から8ヶ月も経過した後に販売された点、土産物屋では同種業者の店が隣接しており、他の店で取扱う商品の中でどれが人気商品なのか簡単にわかる点、X商品とY商品が類似し、その程度がX商品を見ずにY商品を製作するということは考えられないほどに至っている点、共通した形態が、既存において存在していた第三者の商品形態であるという点に対する証拠がない点等に鑑みると、Y商品はX商品を基につくられた点について十分に追認することができる。

#### ハ. 解説

・ 対象判決は、商品形態の模倣に該当するには、客観的な要因として、他人の商品とつくら

れた商品を比較して観察した場合、形態が同一又は実質的に同一であるといえるほどに類似していることが必要であり、主観的な要件として、該当の他人の商品を知って、これと形態が同一又は実質的に同一であるといえるほど類似な形態の商品であるということを、客観的に評価される形態の商品をつくり出すことを認識することが必要である点を説示した点に意義がある。控訴審では、1審と正反対の結論が出て1審を破棄したけれど、商品形態の模倣に該当するための法令の説示はほとんどそのまま援用している。

キーワード：商品形態、商品形態の模倣、混同

(7) 東京高等裁判所 1998年2月26日知裁集30巻1号65頁(平8(ネ)6162)

#### イ. 事実関係

- ・ (6) 番の事件と同一であり、同事件の控訴審である。

#### ロ. 判示事項

・ 不正競争防止法第2条第1項第3号所定の「模倣」とは、既に存在する他人の商品の形態を真似て、これを同一又は実質的に同一な形態の商品をつくり出すことをいい、行為の客体側面においては、他人の商品とつくられた商品を比べて観察した場合、形態が同一又は実質的に同一であるといえるほど類似であることが必要であり、行為者の認識において該当の他人の商品を知って、これと形態が同一又は実質的に同一であるといえるほど類似な形態の商品であることを、客観的に評価した形態の商品をつくり出すことについて認識することが必要である。

・ ここでつくられた商品の形態が、既に存在する他人の商品の形態と相違なところがあったとしても、その相違がささいな改変に過ぎず、類似したものと評価される場合には、実質的に同一な形態であるべきであるが、該当の改変についての着想の難易度、改変の内容・程度、改変による形態的效果等を総合的に判断して、該当改変に相応する形態上の特徴が生じ、既に存在する他人の商品の形態とかなり類似したものと評価できない場合には、実質的に同一形態であるといえない。

・ X 商品は頭部が一つの通常の龍であるのに反し、Y 商品は胴体の両端が頭部である双頭の龍であることが相違点であり、Y 商品の製造、販売時点において双頭の龍模様のキーホルダーが存在したということが認められる適確な証拠はなく、双頭の龍であるか、又は複数の頭を持つ龍のデザイン自体が広く知られたものであることが認められる証拠もない点、X 商品と Y 商品が基本的に洋剣と龍のデザインを組み合わせたものであり、商品の形態上、龍の具

体的形態が占める割合が極めて高く、Y商品において洋剣の取っ手の部分と刀部分側に現れた龍の頭部分が向かい合っている形態は、需要者に強い印象を与えるものと推定される点、Y商品における龍の具体的形態は、Y商品の全体的な形態の中で、独自の形態上の特徴をもたらすものであると認められる点、本体部分の大きさが異なることもささいなことではなく、表面部分の面積を比べてもほとんど1(X商品)対2(Y商品)程度の差があり、量感的にも相当な差がある点からすると、X商品の形態とY商品の形態との間で上記のような共通点がある。X商品の製造、販売当時に、X商品の基本構成である本体部分全体が金属製の扁平であり、取っ手と刀及び刃が交差して縦形の十字型となっていて、表面側の十字の中心部に宝石の模様でカットされた丸い形のガラスビーズが差し込まれた双刀の洋剣に、龍が洋剣の先の部分から剣と取っ手部分及び取っ手の上に向かって左側にほとんど2回巻いた形状で、表面側及び裏面側に彫刻された形態又はこれと類似な形態を持つキーホルダーが存在していたことを認める十分な証拠がない点に鑑みると、Y商品の形態がX商品の形態と類似していると認め難く、実質的に同一であると認められない。結局Y商品はX商品の形態を模倣したものと認められない。

#### ハ. 解説

・ 対象判決は、商品形態の模倣に該当するための客観的要件と主観的要件が必要であるという原審の法令説示をほとんど同一に受け入れている。従って、このような一般的な判断基準には、問題がないことがわかった。ただし、具体的な差がある部分について、それが重要な差であるか、又は単純な改変に過ぎないのかの観点においては1審と異なる結論を出した。すなわち、全般的な形態がかなり類似しているが、単にキーホルダーに付着される龍が通常の龍(X商品)なのか、双頭の龍(Y商品)なのかにおいて差が生じ、1審はこの部分の差が重要でないと思倣した反面、対象判決では双頭の龍であるキーホルダーがありふれてないという点において、独自の形態的特徴を持つものと思倣したのである。差がある部分の独自の形態的特徴を認めることができるのかについては、対象判決が有用な基準となるはずである。

キーワード：商品形態、混同、商品形態の模倣

#### 4. 米国

(1) Dastar v. Twentieth Century Fox Film 539 U.S. 23

##### イ. 事実関係

- ・ アイゼンハワー大統領が世界第2次大戦と関連して執筆した Crusade in Europe について Twentieth Century Fox Film 社(以下、Fox)は、本の著作権者であった Doubleday 社に2次的著作物著作権と排他的TV放映権(exclusive television rights)を獲得した。
- ・ Foxは以後、Time社と本を基盤に Crusade in Europe のTVシリーズを製作して1949年に初めてシリーズを放映した。
- ・ その後1975年に、Doubleday社は本の著作権を更新したが、Fox社はこのときにTVで放映されたシリーズの著作権は更新せず、1977年に権利期間が満了した。
- ・ その後1988年に、Fox社はTV放映に対する著作権を再取得し、Crusade in Europeに起因する Crusade TVシリーズとビデオに対する排他的権利を得た。Fox社はこれを SFM Entertainment社と New Line Home Video, Inc に対し製作及び配布に対する権利を許諾した。
- ・ 1995年に、Dastarは Crusade TVシリーズに自分が創作した内容を追加して World War II Campaigns in Europe ビデオセットを販売し始めた。
- ・ Fox, SFM, New Line 側では、Crusade TVシリーズと関連して Lanham Act §43(a)に基づいた逆詐称(Reverse passing off)により Dastar に対し訴訟を提起した。

##### ロ. 法的争点

- ・ 原告は、DastarのシリーズがFox社の原作TVシリーズ下でつくられたものであり、Fox社の原作を盗用したものであり、これは結果的に逆詐称(Reverse passing off)を起こしたと主張した。

##### ハ. 判示事項

- ・ Lanham Act は、商標に対する誤解を招き、欺瞞する行為と不公正行為を通じて不正に商業的関心を引き付けることに対し保護することが目的である。
- ・ Lanham Act §43(a)で予定している保護は、「出所の虚偽公表又は虚偽の説明や表現」を「ある商品又はサービス」と関連して商業的に使用できる権利者の保護に適用することである。
- ・ しかし、特許又は著作権の独占権が一度満了すれば、発明又は著作物は公共において使用することができる。ただし、伝統的な特許又は著作権の範囲において、商標の排他的保護を

するためには、Lanham Act の濫用又は度を越して拡大をすることについて注意しなければならない。結果的に保護を受けられない著作物と発明に対しては、Lanham Act § 43(a) 論理の適用はできない。

## 二. 解説

・ 著作物の侵害問題を Lanham Act 上の逆詐称 (Reverse passing off) に基づいて主張することに当たり、この論理の主張は、著作権が消滅した以後には適用できないと判示したところにより、Lanham Act の逆詐称の論理濫用を防止するためであったという点に意義がある。

キーワード：出所表示、商標の排他的保護、著作物

(2) Scott Fetzer co. v. House of Vacuums Inc. 381 F.3d 477

## イ. 事実関係

- ・ Scott Fetzer 社は Kirby Company という真空掃除機製造会社と、KIRBY という商標及びサービス票を所有している。
- ・ House of Vacuums は、Kirby の量販店若しくはサービスセンターではないが、真空掃除機の販売及び修理会社である。KIRBY 商標の真空掃除機の修理や中古製品等を KIRBY の流通業者等を通じて入手して販売していた。
- ・ 2001 年に、House of Vacuums はチラシに大きな文字で「HOUSE OF VACUUMS」という文字の下に 13 ヶ所の真空掃除機会社のブランドを取り挙げたが、この中の一つが KIRBY であった。
- ・ 2002 年 8 月に、Scott Fetzer 社は House of Vacuums に不公正競争、商標侵害、商標等について主張し、テキサス西部地方裁判所に訴訟を提起した。

## ロ. 法的争点

- ・ 原告は、House of Vacuums のチラシ上に「NEW」、「Kirby」欄という部分を明示して、House of Vacuums が、Kirby 社の真空掃除機の新製品を売っているかのような誤解を招くような広報をしていると主張した。
- ・ また、原告は Kirby の真空掃除機の新製品は Kirby 量販店のみ販売しているにもかかわらず、House of Vacuums がこれを販売しているかのような誤解を消費者にもたらし、チラシを通じ Kirby 社の提携社とスポンサー等に否定的な認識を与える可能性があるとして主張し

た。

#### ハ. 判示事項

- ・ 商標の侵害と不公正競争について連邦法で証明するためには、原告側に必ず House of Vaccums が Kirby 商標を使用したことによって、House of Vaccums が Kirby の真正商標権者との提携若しくは推薦を受けたものとして消費者に混同させる可能性をもたらした点について、証拠書類を提出しなければならない。
- ・ 「混同可能性」は、単純な混同の可能性に対する判断ではなく、これを通じて確実に混同が生じるであろうという点を考慮されなければならない。
- ・ 商標が真正商品に付着された場合、その商品を流通システム外において販売する行為が商標の侵害であるとは見做せない。
- ・ 商標の希釈化は、商標の出所を区分することができる能力を弱化又は損傷させることによって発生するものであり、これは真正商品と関係のない商品に商標が使用されたことに基づくものである。ただし、商標法に基づいて商標権者が商標を付着した真正商品を販売した以後に、商標を付着したその真正商標が他の流通システムで販売等が行われたという点は、商標の希釈化による商標権侵害を構成しない。

#### 二. 解説

- ・ 修理製品や改造製品に対する商標に関して侵害したか否かを判断した事件であり、商標権者が一度販売した製品に対し、その後に真正商品に商標が付着されたことにより消費者に商標が認識されたことは、商標の侵害として見難いとした点について判示した。

キーワード：他人の商号、商標、

(3) Sullivan v. CBS Corporation 385 F.3d 772

#### イ. 事実関係

- ・ Frank Sullivan は、他 4 名とともに Survivor というバンドを 1977 年に結成し、80 年代にこのバンドは何枚かのアルバムのヒット作等を出す等、幾つかの音楽賞も受けた。Survivor は、1989 年に第一回目のコレクションを製作し、それに続いて 1993 年に、別のコレクション音盤を製作した。また、Survivor というイベント名に対し、1994 年に商標を登録した。商標は「エンターテインメントサービス:バンドそして/又は音楽サービス」として登録された。Sullivan は Survivor に対する企画を持続したが、バンドとしては米国

において 1993 年まで新しい音楽を発売しなかった。

・ 2000 年 5 月に、CBS は Survivor と呼ばれる TV シリーズを放映し始めた。このシリーズは生存サバイバルプログラムであった。サバイバルで生き残った者には 100 万ドルの賞金を与えるシリーズのものであって、このシリーズは大きな成功を収めた。CBS は、このシリーズについて事前にロゴをつくり、これを通じてプロモーションと広告を行った。ロゴは「SURVIVOR」という文字で構成され、「OUTWIT」、「OUTPLAY」、「OUTLAST」という単語を楕円形で回りを構成した。

・ 2000 年 8 月に CBS 側では、プログラムの OST を集めた音盤を発売し「SURVIVOR」という大きな黒色の文字でプリンティングして「THE OFFICIAL SOUNDTRACK TO THE HIT CBS TV SERIES」と下に記載した。

・ 2000 年 11 月に第二番目の音盤を発売し、CD の表にプログラムのロゴを付けて「OFFICIAL PARTY SURVIVAL KIT」という言葉をロゴの下につけた。2000 年 6 月に、CBS は各種 T シャツ、マグカップ、ガバン、カレンダー、本のような商品等のランチングを行い、これにシリーズのロゴを付けて販売した。

・ Sullivan 側では、Survivor という登録商標と関連して、CBS 側で Survivor という単語を CD と商品等に使用できないように訴訟を提起した。

#### ロ. 法的争点

・ 原告は、バンド商標である Survivor を二つの CD と関連した商品に付着して CBS が販売をしたことにより、Lanham Act 上の Sections 32(1)と 43(a)(1)(A)部分を侵害したと主張し、また、イリノイア商標登録及び保護法等を侵害したと主張した(控訴審では商標侵害と部分が争点となった)。

・ Sullivan 側では、CBS の商標が楕円形の背景に、「Outplay, Outlast, Outwit」という単語を小さくスタイル的な変更のみしているだけであると主張した。

・ CBS 側では、一般的でない単語等が保護を受けているのに反し、一般的な単語の場合は、排他的保護が受けられないと主張した。

#### ハ. 判示事項

・ 混同の可能性に対する判断において 7 要素が存在する。(1) 商標の類似性、(2) 物品の類似性、(3) 場所と方式の同時性、(4) 消費者らの注意の程度、(5) 原告の固着化、(6) 実質的な混同が存在するか否か、(7) 被告がその物品に対し、原告のものと詐称を意図したか否かについて

・ Sullivan は、自分の商標が十分有名であるという点を主張したにもかかわらず、彼はこれを立証する証拠資料を提供していない。

・ CD と関連した主張に対して、CBS 側では Survivor という商標を前面で使用したのは確か

だが、これとともに CD の説明については、CBS のテレビジョンショーと関連があることを適示した。

- ・ 商品間の類似性を判断するに当たっては、公衆の消費者らがこの商品が同じ出所から生産されたものとするか、又は予想するか否かについて判断すべきである。
- ・ バンドの CD の場合、ロック音楽セクションで販売されており、Sullivan と CBS の消費者市場が類似してはいるが、バンドの T シャツの場合はコンサートでのみ販売され、CBS の T シャツ、帽子等の他の商品等はアウトレットで販売される等の違いの差が存在する。このような事実を総合してまとめてみると、消費者らが商品の出所について、消費者らが混同する可能性があるとは認め難い。

## 二. 解説

- ・ 商標による商品間の類似性を通じた混同が存在するためには、消費者が、商品が同じ出所から生産されたものとするか、若しくは予想しなければならない。ただし、同じ文句を使用した標識を使用したとしても実質的に消費者らの混同を起させない場合には、商標の侵害と見做せないと判断した事例である。

キーワード：他人の商号、商標、類似性、混同

(4) GROENEVELD TRANSPORT EFFICIENCY INC v. LUBECORE INTERNATIONAL INC 730 F.3d 494 (6th Cir. 2013)

## イ. 事実関係

- ・ 本判決は、商用トラックの自動給油システム(automated lubrication systems: ALS)において使用されるグリースポンプという、相対的によく知られてない製品に関する事案である。ALS は、装置が作動する際に制御される量の潤滑油装置(本事件は「商用トラック」とい)の各部品に伝達するためのシステムである。自動化された給油方式は時間を節約することができ、作動の効率性を増加させ、よくある手動給油の必要性を排除することによって腐食を最少化する。ALS の主な部品は噴射装置を通じて潤滑油を塗るようにし、合わせられた時間間隔で目的領域に潤滑油を塗るグリースポンプである。



本事件のグリースポンプ

・ 原告(被控訴人) Groeneveld は、40 年以上 ALS 事業を営為しているドイツ会社の米国支店である。Groeneveld が、EPO と指称した本事件の争点であるグリースポンプに対するマーケティングは、1980 年台に始まった。Groeneveld グループは数千名を雇用しており、安定したグローバルグループである。反面、被告(控訴人) Lubecore は新規事業者である。2007 年に Jan Eisses により設立されたが、その前に彼は、自分のまた違う会社を Groeneveld に販売し、約 3 年間 Groeneveld に雇用されたことがある。カナダにある Lubecore は Eisses とその家内が保有しており、公判前の調査時点では 12 名が雇用された。本事件の争点であるグリースポンプは 2007 年 12 月にデザインされ、カナダでは 2008 年 4 月に、米国では 2009 年 3 月から販売され始めた。

・ 2010 年 4 月に Groeneveld は、Lubecore が 2 つのポンプが同一な会社で製作されたものと信じさせるために、消費者を混同させる意図で Groeneveld のポンプと「事実上同一な」ポンプを販売している。従って、Lubecore のポンプを Groeneveld のポンプに詐称通用 (passing off) することによって、Groeneveld が積み上げてきた取引上の信頼 (goodwill) にただ乗りしようとしたため、オハイオ北部支院の連邦地方法院に訴訟を提起した。Groeneveld は Lanham 法によるトレードドレス侵害、不正競争及び虚偽広告と詐欺的な商取引行為、不正競争及び契約及び商業関係に対する不法的干渉等により、オハイオ州法違反を主張した。

・ オハイオ州北部地区連邦地方法院の Donald C. Nugent 判事は、トレードドレスを除外したすべての請求に対して被告に有利な判決を下したが、原告の侵害主張を認めた陪審審判以後、法律の問題として被告に有利な判決を棄却し原告に損害賠償を認めた。これに対し両当事者ともに控訴を行った。

ロ. 主な争点

・トレードドレスは製品のイメージと全体的な外見を意味する。Groeneveld のグリースデザインの全体的なデザインという、本事件の争点であるデザインは、議論することもなく製品のデザインカテゴリーに属する。これと関連して、原告は侵害された製品のデザインが(1)非機能的であり、(2)2 次的意味を獲得しており、(3)侵害製品のデザインと混同して類似していることを立証しなければならない。

・非機能性であるか否かに関して、Groeneveld の証拠は合理的な陪審員によって自分のグリースポンプの個別部品や全体的な構成が非機能的であるということを判断させるためには不十分である。

・混同可能性があるか否かと関連して、Groeneveld はグリースポンプの一般消費者が混同して、二つの争点であるポンプが同一な会社で製造又は同一な会社と関連若しくは提携したと考えられることを立証しなければならない。本院は、競争製品のトレードドレスが十分混同する可能性があるかについて判断するときに考慮すべき 8 通りの要素を列挙した。(1)トレードドレスの強度、(2)商品の関連性、(3)トレードドレスの類似性、(4)実際混同した証拠、(5)利用されたマーケティングの経路、(6)購買者の予想注意程度、(7)トレードドレスを選択するときの被告の意図、(8)製品ラインの拡大可能性である。このような要素らは厳格な要件であるというよりは、役に立つ指針である。

・本事案において、(1)まったく異なるロゴで区分されるために、二つのポンプの全体的なトレードドレスは類似してなく、(2)高い ALS システムを購入する水準の高い購買者は、購買をするときに水準の高い注意を傾けるはずであり、(3)実際に混同に対する証拠がなく、(4) Lubecore がデザインを選択した意図とその効果は競争的であるという点については、Lubecore に有利に影響を与える。Groeneveld 側に有利な要素としては、(1) Groeneveld のトレードドレスは強力であり、(2)当事者らの製品が関連されており、(3)当事者らが類似なマーケティング経路を使用したということである。しかし、一般的な注意を傾ける潜在的な消費者がグリースポンプを混同するはずであるとした証拠がない場合、これら後者の要素そのもの自体だけでは、混同可能性について裁判に付せる事実を提起しないものと見做し、合理的な陪審員団も提示された証拠から Groeneveld が混同可能性を立証する責任を満たしたという結論は下せないと判断した。

#### ハ. 判示事項

・控訴法院の Ronald Lee Gilman 控訴法院判事は、次のように判決した。

(1)原告ポンプのデザインは機能的であるため、Lanham 法によりトレードドレスとして保護されない。

(2)一般的な消費者は競争ポンプの出所に対して混同する可能性はない。

(3) 競争製品との間で、消費者の最初利益混同(initial interest confusion)に対する証拠はない。

(4) 潤滑油ポンプのデザインは、競争者に対し Lanham 法による販売者の希釈化請求を裏付けるときに要求されるものであるから、非機能的でもなく有名でもない。

(5) 非機能的又は有名であっても請求が控訴審において初めて考慮されるものではない。

## 二. 解説

・本事案は、原告の製品と事実上同一な製品を販売することによって、トレードドレスを侵害したか否かが争点となった事案である。本事案では、ポンプに対しデザイン特許又は商標を登録していないが、トレードドレスを通じて機能的な製品デザインを保護できるか否かについて取り上げた争点に意義がある。

キーワード：トレードドレス、混同可能性、他人の商品、商標

(5) DADDY’ S JUNKY MUSIC STORES, INC. , v. BIG DADDY’ S FAMILY MUSIC CENTER 109 F. 3d 275 (6th Cir. 1997)

## イ. 事実関係

・原告（控訴人）Daddy’ s Junky Music Stores は、北東部地域に散在している 13 ヶ所の小売りチェーン店を保有し、これらの店で新品及び中古楽器及び関連の装備を販売している。また、原告は、全国規模のカタログ及び通信販売業を維持しており、これを通じて新品及び中古楽器と装備も販売し、この他にもいくつかの主要音楽雑誌に広告も行っている。原告は 3 つの関連米国商標及びサービス票の登録を有している。<sup>2</sup> 小売り音盤販売店のサービスに対する「Daddy’ s Junky Music Stores」（登録番号 1, 359, 864. 1985 年 9 月 10 日発行）。小売り音盤販売店のサービスに対する「Daddy’ s」（登録番号 1, 594, 679. 1990 年 3 月 1 日発行）及び楽器に対する「Daddy’ s」（登録番号 1, 579, 993. 1990 年 1 月 30 日発行）。原告は 1975 年以來、自分のお店及びカタログ事業と関連しこれら商標を使用してきた。原告は数千個の製品目録と価額を表示する大規模のカタログに「Daddy’ s Junky Mail」という題名を付けた。

<sup>2</sup> 小売り音盤販売店サービスに対する「Daddy’s Junky Music Stores」（登録番号 1,359,864. 1985年 9月 10日発行）、小売り音盤販売店サービスに対する「Daddy’s」（登録番号 1,594,679. 1990年 3月 1日発行）及び楽器に対する「Daddy’s」（登録番号 1,579,993. 1990年1月 30日発行）。

・ 1993 年以来、被告（被控訴人） Big Daddy’ s Family Music Center は、オハイオ州法によりオハイオ州デラウェアで「Big Daddy’ s Family Music Center」という名で存在してきており、楽器及び関連装備を販売している。被告の運営者 Greg Houston は、自分の別名である「Big Daddy」を使用してお店の名前を付けたが、これは 1991 年シカゴブルースフェスティバルの間に得た別名である。被告は主に新品電子楽器を販売しているが、一部の中古楽器及び一部の伝統バンド楽器も販売している。被告はカタログ又は通信販売事業の運営はしていないが 2, 212 名宛に直接郵便で送っている。これら大部分はデラウェアや近接都市に居住している。

・ 原告は被告による「Big Daddy’ s Family Music Center」の名前の使用は、Lamham 法による商標権侵害及び虚偽名称を構成すると主張した（15 U.S.C. § § 1114, 1125(a) 参照）。

また、州の普通法による商標権侵害とオハイオ州の詐欺的商取引行為法（Deceptive Trade Practices Act: DTPA）による請求を主張した（OHIO REV. CODE ANN. § 4165. 02 (Anderson 1991) 参照）。本質的に消費者が原告の商標と被告が使用する名前を混同する可能性があるか否かが争点となった。そこで、1996 年 1 月 31 日に地方法院は被告に略式判決を付与しており、法律問題として当事者らの商標との間では混同の可能性がないものと判示した。これに対し原告が控訴をした事案である。

#### ロ. 主な争点

・ 連邦商標権侵害か否かが争点となった。まず原告の Daddy’ s Junky Music Stores は、ランナム法による商標権侵害請求を主張した。15 U.S.C. § 1114 に伴う責任の判断基準は、本事件商標の被告の使用が、当事者らが提供する商品の出所に対し、消費者らの中で混同を起こさせる可能性があるか否かである。

・ 混同可能性が存在するのかが否かを判断するとき、法院は 1. 先行商標の強度、2. 商品又はサービスの関連度、3. 商標の類似性、4. 実際に混同した証拠、5. 利用されたマーケティング経路、6. 購買者の予想注意程度、7. 商標の選択における被告の意図、8. 製品ラインの拡大の可能性を基準に判断する。

・ 混同可能性が存在するのかが否かについての判断において、次のような争点が存在する。

1. 先行商標の強度を判断するにあたり、地方法院は、「Daddy’ s Junky Music Store」と「Daddy’ s」商標は任意的商標であると判断した。ここで「Daddy’ s」という文句を含む 15 のその他登録商標の登録が、楽器の小売りを目的とする原告の商標を弱化するかが争点となった。

2. 製品の関連性を判断するにあたり、地方法院は、原告は中古楽器の販売に集中し、被告は

そうではないとしても、両当事者が小売りの楽器を販売する事実は、混同可能性を増加させると判断した。

3. 商標の類似性判断にあたり、地方法院は、当事者らの標章は互いにほとんど類似性がなく、このような事実認定は混同可能性を相当弱化すると判断した。原告は、「Family Music Store」という文句は、被告の店の名前に対して何らかの識別力があるという要素に寄与するにはあまりにも長いと、 「Daddy' s」が「Big Daddy' s」と類似している程度に「Big Daddy' s Family Music Store」とも類似すると主張した。

4. 実際に混同した証拠があるか否かが争点となった。本事案において、消費者はカタログを要求するときに、原告の代表にオハイオ州デラウェアにある原告のお店をよく知っているとして述べており、その店は実際に被告のお店であった。地方法院はこのような混同の例示が「正当のもの」と判断した。

5. 法院は、当事者の個別商品又はサービスの主な顧客間の類似性又は相違点を判断しなければならない。地方法院は、「当事者らのマーケティング経路は完全に異なり」、このような違いは「混同可能性を大きく減らす」と判断した。

6. 消費者らの注意程度は、混同可能性に影響を及ぼすことができる。地方法院は、当事者らの商品とサービスを購買する者より高い水準の注意力をみせるはずだと判断した。

7. 被告の意図があったか否かと関連して、原告は、被告が意図的に自分の標章を複製したと主張した。これに対し、地方法院は、被告が意図的に原告の標章を模倣したという証拠がないと判断した。

最後に、製品ラインの拡大可能性に対し、原告はオハイオ州中部において製品ラインを拡大するはずだと主張した。しかし、地方法院は、このような拡大可能性は混同可能性を増加又は減少もしないと決定した。

・被告がランサム法(15 U.S.C. § 1125(a))による虚偽名称を犯し、商標権侵害に対するオハイオ州の普通法による差止めを違反しており、オハイオ州の詐欺的商取引法(Deceptive Trade Practices Act: DTPA)を違反したと主張した。これに対し、地方法院は連邦虚偽名称請求及び州法請求に反する略式判決を行った。

#### ハ. 判示事項

・本院は、混同可能性と関連し重要な事実の争点が残っていると判断したために、本院は、これら請求に対し被告に付与した略式判決を裏返して、これを地方法院に差し戻すと判示した。

・具体的に連邦商標権侵害か否かに対し、まず、先行商標の強度を判断するにあたって地方

法院は、「Daddy' s」標章等が明白な状態に至っていないという根拠により、これら標章の強度を弱化する誤謬を犯したと判断した。また、本法院では、地方法院において類似性を評価するとき、根本的に「Daddy' s」の商標を看過して判断したものと見なした。そして、「Daddy' s」という文句はあまりにもありふれているため、強い商標にはなれないと事前に判断していたために、類似性の要素について調査を行いながら地方法院は「Daddy' s」商標について考慮することができなかつた可能性があるが、原告のすべての標章を比較して判断すべきであることが妥当だと見なした。「Daddy' s」と「Big Daddy' s Family Music Store」間での類似性は依然に争点として残っていると見なした。実際に混同の証拠があるか否かと関連しては、本判決では、地方法院が差し戻し審において、唯一な実際の混同事例の重要性について再評価すべきであると見なした。また、商標の類似性を判断するにあたり、混同可能性を大きく減らしたか否かについて再検討すべきであると判示した。消費者の注意程度と関連して見た判決では、地方法院がより高い争点である購買者の注意に相応した割合を再評価すべきであると見なした。被告の意図があったのか否かと関連した本判決では、地方法院は、意図欠如が消費者の混同可能性を減らしたと判断することによって、これに対する法的重要性を誤解したものと見なした。従って、差し戻し審では、被告が自分の名前を選択するときにより意図だけを持っていたと判断するならば、このような意図の欠如は消費者の混同可能性を減らすか、又は増加させてもいないと判断すべきであると見なした。

## 二. 解説

・本事案では、商標の混同可能性を判断するにあたり、「Daddy' s」と「Big Daddy' s Family Music Store」間の類似性について判断すべきであると見なした。特に、実際に混同の証拠があるか否かを重要に判断すべきであり、被告の意図があったか否かについてのみに判断するのではなく、消費者の混同可能性があるか否かについて別途に判断すべきであると見た事案である。すなわち、商標の混同可能性があるか否かを判断するにあたり、意図の欠如だけでは消費者の混同可能性に影響を及ぼさない基準を提示したという点に意義がある。

キーワード：混同可能性、他人の商品、商標権侵害

(6) *Sears, Roebuck & Co., v. Stiffel Company* 376 U.S. 225

## イ. 事実関係

- ・Stiffel 社では「Pole Lamp」という新しいスタイルのランプをつくり、これを市場で大きな成功を収めた。
- ・Pole lamps と関連して、Stiffel 社はSears、Roebuck & Co. が市場で類似のランプをつ

くり、より安価な価額で売っていることがわかった。

・ Sears の価額は Stiffel の割引価額よりもさらに安い価額であった。

#### ロ. 法的争点

・ Sears 社は、Stiffel 社の特有用なデザインの Pole lamp を侵害したランプを Stiffel よりはるかに安い価額で販売した。

・ Stiffel 社とほとんど同一な Pole lamp を Sears 社が販売をすることは混同を生じさせ、これは結果的にイリノイア州法上の不公正行為である。

#### ハ. 判示事項

・ 特許期間が満了し、これ以上特許でない部分においては、パブリックドメインとなり、誰もが選択してつくり、販売することができるようになる。

・ 州は、特許権の保護期間が既に完了した以後、保護期間の延長を許与することはできず、特許が連邦特許法の発明において要求する水準に及ばない部分については、特許を付与できない。

・ 連邦特許法に基づいて特許がなく著作権がない場合、州法は、その物品そのもの自体の模倣又は著作権の侵害であるといえない。

・ 無論ほとんど同一な製品を製造した者において「混同」が存在することがある。しかし、連邦特許法上において、模倣が許容された範囲にあるものと明示した部分について、州法下で複製に対する侵害命令を下すか、又は模倣に対する損害賠償を下すことは認め難い。

・ 上記の判決において、連邦法上で特許が存在しない Stiffel 社のランプについて、州法上の独占を認めた部分が存在する。これに対する部分は間違っただけであり、Sears は再度判決を求めることができるはずである。

#### 二. 解説

・ 連邦特許法上で特許として保護できない部分において、州法上で連邦特許法に反する保護を付与することができない点を判示した。これにより「混同」が存在する可能性がある程度の模倣であっても、既に連邦特許法上の特許権が存在しない状況において、州法上で独占を認めたことは、間違えた判断であるという点を説示した。

キーワード：混同、保護期間、模倣
------------------

(7) *Compro Corp v. Day-Brite Lighting Inc.* 376 U.S. 234

#### イ. 事実関係

・Compro と Day-Brite 社は、蛍光灯証明器具を製造する会社である。Day-Brite 社は、1955 年に特許庁に自社の照明に対するデザイン特許を出願した。同じ照明器具に対して出願した（技術）特許は特許登録が拒否された。Day-Brite はその照明を市販した。

・Compro は Day-Brite と極めて類似な形態の照明器具を販売し、これにより Day-Brite は訴訟を提起することになる。

・1 審と 2 審では、Day-Brite 社のデザイン特許は効力が存在しないが、Compro 社で Day-Brite 社の照明器具を模倣した部分があるため、イリノイア法上の不公正行為として判断できるものと見なした。

#### ロ. 法的争点

・Day-Brite 社は、Compro 社が Day-Brite 社のデザイン特許を侵害したのであると主張した。

・また、Day-Brite 社は、Compro 社が Day-Brite 社の独創性のあるデザインを持つ照明器具を模倣したのは混同を起こさせる不公正行為であると主張した。

#### ハ. 判示事項

・模倣侵害に対する明白な根拠が存在する場合にも、これによる損害若しくは侵害を認めるにあたり、州法と連邦法の衝突が存在する可能性がある。

・この場合の対象が連邦法上の特許権又は著作権として保護されないときに、州法に基づいて対象の模倣を法的に差止め請求することはできない。

・模倣を差止めするためには連邦法規定に基づくべきであり、連邦特許法と連邦著作権法において、パブリックドメインとしてその模倣を認めている場合には、自由に使用が認められなければならない。

・本事件での Day-Brite 照明は、デザイン特許又は特許を持っている状態ではない。ならば連邦特許法に基づいてパブリックドメインとして見なすことができ、これは誰でも自由にその細部的な部分の模倣が可能である。

#### 二. 解説

・連邦特許法による保護と州法上の保護が衝突することになる場合には、連邦特許法が優先される。本事件の場合は、既に連邦特許法においてパブリックドメインとして認められる事項に対し、模倣を差止めする州法の衝突が存在する事件であり、結果的に連邦法の優先により州法による模倣に対する差止めを強制することはできないと判示した。

キーワード：模倣、ドメイン、不公正行為

(8) Wal-Mart Stores, Inc., v. Samara Brothers, Inc. 529 U.S. 205

#### イ. 事実関係

・1995年にWal-Martは、製作者と委託契約を通じてWal-Martラベルを付けた1996年春／夏シーズンの子供用ワンピースを大量生産したが、その衣類をつくるための基礎作業として、Samara Brothersの衣類ライン写真を製作者に見本として見せた。製作者はこれに対し若干の変形を加え子供ワンピースを制作した。Wal-Martはこのワンピースシリーズで1996年に115万ドルの利益を得た。

・Samara Brothersは、自分がつくった春／夏ラインの子供服のデザインをJCPenney社と契約を締結し販売することにしたが、この春／夏ワンピースラインがWal-Martにもっと安い価額で売られていたことから、JCPenny社側ではSamara Brothers社に異議を提起することになった。

・Samara Brothersは、Wal-Martの模倣について著作権侵害とともに、不公正競争とトレードドレスの侵害を主張し、Wal-Mart及び他の被告らに訴訟を提起した。Samara Brothersの訴訟に対しWal-Martと契約を行った製作者と他の被告らは全員和解を行ったが、Wal-Martは和解を行わなかった。

・Samara Brothersに対し、そのワンピースのデザインは出所の識別機能がなく、トレードドレスとして保護を受けられないと主張した。

#### ロ. 法的争点

・原告（被上告人）側は、衣類デザインはSamara Brothe社の企業の核心であり、Wal-MartがSamara Brothers社の衣類を基礎にして子供用ワンピースを制作したものであるから、これは著作権侵害とトレードドレスの侵害であると主張した。

・また、原告側は、Wal-Martの衣類が事実上Samara Brothersの衣類と事実上同一なものに

見えるほどにこれを模倣したと主張した。

・被告（上告人）側は、衣類のデザインに対しては本質的な識別力が認められず、これによりトレードドレスでSamara Brothersのトレードドレス侵害主張を認めることはできないと主張した。

#### ハ．判示事項

・登録されてない製品のデザインは、2 次的な意味又は識別力を得られなかった場合には、Lanham Act § 43(a)による保護を受けられないと規定している。製品のデザインである場合、本質的な識別力を認めることができないため、製品の形状が保護されるためには2 次的意味があることについて認めるべきである。

・法院は商標に対し、本質的な識別力がある商標と2 次的意味を通じて識別力を得た商標の2 通りに区分が可能であると見なした。後者の例としては、色彩商標が存在するが、この場合には本質的な識別力は不可能であり、2 次的意味を通じた識別力を得なければならないと判断した。

・デザインは色彩商標の場合のように、本質的な識別力を得ることはできず、2 次的意味に基づいた識別力のみ得られると判断した。

・本質的な識別力に対する判断において、商品のデザインと商品包装は異なった取り扱いをされるべきである。

#### 二．解説

・商標として登録されなかった場合にもトレードドレスを通じて一応保護を受けられるが、商品の包装でない商品のデザインの場合には、本質的な識別力は得られず、2 次的意味に基づいて識別力のみ得られるという点を判示した点が主要である。

キーワード：識別力、商品のデザイン、商品の包装

(9) Two Peosos, Inc. v. Taco Cabana 505 U.S. 763

#### イ．事実関係

・Taco Cabana 社ではテキサスでメキシコのファーストフードチェーン店を経営していた。1978 年 11 月に Taco Cabana の最初のレストランがサンアントニオにオープンされ、1985 年までサンアントニオ地域に 5 つの新しいレストランがオープンした。

・1985年12月にTwo Pesos社では、ホストンでレストランをオープンしたが、Two PesosはTaco Pesosレストランのコンセプトを一応モチーフとして借用した部分が存在する。Two Pesosレストランは早い成長をしホストン以外に別の支店をオープンし始めたが、サンアントニオには進出してない状況であった。しかし1986年Taco Cabanaがホストンとオースチン支店、ダラス等のテキサスの違い都市を支店に拡張しTwo Pesosの営業地域と重なる。

・1987年Taco CabanaはTwo Pesosに、トレードドレスの侵害に対する訴訟を提起し、テキサス判例法上における営業秘密侵害に対する部分もともに訴訟を提起する。

・地方法院はTaco Cabanaのトレードドレスは、2次的意味を獲得できなかったかも知れないが、本質的な識別力があつたと判断し、Two PesosがTaco Cabanaのトレードドレスを侵害したと判断した。

・Two Pesosはさらに、本事件においてトレードドレスの2次的意味の立証を行わなくともLanham Act §43(a)の保護を受けられるか否かについて訴訟を提起した。

#### ロ. 法的争点

・原告側は一体感のある看板、内部台所計画、装飾、メニュー、レストラン、従業員ユニフォーム、レストランの全体的なイメージをTaco Cabanaのトレードドレスとして判断しなければならず、Taco Cabanaのトレードドレスはレストランのサービスにおいて非機能的な部分であり、保護が可能であると主張した。

・被告側は、原審はテキサス市場でのTaco Cabana社のインテリアのLanham Act §43(a)を判断することにあり、2次的意味を判断していない点において誤謬が存在するとした。

#### ハ. 判示事項

・商標の場合は、本質的な識別力がある場合若しくは2次的意味を通じて識別力を獲得した場合には、商標として保護を受けることができる。

・商標がLanham Act §43(a)による保護を受けるためには、商標の非機能性の認定が要求され、このトレードドレスの保護においても同一に適用される。

・トレードドレスの本質的な識別力が存在する場合には、2次的意味の立証が不必要であるため、特定出所を確認できる本質的な識別力のあるトレードドレスの場合、トレードドレスの使用すなわち即保護が可能である。

・Taco Cabana社レストランのデザインの場合、レストランを利用する者らは、これをレストランの商標として認識しているのか否かとは関係なしに、本質的な識別力が認められるも

のを見なすべきである。

## 二. 解説

・レストランのインテリアの場合も本質的な識別力を求めながら、Lanham Act § 43(a)の保護と関連して、商標の識別力の範囲を幅広く拡張させた画期的な判例として受け入れられている。

キーワード：識別力、トレードドレス、商標

## 第2条定義（第2条第1号ハ目）

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号ハ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1) ソウル地方法院 2003. 8. 7. 言渡 2003 カ合 1488 判決

#### イ. 事実関係

・申請人は「TIFFANY」又は「ティファニー」という標識（以下、「本事件の標識」という）を使用して宝石、貴金属、その他のファッション製品等をデザイン、製作、販売する米国会社であり、非申請人は不動産開発業、分譲業、分譲代行業等を営為する会社である。

・申請人は、本事件の標識を使って各種宝石類等を製造・販売し、しゃれたデザイン、優れた加工技術等により世界的な名称を得てきた。本事件の標識に関して60ヶ国に約250の商標及びサービス票を登録しており、大韓国内にも1985年頃から本事件の標識又は「TIFFANY & CO.」に関してダイヤモンド等の宝石類、ベルト等のアクセサリ類、香水、メガネ、宝石販売代行等を指定商品・サービス業とする20種類の商標又はサービス票を出願・登録した。

・非申請人は2003年4月頃からソウル中区忠武路2街地下鉄4号線明洞駅の近辺に、「HiTIFFANY」及び「ハイティパニー」という名称（以下、「本事件の侵害標識」という）を使用した地上11階、地下6階の延べ面積7,000坪の大型ショッピングモール（以下、「本事件のショッピングモール」という）を新築・分譲する事業に推進した。その頃から国内主要日刊紙を通じて上記の分譲事業に対する広報及び分譲募集のための広告を持続的に行ってきた。2003年4月9日頃には特許庁に本事件の侵害標識に関して建物分譲業を指定サービス業とするサービス票の出願も行った。

## ロ. 法的争点

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条所定の商品主体又は営業主体の混同の意味

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目・(ロ)目所定の「標識の著名性」の意義及び判断基準

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目・(ロ)目所定の出所の混同に該当するの否かの判断基準

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ハ)目所定の「識別力」や「名声」を損傷させる行為の意味

・国内の周知著名な標識である「ティファニー(TIFFANY)」と同一・類似な標識「ハイティファニー(HiTIFFANY)」を無断使用して名品ブランド店の分譲事業を行うことは、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目・(ロ)目・(ハ)目所定の不正競争行為に該当すると見なした事例

## ハ. 判示事項

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」という)第2条第1号(イ)目・(ロ)目所定の不正競争行為は、周知の標識と同一又は類似な標識を使用して一般取引者又は需要者らに商品主体又は営業主体に関して混同を起こさせることによって成立される。商品の優秀性等の理由により一般大衆に絶対的な信頼感及び良質感を獲得して識別力が特に強い著名標識の場合には、それと同一・類似の標識を使用して商品・サービスを提供したことによって、その商品・サービスが著名性を獲得した標識の商品・サービスと異なるものであるとしても、一企業が多くの異質的な産業分野にわたり、多くの異なる商品・サービスを生産・販売・提供することが一般化となった現代の産業構造から鑑みると、一般需要者らとしては、その商品・サービスの用途及び販売取引の状況等から、当該標識の所有者やその特殊関係にある者により、その商品・サービスが生産・販売・提供されるものと認識し、その出所の混同を起こさせることがあるということに鑑みると、同法所定の商品主体又は営業主体の混同は主体の同一性に関する狭義の混同だけではなく、両商品主体又は営業主体の間で一定の関係が存在するのではないのかという広義の混同まで含める。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」という)第2条第1号(イ)目・(ロ)目所定の標識の著名性は、取引関係者だけではなく一般消費者の大衆にまで広く知られ、また、良質感によって優越的地位を持つ状態を意味するものであり、狭義の混同における商品・営業の消費者又は取引者に著しく認識されていることを要求する

わゆる「周知性」よりは強いが、出所の混同や競争関係の存在を要求しない同法第2条第1号(ハ)目所定の希釈行為差止め規定での解釈上において要求されるいわゆる「著名性」よりは弱化したものであると見ることができるが、これを判断するにあたっては、その標識の使用、供給、営業活動の時間、方法、態様及び取引範囲等とその取引実状又は社会通念上において客観的に広く知られているか否か等を基準にして合目的的に判断しなければならない。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争防止法」という）第2条第1号(イ)目・(ロ)目所定の出所の混同に該当するか否かを判断するにあたっては、商品の性質、営業の形態その他取引事情等を鑑み、類似商標を使用する商品又は営業が著名商標の著名度とその指定商品又は営業が持つ名声にただ乗りして需要者を誘引することができる程度に、互いに競業関係乃至経済的柔軟・後援関係があるのかが一応の基準となり、その具体的な判断においては、標識選択の動機、標識に現れた悪意も参酌されるべきである。また、このような場合の混同には、必ず現実の混同に限るものではなく混同の具体的な危険までも含まれる。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律所定の「識別力」を損傷させる行為とは、特定商品と関連して使用されるものとして広く知られた標識を、その特定商品と他の商品に使用することによって信用及び顧客吸収力を失墜又はダイリューション（希釈化）させる等、自他商品の識別機能を毀損することであり、すなわち、商品やサービスを識別させて、その出所を表示する著名商標の力（識別力、単一性、独特性、名声等）や機能を減少させることを意味しているといえ、「名声」を損傷させる行為とは、ある良いイメージや価値を持つ周知の標識を否定的なイメージを持つ商品やサービスに使用することによって、その標識の良いイメージや価値を毀損する行為をいう。

・国内の周知著名な標識である「ティパニー(TIFFANY)」と同一・類似な標識「ハイティパニー(HiTIFFANY)」を無断使用して名品ブランド店の分譲事業を行うことは、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目・(ロ)目・(ハ)目所定の不正競争行為に該当すると見なした事例

#### ホ. 解説

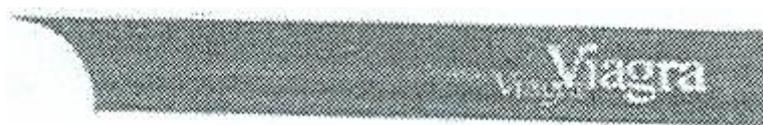
・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目・(ロ)目所定の標識の著名性と同法第2条第1号(ハ)目所定の希釈行為差止め規定において解釈上要求されるいわゆる「著名性」の基準はハ目の著名性が多少強化された意味として解釈される。

キーワード：ダイリューション（希釈化）、著名性、国内で広く認識されている

(2) 大法院 2004. 5. 14. 言渡 2002 님 13782 判決

#### イ. 事実関係

・被告らが開設したウェブサイトにおいて「バイアグラ関連情報」という題目下に、バイアグラに関する国内新聞記事と原告のファイザー・プロダクツ・インクの発表内容を引用して「製作者であるファイザー(PFIZER)によるとバイアグラ(viagra)は…」という表現を使用した。



・被告らが葛汁、葛水を販売するという内容を掲載したウェブサイトで使用した上記のような形態の標章は、上記の標章が画面右側端の上の部分に小さい形で位置していて、上記のウェブサイトで販売する製品である 葛汁、葛水には「さんえさんえ (山に山に)」という独自の商標が付着されており、そのウェブサイトの下の部分には『さんえさんえ(山に山に)』とは、月留峰の清い水を象徴する韓一総合食品(株)の固有ブランドです」という記載が明確にされている。

#### ロ. 法的争点

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条による差止め請求において、同法第2条第1号(イ)目、(ハ)目で定める商品標識の周知性の判断時点(=事実審弁論終結時)

・特定のドメインネームでウェブサイトを開設して製品を販売し、そのウェブサイトにおいて取り扱う製品に対し独自の商標を付着して使用する場合、そのドメインネームそのもの自体が商品の出所表示として機能を果たすといえるのか否か(消極)

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ハ)目で規定される「国内で広く認識されている」という用語と「識別力の損傷」という用語の意味及び著名な商品標識が、他人によって営業標識として使用される場合にも「識別力の損傷」が生じるのか否か(消極)

・著名商標である「viagra」と類似な「viagra.co.kr」というドメインネームの使用が、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目の不正競争行為(商品主体の混同行為)には該当しないが、同号(ハ)目の不正競争行為(識別力の損傷行為)には該当するとした事例

・ドメインネームの一部を使用した「viagra」商標の所有者は、自分の名義で「.kr」ドメインネームを登録する資格があるのか否かに関係なく、そのドメインネームの登録抹消請求ができるものとした事例

#### ハ. 判示事項

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条による差止め請求において、同法第2条第1号（イ）目所定の他人の姓名・商号・商標・商品の容器・包装、その他他人の商品であることを表示した標識が、国内で広く認識されているか否かについては、事実審の弁論終結時を基準に判断すべきであり、同法第2条第1号（ハ）目の場合にも同様である。

・ドメインネームは、元インターネット上互いに連結され存在するコンピューター及び通信設備が認識できるようにつくられたインターネットプロトコール住所（IP住所）について人々が認識・記憶しやすいように数字・文字・記号又はこれらを結合してつくったものであり、商品や営業の標識として使用する目的で行ったわけではないため、特定のドメインネームが一般人らに対し、そのドメインネームで運営するウェブサイト誘引する役割を果たしているとしても、ドメインネームそのもの自体は、商品の出所表示としての機能を果たしているとはいえない。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号（ハ）目は、2001年7月10日に施行された現行の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に新設された規定であり、「（イ）目又は（ロ）目の規定による混同させる行為の他に、非商業的使用等の大統領令で定める正当な事由なしに、国内で広く認識されている他人の姓名・商号・商標・商品の容器・包装、その他の商品又は営業であることを表示した標識と同一か、又はこれと類似したものを使用若しくはこのようなものを使用した商品を販売・頒布若しくは輸入・輸出して、他人の標識の識別力や名声を損傷させる行為」を不正競争行為として規定している。上記の規定の立法趣旨とその立法過程をみると、上記の規定で使用している「国内で広く認識されている」という用語は、「周知の程度を超え著名程度に至ったもの」をいい、「識別力の損傷」は「特定な標識が商品標識や営業標識としての出所表示機能が損傷されるもの」を意味すると解するのが相当であり、このような識別力の損傷は、著名な商品標識が他人により営業標識として使用される場合にも生じる。

・著名商標である「viagra」と類似な「viagra.co.kr」というドメインネームの使用が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号（イ）目の不正競争行為（商品主体の混同行為）には該当しないが、同号（ハ）目の不正競争行為（識別力の損傷行為）には該当するものとした事例

・ドメインネームの一部に使用された「viagra」商標の保有者は、自分の名義で「.kr」ドメインネームを登録する資格があるか否かに関係なくして、そのドメインネームが登録抹消請

求をすることができる。

## 二. 解説

・著名商標である「viagra」と類似な「viagra.co.kr」というドメインネームの使用が、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目の不正競争行為(商品主体の混同行為)には該当しないが、同号(ハ)目の不正競争行為(識別力の損傷行為)には該当する。

キーワード：識別力の損傷行為、著名商標、商品主体の混同行為

(3)大法院 2006. 1. 26. 言渡 2004 ド 651 判決

### イ. 事実関係

・「馬正天道葬儀屋」という商号で葬儀屋を運営する被害者が1998年9月頃に、現代自動車から葬儀バス4台の出庫を受け、その葬儀バス外部に原審判示のように色彩及び模様(以下、「本事件のデザイン」という)を表示した後、その頃から2001年頃までの間に大田、忠南地域等で、その葬儀バスを約3,000回程度運行し、そのような葬儀バスの写真が入っているチラシ・広告物等をその地域の葬儀場等に大量に配布や発送を行った。上記の「馬正天道葬儀屋」は、営業方式の斬新性などにより地域新聞に何回か記事化されたが、そこには上記のような葬儀バスの写真が掲載されており、上記の「馬正天道葬儀屋」は大田聖心葬儀場・乙支大学病院等の協力業者として選定され、国内又は地域の有名人事らの葬儀に葬儀バス運営業者として参加したりした。

### ロ. 法的争点

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ハ)目所定の「国内で広く認識されている他人の営業標識」に該当するの否か

### ハ. 判示事項

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ハ)目で定める「国内で広く認識されている他人の営業標識」の意味及び国内でホ六認識されているか否かの判断基準

・葬儀バス外部に表示された色彩及び模様が、そのもの自体が営業標識として著名の程度に至っているといえないのは無論のことであり、周知の程度に至ったとはいえなく、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ハ)目で定める「国内で広く認識されている他人の営業標識」に該当しないと見なした事例

## 二. 解説

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号（ハ）目で定める「国内で広く認識されている他人の営業標識」の意味及び国内で広く認識されているか否かの判断基準において、その使用による一般需要者や取引者に対し、特定した出所の営業であることを連想させるほど著しく個別化され、優越的な地位を獲得するほどにまで至ったというべきである。

キーワード：国内で広く認識されている、他人の営業標識、識別力の損傷行為

(4)大法院 2004. 2. 13. 言渡 2001 다팀 57709 判決

### イ. 事実関係

・原告は、自動車、航空機及び関連部品(自動車及び航空機エンジン)を製造して「ROLLS-ROYCE」という商標で販売するイギリス内の法人であり、「rolls-royce.com」と「rolls-royce.net」インターネットドメインネーム（インターネット上の数字でなる住所に該当する数字・文字・記号又はこれらの結合を意味する。以下、「ドメインネーム」という）を使用している。被告は1999年6月5日に、サムジン精密という商号で事業者登録を行い、ソン・ジョンジャ、ユン・ピョンワンの名義で韓国電算院傘下の韓国インターネット情報センターに「rolls-royce.co.kr」というドメインネーム（以下、「本事件のドメインネーム」という）を登録して、本事件のおメインネームでなるウェブサイトを経営している。

### ロ. 法的争点

・ドメインネームの重要部分が著名な登録商標と同一であるが、そのドメインネームの使用が商標法で規定する商標権侵害行為に該当しないと判断した事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号所定の「使用」の意味及びドメインネームの譲渡代価として金員等を要求する行為が、同法第2条第1号所定の不正競争行為に該当するのか否か（消極）

### ハ. 判示事項

・ドメインネームの要所が著名な登録商標と同一ではあるが、商標法において規定する商標権侵害行為に該当するためには、他人の登録商標と同一な商標をその指定商品と類似な商品に使用したか、又は他人の登録商標と類似な商標をその指定商品と同一又は類似な商品に使用した行為がなければならない。上記のドメインネーム下で運営されるウェブサイトにおいて、登録商標権の指定商品と同一又は類似な商品を取り扱ったか、又は登録サービス票の指定サービス業と同一・類似な営業を取り扱った事実が全くなければ、上記のウェブサイトを経営

通じて登録商標権を侵害したか、又は侵害の憂慮があると思なせず、登録商標と同一な名前をドメインネームに使用しただけでは商標法第 66 条で規定する商標権侵害行為に該当するとは見難いとして事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号（イ）目の商品主体の混同行為に該当する標識の使用は「商品に関連する一切の使用行為」、同号（ロ）目の営業主体の混同行為に該当する標識の使用は「営業に関連する一切の使用行為」といい、非商業的使用をその提供対象から除外している同号（ハ）目の識別力や名声の損傷行為に該当する標識の使用は「商業用使用」と、それぞれ意味するものであると解釈すべきである。ドメインネームの譲渡に対する代価として金員等を要求する行為は、ドメインネーム商品又は営業であることを表示する標識として使用したものとはいえず、同法第 2 条第 1 号（イ）目、（ロ）目の混同行為や同号（ハ）目所定の識別力又は名声の損傷行為に該当しない。

## 二. 解説

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号（イ）目の商品主体の混同行為に該当する標識内容は、「商品に関連する一切の使用行為」、同号（ロ）目の営業主体の混同行為に該当する標識の使用は「営業に関連する一切の使用行為」、非商業的使用をその提供対象から除外している同号（ハ）目の識別力や名声の損傷行為に該当する標識の使用は「商業用使用」と、それぞれ意味するものであると解釈すべきであり、ドメインネームの譲渡に対する代価として金員等を要求する行為は、ドメインネーム商品又は営業であることを表示する標識として使用したものとはいえない。

キーワード：識別力の損傷行為、著名商標、商品主体の混同行為、名声損傷行為

## 3. 日本

(1) 最高裁判所 1993 年 12 月 16 日判時 1480 号 146 頁(平 5(オ)1507)

### イ. 事実関係

・X(原告、被控訴人、被上告人)は、アメリカンエクスプレス企業グループの一員として米合衆国の法人であり、1954 年に東京支店を開設して 1980 年以後からクレジットカードの発行業務を行っている。「アメックス」という表示はアメリカンエクスプレスの略称で、1976 年から X を指称する標章であり、X に関連する新聞・雑誌記事等に使用していたが、X 自ら自社を指称する標章として使用したのは 1986 年以後である。一方、Y(被告、控訴人、上告人)

は、1980 年から「株式会社アメックスインターナショナル」という商号で広告代理業及び不動産業を運営している。

・X は Y が上記の商号を使用し始めた時期には「アメックス」が X を指称する標章として周知性を獲得していたと主張し、Y に対し「アメックス」、「アメックスインターナショナル」等の標章使用差止めと商業登記の抹消を請求した。

・これに対し、1 審(東京地判平成 4 年 6 月 29 日金判 935 号 36 頁(平 2(ワ)14493)と 2 審(東京高判平成 5 年 4 月 28 日判時 1480 号 153 頁(平 4(ネ)2567)は、周知性の要件は、当該表示の営業主体が営業表示を使用して獲得した場合に限定されず、第 3 者の使用により自然発生的に特定の営業を表示するものと広く認識された場合も含められると判断し X の請求を認容したため、これにより Y が上告をした。

#### ロ. 判示事項

・ [旧]不正競争防止法第 1 条第 2 号においては、広く認識された他人の営業を指称する標章には、営業主体がそれを使用乃至宣伝した結果により、当該営業主体の営業を指称する標章として広く認識されただけでなく、第 3 者により特定した営業主体の営業を指称する標章として使用され、その標章として広く認識されたのも含まれると解するのが相当である。

#### ハ. 解説

・不正競争防止法で保護を受けるためには、当該標章が広く認識されなければならないが、当該標章の営業主体の行為でない第 3 者の行為により、そのように広く認識された場合にも保護が可能なのかが問題となり得る。例えば、韓国の場合は 1 道 1 社という原則を長い間維持してきた結果、特定地域の焼酎として代表焼酎を用意に連想することができるが(仮に釜山焼酎=A 焼酎)、実際に、該当焼酎業者自ら特定地域の代表焼酎だと広告するなどを行い、このような結果が発生したわけではない。このような場合、自然発生的に特定主体の標章として認識された名称を不正競争防止法により保護できるか否かについて争われる可能性があるが、対象判決は、これに対する保護が可能であることを明確に説示した点において重要な意義がある。すなわち、原告以外の第 3 者の行為により標章が周知性を持つことになった場合でも、周知性要件は満たされ、表示主体自らの広告宣伝活動によらず獲得した周知性に対しても、出所混同が発生する場合には、保護をすべきであることを明らかにしたものである。ただし、その標章は少なくとも原告を指称するものと認識されていることを必要とする。

キーワード：営業主体、商品主体、第 3 者の行為、出所混同

(2)最高裁判所 1983 年 10 月 7 日民集 37 卷 8 号 1082 頁(昭 57(オ)658)

イ. 事実関係

・X(原告、被控訴人、被上告人)は、事務処理請負を業とする米国会社の子会社であり、1966 年から「マンパワージャパン株式会社」という商号及びその通称として「マンパワー」を使用して営業を行っている。一方 Y (被告、控訴人、上告人) は、1976 年から「日本ウーマンパワー株式会社」という商号を使用して事務処理請負を行っている。X の商号及び通称は Y の成立登記が行われた頃に、X の本店、支店及びその周辺地域において X の営業活動を示す表示として広く認識されており、Y の設立登記以後に、X と Y が同じ営業主体であると誤解した Y の顧客から電話を受けることや、X の顧客から「新しい女子部ができたのか」又は「Y は X の子会社なのか」等の問い合わせが提起されてきた。

・そこで X は、旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 2 号に基づいて Y に対し、Y 商号の使用差止めと抹消登記申請を求めた。1 審(東京地判昭和 56 年 1 月 30 日民集 37 卷 8 号 1090 頁(昭 53(ワ)3303)及び 2 審(東京高判昭和 57 年 3 月 25 日民集 37 卷 8 号 1105 頁(昭 56(ネ)347)のすべてにおいて、X の通称は X の本店及び支店所在地の地域において周知性を獲得していると判断して原告の請求を認容したため、これに対し Y が上告受理申し立てした。

ロ. 判示事項

・ [1] ある営業表示が不正競争防止法第 1 条第 1 項第 2 号で定める他人の営業表示と類似なものなのか否かを判断するにあたっては、取引実状を基礎に、取引者、重要者が両方の外観、呼称及び観念に基づいて印象、記憶、連想等から、両者を全体的に類似したものとして受け入れる憂慮があるのか否かを基準にして判断することが相当である。

・ 商号の要所は周知のものとなっているその通称である「マンパワー」という部分であるのに対し、Y 商号の要所は「ウーマンパワー」という部分であるといえる。両者は「マン」と「ウーマン」部分が互いに異なるが、現在日本における営業の普及度から見ると、「マン」という英語は人に関する意味もあり、「ウーマン」をも含む単語として知られている。また、「パワー」という英語は、物理的な力のほかに人の能力、知力を意味する単語として知られているといっても差し支えない点、X と Y はすべて本店を東京に置いて上記の事務処理請負業務を営んでおり、上記の各々事業は人の能力、知力を活用するものであり、両者の需要層も共通している点等に鑑みると、両者の需要層において上記の「マンパワー」と「ウーマンパワー」はすべて人の能力、知力を連想させ、観念において類似しているものと受け止められる憂慮があるものと見るべきであり、さらに、X 商号の「ジャパン」部分及び Y 商号の「日本」は、すべて観念において同一であるため、上記需要者層において X の商号及び通称である「マンパワー」という名称と Y の商号は、全体的に類似したものと受け止められる憂慮があるものといえる。

・ [2]不正競争防止法第1条第1項第2号にいう「混同を起こさせる行為」には、他人の周知の営業表示と同じであるか、又は類似なものを使用する者が、それと上記の他人を同一な営業主体として誤認する行為だけではなく、両者間にいわゆる母子会社関係や系列関係等の緊密な営業上の関係が存在していると誤信させる行為も含めると解するのが相当である。

・本事件をみると、YはXの周知の営業表示と類似したものを使用し、YとXは同一の営業主体であると誤信される行為又は両者間に緊密な営業上の関係があると誤信される行為をしたものであるため、結局YはXの営業活動と混同をおこさせる行為をしたものといえる。

#### ハ. 解説

・対象判決は、旧不正競争防止法第1条第1項第2号（需要者に広く認識されている他人の姓名、商号、標章、その他他人の営業であることを示す表示と同一又は類似なものを使用し、他人の営業上の施設又は活動と混同を起こさせる行為を差止め）で定める類似と判断基準を提示し、また、混同の意味に対して狭義の概念ではない広義の混同が含まれた点について明確にした点に意義がある。このような旧法上の判断基準は、類似した規定を置いている現行法の解釈においても同一に適用することができる。特に、究極的に混同の可能性が重要であるために、別途の類似性判断が必要か否かについては争われる可能性があるが、対象判決では類似性を別途に判断している点で意味があるといえる。

キーワード：他人の商号、標章、外観、類似性
-----------------------

(3)最高裁判所 1984年5月29日民集 38巻7号 920頁(昭56(オ)1166)

#### イ. 事実関係

・ X1(原告、被控訴人、被上告人)は、アメリカプロフットボール連盟(NFL)の名称とシンボルマークを管理する会社であり、チームの名称とシンボルマーク（以下、「本件表示」という）の商業的利用に関する一切の権利を保有し、その使用権を第3者に許容することを業としている。X2はx1との契約を通じて指定商品に本件表示を付着して商品化事業を営為する権利及びそれを第3者に有償で再使用（サブライセンス）を許諾できる権利を確保した。X2は1業種1会社に決定し、訴外会社等に本件表示の再使用を許諾したが、本件表示の使用においては、その使用方法及び態様、許諾商品の特徴及び品質、宣伝広告方法等においてX2が管理統制し、訴外会社等はX2の管理及び指示等に従うべき義務等があった。

・一方Y(被告、控訴人、上告人)がXの許諾なしに本件表示を付着したロッカを製造販売し

たことにより、X1 と X2 が旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づいて、Y に対し本件ロッカの製造販売差止め及び損害賠償を請求した。

・1 審(大阪地判昭和 55 年 7 月 15 日民集 38 卷 7 号 937 頁(昭 55(ワ)480/昭 53(ワ)6006)は X1、X2 の販売差止め請求と損害賠償請求の一部を認容し、2 審(大阪高判昭和 56 年 7 月 28 日民集 38 卷 7 号 975 頁(昭 55(ネ)1874/1310)は X1、X2 の付帯控訴による本件ロッカの廃棄請求と弁護士費用の追加請求も認容したほか、1 審の判決を受け入れた。これに対し Y は上告受理申し立てした。

#### ロ. 判示事項

・ [1] ある営業表示が旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 2 号所定の他人の営業表示と類似したものに該当するか否かについては、取引実状下において取引者又は需要者が両方の表示外観、称号又は観念に基づいた印象、記憶、連想等から、両方の表示を全体的に類似するものと受け入れる憂慮があるか否かを基準に判断すべきであるということが当裁判所の判例である。また、ある商品表示が同項第 1 号所定の他人の商品表示と類似したものに該当するか否かについての判断においても、上記営業表示の類似判断と同一な基準によるべきであると解するのが相当である。・30 種に至る本件表示の各々のマークは、それぞれ柄及びチームの名称が異なるものであるが、どれもがアメリカンフットボールのヘルメットを模倣した共通の図形からつくられたものであるため、上記で説示した取引の実状下においては、取引者又は需要者が本件ロッカ表示を全体的として見て、同表示は本件表示の各々のマークと外観及び観念において同一又は類似したものを数個使用した点については明白であるため、上記の基準により本件ロッカ表示の使用は、本件表示と同一又は類似なものを使用するものであるとしかいえない。

・ [2] 旧不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号所定の他人には、特定表示に関する商品化契約により結束された同表示の使用許諾者、使用権者及び再使用権者グループのように、同表示が持つ出所表示機能、品質保証機能及び顧客吸収力を保護発展させるという共通の目的下で結束されていると評価できるようなグループも含まれていると解するのが相当であり、また、上記の表示と同一又は類似したものを使用する者が、自分と上記の他人を同一な商品主体又は営業主体として誤信させる行為だけではなく、自分と上記の他人との間で同一な商品化事業を営為するグループに属した関係が存在するものと誤信させる行為も含め、混同を起こさせる行為であるとするためには、両方間で競争関係である必要はないと解するのが相当である。

・これを本件に照らし合わせてみると、X1 等及び再使用権者グループは、不正競争防止法第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号所定の他人に該当するものであるとすべきであり、また、上記グループの中でロッカを販売する者がいなかったとしても、Y の本件ロッカ販売行為は、上記

のグループとYとの間で、同一な商品化事業を営為するグループに属する関係が存在すると誤信させるものであると認められるため、上記各号所定の他人の商品又は営業活動と混同を起こさせる行為に該当するものであるといえる。

#### ハ. 解説

・対象判決は、旧不正競争防止法第1条第1項第1号又は2号で定める「他人の商品又は営業であるものを示す表示」及び「類似」の意味について判示した最(二)判昭和58年10月7日民集37巻8号1082頁(昭57(オ)658)と同様に解釈すべきであることを明確にするとともに、さらに、旧不正競争防止法第1条第1項第1号又は2号所定の他人には特定表示に関する商品化契約により結束された同表示の使用許諾者、使用権者及び再使用権者グループのように、同表示が持つ出所表示機能、品質保証機能及び顧客吸収力を保護発展させるという共通の目的下で結束されていると評価できるようなグループも含まれていると判示した点、混同を起こさせる行為であるとするためには、両方間で競争関係である必要はないと判示した点等において重要な意義がある。

キーワード：他人の商品、他人の営業、混同

(4)最高裁判所1998年9月10日判時1655号160頁(平7(オ)637)

#### イ. 事実関係

・X(原告、被控訴人、上告人)は、高級婦人服、香水、化粧品、ハンドパック、靴、アクセサリ、時計等のシャネル製品の製造・販売を目的とする企業で構成される企業グループ(以下、「シャネルグループ」という)に属し、「シャネル」の表示等に関するシャネルグループの商標権等の知的財産権を有し、その管理を行うスイス法人である。一方、Y(被告、控訴人、被上告人)は、「スナックシャネル」(以下、「Y表示」という)という名称を使用して飲食店を運営している。

・そこで、Xは不正競争防止法第2条第1項第1号に基づいて、Y表示の使用差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起した。

・原審(東京高判平成6年9月29日知裁集26巻3号1132頁(平6(ネ)2687/571)は、差止請求を認容し、損害賠償請求の一部を受け入れた1審とは違って、シャネル標章の周知性及び両方の類似性は認めたが、混同の憂慮については、「他人の周知の営業表示と同一又は類似なものを使用する者と、その他人の営業の種類、内容及び規模等から、一般消費者らに対し

両者の間で業務上、経済上又は組織上に何らかの関連があるものと誤認される関係がなければ、他人の周知営業表示の使用は、そのような混同を発生させる行為には該当しない」とし、  
「Yの営業の種類、内容及び規模等を鑑みて、Yが本事件の営業表示を使用することにより、Yが高級衣装店の古い店舗として世界的に知られ、高級婦人服をはじめ、高級品のイメージを持つ商品を取り扱うシャネル社と業務上、経済上又は組織上において何らかの関係を持っているとして一般消費者が誤認する憂慮があるとは認め難く、従って、Yの本件営業表示の使用がシャネル社の営業上の施設又は活動と混同を起こさせる行為に該当すると認め難い」とし、Yの付帯控訴を認容してXの請求を棄却した。これに対しXは上告受理申し立てした。

#### ロ. 判示事項

・旧不正競争防止法第1条第1項第1号又は2号にいう「混同を起こさせる行為」には、他人の周知の営業表示のような類似したものを使用する者が、自分又は上記の他人との同一営業主体として誤信させる行為だけではなく、両者間でいわゆる母子会社関係や系列関係等の緊密な営業上の関係又は同一な表示の商品化事業を営為するグループに属する関係があると誤信させる行為(以下、「広義の混同を起こさせる行為」という)も含め、混同を起こさせる行為であるとするためには、両方間で競争関係である必要はないというのが当審の判例であり、このような基準は改正法下でも同様に適用された。

・このような点について本事件に関連してみると、Yの営業内容はその種類、規模等において実際にシャネルグループの営業とは異なるものであるにもかかわらず、「シャネル」表示の周知性が極めて高い点、シャネルグループに属するファッション関連業界の企業としてもその経営が多角化する傾向にある点、本事件の事実関係下において、Y営業表示の使用により一般消費者がYとシャネルグループの企業との間で緊密な営業上の関係又は同一商品化事業を営為するグループに属する関係が存在すると誤信する憂慮があるといえる。従って、YがXの営業表示である「シャネル」と類似したY営業表示を使用する行為は、新法第2条第1項第1号で規定される「混同を起こさせる行為」に該当し、Xの営業上の利益を侵害したものと見なすべきである。

・それならば、原判決の中でこれと異なる判断下においてY営業表示に関するXの使用差止め及び損害賠償請求を棄却した部分は、法令の解釈適用を誤った違法があり、その違法は原判決の結論に影響を及ぼすことは明白である。この点に関する論旨は理由があり、その他の上告理由を判断せず原判決の中の上記請求に関する部分は破棄を免れない。

#### ハ. 解説

・対象判決は、旧不正競争防止法第1条第1項第1号、第2号の「混同」の概念を判示した最(二)判昭和58年10月7日民集37巻8号1082頁(昭57(オ)658)及び最(三)判昭和59年5月29日民集38巻7号920頁(昭56(オ)1166)判決を認容し、混同の概念には広義の混

同が含まれるという法令解釈が改正法にもそのまま適用されることを明確にした点に意義がある。そして、周知性が極めて高い表示と同一又は類似な表示を使用する場合に、混同するか否かに対する具体的な判断例を見せている点においても類似事例の有用な参考となるはずである。

キーワード：混同の概念、周知性、営業表示

(5)東京地方裁判所 1997 年 3 月 7 日判時 1613 号 134 頁(平 6(ワ)22885)

#### イ. 事実関係

・ X(原告)<sup>32</sup> は、ピアス(pierce)をするときに耳を開ける穴の収縮予防のためのピアス穴用保護具(以下、「X 商品」という)を製造・販売する者であり、Y はこれと同一な製品(以下、「Y 製品」という)を製造・販売し始めた者である。そこで、X は Y に対し Y の製品の製造・販売行為が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号所定の不正競争行為に該当するという理由で損害賠償等の請求の訴訟を提起した。

・ Y 製品が X 製品を模倣したか否かについて判断と関連して、まず初めに、X 製品が 2005 年の改正前の不正競争防止法大 2 条第 1 項第 3 号のカッコに規定させている「同種の商品が通常持つ形態」に該当するか否か、二番目に、Y 商品が X 商品を模倣したか否かが争点となった。

#### ロ. 判示事項

・ [1]同種商品が通常持つ形態を保護対象から除外したのは、同種商品であれば通常持ちそうなありふれた商品形態は、特定人に転用させるべきではなく、また、同種商品が通常持つ形態は、その商品の機能と効用を果たすために不可避下において採用すべき商品形態である場合が通常であるはずだから、そのような種類の形態を特定人に独占させることは、商品の形態ではなく、同一な機能と効用を持つそのような種類の商品そのもの自体の独占を招くことになりため、複数の商品が市場において競争することを前提に、その競争形態を規制する不正競争防止法の趣旨そのもの自体にも反しているからである。しかし、同カッコの規定のその趣旨に鑑みると、仮にそうであっても、当該他人の商品が極めて斬新で機能及び効用が同一な商品や類似した商品が容易に発見されない場合にも、当該商品の形態がその機能及び効用を達成するために不可避に採用するほかない場合には、そのよう形態は同種商品が通常

<sup>32</sup> X(原告)原告は Xら、すなわち複数であるが便宜上Xという。

保有している形態に該当するものと解するのが相当である。従って、当該商品が新規な商品であると理由だけでその形態が同種商品が通常持つ形態ではないといえない。

・不正競争防止法第2条第1項第3号カッコの規定は、当該他人の商品全体の形態が、同規定の要件を備えた場合、その商品の形態を模倣した行為を不正競争行為から除外するという趣旨である。しかし、商品の形態は、その商品の機能、効用を達成するために必修不可欠な形態のみで構成された場合又は同種の商品が通常持つ形態そのもの自体である場合とがあり得るが、これとは異なり、機能、効用を達成するために必修不可欠な形態又は同種商品が通常持つ商品の形態を基盤に、一部変更や装飾的要素を付加した形態のものも少なくないことは、当裁判所の著しい事実である。これとともに、当該商品の基本的形態が同種商品が通常持つ形態であり、細部的な具体的形態においてそうでない場合には、当該商品全体の形態としては同法第2条第1項第3号が適用されるべきであるのが当然であるが、当該他人の商品の形態を模倣したものであるか否かについての判断においては、対比対象となる模倣したものと指目された商品が、同種商品が通常持つ形態を基本的な形態に共通したものであるのに対し重点を置いてはならず、両方の商品の同種商品が通常持つ形態でない具体的形態が、同一又は類似しているか否かを基準に判断しなければならない。

・ [2] X商品の全体的な形態は、同種商品が通常持つ形態に該当するとはいえない。しかし、Y商品は、X商品とその基本形態が共通し、一部細部的な部分においても共通する点(本体頭の部分の具体的な形態)があるが、これらはすべて同種商品が通常持つ共通した形態であるため、実質的に同一か否かの判断において考慮すべき対象にはならず、その以外に差がある要素らを考慮してみると、Y商品の形態はX商品の形態を模倣したとはいえない。

#### ハ. 解説

・2005年に改正される前の不正競争防止法第2条第1項第3号のカッコでは、当該他人の商品と同種の商品(同種の商品がない場合には、当該他人の商品とその機能と効用が同じであるか、又は類似した商品)が通常持つ形態を除外する」と規定しているが、対象判決は、このような適用除外の要件に対する判示を行った点に意義がある。同規定は、2005年の改正において「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除外する」に変更されたが、これは旧法上の「通常持つ形態」に対する解釈が明確でないからである。このように明確でない旧法上の「通常持つ形態」に対する立法趣旨等を説明し、特に、通常持つ形態に変更された部分が共存する商品における保護要件を提示した点において意味がある。

キーワード：通常の状態、形態の模倣、同種商品

(6)東京地方裁判所 1999 年 1 月 28 日判時 1677 号 127 頁(平 10(ワ)13395)

#### イ. 事実関係

・ X は、米国のゴルフ用品メーカーである C 社との契約を通じて日本国内において独占的な販売権限を獲得し、C 社が製造するゴルフ用品を輸入して販売している。C 社の許諾下において第 3 者が製造した製品も X の商品として一緒に販売している。本事件での X は、ゴルフ用キャデーバックを輸入・販売している Y を相手にとって、Y の商品販売行為は、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に該当すると理由を挙げて、Y 商品の販売差止め及び損害賠償請求の訴訟を提起した。X がこのような請求の主体になれるのかが争点となった。

#### ロ. 判示事項

・不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 の趣旨に鑑みると、他人が資金・努力を投下して開発・商品化した商品の形態に対し、異なる選択肢があったにもかかわらず故意によりこれを模倣して自分の商品として市場に置いていることは、先行者が構築した開発成果にただ乗りする行為であり、競争上不公正な行為として評価されるべきである。また、このような行為により、模倣者が商品の形態開発のための費用・努力をかけず、先行者と市場において競争することを許容する場合には、新商品の開発に対する社会的意欲を減殺することである。このような点において模倣者の上記のような行為を不正競争行為で規制することに基づいて先行者の開発利益を模倣者から保護できるようにしたものが、上記の規定の趣旨であると見るのが相当である。これに基づくと、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号所定の不正競争行為に対し、差止め乃至損害賠償を請求できる者は、形態模倣の対象となった商品を自ら開発・商品化して市場に置いた者に限定されると見なすべきである。

・X は、C 社が開発・商品化したスーパーラップ型キャデーバックを輸入又は同社の許諾下で第 3 者に製造させてこれを日本国内で販売したということであるが、単純に輸入業者として流通に関与したか、又はライセンシーとして同種製品の製造許諾を得たものに過ぎなく、X 自身がスーパーラップ型キャデーバックの形態を開発・商品化したものと見なせないのは明らかである。従って、X はその主張事実を前提にしても、スーパーラップ型キャデーバックの形態の模倣行為に対して、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に基づく差止め請求又は損害賠償請求の主体にはなれない。

#### ロ. 解説

・対象判決は、商品形態の模倣行為に対する請求主体について初めて判決したものであり、商品形態の模倣差止め規定の趣旨を説示して、結局、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号所定の不正競争行為に対し差止め乃至損害賠償を請求できる者は、形態模倣の対象となる商品を自ら開発・商品化して市場に置いた者に限定され、従って、単純に輸入業者として流通に

関与したか、又はライセンサーとして同種製品の製造許諾を得たものに過ぎない場合には、その請求の主体になれないことを明らかにした点に意義がある判決である。

キーワード：商品形態、形態模倣、模倣行為

#### 4. 米国

(1) Jada Toys, Inc. v. Mattel, Inc. 518 F.3d. 628

##### イ. 事実関係

・Jada Toys はカルフォルニアの会社であり、ミニチュア玩具自動車、トラックそして自動車等をつくる会社である。

・2001年から2004年までにかけてJada社は、玩具のトラックシリーズであるHOT RIGZを制作し、2011年にHOT RIGZに対し米国特許商標庁に商標出願を行い2002年に登録された。Jada社では、2001年から2004年まで彼らの玩具の包装にHOT RIGZ商標を付着して広告及び販売を行った。

・Mattelもまた、玩具の会社であり、HOT WHEELSというミニチュア自動車ブランドラインを持っていたが、これは1968年から販売されていた。HOT WHEELS玩具ラインはbig rig trucksのミニチュアバージョンの自動車ラインであった。

・1968年にMattelは、「68 logo」を使用してHOT WHEELブランドの識別力を持つことになった。1982年にMattelは68 logoの相互補完的バージョンをつくりだし、そこにMattleシールを貼って販売し始めた。Matteはシールの形態を米国連邦商標として登録した。

・2004年4月20日にJada社は、Mattel社に商標侵害と出所に対する誤解の量産、不公正行為で訴訟を提起した。ただし、このときにJada側では、HOT RIGZと関連した訴訟を提起したのではなく、Jadaが既に商標登録したOLD SKOOLがMattle社のOLD SCHOとNEW SCHOOLラインシリーズにより侵害を受けたという事実を理由に訴訟を提起した。

・このときにMattel社では、抗弁としてJada社のHOT RIGZがHOT WHEELSの商標を侵害したと主張することになるが、Mattel社は著作権侵害とともにダイリューション（希釈化）の主張をすることになった。

##### ロ. 法的争点

・Jada Toys 側は、Mattel 社が Jada 社の OLD SKOOL 登録商標を侵害して、OLD SCHOOL と NEW SCHOOL ラインをつくることにより、商標侵害、出所に対する誤った表示、不公正行為をしたと主張した。

・Mattel 側は、Jada 社の HOT RIGZ 商標が Mattel 社の HOT WHEELS 商標に対する侵害、著作権侵害、ダイリューション（希釈化）をもたらしたものであると主張した。

#### ハ. 判示事項

・Mattel 社が商標侵害をしたという Jada Toys の主張と関連して、混同の可能性に対する判断のために Sleekcraft factors を利用した。判断要素は(1)商標の強さの程度、(2)商標と商品間の密接さ、(3)商標の類似性、(4)実質的混同に対する証拠、(5)マーケティングチャンネルの使用、(6)商品の種類と購買者がイベントのために注意をする程度、(7)商標を選択した被告の意図、(8)製品の拡張性に対する可能性である。

・上記の判断要素が類似性を認めるための主要な判断基準になり得るが、類似する商標が混乱の可能性があるという点について明白に提示しているわけではない。

・原審において単に Sleekcraft factor のみだけをもって商標の類似性を判断した部分は、これによって誤謬が存在したため、Jada 社の主張に対する Mattel の商標侵害認定をした原審を破棄した。

・Mattel 社でダイリューション（希釈化）と関連して2通りのアンケート調査を行った。一つ目は、HOT RIGZ という名前が玩具自動車を「売る若しくはつくる」と判断することを前提にアンケート調査を行い、28%の応答者が、Mattel 又は同じ会社で販売する HOT WHEELS 又はどの会社であれ、Matte の許諾下でその名前を玩具自動車に使用したと答えた。これとは別のアンケート調査においては、HOT RIGZ 包装紙を見せてから、どこで製品がつけられたかの質問にしたところ、7%の回答が Mattel 社若しくは HOT WHEELS をつくる会社又は Mattel 社の許諾を受けた会社でつけられたものと信じていた。このような実証的な要素により、このような証拠らは混同によるダイリューション（希釈化）の可能性が存在する判断をすることができる。

・著作権の侵害に対し認められるためには、原告が必ず彼又は彼女の著作権が被告により保護される著作物の主要部分が、模倣されたことを証明しなければならない。Mattel のロゴに対する著作権侵害の主張と関連して、「通常合理的な観察者の観点」から類似性が存在することを認識できると判断した。

#### 二. 解説

・商標の類似性と関連して、商標権の侵害、ダイリューション（希釈化）の主張、著作権の

侵害論争に対し、深度ある判断を行った判示としてその示唆点がある。

キーワード：類似性、ダイリューション（希釈化）、商標権侵害

(2) Hyatt Corp. v. Hyatt Legal Services 736 F.2d 1153

#### イ. 事実関係

・ホテルサービスを提供している Hyatt Corp は、米国でかなり有名な高級ホテルチェーン業者であり、Hyatt という名前をホテルの名称として 25 年以上使用している。Hyatt ホテル側は著名な新聞と雑誌に国内的に持続的な広告を行っており、毎年 5 千万ドルに至るほどの膨大な金額であった。

・Hyatt Legal Service は、1977 年にオハイオ州クリーブランドに設立した会社であり、法律サービスを提供している業者である。4 名のパートナー弁護士 (Joel Hyatt, Susan Hyatt, Wayne Willis, William Brooks) でなるこの法律サービス会社は、Hyatt ホテルとは全く関連のない会社である。Hyatt Legal Service は主に TV 広告を通じて自分らの安価で適切な法律サービスの提供について広告をした。1982 年を基準に Hyatt Legal Service 側で使用した広告費用は 300 万ドルであった。<sup>4</sup>

・Hyatt ホテル側では Hyatt Legal Service が商標を侵害しており、これを差止めするための訴訟を提起した。

#### ロ. 法的争点

・原告は、Hyatt ホテルは米国で高級ホテルチェーン会社であり、25 年間全国的な営業と広範囲な広告を通じて消費者らに認識され、万一 Hyatt という名称が全国的に他のサービスに使用されればダイリューション（希釈化）となるはずだと主張した。

・被告は Hyatt という名前を単純に人の名前から取ってきた部分であるということが、Hyatt ということがホテルの名称としての識別力のみだけ持つものではないと主張した。

---

<sup>4</sup> Hyatt Legal Services, founded in 1977 in Cleveland, Ohio, is and always has been a legal entity completely separate and apart from Hyatt Hotels. It provides legal services in a growing number of states, sixteen at the time of the hearing. There are four partners, appellee Joel Hyatt, Susan Hyatt, Wayne Willis and William Brooks. Hyatt Legal Services advertise s extensively, mainly on television, and directs its advertisements towards people with low and moderate incomes. It takes only certain kinds of cases, primarily simple

## ハ. 判示事項

・Hyatt ホテルは、25 年間既に使用されており、13 年間商標登録を維持している。また、過去に莫大な広告を通じて広範囲の地域で Hyatt という名前をホテルチェーンと連携できるようにした。これを通じて Hyatt ホテルは既に自分らの名声をホテル業界において構築している状況である。

・消費者の立場から Hyatt Legal Service の商号名が持続的に利用されるのであれば、Hyatt 商標に対し、原告が構築したホテルチェーン会社との関連性が弱化されるため、イリオネア州ダイリューション（希釈化）防止法 (Illinois Anti-Dilution Act) により Hyatt Legal Service の使用を差止めすることが適切である。

・Hyatt は、人の名前というよりは、既に商標(商号)の Hyatt として固まっていることが事実であるため、Hyatt Legal Service において Hyatt の商号を使用してはならないが、Hyatt Legal Service 側では、「Joel Hyatt Legal Services」若しくは「Hyatt, Hyatt, Willis & Brooks」のように、法律サービスが Hyatt ホテルとの関連性がないことを表す名称を使用すれば、法に抵触しないはずである。

## 二. 解説

・長い期間と莫大な費用をかけて識別力と名声を構築した状況において、その商標を他の会社で使用することによって、既に構築した識別力と名声にフリーライディングすることを差止めした判示である。このための根拠として商標のダイリューション（希釈化）論理を利用した。

キーワード：ダイリューション（希釈化）、識別力、名声の損傷行為
---------------------------------

(3) Nola Spice Designs, L.L.C., et al v. Haydel Enterp, No. 13-30918 783 F.3d 527 (5th Cir. 2015)

## イ. 事実関係

・ニューオーリンズの Mardi Gras パレード期間中に、パレード参加者ら (krewes) が見物人らにプラスチックビーズのひもを投げ、見物人らはこれらひもを犬の形にまげて「ビーズ犬 (bead dogs)」をつくった。被告(控訴人) Haydel 社(「Haydel」)は、ニューオーリンズに位置する Haydel's ベーカーリーを所有しており、Mardi Gras シーズン中に販売される有名なキングケーキを含むベストリーとケーキを製作及び販売した。2008 年に Haydel は、マス

コットのデザインを依頼し、「Mardi Gras Bead Dog」と、マスコットの名前を付けた。

・2009年10月13日及び2009年12月1日に、米国特許庁はHaydelに二つの商標登録を発給したが、これが各々「MARDI GRAS BEAD DOG」という文章と、これら「ビーズ犬(bead dogs)」のデザインであった。デザインは「ビーズで装飾したネックレスをつけた様式化された犬」で構成され、犬はMardi Grasスタイルビーズにみえるようデザインされた一連の球形でできている。この登録商標はキングケーキブストリー、宝石及び衣装(シャツ、帽子、子供用ジャンパースーツ)をその対象にした。Haydelはこれら製品をニューオーリンズの店舗、オンライン及びニューオーリンズの小売り商であるFleurty Girlライセンスを通じて販売した。一方、2012年9月にHaydelは写真、宝石デザイン、2次元著作物及び彫刻」において「Bead Dog」というタイトルで著作権登録の証明を受けた。

・2012年5月に、原告(被控訴人)Raquel Duarteは、Nola Spice Designsをつくり、これを通じてビーズ犬の装飾具を特徴とするネックレスとイヤリングを含む宝石とアクセサリを販売した。Duarteは、自分の宝石を「bead dog」という文章を含むタイトルでインターネットで販売したが「Mar と Gras bead dog」という文章は含まなかった。

・2012年8月にHaydelは、Nola Spice Designsに「ビーズ犬デザイン」に対するHaydelの商標及び著作権を通知し、その中でもNola Spice Designsは、ウェブサイトでビーズ犬のデザインと関連した展示、取り上げたもの、参考等を除去し、ビーズ犬のデザインを含む掲載したすべての広告、宣伝又は使用を中止することを要求した。

・2012年10月にNola Spice Designsは、Haydelを相手に(1) Nola Spice Designsの行為はランハム法15 U.S.C. § 1051以下参照、又はその他の商標法を違反していないという確認判決と、(2) 15 U.S.C. § 1119によるHaydel商標の取り消し及び、(3)ルイジアナ不公正取引法(LUTPA)、La. Rev. Stat. Ann. § 51:1401以下参照による損害賠償を要求する訴訟を提起し、Duarteを相手に差止め請求と損害賠償を要求する第三者訴訟を提起した。特に、Haydelはランハム法の違反による商標権侵害、不正競争(出所誤認をもたらす)及び商標ダイリューション(希釈化)、LUTPAによる不正競争及び著作権法、17 U.S.C. § 101以下違反による著作権侵害等を理由に反訴を提起した。当事者らは、また、略式判決を求める商号命令申請(cross-motion)を行った。2013年8月28日に、地方法院はNola Spice Designsが提起した略式判決申請を一部認容し、Haydelの申請を棄却した。これに対し商標権者のHaydelが控訴した。

#### ロ. 主な争点

・商標侵害と関連してHaydelは、(1)有効な商標を保有しているか否か、(2)Haydelの商標をNola Spiceが使用したことにより出所、提携又は後援に対する混同可能性をもたらしたかについて立証しなければならない。法院は、Haydelがデザイン及び文字商標が2次的意

味を獲得したか否かに対する事実争点を提起することに失敗したという地方法院の判断に同意した。Haydel の商標は識別できないため保護を受けられない。従って、地方法院は、Haydel の商標を侵害していないという確認判決を請求した Nola Spice に対し適法に略式判決を下した。また、法院は商標侵害という Haydel の反訴に対し、適法に Nola Spice に対して略式判決を下した。

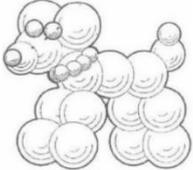
・商標登録の取り消しに関する争点について争った。商標が、識別力がないと判断される場合、法院は商標登録を取り消すことができる。地方法院は標章等が慣用的であるか、又はその代わりに2次的意味がない技術的であるという判断に基づいて、3つの商品類すべて一衣装、宝石及びキングケーキベストリーに対する Haydel の文字標章及びデザイン標章登録を取り消し、法院ではこれを適法なものを見なした。

・地方法院は、一定類型の不正競争を差止めするランハム法第 43 (a) (15 U. S. C. § 1125(a)) の違反に伴う出所誤認を主張する Haydel の反訴に対し、Nola Spice に有利な略式判決を付与し、本判決でもこれを適法すると判断した。

・商標のダイリューション（希釈化）争点に関しては、地方法院はランハム法及びルイジアナ法による商標ダイリューション(希釈化)を理由にした Haydel の反訴と関連し、Nola Spice に略式判決を認めた。法院でも Haydel の標章が識別力のないものと勘案し、Haydel の州法ダイリューション（希釈化）請求と関連した Nola Spice に対する地方法院の略式判決の付与は、適法であると見なした。

・著作権侵害と関連して、著作権侵害を立証するために原告は、(1)有効な著作権に対する著作権帰属、(2) 事実的複製及び、(3) 相当な類似性を立証しなければならない。法院では Haydel の著作権侵害請求に対し Nola Spice に対する略式判決付与は適法であると判断した。

・ルイジアナ不公正取引法(The Louisiana Unfair Trade Practices Act: LUTPA)は、「競争の不正な手段と否定又は詐欺的行為又は一切の商取引の過程における「行為」を差止めする。Haydel は LUTPA 請求と関連して、Nola Spice に対する略式判決の認定に間違いを犯したと主張している。しかし、Haydel は地方法院が自分の商標及び著作権侵害を棄却するミスをしたという主張だけにより、この主張を裏付けている。結論的に、Haydel は適切に展開できなかったことによって LUTPA と関連した自分の主張を放棄した。

Haydel	Nola Spice	伝統的な ビーズ犬装飾具
<p data-bbox="352 421 443 450">彫刻像</p>  <p data-bbox="312 786 485 815">デザイン標章</p>  <p data-bbox="368 1093 427 1122">宝石</p> 	<p data-bbox="772 757 831 786">宝石</p> 	

#### ハ. 判示事項

・控訴法院において連邦判事 Stephen A. Higginson は、次のように判決した。

(1) 所有者の「Mardi Gras Bead Dog」という文字商標は、2 次的意味(secondary meaning)を取得した場合に限り保護を受けられる。

(2) Mardi Gras ビーズでつくられた犬の形の所有者デザイン商標が、2 次的意味を取得した場合に限り保護を受けられる。

(3) しかし、所有者の商標は 2 次的意味を取得できなかった。

(4)従って、商標の取り消しは正当である。

(5)デザイン商標の識別力不足は保有者によって、ランハム法による不正競争の主張ができないようにする。

(6)保有者の商標は、ダイリューション（希釈化）主張のために要求される識別力が不足である。

(7)競争者の著作物は、保有者の著作権で保護を受けるビーズ犬デザインの保護対象要素と実施的に類似していない。

## 二. 解説

・本事案は、Mardi Gras tradition と知的財産権との間の相互関係を考慮した判決である。本事案は、商標権侵害、不正競争、商標のダイリューション（希釈化）、著作権侵害、不公正取引に関連して判示したものであり、意味ある判決である。

キーワード：ダイリューション（希釈化）、識別化、名声の損傷行為

(4) ABERCROMBIE & FITCH STORES, INC. v. AMERICAN EAGLE OUTFITTERS 280 F.3d 619 (6th Cir. 2002)

### イ. 事実関係

・原告(控訴人)Abercrombie & Fitch Stores, Inc.（「Abercrombie」又は「A&F」）は、ABERCROMBIE&FITCH, A&FCO, A&F 及びその変形登録商標及びサービス標章を通じて、全国 157 ヶ所の小売店とメール注文カタログを通じて製品を販売している。1892 年に設立された Abercrombie は、1988 年に株式会社となった。このときから原告は、(1998 年 6 月まで)14 億ドル以上の商品を販売し、全国の雑誌及びファッション雑誌の広告を含み市場で 2 千 6 百万ドル以上の費用をブランドに使うことで注目すべきブランドとなった。A&F は「Abercrombie ブランド」及びトレードドレスを「独特で本質的に識別力のある要素」としてした。

・被告(被控訴人)American Eagle Outfitters, Inc.（「American Eagle」又は「American」）は、AMERICAN EAGLE OUTFITTERS 及び AE という商標及びサービス票を使用して、全国 300 ヶ所の売り場で本質的に同一な種類の衣類及び製品を販売して、年間約 3 億ドルの売り上げを上げてている。

・Abercrombie は、American を相手に、自分の非登録トレードドレスを American が侵害することを防ぐために訴訟を提起したが、このときに非登録トレードドレスは、ランサム法第 43(a)により保護を受けることになった。A&F は AE が許諾なしに特定の衣類製品のデザイン、売り場広告展示及びカタログを複製したと主張した。Abercrombie & Fitch が全くトレードドレスを構成してないことに対し保護を要求したという理由により、地方法院は American Eagle に有利な略式判決を付与した。これに対し Abercrombie は控訴した。

#### ロ. 主な争点

・ランサム法第 43 条(a) (15 U.S.C. § 1125(a))は、製品の無登録「トレードドレス」侵害から保護する。これによるトレードドレス侵害から保護を受けるために原告は、1)争点のトレードドレスが市場において識別があって、従って、それが包装する製品の出所を表示すること、2)トレードドレスが主に非機能的なもの、3)競争製品のトレードドレスが混同するほど類似であることに対し立証しなければならない。最近「トレードドレス」はより広範囲な意味を持ち、製品のデザインと外観だけではなく、容器のデザインと外観、消費者に提示する製品による総体的な視覚的イメージを構成するすべての要素を含む。

・これに対し、被告の American 側は、地方法院のようにトレードドレスと「マーケティング接近」を区別した反面、原告の Abercrombie 側は、自分のトレードドレスについて相違ないイメージの多様性を生み出すものであると主張した。すなわち、Abercrombie は American がカジュアル衣類のしっかりした野外ラインのイメージを伝える衣類広告を差止めしようとしたことではなく、その代わりに、American が既に商品出所として Abercrombie を意味することになった Abercrombie のトレードドレスの異なる側面とともに、outdoor という単語を使用することを差止めしようとした。

・識別力があるか否かと関連して、「2 次的意味の付着」を通じて識別力を獲得した非慣用的製品の構成は、ランサム法の識別力の要件を満たすことになる。地方法院は、Abercrombie の衣類デザインとカタログデザインは慣用的であるため、識別力の要件が不十分であると見なした。しかし、本判決では、本事件のトレードドレスは慣用的なものではないため、Abercrombie は、自分のデザインに 2 次的意味が付着されたことを立証することによって、識別力要件を満たすことができると判断した。

・機能的であるか否かと関連して、機能的な製品デザインはトレードドレスで保護を受けられない。しかし、Abercrombie が自分のトレードドレスであると主張した、どのようなデザインの特性も衣類、カタログ及び装飾した売り場の使用又は目的において必須的なものではない。デザイン特性は明らかに衣類の価額と品質に影響を及ぼし、カタログのデザインは価額と(部分的に衣類の販売を行う装置としての品質を決定する)新美観に影響を及ぼし、従って、デザインは伝統的な意味において機能的なのかに対する陪審員団の疑問が存在した。こ

れに対し、Abercrombie の衣類デザインと売り場の表現は識別力を持つのにもかかわらず、機能的であるから保護を受けられない。しかし、A&F 季刊誌の全体的なデザインと関連してみると、それが保護適格としての識別力と非機能性の条件を満たしたと見る。

・最後に混同可能性の存在と関連して争点となった。原告は、原告及び被告製品の出所又は出所に対する混同可能性の存在を立証しなければならない。第 6 地区控訴法院は、混同可能性を判断するために 8 通りの要素を提示した、1)原告標章の強度、2)製品の関連性、3)標章の類似性、4)実際混同の証拠、5)使用されたマーケティング経路、6)購買者の予想注意程度、7)標章選択における被告の意図、8)製品ラインの拡大可能性である。

・混同可能性があるか否かについて判断するにあたり、本事案ではまず、季刊誌のほとんど全体の頁に Abercrombie の名前と標章を見ることができる。また、American カタログでもやはり American 標章を見ることができる。すなわち、American カタログのトレードドレスは二つのカタログが表す全体的な視覚印象の観点から A&F の季刊誌と類似しない。混同可能性を判断するにあたって重要なのは、人々が必ず標章などを混同するか否かではなく、標章が人々によって商品が同一な出所から由来したものと信じさせるため、混同するか否かである。

#### ハ. 判示事項

・法院は、多くのその他の理由において地方法院の判決を維持すると判示した。すなわち、Abercrombie の衣類デザインと売り場の表現は法的に機能的であり、保護を受けられないトレードドレスであると判断した。また、A&F 季刊誌は非機能的で識別可能なトレードドレスであるが、American Eagle カタログは法律問題として混同するほど類似していないと判断した。

・具体的には、まずトレードドレスに該当するか否かに関しては、地方法院が Abercrombie の訴訟を「マーケティング主題」を保護しようとする試みとして取り扱った誤謬を犯したと見た。すなわち、A&F は自分のデザインに対する保護を求め、仮にデザインがそのマーケティング活動と一致又はその側面を含むか、一部を形成又は消費者に同一なメッセージを伝えたとしても保護を求めると見た。従って、Abercrombie が保護を受けようとした 3 つの「もの」はトレードドレスを構成すると判断した。

・識別力があるか否かと関連して、本判決では、本事件のトレードドレスは慣用的なものではなく、Abercrombie は自分のデザインに 2 次的意味が付着されたことを立証することによって、識別要件を満たすことができると判断した。

・機能的なのか否かと関連して、A&F 季刊誌の全体的なデザインと関連してみると、それが保護適格としての識別力と非機能性条件を満たしたと判断した。

・混同可能性の存在と関連して、American カタログのトレードドレスは二つのカタログが表す全体的な視覚印象という観点において A&F の季刊誌と類似してないと判断した。

## 二. 解説

・本事案では、原告の「衣類デザイン及び本事案では、原告の「衣類デザイン及び売り場の表現」が「トレードドレス」に該当するか否か、また、そのようなトレードドレスが審美的機能性 (aesthetic functionality) 又は伝統的な意味での実用的機能性 (utilitarian function) を持つのか否かに対して判断した判決に意義がある。

キーワード：識別力、トレードドレス、混同可能性

(5) Levi Strauss & Company v. Abercrombie & Fitch Trading Company (633 F.3d 1158)

## イ. 事実関係

・1870 年から Levi Strauss は、ジーパンを売り始めたが、1873 年から Levi Strauss 側では、ジーパンの裏ポケットの中央に二つのアーチ形の模様が連結されているような特異模様のステッチが入ったジーパンを販売した。以後 Levi Strauss はその模様 (「Arcuate」 design) を連邦商標として登録した。

・2006 年に Abercrombie は、ステッチデザインを自分らがつくったジーパンの裏ポケットに使用し始めたが、Levi Strauss によると、そのステッチの模様が自分らが連邦商標として登録している「Arcuate」デザインと基本的に同一性が存在していると主張した。

・2007 年に Levi Strauss は Abercrombie を被告に、連邦法とカルフォルニア州法に基づいて不公正競争と商標ダイリューション (希釈化) で商標侵害を主張し訴訟を提起した。

・Abercrombie 側では、Abercrombie のジーパンの裏ポケットのステッチデザインは、「Ruehl」であり、これは数学的に無限大を表す「dipsy doodle」模様の二つを連結された形態であると主張し、Levi Strauss の裏ポケットの「Arcuate」模様とは相違であるという点を主張する。

Levi Strauss 社の Arcuate ステッチ	Abercrombie の Ruehl ステッチ
<p style="text-align: center;">APPENDIX</p> 	

#### ロ. 法的争点

・原告側は、Abercrombie の Ruehl デザインは Levi Strauss が連邦商標であり、登録を完了した Arcuate デザインに対し、商標ダイリューション（希釈化）を通じて商標侵害をしていると主張した。

・また、原告側は Abercrombie の Ruehl デザインと Levi Strauss のデザインに対し、女性らを対象にして行ったアンケート調査によると、おおよそ 30%の応答者が Ruehl ジーパンが Levi Strauss でつくられたジーパンに誤認しているとした。

・被告側は、Abercrombie の Ruehl デザインは数学的無限大の記号を連結された形態であり、これは、Levi Strauss の arcuate 模様と相違であると主張した。

・また、被告側は、Levi Strauss のアンケート調査は一般的に認定された標準的な方法により推進されたものではないため、このアンケート調査は無意味であるとした。

#### ハ. 判示事項

・ 15 U. S. C. § 1125(c) (2) (B)により商標のダイリューション（希釈化）と関連して、法院は判断するための 6 つの基準をすべて考慮すべきであり、その基準は次のとおりである。<sup>5</sup>

<sup>5</sup> 15 U.S.C. § 1125(c)(1). Subsection (c)(2) defines “dilution by blurring” accordingly

- (i) 商標又は商号と有名商標との類似性の程度<sup>6</sup>
- (ii) 有名商標の固有性又は特殊性の程度<sup>7</sup>
- (iii) 有名商標の権利者が実質的な独占排他的に使用していたのか否か<sup>8</sup>
- (iv) 有名商標における認識度の程度<sup>9</sup>
- (v) 商標又は商品名を通じて有名商標としての連想を創造しようとしたのか否か<sup>10</sup>
- (vi) 商標又は商品と有名商標の実質的な連想が存在するのか否か<sup>11</sup>

・ただし、商標又は商号と有名商標との類似性の「程度」は、そのもの自体で商標のダイリユーション（希釈化）判断の「実質的同一性」であると判断できるという点は、法令には存在しない。従って、有名商標との類似性の「程度」そのもの自体が、商標のダイリユーション（希釈化）要因を意味する実質的な同一性であると判断されることはない。

・原審において、原告である Leiv Strauss に Arcuate デザインが Abercrombie の Ruehl デザインと類似していることについて証明を要求したことは、原審の判断に誤謬があると判断した。

## 二. 解説

・商標のダイリユーション（希釈化）と関連して、二つの商標との間に同一性又は実質的類似性が要求されるか否かを直接的に取り扱った部分に意味が存在する。

キーワード：ダイリユーション（希釈化）、有名商標、同一性、デザイン

---

<sup>6</sup> (i) The degree of similarity between the mark or trade name and the famous mark.

<sup>7</sup> (ii) The degree of inherent or acquired distinctiveness of the famous mark.

<sup>8</sup> (iii) The extent to which the owner of the famous mark is engaging in substantially exclusive use of the mark.

<sup>9</sup> (iv) The degree of recognition of the famous mark.

<sup>10</sup> (v) Whether the user of the mark or trade name intended to create an association with the famous mark.

<sup>11</sup> (vi) Any actual association between the mark or trade name and the famous mark.

## 第2条 定義(第2条第1号二目、ホ目、へ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号二目、ホ目、へ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1) 大法院 2002. 3. 15. 言渡 2001 다희5033 判決

#### イ. 事実関係

・被告人1は、中国において中国産の大麻を原料とする大麻原糸を輸入して、安東市所在の自分の工場において麻織り寿衣を大量に生産し農協等に納品・販売した。麻織り寿衣製品の包装箱には「身土不二、安東麻織特産品(又は種類により1品、2品)」、「国内最初の100%大麻(麻織り)社開発」等の表示をし、また、包装箱の中に「安東布人間文化財1号」という題目で、慶北無形文化財1号である安東布織りの機能保有者であるベ・ブンヨン女子が麻を手機で編んでいる写真が載っている品質保証書が入っている。一方安東布は、慶北安東地域において栽培・収穫された麻(大麻)で原糸を抽出した後、これを手機で製作し手作業でつくる麻であり、品質が良いものとして一般に知られている。麻織りは伝来的に大麻を栽培・収穫して糸をつくり、これを垂直手機で編む一連の生産過程が特定地域内で行われており、そのような地域固有の特性が反映された地域名を麻の名称として呼ぶ場合が多く、寿衣製品は伝統的な葬儀用品として外国産よりは韓国産のものを好む傾向があり、「身土不二」は「韓国の土地で栽培・収穫した農産物が韓国人の体質に合う」という意味を持つ点に鑑みると、本事件の寿衣製品の包装箱に「身土不二、安東麻織り」、「国内最初の100%大麻(麻織り)社開発」等の表示をし、また、包装箱の中に「安東布人間文化財1号」に関する宣伝文と写真が載った品質保証書を入れたのは、一般需要者や取引者によって、本事件の寿衣が、安東で

生産(栽培)された大麻(麻織り)でつくった麻織り寿衣であるかのように麻原糸の原産地を虚偽に表示した。

#### ロ. 法的争点

・旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ハ)目所定の「虚偽の原産地表示」の意味

・中国産大麻原糸を輸入して安東でつくった麻織り寿衣製品に「身土不二」等の表記をしたのは、一般需要者や取引者によってこの寿衣が安東で生産された大麻でつくった麻織り寿衣であるかのように、大麻原糸の原産地を虚偽で表示し、原産地の誤認を起こさせる行為に該当するとした事例

#### ハ. 判示事項

・旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(2001.2.3.法律第6421号に改正される前の法律)第2条第1号(ハ)目で定める「虚偽原産地の表示」とは、必ず完成した商品の原産地に関するものだけではなく、取引通念上商品原料の原産地が重要な意味を持つ場合には、その原料の原産地を虚偽りで表示することも含まれる。

・中国産大麻原糸を輸入して安東でつくった麻織り寿衣製品に「身土不二」等の表記をしたのは、一般需要者や取引者によってこの寿衣が安東で生産された大麻でつくった麻織り寿衣であるかのように、大麻原糸の原産地を虚偽で表示し、原産地の誤認を起こさせる行為に該当するとした事例

## 二. 解説

・第2条第1号(ハ)目で「虚偽原産地の表示」とは、必ず完成した商品の原産地に関するものだけではなく、取引通念上商品原料の原産地が重要な意味を持つ場合には、その原料の原産地を虚偽りで表示することも含まれる。

キーワード：原産地表示、身土不二、不競法第2条
-------------------------

(2) 大法院 2012. 6. 28. 言渡 2010 ト 14789 判決

#### イ. 事実関係

・被告人 1 は、2007 年 2 月頃から食品製造加工業の営業申告した被害者公訴外人が運営する〇〇〇所在から、製造・供給を受けてチョコペンをロツテマート、ホームプラス等の大型マートに販売してきたが、被害者との紛争によりその供給が遅延し、2008 年 1 月 22 日から同月 30 日まで自分が代表理事を務める会社である、食品製造加工業の営業申告をしてない被告人 2 株式会社(以下、「被告人 2 会社」という)の工場において、直接製造したチョコペンの商品表示事項の中の「製造元」欄に、「〇〇〇所在、京畿城南市中院区上大院(地番省略)」と虚偽で表示し、上記の大型マート等に販売した。

#### ロ. 法的争点

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号(ハ)目の下段に定める「商品にその商品の品質、内容、製造方法、用途又は数量を誤認するような表示をしたか、又はこのような表示をした商品を販売する等の行為」の意味および商品の製造元を虚偽で表示したか、又はこのような表示をした商品を販売する等の行為がこれに該当する場合

#### ハ. 判示事項

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」という)第 2 条第 1 号(ヘ)目下段で定める「商品にその商品の品質、内容、製造方法、用途又は数量を誤認するような表示をしたか、又はこのような表示をした商品を販売する等の行為」とは、商品の属性と成分等の品質、給付の内容、製造及び可能方法、効能と使用方法等の用途又は商品の個数、容積及び重量等の数量に関して、一般消費者に誤認を起こさせる虚偽や誇張された内容の表示をしたか、又はそのような表示をした商品を販売する等の行為をいう。一方、商品の製造元に一定の品質観念が化体されており、これを表示ことが商品の需要者や取引者等が属している取引社会において、商品の品質に対する観念の形成に寄与する場合には、虚偽でこのような製造元を商品に表示したか、又はそのような商品を販売する等の行為は、商品の品質に関して一般消費者に誤認を起こさせる憂慮がある行為として、不正競争防止法第 2 条第 1 号(ヘ)目下段の不正競争行為に該当する。

#### 二. 解説

・製造元を〇〇〇所在等に虚偽で表示して販売した行為は、商品の品質に関して一般消費者に誤認を起こさせる憂慮がある行為として、不正競争防止法第 2 条第 1 号(ヘ)目下段の不正競争行為に該当する。

キーワード：商品の品質、内容、製造方法、用途又は数量の誤認行為、不競法第2条第1号ハ目下段

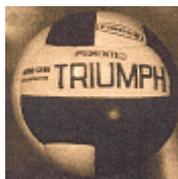
(3)大法院 2007. 10. 26. ザ 2005 マ 977 決定

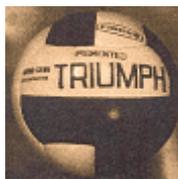
#### イ. 事実関係

・公知の足球ボール形状の模様と色彩を合わせた「足球ボール」をデザイン創作の要点とする本事件の登録デザイン(第 226553 号)は、同一な面積を持ち、対称である 12 切れを繋ぎ合わせて作ったものである。その半分に該当する 6 切れは 地色の白色のまま残し、残りの 6 切れは色を塗った部分であり、赤色と青色を各々3 切れずつ塗ったものである。



その正面の写真は「」であり、裏の写真は、「」である。



原審の比較対象デザインも 「」のように公知のバレーボールを本事件の登録デザインに使用されたものと同様な形状と模様の12切れを繋ぎ合わせてつくった。

#### ロ. 法的争点

・二つのデザインが形状、模様と基本的な彩色構図が同一な場合、彩色された部分の具体的な色彩が異なるとして審美感に差があるとみるべきか否か(消極)

・足球ボールに関する登録デザインとバレーボールに関する比較対象デザインが、その形状と模様、基本的な彩色構図が同一であり、審美感に差がない類似なデザインであるとした事例

・全国的な運動協会等が、運動用品に付与する認証表示をその協会等の許諾なしに運動用品等の商品に使用する行為が、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(へ)目の不正競争行為に属するの否か(積極)及び上記協会等の公認を受けて認証表示を使用している者が、そのような不正競争行為の差止めを請求することができるの否か(積極)

## ハ. 判示事項

・デザインをなす構成要素には形状と模様だけではなく、色彩も含まれるが、対比となる二つのデザインが形状と模様において同一であり、色彩の構成においても地色となった部分と彩色された部分の具体的な色彩が異なる色に選択された点だけでは、特別な事情がない限り、見る人が感じる審美感の差が生じるとは見難い。

・足球ボールに関する登録デザインとバレーボールに関する比較対象デザインが、その形状と模様、基本的な彩色構図において同一であり、仮に、登録デザインが赤色と青色を各 3 切れずつ塗ったのに反し、比較対象デザインは単一の濃い紺色を塗ったという差があるとしても、二つのデザインは審美感に差がない類似なデザインであるとした事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号(へ)目において、商品に商品の品質・内容等の誤認を起こさせる表示をする行為を不正競争行為の一つとして規定し、第 4 条第 1 項で不正競争行為により自分の営業上利益が侵害されたか、又は侵害される憂慮がある者は、不正競争行為者に対し法院へその行為の差止め及び予防を請求することができることと規定しているが、本来から品質を保証する政府機関の認証でなくても、全国的な運動協会等が運動用品に対して付与する認証は、一般消費者らに品質に対する実質的な保証の効果を与え、その協会等の許諾を受けず、自分の運動用品等の商品にその認証表示をする行為は、上記法第 2 条第 1 号(へ)目で定める不正競争行為に属し、その協会等の公認を受けて認証表示を使用している同種の営業を営む者は、法院にそのような不正競争行為の差止めを請求することができる。

## 二. 解説

・第 2 条第 1 号(へ)目において、商品に商品の品質・内容等の誤認を起こさせる表示をする行為を不正競争行為の一つとして規定し、第 4 条第 1 項で不正競争行為により自分の営業上利益が侵害されたか、又は侵害される憂慮がある者は、不正競争行為者に対し法院へその行為の差止め及び予防を請求することができることと規定しているが、本来から品質を保証する政府機関の認証でなくても、全国的な運動協会等が運動用品に対して付与する認証は、一般消費者らに品質に対する実質的な保証の効果を与え、その協会等の許諾を受けず、自分の運動用品等の商品にその認証表示をする行為は、上記法第 2 条第 1 号(へ)目で定める不正競争行為に属し、その協会等の公認を受けて認証表示を使用している同種の営業を営む者は、法院にそのような不正競争行為の差止めを請求することができるといえる。

キーワード：不競法第 2 条第 1 号へ目、デザイン保護法、商品の品質、内容、製造法、用途 又は数量誤認行為
---

(4) 大法院 1989. 6. 27. 言渡 87 ト 1565 判決

#### イ. 事実関係

・被告人が、被害者の亜南産業(株)が生産した紫色の2極差し込みコンセントを被告人が生産した製品であるかのように写真撮ってこれをパンフレットに印刷して配布した。

#### ロ. 法的争点

・旧不正競争防止法(1986. 12. 31. 法律第 3897 号に改正される前の法律)第 2 条第 5 号所定の「広告に商品の品質、内容又は数量に誤認を起こさせる宣伝」の意味

#### ハ. 判示事項

・旧不正競争防止法(1986. 12. 31. 法律第 3897 号に改正される前の法律)第 2 条第 5 号中段に「商品の)広告に商品の品質、内容又は数量に誤認を起こさせるような宣伝」をするということは、商品広告をするにあたり、虚偽広告や過大広告等のように商品の品質等に誤認を起こさせる表示をする場合をいい、仮に、他人の商品を自分の商品であるかのようにパンフレットに印刷して配布したとしても、自己商品の品質等に関して何らかの表示をしてなければ、これは同号前段所定の「他人の商品を詐称」する場合に該当するだけであって、「商品の品質等に誤認を起こさせる宣伝」をした場合には該当しない。

#### 二. 解説

・他人の商品を自分の商品であるかのようにパンフレットに印刷して配布したとしても、自己商品の品質等に関して何らかの表示をしてなければ、「他人の商品を詐称」する場合に該当するだけであって、「商品の品質等に誤認を起こさせる宣伝」をした場合には該当しない。

キーワード：商品の品質、製造方法、用途又は数量の誤認行為、不競法第 2 条第 1 号へ目

## 第2条 定義(第2条第1号ト目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号ト目
日本	不正競争防止法第2条
米国	

### 2. 韓国

(1)特許法院 2001. 6. 8. 言渡 2000 ホ 7458 判決

#### イ. 事実関係

・ハンソム(Handsome)は、1995年2月2日に被告との間で契約期間を契約日から5年間とした、ハンソムが国際商品分類第25類に属する商品に関する認容商標について、国内で独占使用できる権限と認容商標が付着された商品を排他的に供給を受けられる権限等の付与を受け、その代価としてハンソムは、被告に所定の使用料を支払うことにしたことを主な内容とする独占的な商標使用契約(以下、「本事件の商標使用契約」という)を締結した。

・ハンソムは、1987年5月25日にコンピューター卸・小売り及びプログラム開発サービス業、織物の製造販売業及びデザイン開発サービス業等を目的に設立された会社である。原告は1994年1月18日に、衣類、靴及び装身具の製造卸・小売り業等を目的に設立された会社である。この二つの会社は、本店所在地、電話番号、ファックス番号等が互いに同じである。また、本事件の商標使用契約の締結当時にハンソムの代表者として表示されたハンソムの代表理事ジョン・ジェボンと理事ムン・ミスクは夫婦であり、その当時に原告の各代表理事と理事を兼任していた。ジョン・ジェボンは2000年7月30日を基準にハンソムの株を30.8%、その年の12月31日を基準に原告の株式は19.1%をそれぞれ保有した大株主である。その頃、ハンソムは原告株式の32%を所有した最大株主である。

・ジョン・ジェボンは、本事件の商標使用契約を締結する前に、被告に送ったハンソムを紹介する内容の書信では、ハンソムはシーズン毎にそれぞれ多様なコレクションをお披露目する3つの子会社で構成されると記載しているが、ハンソムだけではなく原告、株式会社マイ

ンエスエイ等の設立時期、売上高、職員数、代表理事、理事に関する事項を記載した「ハンソムファッショングループ(HANSOME FASHION GROUP)の現況に関する資料も送っている。また、原告、ハンソム、株式会社マインエスエイが各々「タイム」、「システム」、「マイン」というブランドで衣類製品を製造・販売しているにもかかわらず、そのブランドの商品をすべてハンソムが製造・販売しているかのように一般人らに紹介している。

・原告は被告の同意を得ず、本事件の登録商標を出願して登録を受けた。

#### ロ. 法的争点

・株式会社ハンソム(以下、「ハンソム」という)は、被告と認容商標に関する独占的なライセンス契約を締結した後、被告に原告もハンソムファッショングループの構成員であることを継続して知らせてきた点及び原告が本事件の登録商標を出願・登録した経緯等に鑑みると、原告はハンソムとは別個の法人であるが、ハンソムと原告の本店が同一場所であり、ハンソムの代表理事であるジョン・ジェボンが原告の理事である点等からみて、広い意味で商標法第23条第1項第3号で定める被告の代理人又は代表者に該当する。それゆえ、被告がフランスに商標登録した認容商標と構成及び指定商品において同一な本事件の登録商標は、商標法第23条第1項第3号に違反して登録されたものであるため、同法第73条第1項第7号により、その登録が取り消されるべきであると主張した。

#### ハ. 判示事項

・本事件の登録商標は、工業所有権保護のためのパリ条約の加盟国であるフランス国に登録された認容商標と類似な商標であり、被告の代理人の地位にある原告が、正当な理由なしに認容商標の指定商品と類似な商品を指定商品として登録した商標に該当する。そのため、これと結論が同じである本事件の審決は適法である。

#### 二. 解説

・商標法第23条第1項第3号、第73条第1項第7号は、韓国が1980年5月4日に加入した「工業所有権保護のためのパリ条約」第6条の7の「所有権者の許可を受けてない代理人又は代表者名義の登録に関する規定」について取消審判請求の行使期間等を明示して国内立法化となった規定(1980.12.31.法律第3326号で商標法一部改正時に第16条第1項第4号を新設)であり、国際交易が活発に行われることにより、輸入国の代理店が輸入国内での商標権に関する自分の独占的地位を確保すると同時に、輸入先による代理店契約の破棄や取引中断等により先行投資の効果が喪失されることを憂慮し、又は独自の営業を行う目的で外国の商標権者の同意なしに、取引商品に使用した商標を任意で出願して商標権を取得した事例が頻繁に発生している。これにより重要者の間で商標所有権者の商品と誤認、混同を起こさせる憂慮があり、これを防止し公正な国際商取引秩序を確保する必要性から、一定の要件下に

において登録国と同じ保護を付与するという趣旨の規定である。

キーワード：商標法第 23 条第 1 項第 3 号、工業所有権保護のためのパリ条約、独占的ライセンス

(2) 特許法院 1999. 8. 26. 言渡 98 ホ 3477 判決

#### イ. 事実関係

・被告は別紙の表示のように構成され、指定商品を旧商標法施行規則(1998. 2. 23. 通商産業部令第 83 号に改正される前の法律)第 6 条の別表 1 商品類区分第 6 類に属する「ウイスキー、ブランディー、ビール、ブドウ酒」等の 11 商品でなる登録第 310583 号商標(出願日 1993. 9. 16.、登録日 1995. 3. 27.、以下、「本件登録商標」という)の商標権者である。

・原告は、本件登録商標は著しい地理的名称及び識別力がない標章で構成された商標であり、指定商品と関連して、商品及び出所の誤認・混同を起こさせる憂慮がある商標であると理由により、登録無効審判を請求した。

・特許庁は、上記審判請求の事件を 99 当 351 号で審理し、1997. 10. 31. の次の「ロ」項のような理由で審判請求を棄却する審決(以下、「本件の審決」という)を行った。

#### ロ. 法的争点

・本件の登録商標が商標法第 6 条第 1 項第 4 号に該当するか否かについて

・本件の登録商標が商標法第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否かについて

・本件の登録商標が TRIPs 条約第 23 条とパリ条約第 10 条の規定に違反して登録されたか否かについて

#### ハ. 判示事項

・指定商品を「ウイスキー」、「ブランディー」等にして、船が画かれている図形と「Dover」という文字で構成された登録商標は、顕著な地理的名称だけでなっているだけではなく、識別力がある図形部分と結合されていることから全体的に識別力ある標章であり、Dover 港がイギリスの主要スカッチウイスキーの輸出港である事実が、国内の一般需要者らに広く知れ渡っているとは見難いため、商標法第 7 条第 1 項第 1 号で定める商品の品質について誤認を起こさせるか、又は需要者を欺瞞する憂慮がある商標に該当しないとした事例

・貿易関連の知的財産権協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) は、締約国に対し、その協定において要求するとおりの内容で、法的手段を整える義務だけを付加し、法的手段が整った後に締約国の法律で規定しているところに基づいて商標の登録を拒絶又は登録商標を無効にすべきであると規定しているため、締約国である韓国で関連法律が協定の趣旨に合わせて整備される前に、国内登録商標が協定条項の趣旨に違反していると理由でその登録商標を無効にすることはできないとした事例

## 二. 解説

・貿易関連の知的財産権協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) は、締約国に対し、その協定において要求するとおりの内容で、法的手段を整える義務だけを付加し、法的手段が整った後に締約国の法律で規定しているところに基づいて商標の登録を拒絶又は登録商標を無効にすべきであると規定しているため、締約国である韓国で関連法律が協定の趣旨に合わせて整備される前に、国内登録商標が協定条項の趣旨に違反していると理由でその登録商標を無効にすることはできない。

キーワード：貿易関連知的財産権協定、商標法第 6 条第 1 項第 4 号

(3) 特許法院 2001. 11. 30. 言渡 2001 ホ 2269 判決

## イ. 判示事項

・「商標法第 23 条第 1 項第 3 号は、条約当事国に登録した商標又はこれと類似な商標であり、その商標に関する権利を持つ者の代理人や代表者又は商標登録出願日前の 1 年以内に代理人や代表者であった者が商標に関する権利を持つ者の同意を受けない等の正当な理由なしで、その商標の指定商品と同一又は類似な商品を指定商品として商標登録出願した場合を商標登録の拒絶査定理由として列挙する一方、同法第 73 条第 1 項第 7 号では、上記の登録拒絶査定理由に該当する商標が登録された場合に、その商標に関する権利を持つ者が当該商標登録日から 5 年以内に取り消審判を請求した場合には、その商標登録を取消すように規定している。上記の条項らは、韓国が 1980 年 5 月 4 日に加入した工業所有権保護のためのパリ条約第 6 条の 7 の所有権者の許可を受けていない代理人又は代表者名義の登録に関する規定について、取消審判請求の行使期間等に明示して国内立法化した規定(1980. 12. 31. 法律第 3326 号で商標法一部改正時に第 16 条第 1 項第 4 号に新設)であるため、その解釈においては上記のような立法背景とその根拠となる条約の文献等を参考にしなければならない。

・上記商標法の規定は、ある締約国において登録又は使用により商標権が認定されている商

標に対しては、仮に、それが他の締約国においてそのような地位を持っていなくても一定の条件下において、登録国と同じ保護を付与するという趣旨の規定であり、一般的な商標権の保護に関する属地主義原則に対する例外規定であるといえるため、その要件に該当するか否かについては、条約の文献を参考に厳格に解釈しなければならない。上記の規定でいう商標に関する権限を持つ者の代理人や代表者は、上記条約の文献が意味するとおりに、その商標の登録権利者乃至所有権者と代理人又は代表者の関係にある者 (the agent or representative of the person who is the proprietor of a mark) を意味しているだけのものと見るのが妥当である。

・従って、このような上記商標法規定の立法背景及び立法趣旨等に鑑みると、ここでいう代理人又は代表者とは、代理店、特約店、委託販売業者、総代理店等、広くは、海外にある輸入先である商標所有権者の商品を輸入して販売、広告する者のことであり(大法院 1996. 2. 13. 言渡 95 フ 1241 判決参照)、その商標所有者が国内で登録した商標に対する通常使用権だけを持っている者は、特段の事情がない限り、上記の規定でいう代理人又は代表者に該当しないと解釈すべきである。

## 二. 解説

・商標法第 23 条第 1 項第 3 号、第 73 条第 1 項第 7 号は、工業所有権保護のためのパリ条約第 6 条の 7 の所有権者の許可を受けていない代理人又は代表者名義の登録に関する規定について、取消審判請求の行使期間等を明示して国内立法化した規定(1980. 12. 31. 法律第 3326 号に商標法一部改定時に第 16 条第 1 項第 4 号に新設)であるため、その解釈においては、このような立法背景とその根拠となった条約の文献等を参考にしなければならない。

キーワード：商標法第 23 条第 1 項第 3 号、第 73 条第 1 項第 7 号、工業所有権保護のための パリ条約
--

## 第2条 定義(第2条第1号チ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号チ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	

### 2. 韓国

(1) 大法院 2013. 9. 12. 言渡 2011 다키 57661 判決

#### イ. 事実関係

・「NCA」という標章は、国内で周知性を取得することができなかつたため、被告はインターネット住所資源法上の「正当な権原がある者」ではないとし、第12条の「正当な権原がある者」は、「国内に広く認識されている標章に対する権利を保有する者」と解釈すべきであると主張した。

・ ①1948年頃に設立されたNCAは、1952年頃からNCAという商標を使用しはじめ、NCA標章を1997年2月11日に米国特許商標庁に、2002年10月15日にヨーロッパ商標庁にそれぞれ登録した。②1974年頃に設立された「ユニバーサルチアリーダスアソシエーション(Universal Cheerleaders Association, UCA)が、1992年頃に現在の被告会社の名前であるバルサティースピリットコーポレーション(Varsity Spirit Corporation)に商号を変更し、2008年頃に被告とNCAの親企業である「ナショナルスピリットグループ(National Spirit Group)が合併されることによって、被告は、NCA商標権を始めとする権利をすべて承継されることとなり、2008年7月21日にNCA標章に関する米国商標権が被告名義で譲渡登録された。③原告は2000年5月10日に、ドメイン登録機関に本事件のドメインネームを登録し、これを利用してウェブサイトを開設した後、そこに「NCA Cheerleading」、「Cheerleading」、「Cheerleading Music」、「Cheerleading Outfits」、「Cheerleading Shoes」等を含む各種検索語等を並べ、成人用品等のサービスを含む第3者のウェブサイトへ連結されるリンク及びチアリーディング衣類と用品等を販売する被告の競合社らのウェブサイトへ連結されるリンクを設定しておいていた。

## ロ. 法的争点

・ドメインネームの登録抹消又は登録移転を請求する者に対し、インターネット住所資源に関する法律第 12 条の「正当な権原」があると認めるための要件及びドメインネームに対する正当な権原を認めるために、対象標識が必ずしも国内で広く認識されていることが必要なのか否かについて（消極）

・ドメインネームの登録抹消又は登録移転を請求する者に「正当な権原」あるとするためには、そのドメインネームと同一又は類似な姓名、商号、商標、サービス票、その他の標識(以下、「対象標識」という)を、他人がドメインネームで登録する前に、国内又は海外において既に登録したか、又は相当期間にそれを使用してきた等、そのドメインネームとの間に密接な連関関係を形成する一方、そのドメインネームの代価を支払わず抹消させるか、又は移転を受けることが定義観念に鑑み適当であると認められるほど直接的な関連性があり、それに対する保護の必要性も十分あるという事情が存在しなければならない。しかし、インターネット空間において使用されるドメインネームの属性とインターネット住所資源に関する法律(以下、「インターネット資源法」という)第 12 条の立法趣旨、インターネット住所資源法第 4 条が、従前は「大韓民国で国家コードによるドメインネーム等のインターネット住所資源」だけを上記法律の適用対象として規定しているが、2009 年 6 月 9 日に法律第 9782 号に改正され、その適用対象を「大韓民国で登録・保有又は使用されるドメインネーム等のインターネット住所資源」に拡大した点、これとは異なる不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律は、第 2 条第 1 号(チ)目において正当な権原がない者が、「国内に広く認識されている」他人の姓名、商号、商標、その他の標識と同一であるか、又は類似なドメインネームを登録・保有・移転又は使用する行為を不正競争行為に限定して規定している点等に鑑みると、ドメインネームに対する正当な権原を認めるためには、その対象標識が必ずしも国内で広く認識されているのかが必要なのではない。

## 二. 解説

・ドメインネームの登録抹消又は登録移転を請求する者に対し、インターネット住所資源に関する法律第 12 条の「正当な権原」があると認めるための要件及びドメインネームに対する正当な権原を認めるために、対象標識が必ずしも国内で広く認識されていることを必要としない。

キーワード：ドメインネーム、インターネット住所資源に関する法律第 12 条

(2) ソウル中央地方法院 2007. 8. 30. 言渡 2006 ガ合 53066 判決

#### イ. 事実関係

・被告は「MySpace, Inc.」という商号を持ち、1996年2月22日に「Myspace.com」というドメインネームを登録して保有していたが、2003年頃からそのドメインネームを利用してウェブサイト(www.myspace.com)開設し、これを利用してブログやミニホームページを通じて人的ネットワークサービス、インターネット対話室の運営、各種情報提供のための検索サービス等を提供している。被告のウェブサイトでは、「myspace movies, MySpace Music, MySpace Specials」等のような検索カテゴリが使用され、そのカテゴリを検索すると該当カテゴリの範疇に含まれる各種情報(音楽、動画像等を含む)を提供し、さらに、関連した他のウェブサイトへリンクされるように設定されて、被告のドメインネームが被告が提供するサービスの出所を識別する機能を持っている。

・また、被告は2004年頃にインターネットワーキングサービスに関する商標として「MYSPACE」という標章を米国特許商標庁(USPTO)に第2911014号で登録した。

・被告のウェブサイトには、2006年12月を基準に全世界的に1億3,000万名以上が会員として加入しており、その中で韓国国籍保有者は3万名を超えている。また、現在被告の商号や商標又はウェブサイト、被告が運営する会社と関連して、韓国のインターネットポータルサイトの中で最も高い利用者順位を保有しているネイバー([www.naver.com](http://www.naver.com))の記事検索サービスや知識検索サービス等を通じて1,000件余りに至る記事が提供されている。そのポータルサイトの利用者らの検索件数で見ても、ネイバーの知識検索サービスを通じた検索件数が3,000件余りで、個人ブログ等の検索を通じた検索件数も4,000件余り至り、次順位のポータルサイトを通じた検索件数も数千件余りに至っている。

・被告が2003年頃に「Myspace.com」というドメインネームを利用しウェブサイトを開設し、インターネット事業を開始した以後、2003年12月頃に訴外のロードリッスン(Rickson Rodrickson)は、被告のドメインネームの中でスペリング一つだけ省略したか又は付加した形態でドメインネーム4つ(MySpce.com, MySpcae.com, MySpae.com, MySpacee.com)を登録した。これに対し被告は、2005年12月30日にロードリッスンを相手に、そのようなドメインネーム等が被告商標であるMyspaceの意図的な間違いに該当し、被告の商標権等を侵害するという理由で、その使用中止等を要求した。このような状況において、ロードリッスンはドメインネーム等をすべて原告を始めとする第3社に譲渡することになったが、原告は2006年3月頃に原告の代理人訴外人を通じてロードリッスンから「myspce.com」というドメインネーム(2003.11.14.創設登録、以下、「本事件のドメインネーム」という)を米貨22,000ドルで買い取り、大韓民国の法人としてドメインネーム登録機関(Registrar)である(株)サイテンティティ(ドメインネーム登録サイト [www.cypack.com](http://www.cypack.com))に登録して保有してい

る。

・原告は本事件のドメインネームを買い取った後、そのドメインネームを利用してウェブサイトを開設せずにいたが、2006年8月頃になって本事件のドメインネーム(myspce.com)で原告が運営する他のウェブサイト([www.website.net](http://www.website.net))に連結させてサービスされるようにドメインフォワーディング(forwarding)しておいた。

・そのフォワーディングとなったウェブサイトには、「Myspace」という検索カテゴリが多くのところで使用され、そのカテゴリを検索すると、インターネット上で利用者らの間で出会いや対話を斡旋・音楽サービス等を提供する、また異なる個別のウェブサイトへリンクされるよう設定されており、そのリンクされたウェブサイトの中には俗にいう淫乱サイトも含まれていた。

#### ロ. 法的争点

・国際司法第2条第1項で定める「実施的関連」の意味及び法院で国際裁判管轄有無を判断するにあたり考慮すべき事項

・米国の国家仲裁委員会のドメインネーム移転決定に不服して提起した訴訟に関して、紛争となった事案と韓国との間に、韓国法院が裁判管轄権を行使することを正当化できる程度に実質的関連性があるという理由により、韓国法院の国際裁判管轄権をに求めた事例

・外国的要素がある法律関係において、商標権効力の準拠法(=商標権が登録された国家の法律)

・外国法を提供することが韓国の社会秩序に反して許容されない場合、韓国の法律としてその法律の欠陥を補充できるか否かについて(積極)

・米国商標権に基づいたドメインネームの使用差止め請求と移転登録請求に関して、米国反サイバースクォーティング消費者保護法(ACPA)を適用することは、国際司法第10条で定める韓国の社会秩序に反しているとして、米国ACPAを適用せず、韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を適用した事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目で定める「国内に広く認識されている他人の営業標識」の意味及び国内に広く認識されているか否かの判断基準

・他人の標識と同一か、又は類似したドメインネームを登録して保有するだけの場合にも、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目で定める不正競争防止行為に該当するか否か及び他人の標識とドメインネームの類似性の判断基準

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目で定める「その他の商業的利益を得る目的」の意味

・国内に広く認識されている「MYSFACE」という営業上標識と類似した「myspce.com」というドメインネームの登録保有は、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目で定める不正競争防止行為に該当するとした事例

・不正競争行為差止めの効果として不正競争行為者が持つドメインネームの登録移転請求権が認定されるか否か(消極)

#### ハ. 判示事項

・国際司法第2条は国際裁判管轄権の認定基準に関し、実質的関連の原則を受け入れ、訴訟原因である紛争となった事案又は原・被告等の当事者が、法廷地である韓国と「実質的関連」を持つ場合には韓国法院に国際裁判管轄権を認め、このような実質的関連の有無は、国際裁判管轄配分の理念と合理的な原則により決定されるべきであると宣言している。ここで「実質的関連」とは、韓国法院が裁判管轄権を行使することを正当化することができる程度に、当事者又は紛争の対象が韓国と関連性を持つことであり、その認定についての判断は、法院が具体的な個別事件毎に総合的な事情を考慮して判断しなければならない。また、法院が具体的な管轄有無を判断することにおいては、民事訴訟法の土地管轄規定等、国内法の管轄規定を参酌して国内法上の裁判籍に関する規定は、国内的観点から制定されたものであるため、国際裁判管轄の特殊性を考慮しなければならないから、法院としては訴訟当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益だけではなく、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような法院乃至国家の利益もともに考慮することが相当である。

・米国の国家仲裁委員会(National Arbitration Forum)のドメインネーム移転決定に不服して提起した訴訟に関して、紛争となった事案又は当事者と韓国との間で、韓国法院が裁判管轄権を行使することを正当化することができる程度に実質的関連性があり、その決定に対する不服と関連して、管轄法院に韓国法院が特定されていたため、韓国法院が裁判管轄権を行使することが訴訟当事者の予見に符合して、当事者間の公平と訴訟の便宜を図るにおいても寄与できるだけではなく、訴訟経済と裁判の効率性及び執行等を通じた判決の実効性を図る側面においても、最も密接な関連を持っているという理由から、韓国法院の国際裁判管轄権を認めた事例

・商標権効力の準拠法は、国際司法第24条の侵害地法に該当する当該商標権と最も密接な関係がある国家の当該商標権が登録されている国家の法律によるべきだと解するのが相当である。商標権は、国家別に出願と登録を経て権利として認定されるものであり、商標権に関しては、属地主義の原則を採用する国家が多く、それによると、各国の商標権がその成立、移転、効力等に関し当該国家の法律により定まり、商標権の効力が当該国家の領域内でのみ

認定され、商標権の効力が当該国家の領域内でだけ認定される限り、当該商標権の保護が要求される国家は登録された国家であるという事情に鑑みて、商標権と最も密接な関係がある国家は、当該商標権が登録された国家であると見るべきであるからだ。

・外国法の適用が韓国の社会秩序に反し、当該外国法を問題となる法律関係に適用できない法律の欠如が発生する場合には、韓国の公序良俗と社会秩序を維持するために、例外的に外国法の適用を排除する趣旨に鑑み、韓国の法律としてその法律の欠如を補充しなければならない。

・米国商標権に基づくドメインネームの使用差止め請求と移転登録請求に関しては、当該商標権が登録されている国家である米国の法律が準拠法となるが、米国の商標権に基づいて韓国でのドメインネームの登録抹消(使用差止め)や移転登録を認めることは、米国商標権の効力をその領域である米国以外である韓国に及ぼすことと、実質的に同一な結果をもたらすことになり、韓国が採用している属地主義の原則に反し、韓国と米国との間で互いに相対国の商標権の効力を自国においても認定しなければならないという内容を定めた条約も存在せず、米国商標権の侵害行為に対し、米国反サイバースクォーティング消費者保護法(Anticybersquatting Consumer Protection Act, ACPA)を適用して、韓国国内でその侵害行為の差止め効果としてドメインネームの使用差止め義務や移転義務を認定することは、韓国の商標法秩序の基本理念に鑑みて、これは国際司法第10条でいう韓国の社会秩序に反するものであると見なして米国 ACPA を適用せず、韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律を適用した事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目で定める、国内で広く認識されている他人の商品や営業であることを表示する標識は、国内の全域又は一定した範囲内で取引者又は需要者らが、それを通じて特定の商品や営業を他の商品や営業から区別して広く認識する場合をいう。単純に商品や営業の内容を叙述的に表現又は通常の意味として使用する日常用語等は、商品や営業に対し自他区別機能や出所表示機能がなく、識別力を持たないため標識に含まれないが、そのような場合でもそれが長い間使用されたことによって、取引者又は需要者らがある特定の商品や営業を表示することにより広く認識された場合には、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律で保護する商品や営業上の表示に該当する。また、その標識が国内に広く認識されているか否かは、その使用期間、方法、態様、使用量、営業範囲等とその営業の実情及び社会通念上客観的に広く知られたか否かが基準となる。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目は、他人の標識の認知度と信用に便乗して不正な利益を得る目的又は他人に損害を与える目的で、他人の標識と同一又は類似なドメインネームを登録して保有することを防止する趣旨から規定されたものである。ドメインネームを登録して保有するだけで、そのドメインネームを使用したウェブサイトを開設してないことからある標識を使用したといえない場合にも、上記規定で定める不

正競争行為に該当する。従って、他人の標識とドメインネームの類似性を判断するにあたっては、ドメインネームの中で識別力を持つ部分を基準に、標識そのもの自体を形式的に備えることは無論、それ以外に当該ドメインネームを他人の標識として誤認することに寄与する一切の要素等を参酌して、その両者標識の外観、呼称又は觀念に基づいた印象、記憶、連想等に鑑み、両者を全体的・異格的に観察・比較して、類似したものと受け入れる憂慮があるか否かを基準に判断すべきである。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目において、不正競争行為の主観的要件として規定している「その他の商業的利益を得る目的」とは、標識に対し正当な権原がある者又は第3社に販売又は貸し出しを目的若しくは正当な権原がある者のドメインネームの登録及び使用を妨害する目的以外に公序良俗乃至信義誠実の原則に反する形態で、自分が積極的に利益を得たか又は他人に財産上の損害・信用の毀損等の有形無形の損害をもたらすことによって反射的に利益を得ようとする目的を意味する。

・国内で広く認識されている「MYSPACE」という営業上標識と類似な「myspce.com」というドメインネームの登録保有は、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(チ)目で定める不正競争行為に該当するとした事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律上の不正競争行為差止めの効果として、ドメインネームの登録抹消の代わりに、不正競争行為者が持つドメインネームを自分に移転することを請求することができるドメインネームの登録移転請求権は認められない。

## 二. 解説

・「myspace」というものが、国内で広く認識されている標識に該当するか否かについて、不正競争防止法第2条第1号(チ)目で定める「他人の標識」に該当し、国内で取引者又は需要者の間で広く認識され周知性を取得したと見なした。

キーワード：ドメインネーム、他人の標識、国内に広く認識されている

## 第2条 定義(第2条第1号リ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号リ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1)大法院 2002. 10. 25. 言渡 2001 다후 59965 判決

#### イ. 事実関係

・原告は、日本国において工業用空気噴射機(AIR DUSTER)等を製作・販売する会社であり、1965年頃からモデル名 K-60、K-601-0 の各工業用空気噴射機を製造・販売し始め、原告の上記の各空気噴射機は 1981年頃から韓国へ輸入されて販売し始めた。

#### ロ. 法的争点

・商品の形態や模様が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目所定の「他人の商標であることを表示した標識」に該当するための要件

・空気噴射機の形態が周知の商品標識に該当するものと見做し、その空気噴射機とほとんど同一な形態の空気噴射機を製造・販売する行為は、商品の出所に対して混同を起こさせる不正競争行為に該当するとした事例

#### ハ. 判示事項

・一般的に商品の形態や模倣は、商品の出所を表示する機能を持つものではなく、単にある商品の形態と模様等が商品に独特な個性を付与する手段として使用され、それが長期間に、

継続的・独占的・排他的に使用されたか、又は持続的な宣伝広告等によりそれが持つ差別的な特徴が、取引者又は需要者に特定の出所の商品であることを連想させるほどに著しく個別化されるに至った場合に、はじめて不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目で定める「他人の商品であることを表示した標識」に該当される。

・空気噴射機の形態が周知の商品標識に該当するものと見做し、その空気噴射機とほとんど同一な形態の空気噴射機を製造・販売する行為は、商品の出所に対し混同を起こさせる不正競争行為に該当するとした事例

## 二. 解説

・一般的に商品の形態や模倣は、商品の出所を表示する機能を持つものではなく、単にある商品の形態と模様等が商品に独特な個性を付与する手段として使用され、それが長期間に、継続的・独占的・排他的に使用されたか、又は持続的な宣伝広告等によりそれが持つ差別的な特徴が、取引者又は需要者に特定の出所の商品であることを連想させるほどに著しく個別化されるに至った場合に、はじめて不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目で定める「他人の商品であることを表示した標識」に該当される。(大法院2001.2.23.言渡98ダ63674判決、2002.2.8.言渡2000ダ67839判決等を参照)

キーワード：商品の形態、商品標識、商品の出所に対する混同
------------------------------

## 3. 日本

(1) 東京高等裁判所 2001年12月19日判時1781号142頁(平12(ネ)6042)

### イ. 事実関係

・X(原告、控訴人)は、商品名が「ルビックキューブ」という回転式立体組み合わせ玩具(以下、「X商品」という)を製造・販売する者である。X商品は全体形状が立方体であり、その各面に9のブロックで構成され、各面毎に他の面と区別ができるように色彩等でできている基本的構成(以下、「本件の商品形態」という)でなっている。一方Y(被告、被控訴人)は、基本商品形態と同一な特徴を持ちながら、大きさ、色合い等において差がある回転式組み合わせ玩具7種(以下、「Y商品」という)を輸入・販売する者である。Xは、不正競争防止法及び商標法に基づいて「Y商品」の輸入行為等に対する差止め請求と損害賠償請求をした。1審の(東京地判平成12年10月31日(平9(ワ)1219)は、工業所有権との調整を理由に挙げ、

<sup>12</sup>商品の機能・効果は必然的に結び付いていて、これを達成するために他の選択の余地がない商品形態は保護対象にはならないが、X商品の形態はここに該当し、不正競争防止法に基づいた請求を棄却し、これに対しXが控訴した。

#### ロ. 判示事項

・不正競争防止法第2条第1項第1号は、周知の商品等の表示が保有する出所表示機能を保護するために、実質的に競合する複数商品の自由な競合関係の存在を前提に、商品の出所に対し混同を起こさせる出所表示の使用等を差止めするものと解釈される。それならば、同種の商品に共通であり、その特有の機能及び効用を發揮するために不可避免的に採用しなければならない商品形態に対してまで、商品等の表示としての保護を付与する場合には、商標とは異なる媒体に対して出所識別機能を付与する場合と異なる、上記の規定で目的とする出所表示機能の保護を超えて、共通機能及び効用を示現する同種商品の市場への参入を阻害するものとなってしまい、このような状況は、実質的に競合する複数商品の自由な競合関係下において、出所混同の防止を目的とする上記規定の趣旨に反するものに違いない。従って、同種の商品に共通し、その特有の機能及び効用を發揮するために不可避免的に採用されるほかない形態は、同号で規定している「商品等の表示」に該当しないものと解釈すべきである。これは同項第3号<sup>13</sup>「他人の商品と同種の商品が通常持つ形態」だけではなく、同種の商品がない場合、「該当の他人の商標とその機能及び効用が同一又は類似な商品が通常持つ形態」を保護対象から除外するものと同じ趣旨であり、工業所有権の調整はこのような判断に影響を及ぼさない。

・本件の商品形態は、同種の商品に共通して機能及び効用から由来する選択肢の数が少なく、本件の商品形態から避けて他の商品形態を採用した場合、一般需要者に対する代替可能な商品として、市場においてX商品とは競合できない商品となってしまう。そのようなものはこれ以上同種商品とはいえない。それならば、本件の商品形態は、X商品と同種の商品に共通されるものであるから、その機能及び効用を發揮するために不可避免的に採用するほかないものであると解するのが相当であり、従って、商品等の表示に該当しない。

・X商品の形態においても前述したとおり、本件の商品形態に加えて上記のような具体的構成態様に関係する形態も備えているものであり、出所表示機能を取得したものとみる側面からは、全体としてのX商品の形態が「商品等の表示」に該当するといえるが、被告商品の形

---

<sup>12</sup> 商品形態の中で商品の機能的特徴から由来するものは排除すべきだという理論的な根拠の一つとして提示されていることが、工業所有権との調整の必要性である。すなわち、機能的特徴から由来する形態を保護することになれば、工業所有権で存続期間を規定した趣旨が没却されることを理由に、不正競争防止法においてこれに対する調整が必要であるということである。

<sup>13</sup> 他人が開発した商品形態を模倣した商品(Dead Copy)の販売等を禁止する(第2条第1項第3号)

態との類似か否かの判断においては、その単独では、商品等の表示性が認められない本件商品の形態を除外した具体的な構成態様を要所に検討する必要がある。

・X 商品の形態の中で、本件の商品形態を除外した具体的な構成態様に関係する形態を要所に鑑みると、これに対応する Y 商品の形態は、すべて X 商品の具体的な構成態様に関連する形態と類似したものであるといえない。

#### ハ. 解説

・対象判決は、同種の商品に共通し、その同種の商品に共通し、その特有の機能及び効用を發揮するために不可避免的に採用されるほかない形態は、同号で規定している「商品等の表示」に該当しない点について明確にし、単独では、商品等の表示性が認められない本件商品の形態を除外した具体的な構成態様を要所にし、類似性を検討するという基準を提示した点に意義がある。

キーワード：商品の形態、商品標識、商品の出所に対する混同

(2)大阪地方法院 1983 年 12 月 23 日無体裁集 15 卷 3 号 894 頁(昭 56(ワ)7770)

#### イ. 事実関係

・X は、同じ系統の 3 色組み合わせで構成される 4 種類のライン(以下、「本件ライン」という)を使用した潜水用ゴム服(以下、「X 商品」という)を製造・販売している。本件ラインは明度が低く濃い色から順次に明度が高く薄い色に変わる配色でなっており、X 商品の販売以前には、黒色の潜水用ゴム服が主流をなし、本件ラインのような 3 色の配色ラインを使用した潜水用ゴム服はほとんどなく、X がこのような潜水用ゴム服をほとんど独占的に販売している。一方、Y はこれと類似な明度順でなる同一系統の 3 色ラインを付着した潜水用ゴム服(以下、「Y 商品」という)を製造・販売し、それに自社の商標を付着し、色のライン以外の部分に配色、形態等において X 商品と差があった。そこで、X は Y を相手に Y 製品の製造・販売差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起した。

#### ロ. 判示事項

・色彩は本来誰でも自由に選択して使用することが許容されているものであるが、特定の単色又は複数色彩の特定配色の使用が、該当商品に従来見られない新しいものであるときには、特定人が上記の特定色彩、配色を該当商品に継続的に反復して使用することにより、需要者に上記の特定色彩・配色を付けた商品が、これを使用した上記の特定人の物品であると連想されることについては不定できないものであり、このように商品と特定色彩・配色との組み

合わせが、特定人の商品であることを識別させるほどまでに至っている場合には、上記商品の色彩・色彩配色との結合又は商品の形態のように他人の商品を表示することに該当する。

・色あせ 3 色ラインを使用した潜水用ゴム服は、X 製品が販売する以前にはなかったという点、X 製品の売上が順調に向上し、1980 年末まで海洋スポーツの各種専門誌にも自ら数回の広告を行い、各雑誌社の紹介記事にも数回掲載された。その発行部数も多く販売地域も全国にわたっている点、上記の期間中に X は、本件ラインを独占的及び継続的に X の潜水用ゴム服を使用してきた点等に鑑み、本件ラインを使用した X 製品は、遅くとも、潜水用ゴム服の一般需要者の最大需要期を経過したと判断される 1980 年 8 月末には、X 商品に対する出所表示機能を獲得して、同業者、小売業、一般需要者等に広く認識されていたといえる。

・本件ラインはそのもの自体で、服としての色彩、形態と独立して、商品の出所表示機能を持つという点で妨害にならず、Y 製品は X 製品と類似して誤認・混同を起こさせ、Y 製品に色ライン以外の一部に差がある部分(形態、色彩等)及び商標が付着された点だけでは、X 製品との誤認・混同を妨害する機能を果たしているとはいえない。

#### ハ. 解説

・対象判決は、商品の色彩そのものを商品表示として保護した最初の事件であり、その基準を提示した点において重要な意義がある。すなわち、従来見られなかった新しいものという条件下において、複数の色彩だけではなく、特定の単色色彩も保護できることが認められ、特定人が特定の色彩、配色を該当商品に継続的に反復して使用することにより、需要者が、その特定の色彩・配色を付けた商品が、これを使用した特定人の物品であると認識されることを保護の基準にしたのを明示したものである。本事件の控訴審(大阪高判昭和 60 年 5 月 28 日無体裁集 17 卷 2 号 270 頁)でも、原審の判断を受け入れ控訴を棄却した。

キーワード：商品の色彩、商品の形態、商品出所表示

(3)大阪地方裁判所 1998 年 9 月 10 日知裁集 30 卷 3 号 501 頁(平 7(ワ)10247)

#### イ. 事実関係

・X(原告)は、1994 年 6 月頃から「BEAR'S CLUB」という商品名を付けたタオルセット 6 種類(以下、「X 商品」という)を販売したが、X 商品は、小さい熊人形、タオルかけ、小さい熊の絵が描かれたタオル類(洗願用タオル、洗濯タオル、バスタオル)を藤かごに入れられて、上記の商品名がプリントされた特徴のある色彩が加えられた箱に詰められていた。一方、Y(被告)は、1995 年 5 月頃から「DECOT BEAR'S COLLECTION」という商品名を付けて同種の商品として編成されたタオルセット 6 種類(以下、「Y 商品」という)を販売した。二つの商品は、

標記された商品名、小さい熊の模様等において一部差はあるが、全体的な印象は互いに似ている。そこで、XはYを相手に不正競争防止法第2条第1項第3号(他人の商品の形態〈当該商品の機能を確保するための不可欠な形態は除外〉を模倣した商品を譲渡、貸与、譲渡又は貸与のために展示、輸出又は輸入する行為)所定の商品形態の模倣行為に該当すると主張し、損害賠償請求の訴訟を提起した。

#### ロ. 判示事項

・X商品とY商品の具体的な形態は、包装箱又は藤かごに入れられた状態であり、別紙原・被告の商品比較表2のようであることを認める。また、これらの商品は、どれもが包装箱又は藤かごに入れられた状態で展示・購入されているのであるから、その形態は、上記の収納状態を中心に解するのが相当である。

・包装箱に収納された状態のX商品を正面から見た場合、形態上の最も大きな特徴として見えることは、小さい熊の人形と小さい熊の絵が描かれているタオルがそれぞれ大きなブロックを形成して、それらが組み合わされて全体としての商品を構成しているという点である。よく観察してみると、タオルにおいて小さい熊の絵が異なるため、印象の差が生じる可能性があるという点については理解できる。しかし、X商品とY商品ともに、その初印象は小さい熊をモチーフにした可愛いタオルセットであるといえるから、Yが指摘する印象の差は両者を詳細に比較した後でやっと理解できるものである。従って、この点を注視することはできず、X商品1乃至6とYの新・旧商品1乃至6は、全体としてそれぞれ実質的に同一な形態に該当し、Y商品はX商品の形態を模倣したものと認めることができる。

#### ハ. 解説

・対象判決は、セットで販売される商品の場合、個々の構成商品の形態でないセット商品全体の形状を基礎に商品形態を把握すべきであるという点と、後の商品が先行商品と一部差があるとしても、先行商品の特徴的な部分を具備しているのであれば、商品形態の模倣となり得るという点を説示した点に意義がある。前者と関連しては、出所の混同ではない商品形態の模倣差止めという第3号の趣旨に鑑み、市場において販売される具体的な態様でない商品そのもの自体の形状を基準に判断すべきであるという批判もあるが、一応受け入れている。そして、後者と関連しては、その結論において特段の問題がなければ、特徴的な部分をどのように抽出できるのかに対する疑問が残る。

キーワード：商品の形態、商品標識、商品の出所に対する混同

(4)東京地方裁判所 2001年9月6日判時1804号117頁(平12(ワ)17401)

#### イ. 事実関係

・X(原告)は、お寿司の配達フレンチャイズチェーン店の主宰及び直営店を運営している。YはXの直営店と同一な商圈においてお寿司の配達店を運営している。XはY商品がX商品の形態を模倣したと理由で、Yを相手に不正競争防止法第2条第1項第3号の違反を根拠に、また、Yの営業形態がXの営業形態をまったく同じく模倣したとし、これを自由競争の許容範囲を超えた悪質・違法な模倣商業に該当するという理由で、民法第709条を根拠に損害賠償請求の訴訟を提起した。

・本事件の争点は、一つ目が、Yの商品である配達お寿司が不正競争防止法第2条第1項第3号所定の「商品の形態」に該当するか否か、二つ目が、Y商品がXの配達お寿司の形態を模倣したか否か、三つ目が、Yの営業がXの営業形態を模倣して民法第709条の不法行為を構成するか否かである。

#### ロ. 判示事項

・ [1]一般論としては、配達お寿司は、使用する容器、材料及び添加物の種類、配置等により構成されるが、一個一個のお寿司でない全体としての形状、模様、色彩及び質感等が商品の形態と成り得るのであるから、容器の形状やこれに結び付けた多くのお寿司の組み合わせ、配置に従来のお寿司配達では見られないものような独自の特徴が存在するような場合(例として、奇抜な形状の容器を持つ場合や特定の文字や図案等、何か特徴的な模様を表したような複数のお寿司を配置した場合)には、不正競争防止法による保護対象である「商品の形態」となり得ると解釈される。

・ [2]X商品に対してみると、X商品の形態は、容器として使用されているものは黒色の丸い形態の寿司樽であり、そこに入れてお寿司は、手で握ってつくったお寿司、散らしたお寿司、どんぶり、海苔で巻いたお寿司等の一個一個のお寿司は材料の種類やお寿司の大きさ・形状を含む従来からあった一般的な内容のお寿司である。また、その組み合わせ・配置においても、同種の材料によって手で握ってつくったお寿司、海苔で巻いたお寿司を集めてこれらを並べておいたものであり、ある文字や図案を表示するような特徴がある模様の配置はされていない。そして、これを他のフレンチャイズチェーン店の製品と比較してみると、容器の形状やお寿司の組み合わせ・配置において、X商品を他のお店のものと同様に識別できる十分な独自的な特徴を表わしておらず、従来から知られた伝統的なお寿司の器に入れた方法であることから、一般的な容器、器に入れた方法の範疇を超えたものではない。結局、X商品の形態は、同種の商品が通常持つ形態であるといえるため、不正競争防止法による保護対象ではないといえるため、Y商品の形態がX商品の形態と同じ点があるとしても、Yの行為は不正競争行為に該当すると見做せない。

・ [3] 市場での競争は本来自由でなければならないので、一定の範囲内での行為に対してのみ不正競争行為としてこれを規制する不正競争防止法の趣旨に鑑みると、同法において、規制の対象となり得ない行為に対しては、該当行為が、市場において利益を追求するという観点から外れ、わざと相手に損害を与えることを目的に行われたような特段の事情が存在しない限り、民法第 709 条の一般不法行為を構成するものでもないとすべきである。従って、このような特段の事情が認められない本件においては、商品形態の同一等を理由にした X の一般不法行為の主張は受け入れられない。

#### ハ. 解説

・商品形態の模倣に関する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号は、1994 年の改正法において新設されたものであり、対象判決は、同号の立法趣旨、保護対象から除外される「通常持つ形態」の意味等に対し説示した後、配達お寿司も原則的に保護対象である商品形態になり得るとした。それに、従来からあった配達お寿司が、そのような商品形態で保護されるための基準を提示して、具体的な事案での判断方法を提示してくれた点に意義がある。また、不正競争防止法において規律されない行為が、民法第 709 条の一般不法行為に該当するための要件として、「該当行為が市場において利益を追求する観点から外れ、わざと相手に損害を与えることを目的に行われたもののような特段の事情が存在」しなければならないという点を明らかにしていることも重要な意義がある。特許法、著作権法等の個別の知的財産権の保護要件に該当しない行為を一般不法行為として擬律できるか否かは重要な問題であり、対象判決はこの部分の基準を提示したものである。

キーワード：商品の形態、商品標識、商品の出所対する混同

## 4. 米国

(1) Ferrari S. P. A. ESERCIZIO Fabriche Automobile E Corse v. Carl ROBERT, d/b/a Roberts Motor Company 944 F.2d 1235 (6th Cir. 1991)

### イ. 事実関係

・Ferrari は、世界的に有名なレーシングカーと高級スポーツカーのデザイナーであり、製造業者でもある。独占イメージをつくるために、Ferrari は意図的に車の生産を制限しているため、1,400 個の Daytonas のみ製作された。これらの中に、100 個だけが屋根を折りたためるコンバーチブルである Spyders で製作された。Daytonas Spyders は、現在一台に 2 百万ドルで販売される。Ferrari はこれ以上は Daytonas Spyders を製作しないが、継続し

て機械の部品及び車体のパネルを生産し、これらの車両に対する修理サービスを提供した。Ferrari は、Testarossa という車の生産を 1984 年に開始した。現在まで Ferrari は約 5,000 台の Testarossa を生産した。これら車両の生産又は独占力を維持するために意図的に制限された。今後 7 年間の予想生産量が売り切れ、Testarossa を購入するための待機期間はおよそ 5 年である。新品 Testarossa は約 230,000 ドルで販売されている。

・Roberts は、自動車産業と関連した多くのベンチャー事業に関与している。ある事業は Ferrari の Daytona Spyde と Testarossa の外装の特徴を服製品化した繊維ガラスキットの製作である。Roberts の複製品は各々 Miami Spyder と Miami Coupe に呼ばれる。Roberts は主にキットカー雑誌の広告を通じて Miami Spyder を流通させた。全てのアクセサリーを装着した「ターキ」バージョンは約 50,000 ドルで買うことができるが、ほとんどの複製品は約 8,500 ドルで販売された。

・再販時点においては、二つの注文しかなかったが、未だ Roberts は Ferrari の Testarossa 複製品である Miami Coupe のキットカーバージョンを完成できなかった。Ferrari の自動車と Roberts の複製品は外観上事実的に同一であるということには争いがなく、地方法院もまたそのような判断をした。

・Ferrari は 1998 年 3 月に Roberts を相手に、ランハム法第 43 条(a)の違反による商標権侵害を主張して訴訟を提起し、これにより Roberts は、複製品の車両を製作することを差止めする仮処分を受けた。追って侵害停止命令については、Roberts がこれら二つのモデルの生産を再開できるように修正された。5ヶ月後に Roberts は自発的破産申請を提出した。米国の会社更生法の手続きにもかかわらず、破産法院は極めて制限された命令で自動差止めを解除し、Ferrari が訴訟を継続して進行できるように許容した。この公判の前に、地方法院は陪審裁判を要請した Roberts 申請を棄却し、Ferrari に有利な判決と、Roberts が Miami Spyder と Miami Coupe を生産することを差止めする永久的侵害停止命令を下した。結論的に、テネシー州東部連邦地方法院の Thomas Gray Hall 裁判長は、複製品が原告の自動車の外装と外観に対する商標権侵害を侵害したと判決したため、これに対し被告が控訴した。

#### ロ. 主な争点

・本案は、ランハム法(15 U.S.C. § 1051 以下参照)により提起された商標権侵害訴訟である。主な争点は、Ferrari の車の中で 2 個の外部形状及び外観に関する原告の無登録商標に対して、ランハム法第 43 条(a)による保護を受けられるか否かに対し、地方法院が正しく結論を下したか、万一そうであるならば、被告の Robert の複製品がランハム法第 43 条(a)を違反し、保護される Ferrari のデザインを侵害したか否かである。

・具体的な争点は次のとおりである。

- (1) Ferrari の車デザインが 2 次的意味を獲得したのか否か
- (2) Ferrari の車と Robert の複製品との間で混同の可能性はあるのか否か
- (3) 盗用された Ferrari のデザイン特徴が非機能的であるのか否か
- (4) 地方法院が付与した侵害停止があまりにも広いのか否か
- (5) また、本院は地方法院が適切に Robert の陪審裁判請求を拒絶したか否かを判断しなければならない。

#### ハ. 判示事項

・ 控訴法院の Ryan 控訴法院判事は、(1) 原告の車デザインは 2 次的意味を獲得しており、(2) 原告の車と被告の複製品との間で混同可能性があり、(3) 盗用された原告デザインの非機能的で、(4) 地方法院が付与した侵害停止は過度に広くないと判示した。

・ 本事件での Ferrari ランハム法の請求は「トレードドレス」の請求である。Ferrari は Daytona Spyder と Testarossa の独特で識別力のある外部形状とデザインはトレードドレスであり、Roberts これを複製してその複製品を流通させたことによって侵害したと主張しており、地方法院もそのように判決した。第 43 条(a)の違反を証明するためには、Ferrari は証拠の優越性として次のものを立証する責任を負担する。1) Ferrari 車両のトレードドレスが「2 次的意味」を獲得したもの、2) Ferrari 車両と Roberts の外部形状とデザインの類似性に基づいて混同可能性が存在すること、3) 盗用された Ferrari トレードドレスの特徴が基本的に非機能的であるということである。

・ まず、2 次的意味の獲得と関連して、単純に独特なデザインであるか、又は審美的で美しいという理由だけで Ferrari の車用は 2 次的意味を獲得するものではない。デザインは情報の提供を受けた観察者の認識に直ちに Ferrari デザインとして認識さえるものでなければならない。地方法院は、Ferrari 車両の独特な外部デザインと形状は「標章」や「トレードドレス」として、車両の外部形状は単純に識別できる魅力的なデザインではなく、Ferrari 創作物に区分して判断しており、本院はこれに同意する。一方、ランハム法保護はデザインが 2 次的意味を獲得する限り、デザイン特許として保護されることができないデザインに適用できる。Ferrari のデザインは明白に 2 次的意味を獲得しており、従って、保護を受ける資格があると判断した。

・ 混同可能性があるか否かに関連して、地方法院ではランハム法の事案において混同可能性を判断するときは、次の要素を考慮しなければならないと判決した。標章の強度、商品の関連性、原告標章の類似性、実際混同の証拠、利用されたマーケティング経路、購買者の予想注意程度、標章選択における被告の意図及び製品ラインの拡大可能性である。8 個の Frish

要素に対する評価を根拠に、地方法院はFerrari 車両の外装デザインと Robert 複製品の類似性は公衆を混同させる可能性があるとして判断した。

・混同可能性を判断するにあたり、次の3通りを考慮した。一つ目が、出所に対する混同において、消費者らは自分がFerrari に見える車と対比しFerrari を購入することに神経を注ぎ、Roberts の複製品がFerrari に似ているために、Ferrari は出所の混同に対し訴訟を提起すべき請求を提示したと見える。二つ目に、販売時点における混同と関連して、ランハム法上での保護は販売時点における混同と制限していないとみた。関連分野でのFerrari の評判は、Roberts の複製品の流通により損害を受ける可能性があり、販売時点における混同可能性がないにもかかわらず、救済を許容した地方法院は誤謬を犯していないと判断した。三つ目に、製品混同と関連して、製品そのもの自体ではなく製品が流通される包装のみがトレードドレスとして保護されるために、Ferrari 車両の外装デザインの特徴は、ランハム法上の保護を受けられないとRoberts は主張した。しかし、外装デザインはFerrari 車の識別力である「包装」であり、証拠によるとFerrari は、ラベリングは必要なく、車の形状が「Ferrari」であると述べていると判断した。

・盗用された特性の非機能性か否かと関連して、地方法院はFerrari がDaytona Spyder とTestarossa の外部経書うと特徴は、非機能的であるという証拠を提示したと判断した。本法院はAngelo Bellei の論難のない証言に基づいてこのような結論を下した。Angelo Bellei は1964年から75年までFerrari は大型観光車を開発しており、会社は流用性ではなく美しさと識別力のために外装デザインを選択したと証言した。

・侵害停止の範囲と関連して、Ferrari がランハム法の違反立証責任を満了したという地方法院に同意したことにより、本法院は侵害停止救済の付与を支持したと判示した。

## 二. 解説

・本件事案はランハム法(15 U.S.C. § 1051 以下参照)により提起された商標権侵害訴訟であり、Ferrari がランハム法違反の立証責任を満了したと見做し、侵害停止救済を認めた事案である。本判決において、商標侵害による混同可能性の救済手段として、侵害停止命令を認めた事案であると判断される。特に、本件事案では原告Ferrari は、彼らの車の外観(形状)に対し、特許及びデザイン特許、商標、著作権として登録されなかったため保護を受けることができず、よく知られていない「トレードドレス」により保護を受けることになった事案に意義がある。

キーワード：商品の形態、外観、形状、商標侵害

## 第2条 定義(第2条第1号ヌ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号ヌ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	

### 2. 韓国

(1) ソウル西部地方法院 2014. 7. 24. 言渡 2013 ガ合 32048

#### イ. 事実関係

・原告らは歌手、俳優等で活動している芸能人であり、被告はインターネット検索ポータルサイトである「ネイト([www.nate.com](http://www.nate.com))」を運営する会社である。

・被告は、人々がネイトホームページ検索窓に特定のキーワードを入力すれば、事前に被告から該当のキーワードを利用し広告サービスを購入した広告主のサイト住所と広告文句が検索結果画面の上段に掲載されるようにし、人々がその住所や広告文句をクリックすると、該当のサイトへリンクされるキーワード検索広告サービス(以下、「キーワード検索広告」という)を提供している。

・被告は、ネイトのホームページ検索結果が表れる画面を「ビズ 移動」、「プレミアムリンク」、「スペシャルリンク」、「スポンサーボックス」欄に分けられ、「プレミアムリンク」を除外した残りは直接キーワード検索広告を提供しており、「プレミアムリンク」欄は株式会社ダウム・コミュニケーションと提携して株式会社ダウム・コミュニケーションの検索結果と同一な検索結果を見せている。ことときに、特定のキーワードに対し高い金額を支払った広告主の広告であるほど、検索結果の画面の上段に掲示される。

#### ロ. 法的争点

・韓国の法律上、有名人の姓名や肖像・署名等が持つ財産的価値を独占的・排他的に支配する権利であるパブリシティ権(Right of Publicity)を認めることができるか否か(消極)

・芸能人等が自己の姓名と肖像が権限なしに使用されることによって精神的な苦痛を受けた

という理由により損害賠償を請求するための要件

・芸能人として活動する甲等が、インターネットポータルサイトを運営する乙会社で提供するキーワード検索広告のサービスを通じて、広告主らが甲等の姓名と商品名等を組み合わせた文句をキーワードに利用することによって、甲等のパブリシティー権又は姓名権が侵害されたという理由で乙会社を相手に損害賠償等を求めた事案であるが、パブリシティー権は認められず、キーワード検索広告を通じて甲等の姓名権が侵害されたとか、キーワード検索広告が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ヌ)目の不正競争行為に該当するとは見難いとした事例

#### ハ. 判示事項

・固有の名声、社会的評価、知名度等を獲得した俳優、歌手、運動選手等の有名人の姓名や肖像等が商品に付着されるか、サービス業に利用される場合、商品の販売促進やサービス業の営業活動が促進される効果があるが、このような有名人の姓名、肖像等が持つ顧客吸収力は、そのもの自体が経済的利益乃至価値として取り扱われ商業的に取引されているため、姓名権、肖像権等の一身に専属する人格権や従来著作権、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の法令だけでは、これを説明又は十分に保護することは難しい。韓国でも最近、芸能、スポーツ産業及び広告産業の急激な発達により、有名人の姓名や肖像等を広告に利用することによって、これに伴う紛争等が少なからず起きているため、これを規律するために、姓名や肖像、署名等が持つ財産的価値を独占的、排他的に支配する権利人パブリシティー権(Right of Publicity)という新しい権利概念を認める必要性については十分納得できる。

・しかし、民法第185条では「物件は、法律又は慣習法による以外には任意で創設できない」と規定し物権法定主義を宣言している。物権法の強行法規制はこれを中核として取り扱っているため、法律(成文法と慣習法)が認められない新しい種類の物権を創設することは許容されない。しかし、財産権としてのパブリシティー権は、成文法と慣習法のどこにも根拠がない。従って、法律、条約等の実情法や確立された慣習法等の根拠なしに、必要性があるという事情だけでは物権と類似な独占排他的な財産権であるパブリシティー権を認めることは難しく、パブリシティー権の成立要件、譲渡・相続性、保護対象と存続期間、侵害がある場合の救済手段等を具体的に規定する法律的な根拠を備えてこそ、パブリシティー権を認めることができる。

・憲法上人格的又は民法の一般規定等を通じて司法的に保障されるので、個人の同意なしに姓名が利用されたことによって、個人の人格的法益が違法に侵害されたものと評価できれば、個人は人格的法益を侵害した者に対し、精神的苦痛に対する損害賠償を請求できる。しかし、人格的法益の主体が俳優、歌手、プロスポーツ選手等(以下、「芸能人等」という)である場合、人格的法益に関する一般理論を多少修正しなければならない。芸能人等の職業を選択し

た者は、職業の特性上自分の姓名と肖像が大衆の前で公開されることを包括的に許諾したものであるため、上記のような人格的利益の保護範囲は一般人に比べ制限される。そのため芸能人等が自己の姓名と肖像が権限なしに使用されたことによって精神的苦痛を受けたという理由で損害賠償を請求するためには、祖の使用が方法、態様、目的等に鑑み、芸能人等に対する評価、名声、印象を毀損・低下させた場合又はその他自身の姓名と肖像が商品の宣伝等に利用されることによって精神的苦痛を受けたと認められる特別事情が存在しなければならない。

・歌手、俳優等の芸能人として活動している甲等が、インターネットポータルサイトを運営する乙株式会社が提供するキーワード検索広告サービスを通じて、広告主らが姓名と商品名等を組み合わせた文句をキーワードに利用したことによって、甲等のパブリシティー権又は姓名権が侵害されたことを理由に乙会社を相手に損害賠償等を求めた事案について、韓国法上、姓名、肖像、署名等が持つ財産的価値を独占的、排他的に支配する権利であるパブリシティー権(Right of Publicity)を認めることができず、キーワード検索広告を通じて甲等の姓名権が侵害されたか、又は甲等が受忍限度を超えた精神的苦痛を受けたとはいえず、キーワード検索広告が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ヌ)目の不正競争行為に該当するとも見難いとした事例

## 二. 解説

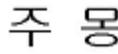
・芸能人として活動している甲等が、インターネットポータルサイトを運営する乙株式会社が提供するキーワード検索広告サービスを通じて、広告主らが甲等の姓名と商品名等を組み合わせた文句をキーワードに利用したことによって、甲等のパブリシティー権又は姓名権が侵害されたことを理由に、乙会社を相手に損害賠償等を求めた事案について、パブリシティー権を認めることができず、キーワード検索広告を通じて甲等の姓名権が侵害されたか、又は甲等が受忍限度を超えた精神的苦痛を受けたとはいえず、キーワード検索広告が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ヌ)目の不正競争行為に該当するとも見難いとした。

キーワード：姓名や肖像、署名、パブリシティー権

(2) 大法院 2012. 3. 29. 言渡 2010 닌 20044 判決

イ. 事実関係



・原告の文化放送は、登録商標「」(登録番号第 647208 号、以下、「大長今商標」)、原告のオリーブナインは、登録商標「」(登録番号第 20378 号、以下、



「ジュモン商標」という) 及び「」(登録番号第 730401 号、以下、「三足の鳥商標」という)の各々の商標権者である。被告のテカリオは、2007 年 8 月頃から 2007 年 10 月頃まで彼が運営するホームページに朝鮮時代の医女の服装をして宮中鍋を持つ HELLO KITTY のキャラクターが付着又は表示された携帯電話機のひも・ハンカチ等の商品、鎧を着てほしいに帯をつけて片手に刀を持っているか、又は白色の地色にピンク色の点の柄が混じっていて、手首のところにピンク色の帯がある服を着た HELLO KITTY キャラクターが付着されているボールペン、ボール組ひも等の商品(以下、一括して「被告の製品」という)のイメージの真下にある商品名の前に「大長今」、「長今」、「ジュモン」という標章(以下、「本事件の各々の標章」という)を表示した。しかし、上記の原告らの登録商標はその頃に周知の商標ではなかった反面、HELLO KITTY は日本国法人である株式会社サンリオが 1974 年 10 月頃に猫の顔を擬人化して創作したキャラクターであり、日本は無論のこと韓国内においても 1979 年 2 月 14 日頃からそれに関する商標登録及び商品化事業が行われ、2000 年頃には既に国内外的に著名な商品標識である。被告のテカリオは、株式会社サンリオの国内法人である被告の株式会社サンリオ코리아(以下、「サンリオ코리아」という)から、2006 年頃から国内で HELLO KITTY を商品化できる独占権の付与を受けて HELLO KITTY キャラクターに多様な衣装を着せ、また、小物を利用し変形を加えた人形、ハンカチ、キーホルダー、ボールペン等を製造・販売している。本事件は各々の標章が使用された当時、そのホームページの左側上段に「テカリオショッピングモー」、「HELLO KITTY」、「© 1976, 2007 SANRIO CO., LTD.」という文句を記載し、上記各々商品のイメージの一部には、本事件の各々標章とともに、それよりも小さい文字で「DECCario」、「Licensed by Sanrio CO., LTD」、「(株)テカリオ」とおい文句を商品のイメージ右側下に表示していた。一方、原告の文化放送は「大長今」、「ジュモン」を主人公とする同じタイトルのドラマを製作・放映され大きな人気を得ており、上記のドラマらは海外にも輸出されている。

ロ. 法的争点

・他人の登録商標を利用したが出所表示のためのものでない場合、商標権侵害行為として見

做せるのか否か(消極)及び表示された標章が商標として使用されているか否かに関する判断基準

・甲株式会社から国内で「HELLO KITTY」キャラクターを商品化できる独占権を付与された乙株式会社が、国内で運営するホームページに「HELLO KITTY」キャラクターを付着又は表示された商品のイメージの真下にある商品名の前に「大長今」、「長今」、「ジュモン」という



「주몽」



標章(以を表示した行為が登録商標「」、「주몽」、「」の商標権者である丙放送社等の商標権を侵害する行為に該当するかについて問題となった事案について、上記標章が商標として使用されたは見做せないとした事例

・キャラクターが商品化となり、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目で規定される「国内で広く認識されている他人の商品であることを表示した標識」に該当するための要件

・商品形態が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目で規定される「国内で広く認識されている他人の商品であることを表示した標識」として保護を受けられる要件

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(リ)目で定める「模倣」の意味及びその判断基準

・競争者が相当な努力と投資により構築した成果物を、自分の営業のために無断で利用することにより不当な利益を得て、競合者の法律上保護する価値がある利益を侵害した場合、民法上不法行為に該当するか否か(積極)

・甲株式会社が、自分が運営するホームページに、韓国放送公社と乙放送社が放映した「冬のソナタ」、「ファン・ジニ」、「大長今」、「ジュモン」等のタイトルをつけて、上記のドラマが連想される衣装、小物、姿、背景等で飾った「HELLO KITTY」製品を製造・販売した事案について、甲会社の製造・販売の行為は不正な競争行為として民法上の不法行為に該当するとして事例

#### ハ. 判示事項

・他人の登録商標をその指定商品と同一又は類似な商品に使用すると、他人の商標権を侵害する行為となるが、他人の登録商標を利用した場合であっても、それが商標の本質的な機能といえる出所表示をしてないことから商標の使用により認識されない場合には、登録商標の

商標権を侵害した行為として見做せず、それが商標として使用されているかについては、商品との関係、当該標章の使用態様(すなわち、商品等に表示された位置、大きさ等)、登録商標の周知著名性そして使用者の意図と使用経緯等を総合して、実際の取引において表示された標章が標品の識別標識として使用されたか否かにより判断されるべきである。

・甲株式会社から国内で「HELLO KITTY」キャラクターを商品化できる独占権を付与された乙株式会社が、自分が運営するホームページに「HELLO KITTY」キャラクターを付着又は表示された商品のイメージの真下にある商品名の前に「大長今」、「長今」、「ジュモン」という標



章(以を表示した行為が、登録商標「」、「」、「」の商標権者である丙放送社等の商標権を侵害する行為に該当するか否かの問題となった事案について、上記標章が使用態様、上記登録商標と「HELLO KITTY」標章の周知著名の程度、乙会社の意図と上記標章の使用経緯等を総合してみると、全体的に乙会社がホームページに広告・販売した上記の商品らの出所が、甲会社又は同一商品化の事業を営為する集団であることが明白であり、「大長今」等の商標は、商品の付着又は表示された「HELLO KITTY」キャラクターが、丙放送社が製作・放映したドラマのキャラクターと知られる「大長今」、「ジュモン」を形状化したものであることを案内・説明するためのものであるだけであって、商品の識別標識として使用されたとは見難く、「大長今」等の標章が商標として使用されたとは見做せないとした事例

・キャラクターが商品化となり、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目で規定される「国内で広く認識されている他人の商品であることを表示した標識」に該当するためには、キャラクターそのもの自体が国内で広く知られているだけでは不十分であり、キャラクターに対する商品化事業が行われ、これに対する持続的な宣伝、広告及び品質管理等により、キャラクターがこれを商品化できる権利を持つ者の商品標識であるか、又は商品化権者と彼との商品化契約により、キャラクターの使用許諾を受けた使用権者及び再使用権者等のキャラクターに関する商品化事業を営為する集団(group)の商品標識として需要者の広く認識されていることが必要である。

・ある商品の形態が出所表示機能を有し、周知性まで獲得した場合には、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(イ)目で規定される「国内で広く認識されている他人の商品であることを表示した標識」に該当し、同法により保護を受けられるが、このためには、商品の形態が他の類似商品と比較して、需要者の感覚に強く訴える独特なデザインの特徴を持つ等、一般需要者が一見し特定の営業主体の商品であることが認識できる程度の識別力を備えていなければならない。さらに、当該商品形態が長期間にわたり、特定の営業主体の商品として継続的・独占的・排他的に使用されるか、又は短期間であっても強力な宣伝・広告が行われることによって、商品の形態が持つ差別的な特徴が取引者及び一般需要者に、

特定の出所の商品であることを連想させる程度に、顕著に個別化された程度に至らなければならない。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(リ)目では、不正競争行為の一つの類型として、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与又はこれのために展示や輸入・輸出する行為を規定している。ここには「模倣」という他人の商品形態に基づいて、これと実質的同一な形態の商品をつくりだすことをいい、形態に変更がある場合に、実質的に同一な形態の商品に該当するののかについては、当該変更の内容・程度、着想の難易度、変更による形態的効果等を総合して判断しなければならない。

・競合者が相当な努力と投資により構築した成果物を、商道德や公正な競争秩序に反し、自分の営業のために無断で利用したことによって、競合者の努力と投資に便乗して不当な利益を得て、競合者の法律上保護する価値のある利益を侵害する行為は、不正な競争行為として民法上の不法行為に該当する。

・甲株式会社が、自分が運営するホームページに、韓国放送公社と乙放送社が放映した「冬のソナタ」、「ファン・ジニ」、「大長今」、「ジュモン」等のタイトルをつけて、上記のドラマが連想される衣装、小物、姿、背景等で飾った「HELLO KITTY」製品を製造・販売した事案について、諸般の事情から鑑みると、甲会社がドラマを利用した商品化事業分野において、競合者関係にある韓国放送公社等の相当な努力と投資に便乗して、各々のドラマの名声と顧客吸引力を自分の営業のために無断で利用したことにより、法律上保護する価値のある韓国放送公社等の該当ドラマに関する商品化事業を通じた営業上利益を侵害したと見做し、甲会社の製造・販売行為は不正な競争行為として民法上の不法行為に該当するとした事例

## 二. 解説

・競合者が相当な努力と投資により構築した成果物を、自分の営業のために無断で利用したことによって不当な利益を得て、競合者の法律上保護する価値のある利益を侵害した場合、民法上不法行為に該当する。

キーワード：他人の登録商標、商標権侵害行為、大長今、ジュモン

## 第2条 定義(第2条第2号)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1) 大法院 2012. 6. 28. 言渡 2012 도 3317 判決

#### イ. 事実関係

・ ①被告人1は、1999年3月頃に乳酸菌製造会社である公訴外1株式会社(以下、「被害者会社」という)に入社して理事兼工場長として勤務し、乳酸菌試験分析及び製品生産業務等を総括していたが、2007年11月30日頃に退社した直後、公訴外2株式会社を設立して代表理事として在職していた。②被害者会社は資本金47億ウォン、職員67名規模の国内1位の乳酸菌製造・輸出会社として1995年2月頃に設立された後、国家R&D資金80億ウォンを含む計100億ウォン程度の研究開発資金を投入して世界初も乳酸菌二重コーティング技術を商用化することに成功し、2009年基準で年間約158億ウォン相当の乳酸菌原末及び乳酸菌製品を生産し、多国籍企業であるアムウェイ株式会社やヨーロッパ等に輸出しており、国内乳酸菌市場の約70%を占有している。③乳酸菌二重コーティング技術は、乳酸菌が安全的に腸に到達し、常温でも保管が容易になるようタンパク質と多糖類で2回にわたりコーティングする方法であり、2001年4月19日に被害者会社がこれを国内で特許登録をした後、日本とヨーロッパでも特許登録を受けた。しかし、被害者会社は、原審判決別紙[犯罪一覧表(1)乃至(3)]に記載される各資料上の情報等(以下、「本事件の情報等」という)、すなわち、実験研究を通じて得た乳酸菌別のコーティング物質や培地の配合比等の技術的要素と、設備の最適化等の設備要素及び取引先別の二重コーティング乳酸菌の完成品製剤方法等の営業的要素に関する具体的な数値や内容のような二重コーティングの最適化条件に関する情

報を特許出願内容に含めなかった。④被告人1が被害者会社を退職した時に、被害者会社に「在職中に取得した被害者会社の乳酸菌に対する情報の無断使用、在職中に取得した会社及び業務に関する諸般情報を第三者に漏洩・活動を助ける行為、在職中に取得した被害者会社の事業内容に対する漏洩、被害者会社が営む事業と類似な乳酸菌関連の事業体に入社するか、又は関連事業体を営む行為、在職中に習得した乳酸菌を活用した各種製品開発及びこれを商用化する行為」などをしない旨を誓い、このような行為をした場合、民・刑事上の責任を取るという内容の確認書を作成して提出した。⑤被害者会社はチームらを通じて非定期的ではあるが、職員らに被害者会社の乳酸菌製品の生産及び営業に関する情報が外部に流出されないようにセキュリティー教育を実施してきた。イーメールを通じて被害者会社の情報が漏洩又は個人的な用途で活用した事項が発覚された場合には、それに伴う懲戒処分を施行する予定であることを公知した。⑥被害者会社は、秘密文書の場合はその事実を「対外秘」等に表示して外部に流出されては困る資料等を分類し、施錠装置をつけて文書保管箱に保管した。2004年頃に電算ネットワークに防壁を設置して外部の電算攻撃から防御し、内部情報等が外部に流出することを防止できるように処置する等、文書の発送、内部、保管において管理体制を構築したものと見え、取引先に技術が流出されないように担当職員らを管理した。⑦被害者会社は、その規模、沿革、産業的特徴から見ると、体系的、組織的な管理よりは人的紐帯と信頼に基づいて営業秘密を管理してきたものと見える。⑧被害者会社は、独特な乳酸菌製造技術(多糖類で二重にコーティングして安全性のある高濃度の乳酸菌を大量に生産する技術)が最も重要な資産であり、それに関する事項が外部に流出されてはならないという事実は、役職員の誰もが知っていたことであると見え、被告人1は、被害者会社の秘密を管理する地位にあった者であるため、被害者会社が秘密を管理する情報があった事実について誰よりもよく知っていたながらも、そのような情報に対し容易に接近できたと見える。⑨本事件の情報等は、乳酸菌製造技術と営業に関するものであり、上記のようなセキュリティー教育の対象となる情報であるか、又は外部に流出してはならないものを役職員の誰もが知っていた情報と見做され、被害者会社もこれを対外秘に分類し施錠装置がついた文書保管箱に保管する等、外部に流出されては困る情報として取り扱っていたと見られる。

#### ロ. 法的争点

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号で定める「営業秘密」の要件の中に「相当な努力により秘密として維持された」という意味
- ・業務上背任罪の主観的要件である「故意」の意味と証明方法
- ・企業の職員として営業秘密を認知し使用できる者が、これを外部に無断で搬出する行為が、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第18条第2項で定める「営業秘密の取得」に該当するの否か(消極)

#### ハ. 判示事項

・業務上背任罪が成立するためには、主観的要件として任務違背の認識とそれによる自己又は第三者が利益を取得して本人に損害を加えたという認識、すなわち、背任の故意がなければならないが、このような認識は未必的認識だけでも十分である。被告人が背任罪の犯意を否定する場合には、私物の性質上背任罪の主観的な要素となる事実は、故意と相当な関連性がある間接事実を証明する方法によって立証するほかなく、このときに何が相当な関連性がある間接事実該当するのかは、正常的な経験則に基づいて緻密な観察力と分析力により、事実の連結状態を合理的に判断しなければならない(大法院 2011. 7. 28. 言渡 2010 ド 9652 判決等を参照)

・不正競争防止法第 18 条第 2 項は、「不正な利益を得たか又は企業に損害を与える目的で、その企業に有用な営業秘密を取得・使用したか、又は第三者に漏洩した者」を処罰している。しかし、企業の職員として営業秘密を認知しこれを使用できる者は、既に該当営業秘密を取得したと見なすべきであるから、このような者が当該営業秘密を単純に企業の外部に無断搬出した行為は、業務上背任罪に該当する可能性があることについては別論となろうが、上記の条文所定の「営業秘密の取得」には該当しない(大法院 2009. 10. 15. 言渡 2008 ド 9433 判決等を参照)。

## 二. 解説

・企業の職員として営業秘密を認知し使用できる者が、これを外部に無断で搬出する行為が、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 18 条第 2 項で定める「営業秘密の取得」に該当しない。

キーワード：営業秘密、業務上背任罪、相当な努力

(2) 大法院 2012. 6. 28. 言渡 2011 ド 3657 判決

### イ. 事実関係

・公訴外株式会社(以下、「被害会社」という)は、製造工程の図面、設計図面等に対しては管理担当者の任命、閲覧・貸出の制限及び手続き等に関する厳格な管理規定により管理してきたが、図面以外の文書に対しては一般的な文書管理規定だけを設置して管理してきた。上記の文書管理規定には、秘密文書の場合は秘密表示をするようにしているにもかかわらず、原審判示[別紙]犯罪一覧表順番 1 番の「(以下省略)開発進行報告書」と順番 49 番の「PTG PILOT TEST」結果」(以下、これら文書を合わせて「本事件の各々報告書」という)には、秘

密表示がされていない点、本事件の各々報告書は、被害会社の研究開発チーム及び技術開発チームの事務室内の施錠装置がないガラスの本棚等に保管されていたが、上記の各事務室には出入者を制限してなく、他の職員らと加工薬品や試験器具の商人らと同じ外部人らまで自由に出入りできていた。

#### ロ. 法的争点

・旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号で定める「営業秘密」の要件のうち、「相当な努力により秘密として維持される」ということの意味

・会社職員が無断で資料を搬出した場合、業務上背任罪が成立ため、その資料が「営業上主要な資産」に該当しなければならないか否か(積極)

#### ハ. 判示事項

・旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(2007. 12. 21. 法律第 8767 号に改正される前の法律)第2条第2号で定める「営業秘密」とは、公知になっておらず、独立した経済的価値を有していることであり、相当な努力により秘密として維持される生産方法、販売方法、その他の営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。そして、ここでの「相当な努力により秘密として維持される」とは、その情報が秘密であると認識できる表示をするか、又は告示し、その情報に接近できる対象者や接近方法を制限又はその情報に接近した者に秘密遵守義務を付加する等、客観的にその情報が秘密として維持・管理されている事実に対し、認識可能な状態であることをいう(大法院 2008. 7. 10. 言渡 2008 ド 3435 判決、大法院 2010. 7. 15. 言渡 2008 ド 9066 判決等を参照)。

・会社の職員が競合会社又は自分の利益のために利用する意思で、無断で資料を搬出した場合において、業務上背任罪を成立させるためには、その資料が営業秘密に該当することまでを必要としなくても、少なくともその資料が、不特定多数人に公開されていないことから保有者を通じないとこれを通常入手できなく、その資料の保有者が資料の取得や開発のために、相当な時間と努力及び費用をかけたものであり、その資料の使用を通じて競合者に対し、競争上の利益が得られる程度の営業上主要な資産に該当しなければならない(大法院 2011. 6. 30. 言渡 2009 ド 3915 判決、大法院 2011. 7. 14. 言渡 2010 ド 3043 判決等を参照)。

#### 二. 解説

・会社の職員が無断で資料を搬出した場合、業務上背任罪を成立されるためには、その資料が「営業上主要な資産」に該当しなければならない。

キーワード：営業秘密、業務上背任罪、相当な努力

## 第2条 定義(第2条第3号イ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第3号イ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1)大法院 1996. 12. 23. 言渡 96 다후 16605 判決

#### イ. 事実関係

・本事件の技術情報は、インク製造の原料となる約 10 の化学薬品の種類、製品及び色による薬品の造成比率と造成方法に関するものであるが、これは原告会社のような筆記具製造会社にとっては最も重要な経営要素の一つであって、原告会社が短ければ 2 年、長ければ 32 年の時間と多大な人材・物的施設を投じて研究・開発したものであり、原告会社が生産する製品の 90%以上に使われるものであって、実質的に原告会社の営業の中核要素になる技術情報として独立した経済的価値があり、その内容が一般的に知られていないのはもちろん、原告会社の研究所職員も自身が研究したり管理したものでなければその内容が分かりづらい状態にあるため秘密性があり、原告会社は工場内に別途の研究所を設けて関係者以外はそちらに出入りできないようにする一方、全職員に対してその秘密を維持する義務を賦課し、研究所長を総責任者に任命して同事件の技術情報を厳しく管理する等の秘密管理を行っていることが認められる。従って、この事件の技術情報は、不正競争防止法所定の営業秘密に該当し、原告会社が外国のインク製品を分析して、それを基に同事件の技術情報を有する、又は逆設計が許容され、その逆設計によって同事件の技術情報を獲得することができる。

#### ロ. 法的争点

・筆記具製造会社のインク製造に関する技術情報が不正競争防止法所定の営業秘密に該当すると見た事例

- ・不正競争防止法第2条第3号(イ)目所定の「不正な手段」の内容
- ・不正競争防止法第2条第3号(二)目所定の「契約関係等によって営業秘密を秘密として維持する義務」の内容
- ・筆記具製造会社の職員として営業秘密に該当する技術情報を習得した者が他社にスカウトされ、その会社で技術情報を公開し、これを利用して製品を作った行為が不正競争防止法第2条第3号(二)目所定の営業秘密侵害行為に該当すると見た事例
- ・上記の[4]項の他社の行為が不正競争防止法第2条第3号(イ)目所定の営業秘密侵害行為に該当すると見た事例
- ・不正競争防止法の施行前に営業秘密を取得した者が同法の施行後にその営業秘密を公開した場合、不正競争防止法を適用か否かの判断(積極)
- ・営業秘密侵害行為に対する差止請求権の認定趣旨及び差止期間の認定基準
- ・営業秘密を取得した者がその営業秘密を自分のノートに記載した行為そのものは営業秘密侵害行為に該当しないが、同ノートに記載された営業秘密を利用して営業秘密侵害行為をしているのであれば、同ノートは廃棄を命じられる「侵害行為を造成した物」に該当すると見た事例
- ・営業秘密の「侵害行為を造成した物」に対する廃棄を命じるための審理方法

#### ハ. 判示事項

・筆記具製造会社において、インク製造の原料となる約10の化学薬品の種類、製品及び色による薬品の造成比率と造成方法に関する技術情報は、最も重要な経営要素の一つであって、同技術情報が短ければ2年、長ければ32年の時間と多大な人材・物的施設を投じて研究・開発したものであり、生産品の90%以上の製品に使われるもので実質的にその技術情報の保有会社の営業における中核要素として独立した経済的価値があり、その内容が一般的に知られていないのはもちろん、当該会社の職員も自分が研究したり管理したものでなければ、その内容が分かりづらい状態にあるため秘密性があり、当該会社は工場内に別途の研究所を設けて部外者はそちらに出入りできないようにする一方、全職員に対してその秘密を維持する義務を賦課し、研究所長を総責任者に任命してその技術情報を厳しく管理するなどの秘密管理を行ってきたのであれば、その技術情報は、不正競争防止法所定の営業秘密に該当し、当該会社が外国のインク製品を分析してそれを基に同事件の技術情報を有することになった、又は逆設計が許容され、その逆設計によって同事件の技術情報を獲得することができるとしても、そうした事情のみでは、同技術情報が営業秘密に該当するに支障はないと判断した事例

・不正競争防止法第2条第3号(イ)目前段でいう「不正な手段」とは、窃取・欺瞞・脅迫等刑法上の犯罪を構成する行為だけでなく、秘密維持義務の違反又はその違反の誘引等、健全な取引秩序の維持乃至公正な競争の理念に照らして、上記の行為に準ずる善良な風俗その他社会秩序に反する一切の行為や手段をいう。

・不正競争防止法第2条第3号(二)目でいう「契約関係等によって営業秘密を秘密として維持する義務」とは、契約関係の存続中はもちろん、終了後であっても必ず明示的な契約に基づいて秘密維持義務を負担すると約定した場合だけでなく、人的信頼関係の特性等に照らして信義則上又は黙示的にそのような義務を負担すると約定したと見るべき場合を含む。

・筆記具製造会社の研究室長として営業秘密に該当する技術情報を習得した者が契約関係及び信義誠実の原則上、退職後も相当期間に渡って秘密維持義務を負担することになるにもかかわらず、他社から高額の給料と上位の職位を受ける等の利益を取る一方、他社がインク製造においてその技術情報を利用して時間的・経済的な面で利益を得ることができるように他社に転職し、他社で同技術情報を公開してこれを利用してインクを生産したり、生産しようとした場合、そのような行為は、公正な競争の理念に照らして善良な風俗その他社会秩序に反する不正な利益を得る目的から行われたものであるため、不正競争防止法第2条第3号(二)目所定の営業秘密維持義務の違反行為に該当すると見た事例

・上記の[4]項において、その研究室長をスカウトした会社の行為が不正競争防止法第2条第3号(イ)目所定の営業秘密の不正取得行為に該当すると見た事例

・不正競争防止法施行前に取得した営業秘密を同法の施行後に独自で使用する行為は、同法の付則第2条後段に基づいて許容されるが、ひいてその営業秘密を公開する行為は許容されない。

・営業秘密侵害行為を禁止させることは、侵害行為者がそうした侵害行為によって公正な競争者より「有利なスタート(headstart)」乃至「時間の節約(leadtime)」という優位に立って不当に利益を取らないようにし、営業秘密の保有者がそうした侵害がなかったのであれば、元にあるべき位置に戻らせることにその目的があるといえるため、営業秘密侵害行為の禁止は、こうした目的の達成に必要な時間的範囲内で技術の急速な発達状況及び弁論上の侵害行為者の人材・物的施設等を踏まえて侵害行為者又はその他公正な競争者が独自の開発や逆設計等の合法的な方法でその営業秘密の取得に必要とされる時間を相当な期間に制限する必要がある、永久的な禁止は制裁的な性格を有するだけでなく、自由な競争を助長し、従業員らが本人の知識と能力の発揮を促せるという公共の利益と相容れないため、許容されない。

・営業秘密保有者に雇用されて営業秘密を取得した者がその営業秘密を自身のノートに記載した行為自体は営業秘密の侵害行為に該当しないが、他社にスカウトされ同ノートに記載された営業秘密を利用して営業秘密侵害行為をしているのであれば、そのノートは不正競争防

止法第10条第2項所定の「侵害行為を造成した物」に該当することを理由にして、営業秘密侵害行為が継続される懸念がある場合は、同ノートに対する廃棄を命じることができるとした事例

・営業秘密の「侵害行為を造成した物」に対する廃棄は、その現存の有無を明らかにした後、その所有者や処分権限を持っている者に命じなければならない。

## 二. 解説

・営業秘密を取得した者がその営業秘密を自身のノートに記載した行為自体は営業秘密の侵害行為に該当しないが、同ノートに記載された営業秘密を利用して営業秘密侵害行為をしているのであれば、そのノートは廃棄を命じることができる「侵害行為を造成した物」に該当する。

キーワード：営業秘密、不正な手段、侵害行為を造成した物、営業秘密を秘密として維持する義務

(2) 大法院 1998. 6. 9. 言渡 98 ダ 1928 判決

### イ. 事実関係

・申請人会社は、1986. 9. 24. の設立以来、化学繊維製造設備の部品であるスピンプックフィルター(spinpack filter)を製造・販売してきている。スピンプックとは、化学合成繊維の原糸を作る基礎工程、つまり、固体状態のテレフタル酸(TPA)と液体状態のエチレングリコール(EG)を混合した後、高温・高圧で熱処理し、流動状態にする重合工程を経て生産されたポリマー(polymer)を紡糸して糸を作り出す過程に必要とされる設備であって、ろ過層(sand metal powder)とフィルター(filter)、スピナレット(spinneret)で構成されている。スピンプックフィルターとは、スピンプックの中のろ過層とスピナレットの間で流動状態の合成繊維の原料から不純物を除去するフィルターとして、ろ過チェーンメタルファイバー(metal fiber)とステンレスメッシュ(stainless mesh)を幾重に重ねた後、これを円型又は楕円型に切断してその縁を金属のリム(rim)で圧着した形態となっている。

・従来のスピンプックフィルターは、その縁である金属リムと幾重のろ過装置の端部の間に隙が全くないため、スピンプックの貯蔵部に流入された工程物質が高温・高圧によって圧着されスピンプックフィルターのろ過装置の面が下方に曲がったり、上方に突出する現象が発生し、その結果、貯蔵部内に空きの空間が生じてしまい、工程物質の流れが円滑に行われず、また貯蔵部の内周縁とスピンプックフィルターのリムの間に隙があるため、貯蔵部内の圧力

によってその隙間から工程物質がそのまま漏れて紡糸される現象が発生した。その結果、工程物質の中に混じていた不純物がろ過されなかったのはもちろん、このようにろ過できずに漏れてしまった工程物質によってスピンプックフィルターの縁を囲んでいる金属リムの腐食が急速に進み、スピンプックフィルターの寿命が短縮し、これを早期に入れ替えなければならぬ等の欠陥があった。

・申請人会社は、1987. 9. 1. 申請外の第一合織株式会社(以下、「第一合織」という)との間で申請人会社が生産する製品に対する第一合織の海外マーケティング及び輸出独占権の行使に関する基本契約を締結し、1988. 2. 9. 日本ของบริษัทである株式会社渡辺義一製作所(以下、「渡辺」という)及び第一合織の間でスピンプックフィルター及びスピンプックに関する部品について、相手先ブランド製造(OEM)の基本契約を締結し、申請人会社の従業員を5回程度渡辺に派遣して技術資料の提供及び技術諮問と指導、並びにフィルター及びパッキング金型とその製作技術等の一部移転を受け、スピンプックフィルターの大量製作に必要な流量及び圧力計測器等、多数の精密機器を渡辺から購入し、上記の基本契約に基づいて 1988. 2. 10. 第一合織との間で「スピンプック部品の生産及び輸出独占権の行使」に関する契約を締結し、第一合織が保有していたノウハウ(know-how)の提供を受け、プレートリム(plate rim)の両端部の一部分を切削してプレートリムとろ過装置の間の段差を最小化することで工程物質の流れを円滑にし、プレートリムの内周縁とろ過装置の端部間の空間を確保することで貯蔵部内の高圧によるプレートリムの膨張に備え、従来のスピンプックの構造下で見られたろ過装置の曲がり又は突出減少をなくした。さらに、貯蔵部内の高温・高圧及び工程物質との接触によるプレートリムの腐食の頻発を防ぐためにリムの材質を銅板材にして表面をニッケルメッキ処理したり、リムの材質をアルミニウムにする等、リムの腐食を顕著に抑えてその品質を改善した。

・一方、被申請人会社の代表理事である申請外のリュ・グアンヒは 1991. 7. 25. から 1992. 8. 12. まで申請外のクァク・ジョンイルと共に申請人会社の共同代表理事として在職し、申請外のノ・デイルは 1989. 7. 10. から 1992. 8. 2. まで、申請外のパク・ジョングクは 1992. 3. 7. から同年 8. 22. まで、申請外のキム・ギルジュは 1989. 7. 17. から 1992. 8. 10. まで申請人会社で課長、代理、主任としてそれぞれ勤務し、申請人会社のスピンプックフィルターの製造乃至販売に関する中核的業務を担当してきた。

・申請人会社の就業規則は、「従業員は職務上の機密を厳守し、会社の機密が漏洩されないように格別に留意しなければならない」と規定しており、ノ・デイル、パク・ジョングク、キム・ギルジュは、申請人会社に入社するときに「会社の勤務中に得た機密事項と顧客の機密事項は決して外部に漏洩せず、これを利用しない」という誓約をした。

・しかし、リュ・グアンヒは、申請人会社の持分を巡る経営陣間の軋轢により申請人会社の代表理事の職を退いた直後の 1992. 8. 31. に被申請人会社を設立し、自ら代表理事に就任し、

ノ・デイル、パク・ジョングク、キム・ギルジュに申請人会社の技術関連資料を任意で持ち出させたり、スピンプックフィルターの製造に関する中核技術をコピーさせた後、申請人会社の退職後、被申請人会社に入社させ、申請人会社の資料乃至中核技術を基に申請人会社で製造・販売するものと類似したスピンプックフィルターの製造に必要とされる工場設備を設ける一方、1992. 11. 11. 頃には申請外の東洋ポリエステル株式会社等に上記の申請外人らが製造したスピンプックフィルターのサンプルを提供し、1993. 2. 頃からは申請人会社で生産するものと類似したスピンプックフィルターを本格的に製造して申請人会社の取引先等に申請人会社の製品より遥かに安い価格で販売したため、申請人会社は従来年平均 50%以上の売上高の成長を遂げたが、1993 年頃からは成長が鈍化し、現在は低迷の状態に至った。

#### ロ. 法的争点

- ・不正競争防止法第 2 条第 3 号所定の営業秘密の「取得」及び「使用」の意味
- ・1991. 12. 31. 付の改正不正競争防止法の施行前に営業秘密を取得したという事由で同法第 10 条に基づいた差止仮処分申請を棄却した事例

#### ハ. 判示事項

・営業秘密の「取得」は、文書、図面、写真、録音テープ、フィルム、電算情報処理組織によって処理できる形態で作成されたファイル等、有体物の占有を取得する形態からなることもあり、有体物の占有を取得せずに営業秘密自体を直接認識・記憶する形態からなることもある。また、営業秘密を知っている者を雇用する形態からなることもあるが、いずれの場合でも社会通念上、営業秘密を自身のものにして、これが使用できる状態になっているのであれば、営業秘密を取得したと見なされるため、会社が他社の営業秘密に該当する技術情報を習得した者をスカウトすれば、特別な事情がない限りその会社はその営業秘密を取得したと見るべきであり、一方で営業秘密の「使用」は、営業秘密本来の使用目的に従ってこれを商品の生産・販売等の営業活動に利用したり、研究・開発事業等に活用する等で企業活動に直接又は間接的に使用する行為であって、具体的に特定できる行為を意味する。

・申請人会社の代表理事として在職した者が不正競争防止法(1991. 12. 31. に法律第 4478 号に改正されたもの)施行日である 1992. 12. 15. 前に被申請人会社を立ち上げて代表理事に就任、被申請人会社の事業によって申請人会社が製造・販売するスピンプックフィルターを製造・販売する目的で申請人会社に在職する過程でそれに関する資料にアクセスすることができるか、中核技術を知っていた従業員らを申請人会社から退職させて被申請人会社に入社させた後、代表理事本人又は上記の従業員らが持っていた資料及び技術に基づいた製造設備を備えた場合、被申請人会社は遅くともその頃に上記の営業秘密を取得したことを理由にして、同法付則(1991. 12. 31.)第 2 項によって同法第 10 条に基づく差止仮処分申請を棄却した事例

## 二. 解説

・営業秘密の取得は、文書、図面、写真、録音テープ、フィルム、電算情報処理組織によって処理できる形態で作成されたファイル等、有体物の占有を取得する形態からなることもあり、有体物の占有を取得せずに営業秘密そのものを直接認識・記憶する形態からなることもあり、営業秘密を知っている者を雇用する形態からなることもある。

キーワード：営業秘密の取得、使用、営業秘密侵害行為

## 3. 日本

(1)大阪地方裁判所 2014. 3. 18. 平成 25 年(ワ)第 7391 号<sup>14</sup>

### イ. 事実関係

・本件は、原告が元従業員である被告 P2 及び同被告の勤務地である被告株式会社トーヘン(以下、「被告トーヘン」)、被告トーヘンの取締役である被告 P1 に対し、同被告らが共同して被告 P2 が原告から不正に取得した営業秘密を被告トーヘンにおいて利用し、同時に予備的に被告 P2 に対して原告と同被告間の雇用契約上の競業禁止義務を違反したことを理由にして主位的請求、損害賠償を求めた事案である。

### ロ. 法的争点

・原告の営業分野は OA 機器の販売であり、ほとんどリースの形を取っているため、リース期間の終了時期は極めて重要で、有用性、非公知性がある。秘密維持の誓約をして本件のデータベースは全て秘密指定がされているため、パスワード等の措置がなかったとしても秘密管理性がある。

・退職の直近の 1 年以内に本件のデータベースにおいて管理される顧客の詳細情報を紙の媒体に印刷して外部に持ち出し、もって無断で取得した。原告の顧客をことさら選んで OA 機器の販売営業をしているため、本件の顧客情報を使用するものといえる。原告の主張は、最初から問題とすべき営業秘密が特定されていない。被告 P2 は、原告の主張する行為は一切していない。

・原告会社に勤務中に担当した約 700 社のうち、個人的に関係の深かったユーザー会社 3、

<sup>14</sup> 営業秘密保護センター(<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>)の海外判例のの日本編から抜粋

40 社程度に挨拶に回り、原告を退職して被告トーヘンにおいて OA 機器を扱うという報告をしたが、いかなる営業行為も行っていない。

#### ハ. 判示事項

・原告は、被告が無断で取得したと主張する情報について具体的に特定していないため、営業秘密に該当するものと評価する前提を欠くというほかない。

・原告は、本件の顧客像法が原告の全従業員が何らの制限なく閲覧可能な本件のデータベースに収録されていたことを自認する以上、本件の顧客情報のうち原告が問題とする取引先との取引状況(具体的に取引された機種、そのリース期間)は、従業員に秘密として維持しなければならないという認識を生じさせる性質の情報には該当しないため、本件の顧客情報が営業秘密として管理されていたとは認められない。

・本来本件の顧客情報は、被告 P2 が原告在職中に同被告自身が担当した顧客に関する情報であるため、その概要を知っていること自体は「不正な手段」によって取得したことに該当しない。

・被告 P2 は、単に営業職であったに過ぎず、同被告がこのような競業禁止義務を甘受すべき地位、職務にあったとは認められないし、また、原告が同義務を負わせるに十分な補償措置を講じる等に関する立証は何もない。結局、上記職業選択の自由の制限を正当化するに足る根拠は何ら認められない。

#### 二. 解説

・主な情報について、全ての従業員が閲覧できるデータベースに収録されている等、秘密管理性がなければ、営業秘密として認められない。

・職業選択の自由に制限となる退職後の競業禁止義務が有効であるためには、その合理性を支持する根拠が必要である。

キーワード：秘密管理性、競業禁止義務、営業秘密の取得、使用、営業秘密の侵害行為

(2) 知的財産高等裁判所 2011. 9. 27. 平成 22 年(ネ)第 10039、10056 号<sup>15</sup>

#### イ. 事実関係

<sup>15</sup> 営業秘密保護センター(<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>)の海外判例のの日本編から抜粋

・石油精製会社の原告は、被告らが原告の従業員からポリカーボネート樹脂の製造に関する原告の営業秘密を不正に取得し、中国の藍星(集団)総会社に提供した行為は不正競争防止法上の営業秘密侵害及び民法上の不法行為に該当するという理由で、営業秘密の使用禁止等と損害賠償 2 億 9700 万円を請求した事件である。

・第 1 審(東京地方裁判所)は、同事件の PC プラントの情報は営業秘密に該当するが、その一部についてのみ被告らの営業秘密侵害が認められるため、その部分に限って侵害停止等を認定し、損害賠償も 1100 万円の限度で認めたが、これに対して原告が不服して控訴した事件である。

#### ロ. 法的争点

・原告は、本件の PC 樹脂の製造技術は有用な情報であって、公然と知られておらず、原告が秘密として管理してきたため、営業秘密に該当する、被告らは、原告の営業秘密が不正に公開されていたことを知って、又は重大な過失によりこれを知らずに、これを中国の会社に公開したため、不正競争行為に該当する、被告が原告の営業秘密を提供する対価として受け取った 2 億 7 千万円と原告が台湾の会社から受け取ったロイヤルティ等を考慮した原告の損害は約 4 億 2 千万円であると主張した。

・被告は、出入口に「関係者以外立入禁止」の表示以外には特別の監視装置があるわけでもなく、保管場所は施錠されていなかった上、管理帳簿や担当者、関連手続や規定もなかったため、秘密管理性がない、被告らは原告から不正に営業秘密を取得した事実がなく、重大過失もない、被告が受けた利益はなく、弁護士費用等は控除されるべきであり、原告の主張は理由がないと主張した。

#### ハ. 判示事項

・本件の図面及び図表等に記載された PC 樹脂製造方法は、営業秘密としての有用性があり、関連技術は世界で 8 の会社のみ保有しているため、非公知性も認められる。本件の図面及び図表、電子データ(CAD)が保管されている場所は、部外者の出入りが制限されており、持ち出しを禁止する内容が記載されたシールが貼付されて、世界的にも希少な情報であることを従業員らも認識していたため、本件の情報は秘密として管理されていたと認められる。

・被告らは、原告の従業員又は従業員だった者から本件の営業秘密を取得し、もって作成した図面を中国会社(藍星公司)に提供した行為は全て不正競争行為に該当する。

・被告らが共同して不正競争行為(営業秘密侵害)をし、原告の営業上利益を侵害した上、現在も原告の営業秘密を保有しているため、不正競争防止法 3 条 1 項に基づいて営業秘密の使用禁止及び関連記録媒体の廃棄を求めることができる。

・営業秘密の侵害による損害賠償は、本件情報の営業秘密性から外れて、第3者が自由に利用する状況に置かれることを前提に算出されるべきであり、同事件においては、技術提供の際に固定金額として定められるライセンス料を基準に認めるのが相当であるため、被告らは連帯して原告に2億9700万円を支払え。

## 二. 解説

・営業秘密侵害事件において営業秘密保護要件の充足の判断が問題となり、この事件も秘密管理性について争いがあった。企業としては平常から営業秘密に対する客観的な管理状態を維持する必要がある。

・営業秘密侵害が問題となる場合、流出経路及び被告らの取得経路、方法、提供相手等に関する事実関係の確認と立証が重要であって、なお、損害賠償の立証のために原告が第3者とライセンス契約によって受けている技術料等に準じて損害費用を算定することができる。

キーワード： 営業秘密の取得、使用、営業秘密侵害行為

(3)大阪高等裁判所 2008. 7. 18. 平成 20 年(ネ)第 245 号<sup>16</sup>

## イ. 事実関係

・原告と被告は、袋物製造卸業界の会社である。被告 B は、原告会社の在職中に営業秘密に対する秘密維持契約を作成したにもかかわらず、原告会社の取引先を競合会社に紹介する等強い詐害的意図をもって取引先の奪取を計画していた。結局、被告 B は退職後の 2006 年 2 月に被告会社に入社した。

・被告会社は同年 4～5 月頃から原告の取引先である朝日プラスチックに原告の商品よりも低い価格を設定した類似の商品の販売を開始し、被告の商品番号の近くに原告の商品番号を記入して比較しやすくしていた。

・よって、原告は、被告 B が原告の営業秘密を被告会社に不正の目的で公開し、被告会社はこれを悪意又は重過失をもって使用したと主張し、被告らに対して商品の製造販売の差止及び廃棄と損害賠償を求めた。

・原審は、原告の請求をいずれも棄却し、本事案は原告の控訴に対するものである。

<sup>16</sup>営業秘密保護センター (<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>) の海外判例のの日本編から抜粋

## ロ. 法的争点

・原告は、被告が秘密維持誓約書を作成した点、原告の秘密事項が本件の営業情報を指すと理解していた点、営業情報が秘密として客観的に認識できる程度に管理されていた点を踏まえ、本件の営業情報は、不正競争防止法所定の営業秘密である。被告による本件の営業情報の被告会社への公開は不正競争行為に該当し、秘密維持義務を違反した債務不履行の責任を負う。被告らは奪取した情報をもって原告と類似の商品を低い価格で販売した事実等は不法行為であって、損害賠償の責任を負うと主張した。

・被告は、被告 B が締結した誓約書には本件の営業情報を秘密事項とする旨の記載がなく、営業秘密として客観的に認識できるように管理されていたとはいえない状態にあった。原告の取引先に対する販売価格は交渉により決定されるもので、原告がこれを秘密として維持するとしても何の効果もないので、秘密としての有用性がないと主張した。

## ハ. 判示事項

・原告は、被告 B を営業担当者として採用し、大阪営業所長の役職を与えて中国に出張させ、原告と以前から取引のあった工場との取引を担当させた。

・原告は、2004年9月頃、中国の工場から被告 B が原告のその他従業員と共に原告の競合会社を立ち上げるという報告を受け、同年11月、B から事実を確認すると共に本件の秘密維持誓約書に捺印を求めたが、B はその事実を否定しつつ、本件誓約書の内容に異議を述べずに署名捺印した。

・誓約書には、「①会社が推進する業務は独自性のものが多く、外部機密とすることが多くあります。従って外部に漏洩したり競合会社に助言はしません。②万が一、意思疎通と何らかの形で退社せざるを得ない場合でも、当社の秘密事項は漏洩しません。また、独立をする場合があった時には、当社に影響のあることはしません。例えば、当社の同意なくして当社の供給先及び顧客との取引はしません」等の条項があった。

・被告 B は、誓約書の作成後も原告の競合会社と会っていた。また、B が被告会社に入社する当時、被告会社は B が本件の誓約書を作成したという事実を認知していた。従って、被告らは営業情報を公開又は使用する不正競争行為によって原告の営業上利益を侵害し、不正の利益を得たため、これに相当する損害を原告に賠償しなければならない。万が一、不正競争行為が認められなかったとしても、被告 B の債務不履行及び被告会社の不法行為によって原告は販売期間1年間の利益の差額相当の損害があったといえることができる。

・原告が被告の商品に対し、包括的製造差止を求めるが、被告の不正競争行為は一部の限度で認められるに過ぎないため、製造販売を一律に差止することは不相当というべきであり、

本件の営業秘密である販売価格情報を利用した製造販売は今後の損害賠償請求をもって制限することができるため、原告の以上のような請求は認めない。

- ・原審を一部変更し、被告は原告に 432 万 4048 円を支払え。原告のその余の請求はいずれも棄却する。

## 二. 解説

- ・ある対象が不正競争防止法所定の営業秘密に該当しないとしても、その対象に対して個別的に秘密維持契約を締結しているのであれば、秘密維持義務が発生し、これを違反した際には債務不履行の責任を負う。

キーワード：営業秘密の取得、使用、秘密維持義務
-------------------------

## 4. 米国

(1) E. I. Dupont De Nemours Co. v. Kolon Industries, Inc., 4th Cir. Apr. 3

### イ. 事実関係

- ・2009 年、デュポンは、バージニア統一営業秘密保護法(Virginia Uniform Trade Secrets Act)に基づいてアラミド繊維の製造に関する営業秘密 149 件が侵害されたとして、コーロンに対して関連の営業秘密侵害訴訟を提起した。2011 年 9 月、米国バージニア州東部地方法院は、当該訴訟について陪審員の評決をもって営業秘密の侵害を認め、コーロンに 9 億 1,990 万ドルの損害賠償を言い渡し、コーロンはこれに控訴した。

- ・デュポンは周知の化学会社であって、針金より 5 倍以上の高強度のアラミド繊維である「ケブラー(Kevlar)」を製造している。コーロンは数十年間、ナイロンとポリエステルなどの合成繊維を製造している韓国法人である。

- ・2006 年、コーロンはパラ系アラミドの製造技術を向上させ、ヘラクロンの品質問題を解決するため、コンサルタントとして 5 人のデュポンの元従業員を雇用した。コーロンは、マイケル・ミッチェル外多数のデュポン元従業員から機密情報を獲得した。

### ロ. 法的争点

- ・原告側は、コーロンは元従業員を利用して営業秘密を侵害したと主張した。また、デュポンは、アクゾノーベルの事件に関わる裁判において開示された証拠又は主張がこの事件とは

関連がなく、連邦法院の公開記録に「秘密情報」が存在するという理由だけでは、その文書の情報が統一営業秘密保護法上の「公然と知られている」といえないと主張した。

・被告側は、デュポンが主張する営業秘密が既にアクゾノーベル(AkzoNobel)との知的財産訴訟において公開され、秘密として維持できなかつたと主張した。また、過去の事件の証拠と同事件でデュポンが営業秘密だと主張する情報は極めて類似しているを見た。

・また、被告側は地方法院の判事が、過去の事件においてデュポンを代理した法務法人のパートナーだったことから、同事件から外されるべきだと主張した。

#### ハ. 判示事項

・米バージニア州第4巡回連邦控訴法院は、原審がアクゾノーベル事件に関する全ての証拠を排除したことによって、コーロンの防御権の行使が深刻な打撃を被ったため、不当であったと見て原審の判決を破棄差戻した。

・なお、第1審の判事が過去の事件においてデュポンを代理した法務法人のパートナーだったという理由だけでは忌避されないと見た。このような事実はコーロンが最初から知っていた事実であったため、事後に忌避申請をしたことは、時期的に不適切だと判断した。

#### 二. 解説

・本判決においてコーロンは既に営業秘密が公知されていたことが立証できる証拠を持っていたが、デュポンの裁判前の請求の一つである偏見防止申請(motion in limine)に適切に対応できなかったと判断される。

キーワード：営業秘密の取得、使用、営業秘密侵害行為

(2) *EI Dupont v. Christopher*, 431 F.2d 1012

#### イ. 事実関係

・原告は、テキサスのボーモント(Beaumont)でメタノールの生産工場を建設していた。被告(控訴人ら)であるロルフとゲリー・クリストファーは、テキサス州ボーモントの写真家である。

・クリストファー等は、匿名の第三者に雇用され、デュポンのボーモント工場を空中撮影した。1969年3月19日、デュポン工場の空中写真が16枚撮影・印画されて第三者に伝えられた。デュポンは、飛行機の存在を認識し、即時該当飛行機を調べ、被告らが第三者のた

めに写真を撮影していたことが明らかになった。よってデュポンは、被告らに第3者の情報を求めたが、被告らは情報の公開を拒絶した。

- ・そのため、原告デュポンは、被告らに対して営業秘密の不正取得(misappropriate)及び公開による損害賠償(damages)、写真の伝播及び追加写真の撮影を禁止する臨時的差止命令(temporary injunction)と永久的削除命令(permanent injunction)を請求した。

- ・被告らは、裁判管轄権の欠如(lack of jurisdiction)と救済可能の提訴の失敗(failure to state a claim upon which relief could be granted)を基に却下を申請したが、原審はこれを棄却し、略式判決の申請も棄却した。

#### ロ. 法的争点

- ・原告側は、メタノール生産の工程は、原告の営業秘密に該当すると主張した。

- ・被告側は、自身らの全ての行動は、公共の領空(public airspace)において行い、政府の飛行基準に違反したことがなく、秘密維持関係も違反したことがなく、詐欺や不法行為もしていないと主張した。

#### ハ. 判示事項

- ・不法行為に対するリステイトメント(Restatement of Torts)第757条(a)項に基づき、営業秘密の不正取得は必ず不法侵入、その他不法行為による必要がなく、営業秘密の保護に対し、秘密維持義務の違反がある場合に限って制限しないと判断した。つまり、営業秘密を「不適切な手段」を通じて発見する場合には、提訴理由があると判断した。

- ・最終商品の逆設計、独自の研究を通じて営業秘密を取得した場合は許容される。しかし、所有者が自発的に公開する、又はその秘密性を維持するために合理的な予防策を導入しなかった場合を除き、独自でこれを発見するために時間と費用を投資せずに営業秘密を取得することは不適切である。

- ・本事案では、原告は工場を建設中だった。建設中の状態において空中の撮影により営業秘密が露出される可能性があるが、原告に対してまだ建設されていない工場に屋根を設置することを求めることはできない。従って、建設中の原告の工場を空中撮影して営業秘密を取得したことは不適切な手段であると判示した。よって、原審の判断を維持する。

#### 二. 解説

- ・本判決は、営業秘密の取得が不適切な手段によるものか否かを判断する基準を提示したという点に意義がある。また、営業秘密の保有者が自身の営業秘密を保護するために合理的な

予防策を導入する必要があるが、非合理的な予防策を求めることはできないと判示した事案である。

キーワード：営業秘密の取得、使用、営業秘密侵害行為

(3)Wexler v. Greenberg, 399Pa. 569

#### イ. 事実関係

・バッキンガムワックス(BuckinghamWax)という商号で事業を展開している原告(被控訴人)は、衛生維持の化学物質を生産、合成、混合する業務を担当していた。被告(控訴人)グリーンバーグ(Greenburg)は主席科学技術者で、バッキンガムで勤務した。グリーンバーグは、競合会社の商品を分析・複製し、新しい製造方法の開発に勤務時間の半分以上を投じた。また、費用削減と品質改善に必要な材料を注文し、新しい材料を見つけ出すために議論を重ねた。

・控訴人のブライト・プロダクツ(Brite Products Co., Inc.)は、控訴人ディックラー(Dickler)が運営した「ジェム・シャインズ・セールス(Gem Shines Sales Co.)」の後継会社である。ブライトがバッキンガムから購入した衛生維持商品の合計購入額は、年間約35,000米ドルだった。

・ディックラーは、バッキンガムとの取引中でグリーンバーグに会い、その後にグリーンバーグがブライトに転職することに関する議論が行われた。結局、グリーンバーグはブライトの取締役(director)、会計担当者(treasurer)、主席化学技術者を担当し、ブライトが発行する株式の25%を受けることに合意した。

・グリーンバーグの転職前、ブライトの事業は、衛生維持商品の販売に限られていたが、その商品を生産するための計画を開始した。

・原告は、営業秘密に関する製造法と工程を公開・使用することを禁止するため、衡平法(equity)法院に提訴した。

#### ロ. 法的争点

・原告側は、特定の衛生維持化学物質(sanitation and maintenance chemical)に関する製造法と工程は、営業秘密に該当すると主張した。

・また、原告側は、被告が信頼関係において発生する公開禁止義務を違反し、これを公開し

たと主張した。

#### ハ. 判示事項

・被告(控訴人)グリーンバーグは、自身の監督下で開発された製造法を公開・使用する過程で信頼関係の違反はなかったと判示した。この情報は、彼がバックinghamによって雇用されている状態で獲得した技術的知識及び技術の一部に該当し、これを使用する特権があるものと判断した。

#### 二. 解説

・本判決は、雇用された従業員が独自に開発した営業秘密について、使用者が制限することはできないとした事例である。要するに、グリーンバーグがバックinghamとの雇用関係にある途中で発生する信頼関係を違反していないと判断した事案である。

キーワード：営業秘密の取得、使用、営業秘密侵害行為、従業員、製造法

## 第2条 定義(第2条第3号ロ目、ハ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第3号ロ目、ハ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1)大法院 1999. 3. 12. 言渡 98 도 4704 判決

#### イ. 事実関係

・サムスン電子の従業員だった被告人3を初め、被告人6、4、5、1、2及び公訴外人が共募して公訴外人の入手したサムスン電子の営業秘密である64MSDRAM回路図をKSTC事務所内のワークステーションに入力した後、データカートリッジテープに保存し、台湾のNTC会社にその一部の出力図面を渡すことで営業秘密を漏洩した。

#### ロ. 法的争点

- ・営業秘密の取得によって得る利益
- ・旧不正競争防止法第2条第2号所定の営業秘密の意味
- ・背任罪において「その任務に違背する行為」の意味及び企業の営業秘密を流出しないと誓約した従業員が対価を得るために、競合会社に営業秘密を流出した行為が業務上背任罪に該当するか否かの判断(積極)

## ハ. 判示事項

・営業秘密の取得によって得る利益は、その営業秘密の有する財産価値に相当し、その財産価値は、その営業秘密をもって競合会社等その他業者において製品を作る場合、その営業秘密によって技術開発に所要される費用が削減できる場合のその削減分に相当し、ひいてはその営業秘密を利用して製品生産にまで至らせた場合、製品の販売利益のうち、その営業秘密が提供されていなかった場合の差額に相当するものであって、そのような価値を踏まえて市場経済原理によって形成される市場交換価格である。

・営業秘密とは、一般的に知られておらず、独立した経済的価値を有し、相当な努力によって秘密として維持・管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報のことで、営業秘密の保有者である会社が従業員らに対して秘密維持義務を賦課する等、技術情報を厳しく管理する以上、逆設計が可能で、それによって技術情報の獲得ができるとしても、そのような事情だけでその技術情報を営業秘密と認めるに支障があるとはいえない。

・背任罪は、他人の事務を処理する者がその任務に違背する行為であって、財産上の利益を取得したり、第三者にこれを取得させ、本人に損害を加えることで成立するが、この場合のその任務に違背する行為とは、事務の内容、性質等具体的状況に照らして法律の規定や契約の内容、信義則上、そうするのが当然であると期待される行為をしなかったり、そうしないのが当然であると期待される行為をすることで本人との間の信頼関係を破る一切の行為を含む。よって、企業の営業秘密を社外に流出しないと誓約した会社の従業員が経済的対価を得るために競合会社に営業秘密を流出する行為は、被害者との信頼関係を破る行為であり、業務上背任罪を構成する。

## 二. 解説

・被告人らが被害者のサムスン電子株式会社(以下、サムスン電子という)の営業秘密である半導体に関する資料を取得することで得た利益は、その資料が有する財産価値に相当し、その財産価値は、同資料をもって競合会社等その他会社において製品を作る場合、その資料によって技術開発に所要される費用が削減できる場合のその削減分に相当し、ひいてはその資料を利用して製品生産にまで至らせた場合、製品の販売利益のうち、その資料が提供されていなかった場合の差額に相当するものであって、そのような価値を踏まえて市場経済原理によって形成される市場交換価格であると見るべきである。

・営業秘密とは、一般的に知られておらず、独立した経済的価値を有し、相当な努力によって秘密として維持・管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報のことで、営業秘密の保有者である会社が従業員らに対して秘密維持義務を賦課する等、技術情報を厳しく管理する以上、逆設計が可能で、それによって技術情報の獲得が

できるとしても、そのような事情だけでその技術情報を営業秘密と認めるに支障があるとはいえない(大法院 1996. 11. 26. 言渡 96 ダ 31574 判決、1996. 12. 23. 言渡 96 ダ 16605 判決等を参照)。

・なお、背任罪は、他人の事務を処理する者がその任務に違背する行為として、財産上の利益を取得したり、第三者にこれを取得させ、本人に損害を加えることで成立するが、この場合のその任務に違背する行為とは、事務の内容、性質等具体的な状況に照らして法律の規定や契約の内容、信義則上、そうするのが当然であると期待される行為をしなかったり、そうしないのが当然であると期待される行為をすることで、本人との間の信頼関係を破る一切の行為を含む。よって、企業の営業秘密を社外に流出しないと誓約した会社の従業員が経済的対価を得るために競合会社に営業秘密を流出する行為は、被害者との信頼関係を破る行為であり、業務上背任罪を構成する。(大法院 1988. 4. 25. 言渡 87 ド 2339 判決を参照)

キーワード：営業秘密取得、背任罪、営業秘密流出行為

### 3. 日本

(1) 知的財産高等裁判所 2008. 6. 24. 平成 20 年(ネ)第 10006 号<sup>17</sup>

#### イ. 事実関係

・被告が原告の営業秘密を無断で詐取・使用し、被告が原告と競合するサービスを開始する意図を隠し、秘密維持契約を合意解除して業務提携交渉を中止した。これによって、持続的な契約関係が不当に破棄され、被告が文書を配布して虚偽の事実を告知して原告の信用を毀損した。

・よって、控訴人(原審の原告。以下、「原告」)が被控訴人(原審の被告。以下、「被告」)に対し、不正競争行為、契約の不当な破棄及び信用棄損の不法行為を理由に損害賠償の支払と虚偽事実の配布禁止を求めた事案である。

・[原判決]被告において本件の営業秘密(技術上、営業上の秘密情報)を使用したことを認めるに足りる証拠がなく、不正競争があったものと認めることはできない。本件の営業秘密を使用したことを認めるに足りる証拠がないため、被告において本件の営業秘密に含まれる本

<sup>17</sup> 営業秘密保護センター(<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>)の海外判例のの日本編から抜粋

件の秘密維持契約上の本秘密情報を本件の被告サービスに関する目的外に使用したと見難く、本件の秘密維持契約であると認めることはできない。本件の秘密維持契約のような黙秘義務に従うという黙示の合意が成立したことを認めるに足りる証拠がなく、商品売買基本契約上の秘密維持義務その他の義務に違反したことを認めることはできない。被告の不正競争の締結が本件の営業秘密を無断で取得したり、将来同種サービスにこれを使用する目的であると認めることはできない。被告が本件の営業秘密を使用したことを認めるに足りる証拠がなく、本件の秘密維持契約を原告と合意して終了させ、原告との事業提携交渉を中止したことが違法であるということとはできないため、原告の持続的契約破棄としての不法行為であるということとはできない。特許査定の見込みがないとの内容が記載された本件の文書の配布は、虚偽の事実の告知であったと認められるが、既に特許として出願されていた上、原告に具体的な損害を与えたものと認められないため、損害賠償の請求も理由がない。よって、信用毀損とそれによる損害も認められず、原告の請求をいずれも棄却した。

#### ロ. 法的争点

・原告は、被告がカードレスプリペイドサービスを開始する 2005 年春頃まで一切システム開発を行った事実がない。被告は 2004 年 12 月までイ号システム、ロ号システムを策定し、被告がイ号システム、ロ号システムを策定することができたのは、本件の営業秘密を目的外に使用したためである。被告が原告を外して利益を独占するためにサークル K サンクスに働きかけたことによるものである。被告が 2004 年 9 月以降原告から情報の公開を受けたことは、情報の詐取に該当する。本件の秘密維持契約は、被告が競合行為を行わないという旨と解釈するのが自然で、本件の秘密維持契約を発端とする持続的契約関係を破棄してカードレスプリペイドサービスを開始した行為は不法行為を構成する。

・(特許関連)被告の文書を交付されたサークル K サンクスが原告に対する疑念が生じ、原告に対して事実確認をしたため、原告の営業上の利益は害され、原告に具体的な損害が発生した。

・被告は営業秘密を一切判断の材料とせず、マーケティング分析を行うことはあり得ない。イ号システム及びロ号システムはシンプルな仕組みであって、当業者であれば容易に設定することができる。被告は原告から得た何らかの秘密情報又は営業秘密を使用してイ号システム及びロ号システムを設定したものではない。原告は、本件の営業秘密の内容を具体的に特定していないし、本件の営業秘密の公開を受けた E らの本件の営業秘密の使用行為について何ら具体的な事実を主張していない。

・原告が F が知っていたと主張する原告の営業秘密は特定されていないし、被告が F を正社員ではなく、時給制の契約職として雇用したのは、被告が原告の情報を詐取する目的で F を雇用したと相容れないため、被告が F に被告への入社を勧誘した 2004 年 9 月の時点

でカードレスプリペイドサービスを公開する意図を有していたものではない。被告が原告に公開を受けた情報は、事業提携をする場合に予定される将来の費用・収入の分配条件を商品別に示したものであり、原告が被告に希望を告知したものに過ぎず、内容及び送付の趣旨を見ると、被告がこれを不法取得したものと見ることはできない。本件の秘密維持契約は、競争禁止義務を当事者に課していないので、被告がカードレスプリペイドサービスを開始することは不法行為を構成しない。

・本件の文書の内容について真偽を問われた原告代表者が A に対してそれが真実でない旨の説明をして、(特許取得の不可能の可能性が)99.9%という数字等について互いに笑ったといったため、被告が本件の文書を原告に交付したことによって原告に具体的な損害が発生したことはない。

#### ハ. 判示事項

・一般的に新規事業に参入するか否かを判断するために、売上、費用、利益等を試算し、市場の競争環境、新規開拓の余地等マーケティング分析を行う場合があることは否定できない。しかし、本件の営業秘密中の営業に関する情報のうち、契約条件や商品別販売手数料率・利益率等の情報は、契約の当事者により変動するものであって、諸事情を考慮すると、原告の販売実績や商品別の利益率、コンビニエンスストアチェーンとの交渉状況等の情報は、それ自体が被告にとってマーケティング分析を行う時に、常に必要な情報であるとまで解釈することはできない。そのような情報を活用することなく、マーケティング分析を行うことは十分あり得るといえる。

・一方、被告が原告から公開を受けた営業秘密のうち、どの部分をどのように使用したかについていずれも具体的な主張立証があるとはいえない以上、被告が本件の営業秘密を本件の被告サービスのために使用したと認めることはできない。

・プリペイドサービス構成の概要を抽象的に示したことに過ぎないものであり、その内容に照らすと、当事者であれば、その作成にはそれほど多くの時間を必要としないと認められ、2004年12月の時点で上記のイ号システム、ロ号システムが作成されていたとしても、そのことからイ号システム、ロ号システムや本件の被告サービスに実際に使用されたシステムの作成のために本件の営業秘密が使用されたと認めることはできない。

・被告は、2004年12月13日頃、本件の覚書によって本件の秘密維持契約を終了させる以前から、原告と同社間で情報交換をしたり、同社に営業活動を行っていた。PINコードの購入窓口を被告に一本化することは、被告がPINコードの販売により利益が得られるので、被告にとって利益になるものと認められる。しかし、本件の被告サービスに実際に使用されるシステムの開発を行った時期は明確ではなく、それらが2004年9月以前であったと認めるに足りる証拠はなく、本件の被告サービスを開始する意図を有していたことは認められず、

その他にこれを認めるに足りる証拠はない。情報の公開を受けたことが情報の詐取に該当するということとはできない。

・本件の秘密維持契約を締結することによって、被告が事業提携を行う義務を負うのではない。そして、その後の経緯を考えても被告が事業提携の義務を負い、又は競業禁止の義務を負うと認めるに足りる根拠はないし、原告の期待に反して事業提携が成立しなくても、それをもって被告の違法行為として認めるに足りる根拠がない。

・特許査定や設定登録の可否は、その可能性が乏しい等の被告の予想と評価を記載したものに過ぎないため、実際に設定登録がされたとしても、その記載が虚偽の事実であるとは認められない。そうであるとすると、被告が本件の文書をサークルKサンクスに交付したことは、虚偽の事実の告知には該当しないものと認められる。

## 二. 解説

・マーケティング情報として顧客の情報を使用することは、一般的に営業秘密の取得・不正使用と見ることはできないが、営業秘密の中で営業に関する情報のうち契約条件や商品別販売手数料率・利益率、事業への参入の検討段階、会社の規模、経営状況、経済的環境、顧客との関係、事業展開の予定等は諸事情によってマーケティングの分析時に常に必要な情報であると見ることもできない。重要な営業秘密を不正使用したことを主張するためには、必ず十分な立証根拠が必要である。本件の秘密維持契約を締結することにより被告が事業提携を行う義務を負うものではない。

キーワード：営業秘密取得、顧客情報、営業秘密不正使用

(2)東京地方裁判所 2008. 11. 26. 2006 年(ワ)第 853 号<sup>18</sup>

### イ. 事実関係

・原告は、レコードの企画、製作、販売及び輸入に関する業務等を行う株式会社であり、主な事業としてレコード、CD 等インターネット通信販売業務及びモバイルサイトにおける通信販売業務をしている。

・被告 A は、1999 年 1 月、原告に入社し、その本社において主にレコード、CD 等のインタ

<sup>18</sup> 営業秘密保護センター (<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>) の海外判例のの日本編から抜粋

インターネット通信販売業務、モバイルサイトにおける通信販売業務及びレコード、CD等の購入業務を担当してきており、被告Bは被告Aの父である。

・本件は、レコード、CD等のインターネット通信販売業務をする原告が、原告の元従業員だった被告Aに対し、原告の退職後に競業会社に就職して原告会社の在職中に得た供給先の情報を利用して業務を行っていることに対して提訴した事件である。

#### ロ. 法的争点

・原告は、本件の供給先の情報は、本件の機密事項等に該当すると同時に営業秘密に該当する、被告は競業禁止合意に違反する、被告の行為は秘密維持合意及び不正競争防止法に違反する、被告の営業秘密侵害及び競業禁止違反により相当額を損したと主張した。

・被告は、本件の情報はインターネットによる検索ができるため秘密性がなく、客観的に秘密の状態が維持されていなかったために営業秘密や機密事項に該当しない、本件の供給先情報を利用したことがない、利用したとしても秘密維持合意に違反していない、競業禁止義務を違反していない、原告の損害と被告の行為には因果関係がないと主張した。

#### ハ. 判示事項

・原告は、アルバイトを含む従業員であれば、そのユーザーID及びパスワードを使ってサーバーにアクセスされたPCをもって本件の供給先の情報が記載されたファイルの閲覧ができるし、そのファイル自体には情報の流出を防止するための保護手段が何ら講じられていなかった上、従業員と締結した秘密維持契約もその対象が抽象的であり、本件の供給先の情報がそれに含まれることの明示がされておらず、さらに、原告が従業員に本件の供給先の情報が営業秘密に該当することについて、注意喚起に向けた特段の措置も講じられていなかった。従って、営業秘密の要件のうち秘密管理性を欠くというべきで、不正競争防止法上の営業秘密に該当しない。

・当事者間の秘密維持合意を行う契約を締結しているが、本件の機密事項等に対する具体的な定義がなく、その例示すら挙げられていないことが認められるため、本件の供給先の情報が本件の機密事項等に該当するということとはできない。

・被告Aが原告会社の在職中に当該業務の中核に関わる重要な地位に就いていたとはいえ、携わっていた業務においても単独で責任を負うような立場にもなかったこと、本件の競合禁止合意に基づいて何らの対価措置も講じられていなかったこと等を踏まえると、本件の競業禁止の対象には含まれない。

## 二. 解説

・秘密管理性の認定においては、主に当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であると認識するようになっているか否か、当該情報にアクセスできる者が制限されているか否か等がその判断要素となるが、その判断においては、当該情報の性質、保有形態、情報を有している会社等の規模以外にも、情報を利用する者について従業員であるか部外者であるか等も考慮される。

・退職後の競業禁止義務に関する合意が有効であると認められるためには、従業員の地位の高さ及び職務の内容、ユーザーの正当な秘密と知識の保護を目的とすること、対象の職種、期間及び地域を踏まえた際に不当に広範囲でないこと、補償の有無及び内容等の要件を満たさなければならない。

キーワード：競業禁止業務、営業秘密取得、秘密管理性

(3)東京地方裁判所 2005. 3. 30. 平成 15 年(ワ)第 26571 号<sup>19</sup>

#### イ. 事実関係

・原告は、食品工業、化学工業、薬品工業に関わる自動制御の部分に関する設計、施工及び維持管理等を業とする株式会社である。被告会社は、電気、計測及び自動制御設備等の工事の請負及び測定装備、自動制御機器等の設計、製作等を業とする株式会社であり、原告と同種の営業を行っている。

#### ロ. 法的争点

・原告は、被告らは原告の営業秘密を不正に取得してこれを不法削除した、被告らが一斉に従業員 6 人を引き抜く行為は、社会的相当性を逸脱するものであって不法行為に該当する、被告らが虚偽の事実を流布して原告の信用を毀損した行為は、不正競争防止法 2 条 1 項 14 号の違反に該当すると主張した。

・被告は、原告が営業秘密であると主張するものは秘密として管理されていなかったために営業秘密ではない、被告従業員らは、原告の経営状況の悪化により原告の将来に不安を感じ、個人的な判断によって原告を退職して被告会社に入社したものであり、結託して転職したのではない、被告らは虚偽の事実を流布したことがないと主張した。

#### ハ. 判示事項

・原告が営業秘密であると主張したのは、その前提となるべき営業秘密の内容が特定されて

<sup>19</sup> 営業秘密保護センター (<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>) の海外判例のの日本編から抜粋

いないため、主張自体が不当である。また、秘密管理性、有用性、非公然性の要件を充足しないため、不正競争防止法 2 条 4 項所定の営業秘密に認められない。そのため、被告らが原告の営業秘密を無断で取得し削除したことを理由とする原告の不正競争防止法 3 条に基づく差止請求及び同法 4 条に基づく損害賠償の請求は、理由がない。

・被告らが共募して被告従業員らを被告会社に一齐に引き抜いたという原告の主張は、これを裏付けるに足りる客観的な証拠がなく、上記の主張に反する陳述が存在するため、認めることができない。

・原告は被告らが原告の主要顧客であった AJEC を初めとする顧客、下請け業者等に対し、原告の財務内容が極めて悪く、まるで破綻寸前の状況にあるかのように宣伝したと主張しているが、これを裏付けるに足りる客観的な証拠がなく、上記の主張に反する陳述が存在するため、これを認めることができない。

## 二. 解説

・営業秘密として認定されるためには、まず、内容の特定が前提される必要があり、秘密管理性、有用性、非公然性の要件を充足しなければならない。社会的相当性を逸脱する従業員の引き抜きは、不法行為(日本民法 709 条)及び雇用契約上の債務不履行に該当する。会社が財務内容が極めて悪く、破綻寸前という等の虚偽の事実を流布する行為は不正競争防止法 2 条 1 項 14 号の違反に、不法行為(日本民法 709 条)及び雇用契約上の債務不履行に該当する(最判昭和 43 年 2 月 27 日、昭 39(行ツ)110 号)

キーワード：秘密管理性、有用性、非公然性、営業秘密取得

## 4. 米国

(1) Buffets, Inc. v. Klinke, 73F.3d965

### イ. 事実関係

・原告(控訴人)のビュッフェ(Buffets)は、被告(被控訴人)ポール・クリンク(Paul Klinke)等をワシントン州消費者保護法の違反と営業秘密の不正取得を理由に提訴した。

・原告(控訴人)ビュッフェ(Buffets)は、全国チェーン店のオールドカントリービュッフェ(Old Country Buffets、以下、「OCB」)という商号で事業を運営した。OCB の創業者の一人であるデニス・スコット(Scott)は、OCB メニューを最初に開発し、OCB の少量生産料理(small

batch cooking)を導入した。1989年、スコットは「エバーグリーンビュッフェ(Evergreen Buffets)」という新しい会社を立ち上げ、被控訴人のマーク・ミラー(Mark Miller)を雇用したが、彼は財政の問題により1991年に解雇された。

- ・以降、1990年にスコットは被控訴人のポール・クリンク(Paul Klinke)に会ってOCBレストランを見物させてあげた。クリンクは、OCBフランチャイズの運営に関する意向を聞いたが、運営しないと言われた。ミラーと付き合いがあったポール・クリンクは、彼の元従業員だったジャック・ビッケル(Jaack Bickle)をOCBレストランの1カ所で働かせた。

- ・ミラーは、スコットの元行政担当者に従業員教育マニュアル作成の手伝いを要請し、地方法院は、新しいマニュアルが「ほぼOCBマニュアルの写本」であると判断した。また、法院は調理法についても「OCB調理法」に見えると判断した。しかし、法院はクリンクの行為は公益に反することなく、従業員教育マニュアルは営業秘密ではないと判断した。よって、原告が控訴した。

#### ロ. 法的争点

- ・原告側は、被告が自身らの営業秘密である調理法と教育マニュアルを不正取得したと主張した。

- ・また、原告側は、新規性(novelty)は営業秘密保護の要件に該当せず、この事件の調理法が単に再生産(reproduced)される可能性があるという理由で営業秘密性が否定されたと見た。

- ・原告側は、被告クリンクが教育マニュアルを不法に取得したため、保安措置がそれらを保護するに合理的であったか否かは関連がないと主張した。

#### ハ. 判示事項

- ・調理法が営業秘密であるか否かについては、具体的な調理法は十分に獲得可能なものであり、独立的な経済的価値を有することができないと判示した。

- ・教育マニュアルが営業秘密であるか否かについては、従業員教育マニュアルは秘密性を維持するために合理的な努力を注げなかったため、営業秘密ではないと判断した。

#### 二. 解説

- ・本判決は、営業秘密に該当するためには、新規性及び経済的価値をその要件として考慮しているという点に意義がある。

キーワード：営業秘密取得、経済的価値、営業秘密不正取得

(2)Rockwell Graphic Sysv. DEV industries, 925F.2d174

#### イ. 事実関係

・本判決は、営業秘密の不正取得に関する訴である。この事件の原告ロックウェルグラフィックシステム(Rockwell Graphic Systems)は、新聞の発行に使用される印刷機とその他関連付属物を製造する会社である。この事件の被告 DEV インダストリー(DEV Industries)は競合の製造会社であり、被告フレック(Fleck)は、元ロックウェルの従業員であって現在 DEV の会長である。

・被告フレック(Fleck)とペロソー(Peloso)は、両方とも元ロックウェルの従業員である。フレックはロックウェルでの勤務を経て DEV の会長になり、ペロソーはロックウェルの工場で付属設計図を窃盗したという理由で解雇された。

・DEV が所有している 600 個の付属品のうち、100 個がロックウェルの付属品であることが明らかになった。そのため、原告はフレックとペロソーがこれを盗むという不法的方法で付属設計図を得たものであって、営業秘密の不正取得であると主張し、被告らはロックウェルが秘密維持のために形式的な努力をしたため、その付属設計図は、営業秘密に該当しないと主張した。

・ロックウェルは、付属設計図のコピーを制限しなかっただけでなく、そのコピーの返還を強制してもいなかった。従って、地方法院は営業秘密の所有者であるロックウェルは、付属設計図の秘密維持のために合理的な努力(reasonable efforts)をしなければならない義務を果たし切れなかったものと判断した。よって、原告が控訴した。

#### ロ. 法的争点

・原告ロックウェル側は、付属設計図の営業秘密の維持のために合理的な努力を行ったと主張した。

・被告側は、原告側が付属設計図の営業秘密の維持のために合理的な努力を尽くさなかったと主張した。また、被告側は秘密維持のために形式的な努力をしたため、その付属設計図は、営業秘密に該当しないと主張した。

#### ハ. 判示事項

・ロックウェルは、営業秘密の保護のため、物理的・契約上の予防措置を明らかにした。確かにさらなる予防措置を講じることができたのは事実であるが、費用上の追加的な保安維持がもたらす利得が生産費用を超過するかは疑問だと判断した。営業秘密の保護は知的財産の

重要な部分であり、米国の産業競争力を成長させる重要な要素である。営業秘密をただ営業秘密の保有者が秘密維持のために生産性を損失する程度の措置で維持するのであれば、さらに効率的な生産方法を発見する資源に投資するインセンティブが減少すると見られる。

## 二. 解説

・本判決は、営業秘密の維持のために合理的な努力(reasonable efforts)を行ったか否かが争点となった事案である。営業秘密保護は、知的財産権において極めて重要な部分であるが、営業秘密の保護のために合理的な努力をしたか否かの判断は、事案によって異なる判断が出るべきである。本判決では、営業秘密の維持における効率性も考慮する必要があると判断したことに相当な意義がある。要するに、営業秘密の保有者が合理的な努力を行ったか否かの判断は、事案によって判断すべきであるということで、絶対的な判断基準になることはないとした事案である。

キーワード：営業秘密維持、営業秘密保有者、営業秘密流出行為

(3)Leatt Corp, v. Innovative Safety Tech, LLC., 2010 WL 1526382

### イ. 事実関係

・本事案は、営業秘密の不正取得に関する訴である。本法院では、原告の予備的差止命令の申請に対して判断した。

・原告リエットコーポレーション(Leatt)とエキシードホールディングス(Exceed)は、モータースポーツに使用する首の保護具の研究・開発に多大な時間を投じたと主張した。

・リエットの従業員である Grant Nelson と Karl Ebel は、雇用後にリエットと「ノウハウ及びプロジェクトとして成就される内容」等の秘密維持協定を締結した。その秘密維持協定には、(1)公共で利用可能な(2)受取人の間違いと関係なく、公共で利用可能な(3)第三者から得た合法的な(4)既に知られている、又は受取人によって独立的に開発された情報を含む秘密維持義務が含まれた。Nelson と Ebel は、リエットを退職した。2008年6月頃、Nelson、Ebel、そして投資家である Doug Williams は、被告 IST(Innovative Safety Technology)を設立した。ISTは、2008年夏から秋にかけての頃、被告 Kevin Heath と流通協定を締結した。

・原告は、被告らが(1)原告の営業秘密を利用又は公開すること、(2)米国内で DefNder 商品を製造又は販売すること、(3)被告が所有又は支配する原告の営業秘密を全て返還すること、4)いかなる方式であっても原告らに対する不公正競争を禁止するように予備的差止命令を申請した。

## ロ. 法的争点

・まず、営業秘密に該当するか否かが争点となった。原告 Leatt 側は、首の保護具の研究・開発に多大な時間を費やしたため、営業秘密に該当すると主張した。被告側は首の保護具が営業秘密に該当せず、秘密維持のためにかかる合理的な努力に失敗したと主張した。

・第二、営業秘密の不正取得に該当するか否かが争点となった。原告側は被告 Nelson と Ebel が関連情報が原告の秘密情報である事実を知っていたと主張した。また、不適切な手段をもって秘密維持義務に違反して情報を公開又は利用したと主張した。

・第三、回復不可能な損害の有無が争点となった。原告側は、予備的差止命令を与えないことは、金銭的補償によって救済されない回復不可能な損害の結果をもたらすと主張した。

## ハ. 判示事項

・営業秘密に該当するか否かについて、相当な時間と資源をもって秘密を維持したり、獲得した情報は「独立的な経済的価値」を有すると見た。また、原告側は、秘密維持約定を締結したため、合理的な努力を行ったと判断し、当該情報は営業秘密に該当するものと判断した。

・不正取得であるか否かについて、被告側が当該情報が営業秘密であると認知していたため、不正取得に該当し、秘密維持義務に違反して使用したことは不適切な手段に該当すると判断した。

・回復不可能な損害の有無について、原告側は回復不可能な損害の有無について立証ができなかったと判断した。よって、原告が申請した予備的差止命令を承認する。

## 二. 解説

・本判決では、原告が被告に対して予備的差止命令を申請した事案であって、これを判断するために営業秘密であるか否かの判断、不正取得であるか否かの判断、回復不可能な損害の有無をいずれも判断したことに意義がある。

キーワード：営業秘密取得、不正取得、秘密維持約定
--------------------------

## 第2条 定義(第2条第3号二目、ホ目、へ目)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第3号二目、ホ目、へ目
日本	不正競争防止法第2条
米国	Uniform Deceptive Trade Practices Act § 10-1-372 15 U.S.C. § 1114, § 1125, § 1052 Anticybersquatting Consumer Protection Act (Trademark Cyberpiracy Prevention Act) 15 U.S.C. § 1125(d)(1)(B) Economic Espionage Act of 1996 18 U.S.C. § 1839, § 1831

### 2. 韓国

(1) ソウル地方法院 1995. 2. 22. 言渡 94 ガ合 3033 判決

#### イ. 事実関係

・原告会社は、文具類の中でも筆記具の製造・販売を目的とする会社であり、被告1は1978. 9. 1. に原告会社に入社し、1993. 1. 8. に退職したが、退職の当時に第1研究室の課長として油性インクの研究実験と油性インク及び水性インクの製造の責任を担っていた。1993. 1. 1. からは被告株式会社のマイクロセラミック(以下、被告会社という)のインク生産部次長として勤務しており、被告会社は鉛筆及び万年筆の製造及び販売業等を目的とする会社であって原告会社と競合関係にある。

・被告らは別紙第2目録第(2)項記載の各商品を製造するにおいて、別紙第1目録記載の技術情報を使用したり公開してはならず、別紙第1目録記載のノート1巻を廃棄すべきであると主張した。

#### ロ. 法的争点

・不正競争防止法第2条第3号(イ)目、(二)目所定の営業秘密侵害行為を認めた事例

- ・営業秘密侵害による使用及び公開禁止の期間

- ・判決における営業秘密の特定に関する事例

#### ハ. 判示事項

- ・インク等の製造方法が公然と知られておらず、その開発に長い時間と費用・努力がかかっただけでなく、独立した経済的価値があって相当な努力によって秘密として維持されているが、在職中にその製造方法をノートに記載しておき、高額の給料と上位の職位を受けを条件に競合関係にある他社に入社し、短期間で類似のインク等を開発させた事案に対し、不正競争防止法第2条第3号(イ)目、(二)目所定の営業秘密の侵害行為を認めた事例

- ・営業秘密の侵害行為を禁止させるのは、侵害行為者がその侵害行為によって公正な競争者より優越な位置に立ち不当に利益を取らないようにし、営業秘密の保有者が元にあるべき位置に復旧させることにその目的があるため、使用及び公開の禁止は、その他公正な競争者が営業秘密の侵害行為がなかったのであれば、独自開発や逆設計等の合法的方法によってその製造方法を取得するにかかったはずの相当な期間に制限する必要がある。

- ・主に原料が約10品に上る化工薬品の種類、商品及び色に合わせた薬品の造成比率と方法が数字とアルファベット等の文字で精密に表現・構成されているインク等の製造方法について、判決で特定するにおいて不正競争防止法が追及する営業秘密保護の趣旨を活かすために「いつからいつまで会社に在職する中に知得し、あるノートの1冊に記載しておいたある商品の製造方法に関する技術情報」の程度に記し、ひいてそのノートの実際の記載内容と同じく具体的に示すことを避けた事例

#### 二. 解説

- ・会社の在職中にその製造方法をノートに記載しておき、高額の給料と上位の職位を受ける条件で競合関係にある他社に入社し、短期間で類似のインク等を開発させた事案について、不正競争防止法第2条第3号(イ)目、(二)目所定の営業秘密の侵害行為を認めた。

キーワード：営業秘密侵害行為、営業秘密の使用及び公開、業務上機密

(2)仁川地方法院 2004. 11. 19. 言渡 2001 ガ合 2507 判決

#### イ. 事実関係

・原告会社(ポソン電子株式会社から商号変更)は、電機電子部品、音響機器の部品等の製造、販売業を目的に 1987. 8. 5. に設立された会社であり、被告会社はチョン・ガプリョルが原告会社を退職してプロ用の PA 音響システム・情報通信用の音響部品・放送装備及び通信機器の部品・放送受信機並びに音響機器の製造業等を目的に 2000. 7. 10. に設立した会社である。

・チョン・ガプリョルは、北朝鮮からエレクトレットマイクロフォンの研究・開発等の業務に携わり 1996. 4. 頃に越境した音響技術者であって、1996. 12. 頃から電子部品総合技術研究所の前任研究員として勤務した。1997. 8. 頃に原告会社にスカウトされ、2000. 6. 頃まで原告会社の電気音響研究所長に在職して、コンデンサーマイクロフォンの商品研究、商品の素材開発、生産設備の開発業務、管理業務等を総括した。

・チョン・ガプリョルは、1998. 12. 頃から原告会社の代表理事である訴外パク・ジンスに対して自身に対する処遇の改善を求めたため、原告会社は 1999. 1. 20. にチョン・ガプリョルとの間で、原告会社はチョン・ガプリョルに特別賞与金と激励金として 40 坪以上のマンションと現金 10 億ウォンを支給し、プロマイクの専門製造会社を立ち上げてチョン・ガプリョルは上記の研究所の研究開発計画による研究を進行する一方で、これに関わる全ての設備及び知的所有権は原告会社所有のものとし、チョン・ガプリョルが研究所の在職中に開発した研究実績は原告会社に属するものであり、それに関する業務上機密及び技術事項はその他の所に応用・使用することができず、保安を維持することに約定(甲第 3 号証(甲第 12 号証の 17 及び乙第 6 号証と同じ))した。原告会社はチョン・ガプリョルに以上の約定に従ってマンションを提供し、5 億ウォンを支給した。

・2000. 5. 29. 頃、チョン・ガプリョルとパク・ジンスは上記の 1999. 1. 20. 付の約定の内容を具体化し、チョン・ガプリョルの原告会社に対する貢献度を補償する形で原告会社の株式をチョン・ガプリョルに支給する問題等について互いに交渉したが、両側の意見が平行線をたどり、結局失敗した。従って、チョン・ガプリョルは 2000. 6. 頃、原告会社を退職し、2000. 7. 10. 被告会社を設立して代表理事に就任した。

・一方、チョン・ガプリョルは原告会社に勤務していた 2000. 4. 頃、当時原告会社が生産していたバックエレクトレットコンデンサーマイクロフォン(Back-type Electret Condenser Microphone、以下、「BECM」という)の製造工程に関する資料を部下の従業員らから CD に移して報告することを求め、これの提出を受けてから本人の家に保管していたが、パク・ジンスから刑事告訴され、捜査を受ける過程でその CD が発見・押収された。その CD には別紙第 4 目録記載の内容の BECM 製造工程の一部に関する内容が盛り込まれていた。

・チョン・ガプリョルは、2000. 7. 10. に被告会社を設立した後、現在まで原告会社の生産品と同種類の BECM を製造・販売している。

ロ. 法的争点

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第3号(二)目に規定された「契約関係等によって営業秘密を秘密として維持しなければならない義務がある者」の範囲

・営業秘密の保護期間及びその判断基準

・勤労者の退職後の営業秘密の維持期間を過度な長期間に定める場合、経済的弱者である勤労者の職業選択及び営業の自由を制限し、競争の制限による不当な独占状態をもたらす恐れがあるため、営業秘密の保護期間は、勤労者の退職時点を基準に1年に定めることが相当であると見た事例

#### ハ. 判示事項

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第3号(二)目に規定された契約関係等によって営業秘密を秘密として維持しなければならない義務がある者」には、明示的な文言による秘密維持約定を締結した場合だけでなく、人的信頼関係の特性等に照らして信義則上又は黙示的にそのような義務を負担することに約定したと見るべき場合も含まれる。

・営業秘密が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律によって保護される時間的範囲は、侵害行為者が侵害行為によって公正な競争者より有利なスタート、時間の節約という不当な利益を取らないようにすることで、公正かつ自由な競争を保障するために必要な時間的範囲内で制限される必要があり、その範囲を定めるにおいては、営業秘密である情報の内容、営業秘密の保有者によるその情報取得に所要された期間と費用、営業秘密の維持にかかった努力と方法、侵害者やその他公正な競争者が独自開発や逆設計等の合法的方法によってその技術情報を取得するに必要とされる時間、侵害者が従業員である場合には、使用者との関係において勤務期間、担当業務や職位、営業秘密へのアクセス度、営業秘密保護に関する内規や約定、従業員だった者の生計活動及び職業選択の自由と業活動の自由、知的財産権の一種であって存続期間が定められている特許権等の保護期間との比較、その他弁論に表れた当事者の人材・物的施設等を考慮して合理的に決定しなければならない。

・勤労者の退職後の営業秘密の維持期間を過度な長期間に定める場合、経済的弱者である勤労者の職業選択及び営業の自由を制限し、競争の制限による不当な独占状態をもたらす恐れがあるため、営業秘密の保護期間は、勤労者の退職時点を基準に1年に定めることが相当であると見た事例

#### 二. 解説

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第3号(二)目に規定された「契約関係等によって営業秘密を秘密として維持しなければならない義務がある者」には明示的な文言による秘密維持約定を締結した場合だけでなく、人的信頼関係の特性等に照らして信義則上

又は黙示的にそうした義務を負担することに約定したと見るべき場合も含まれる。

・勤労者の退職後の営業秘密の維持期間を過度な長期間に定める場合、経済的弱者である勤労者の職業選択及び営業の自由を制限し、競争の制限による不当な独占状態をもたらす恐れがあるため、営業秘密の保護期間は、勤労者の退職時点を基準に1年に定めることが相当である。

キーワード：営業秘密を秘密として維持しなければならない義務、営業秘密保護期間

### 3. 日本

(1)大阪地方裁判所 2004. 5. 20. 平成 14 年(ワ)第 3030 号、平成 15 年(ワ)第 230 号<sup>20</sup>

#### イ. 事実関係

・原告は各種昇降機の製造、販売、補修点検及び代理店の業務等を業とする株式会社であり、被告会社は昇降機の販売、設計、施工及び補修管理等を業とする有限会社である。なお、被告 A は被告会社の取締役である。

・原告が補修点検等の請負業務を被告に委託する内容の委託契約を 1998 年 8 月に締結し、2002 年 2 月に被告は本件の契約の解除を申請した。その後、原告は被告が営業秘密を侵害して委託契約に基づく競合禁止に違反して原告に損害を与えたという旨で提訴した。

#### ロ. 法的争点

・原告は、被告が委託契約に基づく業務上の機密を保護しなければならない義務に違反した。原告の顧客情報は、有用性、非公知性、秘密管理性が認められる営業秘密であり、被告は原告の営業秘密を不正使用し、被告の営業秘密使用によって損害が発生したと主張した。

・被告は、原告の営業秘密としての顧客情報ではなく、独自に収集した顧客情報を使用した。契約終了後に原告の顧客に営業行為をした事実は、本件の委託契約書の内容に反しない。顧客情報を営業秘密として特定していなかったため営業秘密に該当せず、よって営業誹謗行為をしなかったと主張した。

<sup>20</sup> 営業秘密保護センター (<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>) の海外判例のの日本編から抜粋

## ハ. 判示事項

・原告と被告の間に委託契約を締結した事実は認められるが、「業務上の機密」の使用に関する条項はなく、「業務上の機密」に対して具体的に何を指しているのかが明確ではない。これに照らすと、本件の顧客名簿を記載した顧客名簿等の取り扱いについて合意がなされたものと見ることはできない。

・被告会社に委託していた顧客情報は、原告の事務所において保管していたが、同帳簿は、事務担当者の机の上に置かれており、事務所に人がいない場合にはドアを施錠する方法で管理されていた。この点を踏まえると、本件の顧客情報は、客観的に秘密であることが認識された状態で管理されていたと見ることはできない。しかし、被告会社は営業活動において原告の信用を害する虚偽事実を原告の顧客に告知することで原告の営業上利益を侵害し、本件の委託契約中に原告の顧客に直接被告会社と補修点検等の請負契約を締結するように勧誘した行為は違法である。

## 二. 解説

・営業秘密の要件として、秘密管理性が認められるためには、当該情報の保有者が秘密として管理する意思を有することはもちろん、これが部外者と従業員が客観的に認識できる程度で管理が行われていなければならない。

キーワード：秘密管理性、営業秘密を秘密として維持しなければならない義務、営業秘密保護期間

(2)大阪地方裁判所 2002. 7. 30. 平成 14 年(ワ)第 162 号、判決<sup>21</sup>

## イ. 事実関係

・原告は製粉及び食料品の加工販売を行う会社で、被告はパイ・シュークリーム(以下、「パイシュー」)を販売する株式会社である。原告は、被告との契約を通じて被告に対してパイシューを製造・販売することになった。

・原告は、パイシューの製造のため、訴訟外会社の「レオン社」の機械を導入し、技術指導を受けた。しかし、原告は「日本製粉」から「ミスタードーナツ店用のパイシュー生地」の製造を依頼され、被告のパイシューを製造した時と同一の製造ラインを導入した。被告は、原告との間で技術秘密維持に関する協約を締結したが、以降に製造委託契約を解除する旨の

<sup>21</sup> 営業秘密保護センター(<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>)の海外判例のの日本編から抜粋

通知をし、原告の生地販売の代金支払いを拒絶した。よって、原告は販売代金の支払いの拒絶に対して損害賠償を請求した。

#### ロ. 法的争点

・原告は、被告の営業秘密は当該機械製造会社の季刊誌に記載された配合比率と同一であり、これを秘密として管理してもいなかったため、営業秘密に該当しない、被告が営業秘密であると主張する温度等について、我々の製造工程は相当の幅がある範囲差があるため、両社は同一でない。従って、被告の情報を使用したことではない。

・営業秘密を漏洩してはならないという義務は認めるが、当該情報は公然と知られていた情報であって、これを守る義務がない。被告は製造委託契約を一方的に解除し、合理的な理由もなく商品代金の支払いを拒否しているが、このような不法行為による損害を賠償しなければならぬと主張した。

・被告は、被告が他社のために我々の営業秘密を有する製造ラインを設置したことは、不正競争に該当する、原告が使用したパイシューは、同一の製造工程を使用したものであり、製造の時に使用する温度も同一なものと思われる。従って、我々の営業秘密を使用したものである。原告との製造委託契約において、原告は第3者の依頼について、パイシューを製造してはいけないという信義則上の競業禁止義務を負担すると主張した。

#### ハ. 判示事項

・被告が主張する営業秘密を検討すると、当該配合比率は「レオン社」の季刊誌に当該レシピが掲載されていたし、「レオン社」が当該情報を常連先に配布した点が明らかになったことから、当該情報が非公知性を充足する営業秘密であると見ることはできない。従って、被告が主張する営業秘密が成立しない状況で、このような技術を使用したのは、営業秘密を使用したものと見ることができず、不正競争を構成するものでもない。また、原告が本人の生地を製造する時、被告固有のパイシューに関する秘密情報を使用したということとはできず、そのような秘密情報を第3者に公開又は漏洩したという証拠もない。

・信義則上の競業禁止義務の違反について、原告と被告社間の合意に従うとき、秘密維持義務は被告独自のパイシュー以外のパイシューについて義務を負わないということが確認できる上、これは原告が被告独自のパイシュー以外の商品については製造・販売も可能であると解釈するに値する。

・また、原告の支払い拒絶による被害とこれによる損害賠償の請求について、原告は被告との合意に反しておらず、当該販売代金の債務不履行が確認できたが、このような履行遅滞に対する損害賠償は債務不履行の金額以上の損害が発生したことを立証しても賠償を請求す

ることは不可能であるといえる。よって、被告は原告の請求金額ではなく、4191万6376円及びこれに対して2002年1月5日から支払完了まで年6分の比率で金源を支払わなければならない。

## 二. 解説

・既に公知されている情報は、営業秘密を構成せず、これは不正競争が不成立する根拠となる。信義則及び競争禁止義務の違反の有無に関する判断は、当該当事者間の合意及び約定によって終局的な判断ができる。

キーワード：競争禁止業務、営業秘密を秘密として維持しなければならない義務

(3)東京地方裁判所 1999.12.7.昭和60年(ワ)第4131号<sup>22</sup>

### イ. 事実関係

・原告乃至原告の前身に該当する会社が紙幣印刷機を開発して、これに関わるノウハウを所持していたが、国である被告に対して紙幣印刷機を販売する過程で、自身の名義で売渡したのではなく、第三者の会社を通じて売却した。

・しかし、紙幣印刷機の製品の設置等は売渡人ではなく原告側が実際に行い、原告側と被告の間では数十台に上る紙幣印刷機の一括購入以降も頻繁な技術交流が行われた。被告は一括購入時、若しくはそれ以降の適期の納品がなかった事情が発生すると、国内の会社から紙幣印刷機を買収した。

### ロ. 法的争点

・原告は契約名義者が異なるだけで、被告が本件の印刷機を購入したのは原告又はその前身に該当する会社からであり、本件の印刷機は原告側が製造したものであって、被告が指定する工場内に設置、納品した者も原告側であり、印刷機の設置、納品のための協議時に原告側の従業員が同席したり、契約締結のための交渉に関わっており、本件の印刷機数十台を持続的に購入した以降、被告と原告側の間では人材乃至技術的交流が続いた。従って、黙示的に締結された契約上の秘密維持義務を負担する。

・本件の売買の目的物が銀行券等の印刷機であること、購入者が国の通貨を発行する権限を有する機関であること、偽造防止の観点から技術情報の秘密を保有する必要性が強いこと等の特殊性によって、契約書が作成されなかったとしても当然被告が購入した印刷機に関する

<sup>22</sup> 営業秘密保護センター (<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>) の海外判例のの日本編から抜粋

秘密の技術情報に対して守秘義務を負うという契約が成立したものと見るべきだと主張した。

- ・被告は、被告が売買契約を締結した相手方は、原告ではない第3者の会社で、本件の印刷機の売買契約において、特定の技術情報を秘密として保護しなければならないことを契約名義者にも被告にも指示したことがなく、交渉したこともなかった。

- ・特殊な事情があったとしても、原告は売渡を担当した第3の会社に対しても秘密に関する指示等をしたことがなく、秘密維持義務に関する合意をしたこともなく、秘密管理の要件を欠いているため、信義則によって当然被告が秘密維持義務を負担するとはいえない。印刷機の発売以降、数十年が経過しており、同様の内容が論文でも発表されることを踏まえると、経験上の技術情報は陳腐化及び技術常識化していると主張した。

#### ハ. 判示事項

- ・原告側が被告に本件の印刷機と説明書等を渡したことによって、本件の印刷機に含まれた何らの技術情報を公開したものと追認されるが、それだけでは売買契約に基づいて当然秘密維持契約まで締結したと認めることはできず、売渡人が秘密漏洩を防止するためには、目的物の譲渡等に先立って、包括的又は具体的に特定された情報を公開しないように特約を締結することで、買収人にその趣旨の義務を負わせることが必要であり、そのような特約を締結しない限り、売渡人は買収人に対してその目的物に含まれた技術情報を第3者に公開することを禁じることはできない。黙示的な契約が締結されたと見るには、販売者側に秘密の技術情報がノウハウとして留保されていることを前提に交渉が進行されたことを伺わせるような事情が認められず、技術情報が秘密として管理・保護されている事情も見られない。

- ・信義則を認めるに足りる特殊性をもっては、当事者関係であるとしても、本件の印刷機に含まれた技術情報は、秘密として維持管理したという点を認めることができず、信義則による秘密維持義務を認めることができない。

#### 二. 解説

- ・信義則による秘密維持義務の認定は最後の砦である。売渡人の立場からすると、必ず契約書に秘密維持義務を記載しなければならない。不可避な事項によって営業秘密の保有者が第3者の名義で技術を譲渡する場合であっても、必ず関連当事者全員から秘密維持義務契約を締結しなければならない。

キーワード：営業秘密を秘密として維持しなければならない義務、秘密維持義務契約

(4)大阪地方裁判所 1998. 12. 22 平成 5 年(ワ)第 8314 号<sup>23</sup>

#### イ. 事実関係

・原告会社は、フッ素樹脂のライニング処理がされたタンクの製造について不正競争防止法上の営業秘密に該当する技術ノウハウを有しており、被告らは原告会社の従業員として営業秘密の維持及び 5 年間競業をしないという契約を締結した。

・被告は原告会社を退職する過程で、原告の従業員らを被告会社に大量集団移籍させ、被告会社は原告会社との競合行為によって原告から原告タンクの受注と取引先の相当の取引を奪った。

#### ロ. 法的争点

・原告は、訴状における特定は被告の防御権行使に必要とされる最小限のものであれば十分であり、被告 c は、原告の元従業員であると同時に製造課長だったため、本件のノウハウの内容について被告らは把握していた。つまり、本件のノウハウの内容を訴状記載及び変更を通じて主張することは時期に遅れた攻撃方法には該当しない。 .

・退職後に即時競合行為を開始した場合には、退職後 5 年を経過しても本件の契約書に基づく競合禁止の不作为義務が存続する。さらに、被告 a は原告の専務理事、被告 b は営業課長、被告 c は製造課長だったため、信義則上退職後にも競合禁止義務を負うと主張した。

・被告は第 5 回の口頭弁論期日後の準備書面において順次目録を変更し、主張する営業秘密の内容をより具体的に特定した原告の弁論は適期に遅れたものであるため、棄却されるべきであると主張した。

・退職後の競合禁止条項は、それが認められる場合であっても合理的であり、最小限のものである必要があるが、本件の契約書には従業員に一律的に退職後 5 年という長期間に渡りつつ、地域も限定せずに競合禁止義務を賦課するものであるため、従業員の職業選択の自由を害すると主張した。

#### ハ. 判示事項

・被告らは競合禁止義務の存在自体について争っているが、万が一、当該義務の存在が認め

---

<sup>23</sup> 営業秘密保護センター (<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>) の海外判例のの日本編から抜粋

られる場合であっても、本件の場合、被告らは既に原告会社から退職しており、本件の口頭弁論の終結時には既に5年が経過した時点であったため、上記の競合禁止合意の効力を検討することもなく、これ以上競合禁止義務に基づいた禁止を求めることはできないといえる。

・本件の契約書に基づく競合禁止の約定は、その対象が極めて広範囲であること、場所の制限がなく、期間があまりにも長期間であること、対象の措置がなかったり、不十分であること等を考慮すると、営業秘密の公開、使用禁止以上に競合禁止を認めるに足りる合理性を欠いており、公序良俗に反して無効であると認めるに相当する。

## 二. 解説

・退職後の競合を禁止する約定は、できるだけ具体的でなければならず、これに対する補償がある程度伴わなければならない。そうでない場合には、職業の自由との比較較量上、競合禁止の期間に対して法院は各種の競合禁止に関する法律の規定を踏まえて2年以下で認める可能性が高い。

キーワード：競業禁止業務、営業秘密を秘密として維持しなければならない義務
--------------------------------------

## 4. 米国

(1) *Bimbo Bakeries USA, Inc. v. Botticella*, 613F.3d102

### イ. 事実関係

・原告 Bimbo は、米国内の製パン業界の4大企業の一つである。Bimbo とその系列会社は、全国においてパン商品を生産・流通する。被告 Botticella は、既に製パン業界の経験があった。彼は Bimbo の役員として営業秘密情報にアクセス、獲得が可能であった。Bimbo に在職中、Botticella は、Bimbo と 2009 年 3 月 13 日頃、「秘密維持、競争禁止、発明承継約定」を締結した。

・製パン業界で Bimbo の競合会社の一つである Hostess が Botticella に副会長の職を提案し、彼をこれを受け入れて 2010 年 1 月から勤務を開始した。彼は Bimbo に対して数カ月間彼の計画を公開せず、彼が Hostess の提案を受け入れた以降も Bimbo の営業秘密にアクセスした。

・よって、原告は被告を相手に営業秘密侵害停止の訴を提起し、競合会社への転職を禁止する予備的差止命令を申請した。地方法院はこれを認容し、被告は抗告した。

## ロ. 法的争点

- ・原告側は、被告 Botticella が競合会社 Hotsess の転職提案について報告したことがなく、転職を決めた後も営業秘密にアクセス・取得したと主張した。
- ・被告側は転職禁止でなくても、営業秘密の公開禁止を通じて救済ができると主張した。

## ハ. 判示事項

- ・被告は原告の営業秘密にアクセスし、保存装置にコピーしたため、営業秘密を使用した事実が認められる。また、地方法院において転職禁止を判断したのは、裁量権の濫用に該当しない。

## 二. 解説

- ・本事案では、営業秘密を公開するという約定をしていなくても、予備的差止命令が認められると判断した判決に意義がある。

キーワード：営業秘密公開、予備的差止命令、転職禁止

## (2) Bondpro Corp v. Siemens Power 463F. 3d702

### イ. 事実関係

- ・原告 Bondpro Corporation は、それぞれの材料を組み立てて製品を製造する小規模の会社である。被告 Siemens power generation, Inc は、電気発電機を製造する。原告は U 型模様の断熱材料にしわが除去されるものを開発した。
- ・2001 年、Bondpro の Scott Wang は、Siemens に雇用された材料エンジニアである Mark Miller にその過程について説明した後、試演して見せた。交渉を通じて彼らは営業秘密の維持に関する内容についてのみ締結した。
- ・特許庁は Siemens の出願を拒絶し、Siemens はその工程を全く利用しなかった。Bondpro ももちろん、Siemens に見せるための試演以外には利用しなかった。

### ロ. 法的争点

- ・原告 Bondpro 側は、被告 Siemens が営業秘密を不正取得したと主張した。
- ・被告 Siemens 側は、原告の営業秘密は特許出願によって既に公衆に公開されたため、営業

秘密に該当しないと主張した。

#### ハ. 判示事項

・まず、営業秘密に該当するか否かが争点となった。本事案では、特許出願によって既にその工程が公開されたため、公衆に知られた営業秘密はそれ以上営業秘密に該当しないと判断した。

・原告 Bondpro は、Siemens を初め従業員、顧客、供給先と秘密維持約定に対して協議したため、秘密維持に向けた合理的な努力を行った事実は認められる。

#### 二. 解説

・本事案では、営業秘密が既に公衆に公開されているのであれば、非公知性という要件に該当しないため、営業秘密に該当しないと判断した。従って、営業秘密として保護を受けるためには、非公知性の要件も考慮しなければならないことを示した判決に意義がある。

キーワード：営業秘密を秘密として維持しなければならない義務、非公知性

(3)United States v. Krumrei, 258F.3d535

#### イ. 事実関係

・本事案は、被告(控訴人)Krumrei が営業秘密の所有者の競争者に営業秘密を権限なく伝えたという理由から経済スパイ法(Economic Espionage Act)18U. S. C. § 1832 (a) (2) の違反について起訴された事案である。

・1990年代半、Wilsonart がカールプレートのラミネート連結面をコーティングする新しい工程を開発した。Wilsonart は、Vactec 会社と契約し、新しい工程の研究、開発、実験をサポートした。

・Vactec の所有者である Robert Amis は、Federal Industrial Service, Inc を雇用し、工程を試すために必要な装備であるコーティング機の準備を手伝った。被告 Krumrei は、Federal 社に勤め、Amis を手伝ってコーティング機を用意した。

・Wilsonart は、技術と事業情報を保護するために、金銭的支援と努力を注いだ。Amis と Wilsonart は、Amis によって行われた業務に関する秘密維持のために、口頭契約を締結した。その約定は、以降に書面をもって締結された。雇用後、被告は営業秘密にアクセスすることができた。

・1996年初め、被告はWilsonartの競合会社であるCSR Limitedと連絡を取り、CSRのコンサルタント職を提案し、CSRをこれをWilsonartに連絡して同提案についてアドバイスした。Wilsonartは会社保安法の違反によって調査を始め、被告にアクセスするためにKen Taylorを雇用した。彼らは相談を行い、被告は営業秘密をTaylorに350,000USドルで販売するよう提案した。結局、両方はハワイで対面し、その間、被告はWilsonartの工程に関する営業秘密情報を公開した。

・被告は、経済スパイ法上の「営業秘密」の定義が曖昧であると主張し、起訴の却下を求めたが、地方法院はこれを拒絶した。よって、被告が控訴した。

#### ロ. 法的争点

・原告側は、経済スパイ法(Economic Espionage Act)18U.S.C. § 1832(a)(2)が抽象的であると判断するためには、被告が具体的な事実関係に適用された法規が抽象的であることを立証すべきであると主張する。しかし、原告側は、事実関係を見ると被告は彼の行為が禁止されていたことを知っており、従って、被告に適用された法規は抽象的ではないと主張している。

・それに対し、被告(控訴人)Krumreiは、経済スパイ法(Economic Espionage Act) 18 U.S.C. § 1832(a)(2)が抽象的であると主張した。

#### ハ. 判示事項

・法院は、法規が「合理的」又は「非合理的」という単語を利用しているため、単純に抽象的であることだけで無効にならないと判断した。被告がその営業秘密情報を販売する行為が不法的であると知っていたため、その法令は被告に対して適用されるにおいて合憲的であるとした。

#### 二. 解説

・本事案は、被告が自身に適用される刑事法規が抽象的であるとして控訴した判決である。法規が抽象的であるか否かを判断するためには、被告が具体的事実関係に適用された法規が抽象的であるという事実を立証する必要があると示した判決に意義がある。本事案においては、既に被告の当該行為が禁止された行為として不法的であるという事実を知っていたため、当該法令は、被告に対して合憲であると判断したのである。

キーワード：営業秘密を秘密として維持しなければならない義務、営業秘密侵害、経済スパイ法

(4)Dicks v. Jensen, 768A.2d1279

#### イ. 事実関係

・原告 James Dicks が被告 Cary Jensen 及 Brenda Jensen の請求によって略式判決を言い渡した Windham Superior Court の判決に控訴した事案である。

・原告 James Dicks は、Dover において Mount Snow という宿泊施設を所有している。冬以外には、その宿泊施設は高齢者グループのバスツアー事業に依存している。バスツアー産業は、その地域のホテルの持ち主の間では競争的な事業になっており、ツアーグループに対して集客行為をする。

・1991年、原告は被告 Cary Jensen と Brenda Jensen を宿泊施設の運営のために雇用契約を行わずに雇用了。彼らは宿泊施設のバスツアーの広告・集客・運営をした。宿泊施設を訪れるツアーグループを維持するため、高齢者ツアーグループのリストに大量のメールを送った。その大量のメールはあまりにも反応がなかったため、被告らは追加して電話の集客行為を直接行い、広報資料を送った。

・被告らはその宿泊施設を辞め、1997年に Autumn Inn という競合の宿泊施設をオープンした。被告らは宿泊施設の顧客に連絡し、原告側の宿泊施設の定期顧客に対して集客行為を行った。11のうち9人の予約は、従来の宿泊施設の予約を取り消し、被告の宿泊施設に改めて予約した。

・よって、原告は、被告らが宿泊施設の顧客リストを不正取得したと主張し、Vermont Trade Secret Act の違反で提訴した。

#### ロ. 法的争点

・原告側は、宿泊施設の顧客リストを不正取得したと主張した。また、被告らが Mount Snow の顧客に対して集客行為を行い、信義誠実の義務と信義則に違反したと主張した。

・被告側は、宿泊施設の顧客リストは既に公開されているものと主張した。

#### ハ. 判示事項

・本事案において、原告側は顧客リストが営業秘密であるという事実について何らの措置を取った記録がないと見た。原告は、何らの書面/口頭の約定も締結しなかった。顧客の名前は隠されたものではなく、全従業員が利用可能なものであった。従って、宿泊施設の顧客リストは営業秘密に該当しないと判断した。

## 二. 解説

・本事案においては、営業秘密であるか否か判断するため、単純な顧客リストであるか否かを中心に判断しなかったことに意義がある。営業秘密には、技術上の情報以外に顧客情報も盛り込まれるということである。但し、営業秘密に該当するためには、営業秘密の維持に向けた合理的な措置も必要であると示唆した点で本判決に意義がある。

キーワード：顧客リスト、営業秘密管理性、秘密維持

## 第2条 定義(第2条第4号)

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条、第4条
日本	不正競争防止法第2条
米国	

### 2. 韓国

(1) ソウル地方法院 1999. 10. 8. 言渡 99 ガ合 41812 判決

#### 判示事項

・シャネル社ではない他人が韓国インターネット情報センターにおいて chanel.kr というドメインネームを登録し、「シャネル・インターナショナル」というホームページを立ち上げ、各種のアダルト用品とランジェリー等を通信販売する行為は、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律上の「営業主体の混同行為」に該当すると見て、シャネル商標のインターネットホームページとドメインネームの登録使用の禁止、シャネルのドメインネームの登録抹消を認める判決を言い渡した。

キーワード：インターネットドメイン、登録抹消

(2) ソウル地方法院 1999. 11. 24. 99 カ合 2819 決定

#### 判示事項

・インターネットを通して電子製品を販売してきた himart.co.kr は、家電製品の流通業者の需要者に広く認識されている HI-MART の商号と類似しており、一般取引社会において商品の出所に関する混同の恐れがあるため、使用できないとして使用禁止仮処分決定を言い渡した。

キーワード：使用禁止仮処分

### 3. 日本

www. jaccs. co. jp の事件

#### 判示事項

・全国規模の分割購入、販売の斡旋等を主な事業としている原告 X(株式会社ヅヤツグヌスは、1976 年からヅヤツグスを商号に登録して使用してきた。JACCS は、営業標識として全国的に周知・著名であった。一方、簡易組立トイレの販売及びレンタル業をしている被告 Y(有限会社日本海ペクト)は、1998 年 5 月 26 日、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターから www. jaccs. co. jp というドメイン名を割り当てられた。被告 Y は、同年 9 月頃に上記のドメイン名にアクセスできるホームページを立ち上げ、そのホームページの画面には「ようこそ、JACCS のホームページへ」というタイトルの下に「取扱上」、「NIPPON KAISYO. INC」等のリンクが表示されており、このリンクの画面に被告 Y が取り扱う商品の販売広告が載せられていた。その後、ホームページ画面の「JACCS」の下に「ジェイエーシーエス」と表示し、なお、「JACCS」は、特定の起業家支援集団の略称(Japan Associated Cosy Cradle Society)を意味すると明らかにした。よって、原告 X は、被告 Y を不正競争防止法の違反を理由にして被告 Y のドメイン名及び本件のホームページの「JACCS」表示の使用禁止を請求する訴を法院に提起した。法院は、同事件の判決において、原告 X の請求代表「JACCS」が原告 X の営業標識としての著名さを認めた上、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に基づいて、本件のドメイン名及びホームページの JACCS 標識の使用禁止をいずれも認めた。

キーワード：ドメイン、営業標識

## 第3条 国旗・国章等の使用禁止

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第3条
日本	不正競争防止法第16条、第17条
米国	

### 2. 韓国

(1) 大法院 1999. 12. 7. 言渡 97 フ 3289 判決

#### イ. 事実関係

・登録商標(1991. 4. 1. 出願 1992. 8. 7. 登録、第 246078 号)は、米合衆国空軍の公式旗章である認容標章と羽根の模様を使用した。

#### ロ. 法的争点

・商標法第7条第1項第1号所定の「工業所有権保護に向けたパリ条約加盟国の勲章・褒章・旗章」が我が国において保護を受けるための要件

#### ハ. 判示事項

・工業所有権の保護に向けたパリ条約第6条の3は、パリ条約加盟国の国家旗章、監督用又は証明用の公共の記号若しくは印章又は政府間国際機構の旗章等の保護に関する規定であり、実際において上記の国家旗章、監督用又は証明用の公共の記号若しくは印章等は、その他加盟国が必ず知っているとは見ることができないため、同条第3項(a)は、パリ条約の加盟国がその他加盟国に対し、自国の国家旗章(但し、国家の旗章は除く)等の保護を受けたい場合には、国際事務局を通じてその当該加盟国に通知することを義務付ける内容を規定しており、商標法第7条第1項第1号は、ほとんど上記のようなパリ条約第6条の3に規定された事項を立法化したものであって、上記の商標法規定所定の「工業所有権の保護に向けたパリ条約加盟国勲章・褒章・旗章」が保護を受けるためには、パリ条約第6条の3第3項(a)の規定に基づいて、その保護対象である旗章等が国際事務局を通じて我が国に通知されるべきである。

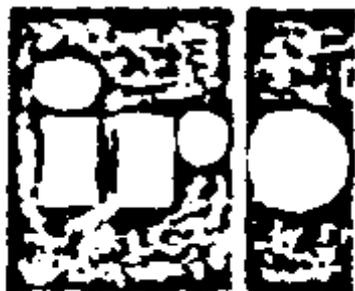
## 二. 解説

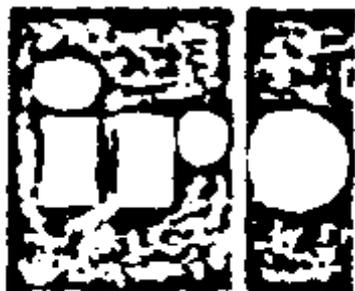
・工業所有権の保護に向けたパリ条約第6条の3は、パリ条約加盟国の国家旗章、監督用又は証明用の公共の記号若しくは印章又は政府間国際機構の旗章等の保護に関する規定であり、実際において上記の国家旗章、監督用又は証明用の公共の記号若しくは印章等は、その他加盟国が必ず知っていると見ることはできないため、同条第3項(a)は、パリ条約の加盟国がその他加盟国に対し、自国の国家旗章(但し、国家の旗章は除く)等の保護を受けたい場合には、国際事務局を通じてその当該加盟国に通知することを義務付ける内容を規定しており、商標法第7条第1項第1号は、ほとんど上記のようなパリ条約第6条の3に規定された事項を立法化したものであって、上記の商標法規定所定の「工業所有権の保護に向けたパリ条約加盟国勲章・褒章・旗章」が保護を受けるためには、パリ条約第6条の3第3項(a)の規定に基づいて、その保護対象である旗章等が国際事務局を通じて我が国に通知されるべきである。

キーワード：工業所有権の保護に向けたパリ条約、パリ条約加盟国、勲章・褒章・旗章

(2)大法院 1991.8.9. 言渡 90フ2263 判決

### イ. 事実関係



・  のように構成された国際難民機関(International Refugee Organization)の略称である「IRO」と類似した商標を登録した。

### ロ. 法的争点

・旧商標法(1990.1.13.法律第4210号に改正される前のもの)第9条第1項第1号所定の「著名な国際機関」の意義

・国際難民機関(IRO)が著名な国際機関であると判断した原審決の法理誤解による審理不十分の違法があるとして破棄した事例

## ハ. 判示事項

・旧商標法(1990. 1. 13. 法律第 4210 号に改正される前のもの)第 9 条第 1 項第 1 号の立法趣旨に照らした時、上記の条項所定の「著名な国際機関」とは、原則的に商標登録の査定当時に存在していた機関であって、その組織や活動状況等によって国際的に広く知られることが求められ、既に以前廃止されて上記の査定当時に活動しない場合には、これに該当しないと見るべきである。

・国際難民機関が国際連合の傘下機構として商標査定の際にも存続し、その組織や営業活動の範囲が国際的に広く知られているか否か等を把握しないまま、その略称である「IRO」が英語辞書等にも記載されている国際連合の重要な参加機関であるとの事由のみで著名な国際機関であると判断した原審決の法理誤解による審理不十分の違法があると見て破棄した事例

## 二. 解説

・「著名な国際機関」とは、原則として商標登録査定の際に存在した機関であって、その組織や活動状況等によって国際的に広く知られている必要がある上、既に以前廃止されて上記の査定当時に活動しなかった場合には、これに該当しない。

キーワード：国際機構、著名な国際機関、商標法第9条第1項第1号
---------------------------------

## 第4条 不正競争行為等の差止請求権等

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条
日本	不正競争防止法第3条
米国	

### 2. 韓国

(1) 大法院 2013. 6. 27. 言渡 2011 다후 97065 判決

#### イ. 事実関係

・原告標章である「ORACLE」、「오라클」等は、「オラクル」と呼ばれ、原審

判示の被告標章である「uracle 유라클」、「유라클」等はその要部である「ユラクル」に呼ばれる両標章の呼称においては、相互類似性があると主張した。

#### ロ. 法的争点

・対比される商標の間に類似した部分があっても、一般的な取引実情等を総合的・全体的に考慮して、需要者が商品の品質や出所に関して誤認・混同する恐れがない場合、商標使用禁止が請求できるか否かの判断(消極)及び上記の法理がサービス標と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ロ)目で定めた営業標識においても同様に適用されるか否かの判断(積極)

・商標法第65条及び不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条に基づく差止請求を認めるか否か判断する基準の時期(=事実審の弁論終結の当時)

・「ORACLE」、「오라클」等の標章を使用する甲株式会社が「uracle 유라클」

「유라클」等の標章を使用する乙株式会社に対して標章使用禁止を求めた事案で、取引

実情等を総合的・全体的に考慮する時、上記の標章は一般需要者や取引者に対し、そのサービスや営業の出所について誤認・混同を与える恐れがないと判断した事例

#### ハ. 判示事項

・商標の類似性の判断は、その外観・呼称及び観念を客観的・全体的・離隔的に観察してその指定商品の取引において一般需要者や取引者が商標に対して感じる直観的認識を基準にして、その商品の出所に関して誤認・混同する恐れがあるか否かによって判断しなければならないため、対比される商標間に類似した部分があったとしても、当該商品を巡る一般的な取引実情、つまり、市場の性質、需要者の財力や知識、注意の程度、専門家であるか否か、年齢、性別、当該商品の属性と取引方法、取引場所、事後管理の有無、商標の現存及び使用状況、商品の周知の程度及び当該商品との関係、需要者の日常言語生活等を総合的・全体的に考慮し、取引社会において需要者らが具体的・個別的には、商品の品質や出所について誤認・混同する恐れがない場合には、類似商標といえないため、そのような商標使用の禁止を請求することができず、このような法理はサービス標及び不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」という)第2条第1号(ロ)目で定めた営業標識においても同様である(大法院 1996. 7. 30. 言渡 95 フ 1821 判決、大法院 2011. 12. 27. 言渡 2010 ダ 20778 判決等を参照)。一方、商標法第65条及び不正競争防止法第4条に基づく差止請求を認めるか否かの判断は、事実審の弁論終結の当時を基準にしなければならない(大法院 2008. 11. 13. 言渡 2006 ダ 22722 判決、大法院 2009. 6. 25. 言渡 2009 ダ 22037 判決等を参照)。

#### 二. 解説

・商標の類似性の判断のときは、諸事情と取引実情等を総合的・全体的に考慮しなければならない。

キーワード：商標、位置商標、識別力(最小3個)

## 第5条 不正競争行為等に対する損害賠償の責任

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第5条
日本	不正競争防止法第4条
米国	

### 2. 韓国

(1) ソウル東部地方法院 2007. 5. 18. 言渡 2006 ガ合 15289 判決

#### イ. 事実関係

・原告は、母の亡訴外1の後を次ぎ、兄の亡訴外2と共に(訴外2の死後には甥の訴外3と共に)ソウル市中区五壮洞90-10において「五壮洞感興冷麺」という商号で冷麺専門店を営んでいる。

・上記の「五壮洞感興冷麺」店は、亡訴外1が1955年頃に上記の場所で営業を開始して以来、現在まで家業として継がれてきているが、伝統的な感興式冷麺の独特な味として各種日刊紙や雑誌等に数回紹介されるなど、北朝鮮で生まれ育った人々はもちろん、ソウルの一般市民にも広く知られていた。

・そして、亡訴外2は1983. 1. 13. に「五壮冷麺屋」について、1993. 12. 6. に「五壮」及び「五壮麺屋」について各特許庁にサービス標としての登録を済ませた。

・一方、被告1は1997. 8. 28. に特許庁に「五壮洞感興麺屋」というサービス標を登録し、まだ法人設立に至っていなかった「(株)五壮洞感興冷麺」の名義で「(株)五壮洞感興冷麺チェーン事業部」という名称を使い、各地の冷麺店舗を相手に「伝統によって信頼も異なります。五壮洞感興冷麺は、多年間の経営ノウハウを背景に…」、「感興冷麺は、冷麺本家の味を披露し…」等の広告フレーズを使用して五壮洞感興冷麺のチェーン店を募集した。

・よって、亡訴外2は、1998. 9. 頃に被告1に対してソウル地方法院東部支院に98カ合4391号をもって不正競争行為中止仮処分申請を行い、上記の法院から「被告1は、その営業に関

連して「五壮洞感興冷麺」という名称又はその名称を含むフレーズを使用してはならず、広告宣伝物及び取引書類等に上記の名称を使用したり広告・宣伝してはならず、被告1が保管している上記の名称を表示した広告宣伝物及び取引書類等に対する被告1の占有を解消し、訴外2が委任する執行官にその保管を命じて、同執行官は上記の各命令の趣旨を適切した方法によって公示しなければならない」という旨の仮処分決定を言い渡された。

・ところが、被告1は、①1998. 3. 26. に特許庁に「五壮洞感興冷麺」フレーズに山の模様の図案を組み入れた別紙第2目録記載の標識を出願して、1999. 3. 22. に登録番号第444747号で商標登録を行い、②1998. 3. 10. に特許庁に上記の標識を出願して1999. 4. 16. に登録番号第54571号でサービス標の登録を行った。

・また、被告2は2006. 7. 11. 被告1から上記のサービス標に関して専用使用権の設定を受け、被告3株式会社は「五壮洞感興冷麺水原王カルビ」の名称をもって各地の冷麺店舗に対して「やがて真の大儲け事業がやってきました！韓国で一番おいしく、着実に好まれてきた食べ物-冷麺、その中でも五壮洞感興冷麺は長い間冷麺の代名詞として定着しつつあり…、■50年間受け継がれてきた味と品質の秘法を伝授…、45年伝統の味…」等の広告フレーズを使用して五壮洞感興冷麺のチェーン店を募集した。被告4株式会社も「五壮洞感興冷麺水原王カルビ」の名称で各地の冷麺店舗に対して「長い伝統を受け継いできた五壮洞感興冷麺の奥深い味と水原王カルビの柔らかくて香ばしい味わいをお客様に認めていただきました。5つの成功法則を全て公開します！！第一！長い伝統の味は誰にも模倣できません！第二！五壮洞感興冷麺ならではの調理法をいずれも伝授！…」等の広告フレーズを使用して五壮洞感興冷麺のチェーン店を募集した。

・「五壮洞感興冷麺」は、原告の営業標識として周知性を獲得した標識であるが、上記の標識と同一類似の別紙第2目録記載の標識及び「五壮洞感興冷麺水原王カルビ」という標識を使用してチェーン店の募集営業をすることは不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争防止法」という）第2条第1号（ロ）目所定の不正競争行為に該当するため、被告らを相手に①上記のような不正競争行為の禁止と、②それによる損害賠償として300,000,000ウオンの支払及び③上記の不正競争行為によって失墜した営業上の信用を回復するための措置として、別紙第1目録記載の解明書を請求趣旨と同様の方法で掲載することを求める。

#### ロ. 法的争点

・一般需要者に対し、他人の商品と混同を起こさせたり、他人の営業上の施設や活動と混同させて利益を得る目的で商標権を取得した場合、商標法に基づく適法した権利の行使であると認めることができるか否かの判断（消極）

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条に基づく差止請求権の対象になる不正

競争行為の要件として不正競争行為者の「不正な目的」や「故意・過失」が求められるか否かの判断(消極)

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第5条に基づく損害賠償責任を認めるにおいて求められる不正競争行為者の故意の内容(=違法行為に対する認識)

・結合商標の類似性の判断基準

・周知性を獲得した「五壮洞感興冷麺」の商号と同一類似した「五壮洞感興冷麺」という商号を商標及びサービス標に登録して使用したことは、他人の営業上の施設や活動と混同させかねない不正競争行為に該当し、上記の商号をもって各地でチェーン店を募集・運営する行為は直接的な競争関係が認められるため、他人の営業上利益を侵害する恐れがあると見て、上記の不正競争行為の禁止とそれによる損害賠償の責任を認めた事例

#### ハ. 判示事項

・商標権は基本的に私的財産権の性質を持つが、その保護範囲は必然的に社会的制約を受けるといえるが、商標の登録が自己の商品をその他業者の商品と識別させる目的で行ったのではなく、一般需要者に対して他人の商品と混同させたり、他人の営業上の施設や活動と混同させて利益を得る目的で形式上の商標権を取得した場合には、商標の登録出願自体が不正競争行為を目的とすることになり、たとえ権利行使の外形を備えていたとしても、これは商標法の悪用又は濫用になるため、商標法に基づく適法した権利の行使であると認められない。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ロ)目及び第4条の規定によると、同法上の差止請求権の対象となる不正競争行為の成立には、商法上の商号権の侵害の場合と同様の「不正な目的」や不正競争行為者の「故意・過失」は要件ではない。

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第5条による損害賠償責任を認めるためには、故意又は過失による不正競争行為をすることが求められるが、ここでいう故意は、不正競争行為の意図や他人の営業に対する侵害意思までを含むのではなく、違法行為に対する認識を意味するのである。

・文字と文字又は文字と図形が結合された商標は原則的に商標の構成全体を比較して類似性の判断を行う必要があるが、結合商標においては、常に必ずその構成部分の全体の名称、又は模様によって呼称、観念されるものではなく、各構成部分を分離して観察すれば、自然に感じられない程度に不可分的に結合されていない限り、その構成部分のうち一部のみによって簡略に呼称・観念される場合もあり、そのうちの一つの称号・観念が他人の商標と同一又は類似していると認められるとき、両商標は類似性が認められる。

・「五壮洞感興冷麺」という国内の一定地域の範囲内で取引者や需要者間で冷麺専門店を表

示する営業標識として広く知られ、周知性を獲得した商号と同一類似している「五壮洞感興冷麺」の商号を商標及びサービス標に登録して使用したのは、他人の営業上の施設や活動と混同させる不正競争行為に該当し、たとえ他人の営業所在地に営業所を開設しなかったとしても、上記の商号をもって各地においてチェーン点を募集・運営する行為は、直接的な競合関係が認められ、他人の営業上利益を侵害する恐れがあると見て、上記の不正競争行為の禁止とそれによる損害賠償責任を認めた事例(認定金額：2千万ウォン)である。

## 二. 解説

・周知性を獲得した「五壮洞感興冷麺」の商号と同一類似した「五壮洞感興冷麺」という商号を商標及びサービス標に登録して使用した行為は、他人の営業上の施設や活動と混同させる不正競争行為に該当し、上記の商号をもって各地にチェーン店を募集・運営する行為は、直接的な競争関係が認められ、他人の営業上の利益を侵害する恐れがある。

キーワード：他人の商品と混同、不正な目的や故意・過失、不正競争行為者の故意

## 第6条 不正競争行為等によって失墜した信用の回復

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第6条
日本	不正競争防止法第14条
米国	

### 2. 韓国

(1) 大法院 2008. 2. 29. 言渡 2006 다후 22043 判決

#### イ. 事実関係

・日本の日光猿軍団は、猿が教室等において人間の団体生活を真似する公演を通じて世界中に知られ、1997年頃から番組、新聞等を通じて国内において「日本の日光猿学校」又は「日本猿学校」等の名前で数回に渡って上記の公演内容が紹介された事実、その結果、「猿学校」といえば、日光猿軍団の猿公演を認識する程度に広く知られてきた事実、原告は、日光猿軍団を運営する日本の有限会社モンキープロモーションと 2001. 9. 20. 頃に名称の独占使用等を内容とする提携契約を締結して 2001. 6. 8. 頃に猿学堂等を、2002. 3. 22. 猿学校等をそれぞれ商標出願する等、2002年9月頃まで猿学校と類似した18の名称について商標出願をした事実、原告は 2002. 1. 19. 頃には上記のモンキープロモーションと猿公演事業に関する調印式を行ったが、上記の事実は国内マスコミを通じて知られただけでなく、その後に国内マスコミにおいて原告が全羅北道扶安郡で猿学校の公演場を開場する、及び日光猿軍団の猿公演事業が国内に進出する趣旨の内容が数回に渡って報道された上、原告の猿公演事業が「国内初又は国内唯一の猿学校」として数回放送局のバラエティー番組等を通じて紹介されていた事実、原告は 2002. 6. 29. 頃に日光猿軍団で公演している猿12匹を含む100匹余の猿を輸入してきて、全羅北道扶安郡において面積39,670㎡、建坪3,966㎡、公演場の面積2,975㎡の猿公演場1棟等の規模を備えた猿公演施設等をオープンした事実、被告1、2、3(以下、「被告1等」という)は、2003. 9. 9. から 2003. 10. 19. まで大田中区沙亭洞山39-1所在の大田動物園で「大韓民国猿学堂」という標識を使用して猿に人間の学校生活を真似するようにする内容の猿公演(以下、「この事件の公演」という)を進め、大田動物園を運営・管理する被告

大田広域市都市開発公社(以下、「被告「大田都市開発公社」という)は主管者として、被告大田文化放送株式会社(以下、「被告大田文化放送」という)は主催者としてそれぞれこの事件の公演に関わった。

#### ロ. 法的争点

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ロ)目の他人の営業であることを示した標識が国内に広く認識されているか否かの判断基準
- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条に基づく差止請求認定の有無の判断時点(=事実審の弁論終結時)
- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第5条に基づく損害賠償請求と同法第6条に基づく信用回復請求の認定有無の判断時点(=侵害行為時)
- ・猿公演事業を示す営業標識である「猿学校」が侵害行為の当時、国内において周知性を獲得したと認められないと判断した事例

#### ハ. 判示事項

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」という)第2条第1号(ロ)目において他人の営業であることを示した標識が国内で広く認識されているかどうかは、その使用期間、方法、態様、使用料、営業範囲等とその営業の実情及び社会通念上、客観的に広く知られているか否か等が基準となり(大法院 2001. 9. 14. 言渡 99 ド 691 判決、大法院 2005. 11. 25. 言渡 2005 ド 6834 判決等を参照)、不正競争防止法第4条に基づく差止請求を認めるか否かの判断は、事実審の弁論終結当時を基準にし(大法院 2004. 3. 25. 言渡 2002 ダ 9011 判決等を参照)、不正競争防止法第5条に基づく損害賠償の請求を認めるか否か及び同法第6条に基づく信用回復請求を認めるか否かの判断は侵害行為の当時を基準にしなければならない。

#### 二. 解説

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第4条に基づく差止請求の認定有無の判断時点は、事実審の弁論終結時である。

キーワード：他人の営業であることを表示した標識、差止請求認定有無の判断時点、信用回復請求認定有無の判断時点

## 第 10 条 営業秘密侵害行為に対する差止請求権等

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 10 条
日本	不正競争防止法第 3 条
米国	

### 2. 韓国

(1) 大法院 1998. 2. 13. 言渡 97 다후 24528 判決

#### イ. 法的争点

- ・ 営業秘密侵害行為禁止の目的及び禁止期間の判断基準
- ・ 営業秘密保護期間が事情によって延長できるか否かの判断(消極)

#### ロ. 判示事項

・ 営業秘密侵害行為を禁止するのは、侵害行為者が侵害行為によって公正な競争者より有利なスタート乃至時間の節約という優越な位置に立って、不当に利益を取らないようにし、営業秘密の保有者にそのような侵害がなかったのであれば、元にあるべき位置に戻らせることにその目的があるため、営業秘密侵害行為の禁止は公正かつ自由な競争の保障及び人的信頼関係の保護等の目的の達成に必要とされる時間的範囲内に制限されるべきであり、その範囲を定めるにおいては営業秘密である技術情報の内容と難易度、営業秘密の保有者が技術情報の取得にかけた期間と費用、営業秘密の維持に投じた努力と方法、侵害者やその他公正な競争者が独自の開発や逆設計等の合法的方法によってその技術情報を取得するに必要とされる時間、侵害者が従業員(退職した場合を含む)である場合には、使用者との関係においてそれに従属して勤務した期間、担当業務や職位、営業秘密へのアクセス程度、営業秘密保護に関する内規又は約定、従業員だった者の生計活動及び職業選択の自由と営業活動の自由、知的財産権の一種として存続期間が定められている特許権等の保護期間との比較、その他弁論で示された当事者の人材・物的施設等を考慮し、合理的に決定しなければならない。

- ・ 営業秘密が保護を受ける時間的範囲は、当事者間において営業秘密が秘密として存続する

期間であるため、その期間の経過により営業秘密は当然消滅し、それ以上秘密でなくなると見るべきであり、その期間は退職後に不正な目的の営業秘密侵害行為がない平穩・公然とした期間のみを指す、又はその起算点は退職後の新しい約定があったとき、若しくは営業秘密侵害行為が最後に行われたときである、又は営業秘密の侵害停止の期間中に営業秘密を侵害する行為をした場合には、侵害期間の分、禁止期間も延長されるべきであるとは見ることができない。

#### ハ．解説

・営業秘密侵害行為を禁止するのは、侵害行為者が侵害行為によって公正な競争者より有利なスタート乃至時間の節約という優越な位置に立って、不当に利益を取らないようにして、営業秘密の保有者にそのような侵害がなかったのであれば、元にあるべき位置に戻らせることにその目的があるため、営業秘密侵害行為の禁止は公正かつ自由な競争の保障及び人的信頼関係の保護等の目的の達成に必要とされる時間的範囲内に制限されるべきであり、その範囲を定めるにおいては営業秘密である技術情報の内容と難易度、営業秘密の保有者が技術情報の取得にかけた期間と費用、営業秘密の維持に投じた努力と方法、侵害者やその他公正な競争者が独自の開発や逆設計などの合法的方法によってその技術情報を取得するに必要とされる時間、侵害者が従業員（退職した場合を含む）である場合には、使用者との関係においてそれに従属して勤務した期間、担当業務や職位、営業秘密へのアクセス程度、営業秘密保護に関する内規又は約定、従業員だった者の生計活動及び職業選択の自由と営業活動の自由、知的財産権の一種として存続期間が定められている特許権等の保護期間との比較、その他弁論で示された当事者の人材・物的施設等を考慮し、合理的に決定しなければならない（大法院 1996. 12. 23. 言渡 96 ダ 16605 判決を参照）。

キーワード：営業秘密侵害行為禁止の目的、禁止期間、営業秘密保護期間

(2) 大法院 1997. 6. 13. 言渡 97 ダ 8229 判決

#### イ．事実関係

・原告会社は 1978 年、韓日両国のダイヤモンド工具専門生産会社が合弁会社として設立した会社であって、長い間従業員の海外研修等を通じて先進技術を導入する一方で、地道なオリジナル技術の開発により、石材の研磨・切断・加工のためのダイヤモンド鋸(Diamond Saw)のチップ(Tip)を製造する工程中、結合剤(Bond)の成分と配合比率、金属粉末の比重、加熱温度と加熱時間及び加える圧力の程度等に関して、一般に知られておらず、また、独立した経済的価値を有する技術的な営業秘密(ノウハウ)の保有に至った事実、原告会社はこうした営業秘密のうち中核技術を文書化してそのアクセスを制限する方法で管理する一方で、1992

年 8 月頃には被告イ・ドンス等を含むほぼ全従業員との間で退職後 3 年までは、上記の製造技術に関する情報及び原告会社において職務中に知得した営業秘密を活用したり、漏洩せず、同機密を使用する、又は使用しようとする同種の組織に勤務できないようにする内容の会社機密保護契約を締結した事実、被告イ・ドンスは 1982 年 4 月に営業社員として原告会社に入社し、1983. 3. 21. から原告会社の生産部署に勤務してから約 10 回の海外技術研修を受けた。1993. 1. 25. に品質経営部長に昇進してからは、原告会社の工業用ダイヤモンド工具の生産に必要な全般的な技術を総括した。1993 年 3 月頃に原告会社を退職し、生産部署で共に勤務したが、彼を追って退職した被告パク・ジェヨン、ハン・ギョンス、ユン・ヨンセ等と共に同年 9. 9. に被告会社を設立した事実、その後原告会社の生産 2 部の品質管理課長として在職していた被告ペ・ヘシクも同年 10. 16. に退職した後、ここに合流したが、被告会社は同年 12. 31. 頃からダイヤモンド鋸等原告会社の製品と同種のダイヤモンド工具を生産・販売し始めた事実、よって、原告会社は被告イ・ドンス等が原告会社の勤務中に知った営業秘密を利用して上記の製品を生産するという理由で 1994. 4. 11. 被告イ・ドンスを相手に仁川地方法院 94 カ合 1107 号で不正競争行為禁止仮処分申請をした結果、上記の申請事件が継続していた同年 8. 25. 被告らは原告の主張を全て認め、過ちを詫びながらこれ以上原告の営業秘密を侵害せず、これに違反した場合には、連帯して損害賠償として 50,000,000 ウォンを支払うことに約定した事実、しかし、被告会社は上記のような合意以降も依然として同種類のダイヤモンド工具を続いて製造・販売していた。

#### ロ. 法的争点

・退職した従業員による営業秘密侵害行為について、会社との間に侵害行為の停止及び違反時の損害賠償約定金を定めた合意がなされた場合、その合意書の解釈上、退職した従業員に対する競業禁止義務を認めたことが職業選択の自由を保障した憲法の規定に違反しないと判断した事例

#### ハ. 判示事項

・会社がダイヤモンド工具の製造工程において、一般的知識又は機能といえない特殊な技術上の秘密情報を持っており、このような秘密情報は、一種の客観化した知的財産であるため、退職従業員の営業秘密侵害行為について会社との間に侵害行為の停止及び違反時の損害賠償約定金を定めた合意がなされた場合、その合意書の内容を会社の営業秘密を知得する立場にあった従業員に対し、退職後に秘密維持義務乃至競業禁止義務を認めるものと解釈することが職業選択の自由に関する憲法規定に反しないと判断した事例

#### 二. 解説

・原告会社がダイヤモンド工具の製造工程において一般的知識又は機能といえない特殊な技術上の秘密情報を持っており、このような秘密情報は、一種の客観化した知的財産であると

いえるため、これを保護するために原告会社の営業秘密を知得する立場にあった被告イ・ド  
ンス等に対し、退職後に秘密維持義務乃至競業禁止義務を認めたとして、上記の合意書の解  
釈が職業選択の自由に関する憲法規定に違背すると見ることはできない。

キーワード：退職従業員、競業禁止業務、秘密維持義務

## 第 11 条 営業秘密侵害に対する損害賠償の責任

## 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 11 条
日本	不正競争防止法第 4 条
米国	

## 2. 韓国

(1) 釜山高等法院 1997. 1. 9. 言渡 95 ナ 4056 判決

判示事項

・「被告会社が盗用した原告会社の上記の数値制御式深孔加工機の製作技術は、上記の開発経緯、開発に所要される期間及び所要資金、そしてそれに対する国内の技術開発の程度等に照らすと、原告会社の営業活動の基礎となる重要な情報として独立した経済的価値を有する営業秘密であるといえる。被告会社は、その設計図面等をコピーして持ち出す等の行為によって原告会社の営業秘密である上記の製作技術を盗用し、原告会社の製品と類似した各種深孔加工機を生産することで、上記の営業秘密を不法的に侵害したといえるため、被告会社はその侵害行為によって原告会社が被った損害を賠償する責任があるといえることができる」

キーワード：商標、位置商標、識別力(最小 3 個)

(2) 大法院 1996. 11. 26. 言渡 96 ダ 31574 判決

イ. 事実関係

・原告は 1971. 頃、セギ化学工業社(以下、便宜上「セギ化学」という)を立ち上げ、化工薬品を製造してきたが、1983. 頃に湯船、船舶、ボタン、家具等の製造に使われる不飽和ポリエステル合成樹脂の硬化剤(以下、「硬化剤」という)を生産するため、同年 7. 28. 商工部から技術導入契約の認可を得て、同年 8. 23. 日本の三建化工株式会社との間に上記の会社から硬化剤の 1 種であるメチルエチルケトンペルオキシド(Methyl Ethyl Ketone Peroxide、以下、「MEKPO」という)の製造標準、設備、設計基準等の技術を導入して 5 年間独占的に使用することにする等の技術導入契約を締結した事実、原告は上記のような技術導入契約を締結した後に導入された製造標準、設備、設計基準等の技術を利用して機械設備の設置を安山市

に所在している訴外のハンリプジーエール(G.L)株式会社に依頼したが、上記の会社は三建化工株式会社の硬化剤製造設備を見学して機械設備の設置方法を身に付けた後、三建化工株式会社から設計図面を交付され、昌原市にセギ化学の硬化剤生産工場を建立し、製造機械の設置方法及び設計図面は営業の秘密に属する事項であるため、設計図面の返還はもちろん、知得した秘密を第3者に流出しないという覚書を作成して原告に交付した事実、一方、硬化剤の生産過程は希釈剤のD.M.Pと過酸化水素及び触媒剤を反応器に投入、攪拌しながらメチルエチルケトンを反応器に投入して反応させ、反応が終わると攪拌を停止し、それから精製ろ過器を通じて不純物をこした後、調整管に送り、希釈剤とメタノールを投入して比重を一定に作り、希釈させた後に梱包する順番で製造されるが、硬化剤の生産技術は初めて開発された1960年頃以来、1980年代半に至っては、比較的汎用化した技術として、一般的に硬化剤の基礎的の化学構造式は冊子等を通じて広く知られており、化学専攻者であれば4年乃至5年程度生産に関われば、一人でも生産できる製品であるが、市場性のある高品質の製品を生産することは難しく、生産技術の水準を決定する因子のうち最も重要なのは、触媒剤の選択によって生産業者の間でも触媒剤に関する事項は秘密とされている事実、セギ化学は技術導入及び技術研修に助けられ、被告を硬化剤生産の総責任者に任命し、日本の丸善商社を通じて輸入してきた日本の東北化学工業株式会社が生産したリン酸ソーダを触媒剤として使用し、引き続き研究開発によってMEKPOの硬化剤を生産し、株式会社ミウォン、株式会社高麗化学、株式会社愛敬化学等に独占的に供給する等、我が国の硬化剤市場の約90%を占めてきた。

#### ロ. 法的争点

- ・1991.12.31.付の改正不正競争防止法の施行前に取得した営業秘密を同法施行後に使用する行為が同法に抵触されるか否かの判断(消極)及びその行為が違法行為であるものと認められるための要件

- ・営業秘密侵害行為によって財産権が侵害された場合の上記資料の認定要件

#### ハ. 判示事項

- ・不正競争防止法(1991.12.31.法律第4478号に改正されたもの、1992.12.15.施行)付則第2項によれば、改正不正競争防止法の施行前に営業秘密を取得した者が同法の施行後にこれを使用する場合には、同法に抵触されないことが明白であって、このように不正競争防止法に抵触されない行為が信義則上の営業秘密維持義務の違反である等の理由によって違法行為に当たるためには、それが違法な行為であると見るべき特別な事情がなければならない。

- ・一般的に他人の不法行為等によって財産権が侵害された場合には、その財産的損害の賠償によって精神的苦痛も回復されると見るべきであるため、営業秘密侵害行為によって営業売上高が減少した結果、被った精神的苦痛を慰謝する義務があるというには、財産的損害の賠

償によって回復できない精神的損害が発生したという特別な事情があって、営業秘密の侵害者がそのような事情を知っている、又は知っているべきである。

## 二. 解説

・一般的に他人の不法行為等によって財産権が侵害された場合には、その財産的損害の賠償によって精神的苦痛も回復されると判断すべきあり、財産的損害の賠償によって回復できない精神的損害が発生すれば、これは特別な事情による損害であって、加害者がそのような事情を知っている、若しくは知っていた場合に限りその損害に対する慰謝料が請求できるのである(大法院 1992. 5. 26. 言渡 91 ダ 38334 判決、1994. 12. 13. 言渡 93 ダ 59779 判決等を参照)。

キーワード：営業秘密、営業秘密侵害行為、精神的損害
---------------------------

## 第 12 条 営業秘密保有者の信用回復

## 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 12 条
日本	不正競争防止法第 14 条
米国	

## 2. 韓国

(1) 憲法裁判所 1991. 4. 1. 言渡 89 憲マ 160 全員裁判部

### イ. 事実関係

・請求人の株式会社東亜日報社(以下、東亜日報社という)は、日間新聞及び月刊雑誌である女性東亜等の定期刊行物を発行する新聞社であり、請求人キム・ビョングァンは、東亜日報社の代表理事兼上記の女性東亜の発行人であり、請求人クォン・オギは上記の女性東亜の主幹、請求人ヒョン・ダンは上記の女性東亜の記者である。

・請求外キム・ソンヒは、上記の女性東亜の 1988 年 6 月号に掲載された記事が自身の名誉を毀損したという理由で、1988. 7. 18. に請求人らを相手にソウル/民事地方法院に損害賠償及び民法第 764 条に基づく謝罪広告を請求するこの事件に関する訴訟を提起した。

・請求人らは上記の訴訟で、民法第 764 条について、名誉棄損の場合に謝罪広告を命じることができるようにしたものであれば、これは憲法に違反するという理由で憲法裁判所法第 41 条第 2 項に基づく違憲提請を申請したが(ソウル民事地方法院 89 カ 33299 事件)、ソウル民事地方法院は 1989. 7. 10. に上記の違憲提請申請を棄却した。請求人らは同月 15. に上記の棄却決定の送達を受け、同月 24. に憲法裁判所に上記の民法第 764 条について、憲法裁判所法第 68 条第 2 項に基づく憲法訴願を請求した。

### ロ. 法的争点

- ・民法第 764 条と良心の自由及び人格権の侵害有無
- ・民法第 764 条の解釈と「質的一部違憲」の主文が採択された事例

### ハ. 判示事項

・民法第 764 条が謝罪広告を含む趣旨であれば、それによる基本権制限において、その選択された手段が目的に適合していないだけでなく、その程度も過剰して比例の原則が定めた限界を離れたものであって、憲法第 37 条第 2 項に基づいて正当化されないものであり、憲法第 19 条に違反されると同時に憲法上保障される人格権の侵害に至ることになる。

・民法第 764 条「名誉回復に適切な処分」に謝罪広告を含むことは憲法に違反するとの意味は、同条所定の処分に謝罪広告が含まれないとってからこそ憲法に違反されないということであり、これは同条のように不確定概念になっている、又は多義的な解釈可能性がある条文について限定縮小解釈を通じて得られた一定の合意的意味を明らかにしたものであり、その意味を超えた拡大は即時憲法に違反するため採択できないという意味である。

## 二. 解説

・民法第 764 条が謝罪広告制度を含む趣旨であれば、それによる基本権の制限においてその選択された手段が目的に適合していないだけでなく、その程度も過剰して比例の原則が定めた限界を離れるものであって、憲法第 37 条第 2 項に基づいて正当化されないため、憲法第 19 条に違反すると同時に憲法上に保障される人格権の侵害に至ることになるといえる。その場合、民法第 764 条が同条所定の「名誉回復に相当した処分」に謝罪広告を含ませるものであれば、同規定は、憲法に違反するほかない。言い換えれば、民法第 764 条は同条所定の「名誉回復に相当した処分」に謝罪広告が含まれないとってからこそ、憲法に違反しない。これは、民法第 764 条のように不確定概念になっている、又は多義的な解釈可能性がある条文について、限定縮小解釈を通じて得られた一定の合憲的意味を明らかにしたものであり、その意味を超えた拡大は即時憲法に違反するため採択できないという意味である(当裁判所 1989. 7. 21. 言渡、89 憲マ 38 決定を参照)。

キーワード：良心の自由、謝罪広告、名誉回復

(2) ソウル地方法院 1999. 9. 10. 言渡 98 ガ合 109742 判決

### 判示事項

・「被告は、同事件の判決確定日から 3 カ月内に朝鮮日報・東亜日報・毎日経済新聞の経済面の広告欄に別紙記載の解明書を横 13cm、縦 18cm の規格で、題目を 32 級新明朝体の活字、原告及び被告の名称を 20 級ゴシック体の活字、本文を 14 級の新明朝体の活字にして、各 1 回ずつ掲載せよ」と次のとおりの別紙を添える。

・[別紙解明書]漂白剤を製造・販売している当社がこれまで使用した漂白剤の容器は、国内で広く認識されている原告会社オキシシーの漂白剤「オキシークリーン(OXYCLEAN)」の用意と

類似したものであって、当社が上記のような容器を使用することは、「不正競争行為」に該当するとして、原告会社が当社を相手に提起した不正競争行為禁止訴訟において 1999. 9. 10. に原告会社が勝訴判決を言い渡された事実があります(被告会社の代表理事)」。

キーワード：謝罪広告、名誉回復

## 第 14 条 時効

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 14 条
日本	不正競争防止法第 15 条
米国	

## 2. 韓国

(1) 大法院 1996. 2. 13. ザ 95 マ 594 決定

### イ. 事実関係

・被申請人会社が申請人会社の営業秘密を利用して申請人会社が生産したスピンプックフィルターと類似したフィルターを生産・販売するために、会社を設立した。

### ロ. 法的争点

・不正競争防止法第 10 条第 1 項所定の営業秘密侵害行為の禁止及び予防請求権の消滅時効の起算点

### ハ. 判示事項

・民法第 166 条第 2 項の規定に基づくと、不作為を目的とする債権の消滅時効は違反行為をした時から進行するという点及び不正競争防止法第 14 条の規定内容等に照らして見ると、不正競争防止法第 10 条第 1 項が定める営業秘密侵害行為の禁止又は予防が請求できる権利の場合、その消滅時効が進行するためには、一旦侵害行為が開始されなければならない、ひいては営業秘密の保有者がその侵害行為によって自己の営業上の利益が侵害されたり、侵害される恐れがある事実及び侵害行為者について知る必要がある。

・被申請人会社が申請人会社の営業秘密を利用して申請人会社が生産したスピンプックフィルターと類似したフィルターを生産・販売するために会社を設立したとしても、そのような事情だけでは被申請人会社を設立した時点で即時侵害行為が開始されたと断定できないため、被申請人会社が設立された時から即時消滅時効が進行されたと見ることはできない。

### 二. 解説

・民法第 166 条第 2 項の規定に基づくと、不作為を目的とする債権の消滅時効は、違反行為をした時から進行するという点及び上記の不正競争防止法第 14 条の規定内容等に照らして見ると、不正競争防止法第 10 条第 1 項が定めた営業秘密侵害行為の禁止又は予防が請求で

きる権利の場合、その消滅時効が進行されるためには、一旦侵害行為が開始されなければならない、ひいては営業秘密の保有者がその侵害行為によって自己の営業上の利益が侵害されたり、侵害される恐れがある事実及び侵害行為者について知る必要がある。

キーワード：予防請求、消滅時効

(2) ソウル地方法院南部支院 1995. 2. 22. 言渡 94 ガ合 3033 判決

#### イ. 事実関係

・インクを使用する筆記具は、インクの質が最も重要で、インクの質はインク製造のために使用される各種化工薬品の種類とその薬品の造成比率及び造成方法(以下、インク等の製造方法という)によって決められるため、筆記具製造会社にとっては、このようなインク等の製造方法が最も重要な経営要素になり、よって、原告会社は就業規則第9条に「従業員は在職中はもちろん、退職後でも会社の機密を厳守して営業方針を漏洩してはならない」と規定しているだけでなく、従業員の入社時に原告会社の業務上機密等を漏洩しないという誓約を受ける。

・京畿道安山市にある原告会社の筆記具製造工場は、研究所と生産ラインが分離されており、研究所内にはインクに関する各種実験及びその製造をしており、生産ラインでは、インクが注入された芯を受けて製品を完成するため、研究所内の研究室で勤務する者以外にはインク等の製造方法について決して取り扱うことができない上、別個の建物1棟の中に設置されている上記の研究所には、本部長乃至常務級所長1名の下に3つの研究室(第1研究室：油性インク、第2研究室：水性インク、第3研究室：プラスチック樹脂)とインク製造作業場及びサンプル保管所があり、各研究室は室長(課長)1人、係長1人、主任1人の研究員と2人余の社員級の研究補助員で構成され、その担当分野の実験を行い、実験及び試作品生産の結果は、研究室長が直接研究所長に報告して、研究所長が代表理事に報告する時にも報告過程における資料漏洩を防ぐために、インク原料の造成方法に関するデータは除外して報告し、代表理事もこれについて知るためには直接研究所に来なければならない、上記の報告資料は、各研究室のキャビネットに研究室長の責任下で保管され、様々の実験結果のうち生産適格品として選ばれて生産されたり、生産中にある400種余のインク等の製造方法に関するデータノートは、1部だけ作成してその表紙には秘密表示をして研究所長が彼の机に施錠装置を付けて保管しており、各研究室に勤務する者は、その他研究室で実験する内容が分からないようになっているだけでなく、各種インクの製造には、非常に多い原料を極めて精密に配合しなければならないため、これを単純暗記することも難しい。

・各研究室長は、当日製造しなければならないインク等の種類によって研究所長室でデータ

ノートに記載されているインク等の製造方法を研究所長の目の前で「製造ノート」に記載し、作業場においてインク等を製造するが、通常第1研究室長が油性インクの製造ノートと水性インクの製造ノートを統合監督するので、上記の作業段階において油性及び水性分野のインク造成データを全て入手することができる。

・原告会社は常時警備員が8人いて工場と研究所を見回り、研究所の出入口と作業場の出入口に「関係者以外立入厳禁」という表示をしており、研究所自体の秘密管理規定が別途に存在することではないが、研究所内の勤務者以外の従業員は、決して研究所に出入することができず、各研究室の従業員もその他研究室に所属された従業員と各自の実験内容について自由な討論をすることもできず、窓は全て窓格子が取り付けられていて各研究員毎に実験の結果を記載した「研究ノート」を持っているが、このノートとその内容を盛り込んだコンピューターディスク等磁器テープを外部に流出することができない。退職又は他業務に転職する際には、研究員が所持していたノート、メモ、テープ、ディスク等一切を研究所長に返還しなければならず、インク製造のために研究室長が記載した「製造ノート」は、インク製造の終了直後にこれを研究所長に返却し、関連事業のために所持しているとしても6カ月前には返却しなければならず、研究所長は市中に流通されたインクに問題点が見つかった場合、その製造日付とロット(lot)番号を確認して製造ノートに記載された原料配合比率を改善するために、これを自身のキャビネットに1年間保管した後、直接焼却廃棄処理する。

・原告会社は、別紙第1目録記載の技術情報(以下、この事件のインク等の製造方法という。主に原料となる約10品の化工薬品の種類、製品及び色による薬品の造成比率と造成方法が数字と英語のアルファベット等の文字で精密に表現・構成されているが、このようなインク等の製造方法によってようやく別紙第2目録第(1)項記載の各製品が製造されるものであるため、この事件の判決では不正競争防止法が追及する営業秘密保護の趣旨を活かすためにこの事件のインク等の製造方法を特定するにおいて別紙第1目録の記載方法、ひいてはこの事件ノートの実際の記載内容と同じく具体的に示す方法は避けることにする)の開発には短ければ2年、長ければ32年の時間と多大な人材・物的施設を投入しており、原告会社の年間合計売上高は、約60,000,000,000ウォン程度であるが、このうち、原告会社がこの事件のインク等の製造方法を利用して生産した別紙第2目録第(1)項記載の各製品の売上高は、年間約45,000,000,000ウォン程度であり、品目比率では90%以上を占める等、実質的には原告会社の営業基盤を成している。

#### ロ. 法的争点

- ・不正競争防止法第2条第3号(イ)目、(二)目所定の営業秘密侵害行為を認めた事例
- ・営業秘密侵害による使用及び公開禁止の期間
- ・判決における営業秘密特定に関する事例

## ハ. 判示事項

・インク等の製造方法が公然と知られておらず、その開発に長い時間と費用、努力が所要されただけでなく、独立した経済的価値があり、相当な努力によって秘密として維持されているが、会社在职中にその製造方法をノートに記載しておき、高額の給料と上位の職位を条件で競合関係にある他社に入社して短期間で類似したインク等を開発させた事案について、不正競争防止法第2条第3号(イ)目、(二)目所定の営業秘密侵害行為を認めた事例。

・営業秘密侵害行為を禁止させることは、侵害行為者がその侵害行為によって公正な競争者より優越な位置に立って不当に利益を取らないようにし、営業秘密の保有者が元のあるべき位置に復旧させることにその目的があるため、使用及び公開の禁止は、その他公正な競争者が営業秘密の侵害行為がなかったのであれば、独自開発や逆設計等の合法的方法によってその製造方法を取得するにかかったはずの相当な期間に制限する必要がある。

・主に原料が約10品の化工薬品の種類、製品及び色による薬品の造成比率と造成方法が数字と英語のアルファベット等の文字で精密に表現・構成されているインク等の製造方法について、判決において特定するにおいて不正競争防止法が追及する営業秘密保護の趣旨を活かすために「いつからいつまで在职中に知得し、あるノート1冊に記載しておいたある製品の製造方法に関する技術情報」程度にして、ひいてはそのノートの実際の記載内容と同じく具体的に示すことを避けた事例

## 二. 解説

・不正競争防止法が追及する営業秘密保護の趣旨を活かすために「いつからいつまで在职中に知得し、あるノート1冊に記載しておいたある製品の製造方法に関する技術情報」程度にして、ひいてはそのノートの実際の記載内容と同じく具体的に示さなければならず、このノートは廃棄しなければならない。

キーワード：営業秘密侵害行為、営業秘密侵害による使用及び公開禁止期間、営業秘密 特定
---

## 第14条の2 損害額の推定等

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 14 条の 2
日本	不正競争防止法第 5 条
米国	

## 2. 韓国

(1) 大法院 2007. 4. 12. 言渡 2006 다후 10439 判決

### イ. 事実関係

・被告が 1997. 9. 頃から 1999. 3. 18. 頃までの間に被告が生産した時計とイヤリング等装身具の商品に、原審判示の別紙第 5 目録記載の商標(以下、「被告の商品標識」という)を付着して、これを販売した。

### ロ. 法的争点

・氏名の結合からなる商品標識の場合、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号に定める商品標識の類似性の判断方法

・氏名を基にした商標の登録出願が不正競争行為を目的とするものと認められる場合

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 14 条の 2 第 5 項の施行前に発生した不正競争行為に関する訴訟において、法院が上記の規定を適用して損害賠償額が算定できるかどうかの判断(積極)

・付帯上告が提起できる時限(=上告理由書の提出期間の満了時)

### ハ. 判示事項

・ある商品標識が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号でいう国内に広く認識されている他人の商品標識と類似しているか否かは、両商品標識を外観、呼称、観念等の点から全体的・客観的・離隔的に観察して取引実情上、一般需要者や取引者が両商品標識について感じる認識を基準にして判別しなければならず、各構成部分を分離して観察することが取引上自然ではないと思われる程度に不可分に結合されていると認められない「文字と文字又は文字と図形等が結合された商品標識」は、常にその構成部分の全体によって呼称・観念されるのではなく、「独立して自他の商品の識別機能ができる部分」のみで簡略に呼称・観念されることができ、1つの商品標識において2個以上の呼称や観念が生じる

場合、そのうち一つの呼称・観念が他人の商品標識と同一又は類似している時には、両商品標識は全体的に見て類似しているといえるし、氏名の結合からなる商品標識の場合であってもその理は同様である。

- ・商標権の登録が自己の商品を他人の商品と識別させる目的で行ったことではなく、国内において広く認識されて使用している他人の商品標識と同一又は類似した商標を使用して一般需要者又は取引者に他人の商品と混同させて利益を得る目的で形式上の商標権を取得するものであれば、その商標の登録出願自体が不正競争行為を目的とするものであり、氏名を基にした商標を登録出願した場合であってもその理は同様である。

- ・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条の2第5項の規定は、2001.2.3.法律第6421号に改正された法律においてようやく新設された条項ではあるが、改正法律の付則(2001.2.3.)にて上記の規定に関して別途の経過規定を設けていない点、上記の規定は損害賠償の成立要件に関するものではなく、損害額の算定方法に関するものであって、損害が発生したことは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難である場合、その損害額の立証を容易にするために設けられたことに過ぎない点等を踏まえると、改正された不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の施行前に発生した不正競争行為に関する訴訟の場合であっても法院は上記の法律第14条の2第5項を適用することができる。

- ・付帯上告が提起できる時限は、控訴審における弁論終結時に対応する上告理由書の提出期限の満了時までである。

## 二. 解説

- ・ある商品標識が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号でいう国内に広く認識されている他人の商品標識と類似しているか否かは、両商品標識を外観、呼称、観念等の点から全体的・客観的・離隔的に観察して取引実情上、一般需要者や取引者が両商品標識について感じる認識を基準にして判別しなければならず、各構成部分を分離して観察することが取引上自然ではないと思われる程度に不可分に結合されていると認められない「文字と文字又は文字と図形等が結合された商品標識」は、常にその構成部分の全体によって呼称・観念されるのではなく、「独立して自他の商品の識別機能ができる部分」のみで簡略に呼称・観念されることができ、1つの商品標識において2個以上の呼称や観念が生じる場合、そのうち一つの呼称・観念が他人の商品標識と同一又は類似している時には、両商品標識は全体的に見て類似しているといえるし、氏名の結合からなる商品標識の場合であってもその理は同様である(大法院2002.4.26.言渡2001ダ4057,4064判決,2006.1.26.言渡2003ド3906判決等を参照)。

- ・商標権の登録が自己の商品を他人の商品と識別させる目的で行ったことではなく、国内に

において広く認識されて使用している他人の商品標識と同一又は類似した商標を使用して一般需要者又は取引者に他人の商品と混同させて利益を得る目的で形式上の商標権を取得するものであれば、その商標の登録出願自体が不正競争行為を目的とするものであり(大法院 2001. 4. 10. 言渡 2000 ダ 4487 判決を参照)、氏名を基にした商標を登録出願した場合であってもその理は同様である。

・不正競争防止法第 14 条の 2 第 5 項に基づくと、法院は不正競争行為に関する訴訟において損害が発生したことは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合には、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相当な損害額を認めることができる。たとえ上記の規定は 2001. 2. 3. 法律第 6421 号に改正された不正競争防止法においてようやく新設された条項ではあるが、改正された不正競争防止法付則は、「この法は 2001 年 7 月 1 日から施行し、第 2 条(ハ)、(ト)目の改正規定による不正競争行為をした者に対しては、2001. 12. 31. までは第 18 条第 3 項の罰則を適用しない」との趣旨で規定しているのみ、第 14 条の 2 第 5 項に関して別途の経過規定を設けていない点、上記の規定は、損害賠償の成立要件に関するものではなく、損害額の算定方法に関するものであって、損害が発生したことは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合、その損害額の立証を容易にするために設けられたことに過ぎない点等を考慮すると、改正された不正競争防止法の施行前に発生した不正競争行為に関する訴訟の場合であっても法院は第 14 条の 2 第 5 項が適用できると見るのが妥当である(大法院 2005. 5. 27. 言渡 2004 ダ 60584 判決、2006. 4. 27. 言渡 2003 ダ 15006 判決等を参照)。

・付帯上告が提起できる時限は、控訴審における弁論終結時に対応する上告理由書の提出期間の満了時までと見るべきである(大法院 2001. 3. 23. 言渡 2000 ダ 30165 判決を参照)。

キーワード：商品標識、氏名を基礎とした商標、損害賠償、付帯上告

(2)水原地方法院 2003. 4. 18. 言渡 2002 ガ合 9304 判決

#### イ. 事実関係

・原告は、酒類の製造及び販売等を主な目的として 1983. 2. 5. に設立された会社であり、1992. 5. 頃、百歳酒という商標の薬酒を開発・販売し始めた。原告は、上記の薬酒を製造・販売し、販売の促進に向けて 2002 年上半期の間、約 36 億ウォンの広告費用を支払う等、多くの費用をかけて TV、ラジオ、新聞、雑誌、CATV、劇場、インターネット等を通じた広告を行い、その結果、販売量は日毎に急成長し、2002 年上半期の売上高は約 580 億ウォンに上った。

・被告は1999.11.26.に農・水・畜産物の加工輸出入業等を目的として「清浄食品株式会社」を設立したが、事業目的を「種類の製造・販売業」に名称を「株式会社百歳酒」に変更して昌原地方法院感陽登記所に2002.4.25.付に商号変更登記を済ませた後、「新鮮百歳酒」という商品名で薬酒を製造・販売してきた。

・原告は、1992.7.頃に薬酒を指定商品にして「百歳酒」の商標を出願したが、「百歳酒は、肝と胃を保護する漢方薬材の民族酒を意味する酒の普通名称として認識される」という理由で拒絶査定された後、1998.10.9.登録番号第424537号で商品類区分第006類の百歳酒を指定商品とする「麴醇堂百歳酒」の商標について商標登録を済ませた。

・反面、被告は1999.9.11.百歳酒を指定商品とする「新鮮百歳酒」の商標について商標出願を行い、原告はこれに異議を申し立てたが、「本願商標である新鮮百歳酒と認容商標である麴醇堂百歳酒の指定商品が全て百歳酒であってこの部分は指定商品の普通名称であるため、識別力がない部分であり、これを除いたその他部分を比較して見ると、外観、称号、觀念が顕著に異なるため、結局、本願商標は非類似商標」という理由でその申請が棄却された後、被告は2001.7.26.に登録番号第498388号で上記の商標登録を済ませた。

・上記の拒絶査定及び異議の決定は、百歳酒を民族酒の一種として紹介した我が酒辞典(ジョン・ドンヒョ著、中央大学校出版部発行)を参考にしたのであるが、その後、2001.2.14.頃に上記の「我が酒辞典」の内容のうち百歳酒に関する部分は十分な文献的考証なく、醸造会社(麴醇堂)の広報だけを基に、事実と違う記述をしていることが上記の著者本人の陳述によって判明された(甲第7号証)。よって、原告は2001.10.10.特許審判院に2001原2091号で指定商品を薬酒とする「百歳酒」の商標登録を拒絶した原査定を取り消す審決を受け、2002.3.14.登録番号第514903号で指定商品を薬酒にする「百歳酒」の商標を登録した。また、原告は2002.6.3.特許審判院に被告の商標登録(第498388号)に対する無効審判を請求して2003.1.29.特許審判院から2002当1662号で「百歳酒は酒の普通名称ではなく、麴醇堂において製造・販売する薬酒であり、原告・被告の両商標は類似している」との理由によって、その商標登録が無効であるという審決を受けた。

#### ロ. 法的争点

・「百歳酒」は酒の普通名称ではなく、特定会社において製造・販売する薬酒を指すものであって、その識別力が認められるため、「新鮮百歳酒」という商標と「株式会社百歳酒」という商号は「百歳酒」という商標と全体的にその類似性が認められると判断した事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条の2第2項に基づいて侵害者が得た利益額を算定する場合、侵害者の販売額に請求権者の純利益率をかける方式による損害算定を許容した事例

## ハ. 判示事項

・ 被告が「株式会社百歳酒」という商号を使用して「新鮮百歳酒」という商標を使用した薬酒を製造・販売する行為は「不正競争防止法第2条第1号(イ)目所定の不正競争行為に該当し、原告は被告の不正競争行為により営業上の利益が侵害又は侵害される憂慮があると認められるため、被告は上記の商号をしようする一切の行為をしてはならず、上記の商号及び商標を薬酒に対し使用やこれを使用した薬酒を製造・販売・頒布してはならない。上記の商号及び商標を使用して提供した薬酒をすべて廃棄し、その製造に使用された設備を除去するとともに、原告に対し、被告の商号変更登記の商号のうちの百歳酒の部分の抹消登記の手続きを履行する義務がある。

・ 被告は原告に対し、上記の不正競争行為により発生した損害を賠償する義務がある。損害賠償の額に関し、不正競争防止法第14条の2第2項に基づくと、不正競争行為による利益を受けたことがあるときには、その利益額を損害額として推定すると規定している。この場合、侵害者が受ける利益額は侵害製品の総販売額のその純利益額を乗する等の方法で算出することが原則であるが、侵害者の販売額の請求権者の順利益率を乗する方法による損害算定も適法であるといえる(大法院 1997. 9. 12. 言渡 96 ダ 43119 判決)、被告の 2002. 7. 1 から 2002. 12. 31. までの売上高対比営業利益率は 30. 48%程度である事実を認めることができるので、被告が上記の不正競争行為により、上記の期間の間に得た利益額は 61, 424, 318 ウォンとなる。

・ 本事件の訴状副本送達日の翌日である 2002. 8. 20. から本判決言渡し日である 2003. 4. 18. までは、民法で定める年 5%、その翌日から返済終了日までは訴訟促進等に関する特例法で定める年 25%をそれぞれの割合により計算した遅延損害金を支払う義務がある。

## 二. 解説

・ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条の2第2項に基づいて侵害者が得た利益額を算定する場合、侵害者の販売額に請求権者の純利益率をかける方式による損害算定を許容した。

キーワード：百歳酒、侵害者が得た利益額、類似性、損害算定方法

## 第15条 他の法律との関係

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 15 条
日本	
米国	

## 2. 韓国

(1) 大法院 2007. 6. 14. 言渡 2006 ド 8958 判決

### イ. 事実関係

・「ザ・チャンセラー・マスターズ・アンド・スカラーズ・オブ・ザ・ユニバーシティ・オブ・ケンブリッジ」が 2000. 5. 25. に出願して 2002. 5. 8. に登録された商標を被告人らがその承諾を得て使用した。

・以外に被告人らが商標のケンブリッジ・ユニバーシティ、UNIVERSITY OF CAMBRIDGE を使用した。

### ロ. 法的争点

・商標権の登録が自身の商品を他人の商品と識別させる目的ではなく、国内において広く認識され、使用されている他人の商標と同一・類似した商標を使用して他人の商品と混同させて利益を得る目的である場合、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 15 条の適用有無(消極)

・商標法上登録されない商標が長らく使用されたことで取引者や一般需要者らがある特定人の商品を表示するものとして広く認識するようになった場合、不正競争防止法が保護する商品標識に該当するか否かの判断(積極)

### ハ. 判示事項

・被告人らは自己の商品を他人の商品と識別させる目的ではなく、国内において広く認識され、使用されている被害者の商標と同一・類似した商標を使用して需要者が被害者の商品と混同させて、被害者の商標のイメージと顧客吸引力に無償に便乗して利益を得る目的で行うことであって、たとえ権利行使の外形を備えたとしても、これは公正な取引秩序を害することであって、商標法を悪用又は濫用したものになり、商標法に基づく適法した権利の行使であると認められないため、このような場合には、不正競争防止法第 15 条の適用が排除され

る(大法院 1993. 1. 19. 言渡 92 ド 2054 判決、大法院 2001. 4. 10. 言渡 2000 ダ 4487 判決等を参照)

・不正競争防止法第 15 条の規定は、商標法等に不正競争防止法の規定と異なる規定がある場合には、その法に基づくようにしたものに過ぎず、たとえ商標法上に登録されない商標であるとしても、それが長らく使用されたことで取引者や一般需要者がある特定人の商品を表示するものとして広く認識するようになった場合には、不正競争防止法が保護する商品標識に該当する(大法院 1999. 4. 23. 言渡 97 ド 322 判決を参照)

・被害者の商標は、特定人の商品を表示するものとして国内で広く認識されており、不正競争防止法が保護する商品標識に該当するこの事件において、被害者の商標が商標法第 7 条第 1 項第 3 号、第 6 号に該当するか否かは、この事件の結論に影響を及ぼすということができないため、たとえ原審がこの部分について明示的な判断をしなかったとしても、これは判決の結果に何らの影響がない。

## 二. 解説

・商標法上登録されない商標であるとしても、それが長らく使用されたことで取引者や一般需要者がある特定人の商品を表示するものとして広く認識するようになった場合には、不正競争防止法が保護する商品標識に該当する。

キーワード：他人の商品と混同、国内に広く認識されている、商品標識

(2) 憲法裁判所 2001. 9. 27. 言渡 99 憲バ 77 全員裁判部

## イ. 事実関係

・請求人は 1991. 2. 13. 頃から天安市新富洞において「天安〇〇学院」という商号で入試塾を運営してきた中、大田地方法院天安支院(9 コ単 211)に「国内に広く認識されているチョン〇ジン経営の〇〇学院という学院商号及び営業表示と同一又は類似した表示を請求人の学院建物の看板等に無断で使用し、上記のチョン・ギョンジンの営業上の施設又は活動と混同させることで、旧不正競争防止法(1991. 12. 31. 法律第 4478 号に改正され、1998. 12. 31. 法律第 5621 号に改正される前のもの。以下、「旧法」という)第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 条第 1 号ロ目に違反した」という疑いで起訴され、1996. 7. 24. 有罪判決を言い渡された。

・そこで請求人は、上記の判決に不服して大田地方法院(96 ノ 1340)に控訴した結果、「〇〇学院」というサービス標が商標法上保護されない顕著な地理的名称だけで構成されるサービス標であり、旧法第 15 条に基づくこのような標識は、不正競争防止法によっても保護さ

れないという理由で1997. 1. 17. に無罪判決を言い渡されたが、再び検事が大法院(97ド322)に上告した結果、1999. 4. 23. 大法院は商標法上の保護が受けられないとしても、それが長らく使用されたことで取引者や一般需要者にある特定人の営業を表示するものとして広く知られ、認識されるようになった場合には、旧法が保護する営業標識に該当することを理由にして上記の原審判決を破棄し、事件を大田地方法院の本願合意部に差し戻した。

・請求人は上記の差戻しの後、(99ノ946)継続中にある旧法第15条が罪刑法定主義に違反する等の理由で、違憲法律審判提請申請(99チョ80)をしたが、1999. 8. 12. 上記の申請が棄却され、同年8. 24. に同条項の違憲確認を求めため、憲法裁判所法第68条第2項に基づいて同事件の憲法訴願審判を請求した。

#### ロ. 法的争点

・「他の法律との関係」について規定した旧不正競争防止法第15条の違憲有無が不正競争防止法違反事件である当該事件との関係において裁判の前提性を持つか否かの判断(消極)

#### ハ. 判示事項

・不正競争防止法と商標法との関係、この事件の法律条項の立法背景及び判例の解釈によって具体化された内容等を総合して見ると、この事件の法律条項は、相互密接な関係にありながらも、具体的な立法目的と規律方法を相違にすることで、相互間に抵触・衝突の可能性を持っている上記の両法の間を明らかにすることで、このような抵触・衝突に備えるためであることが分かる。

・当該事件のように商標法違反が成立しなかった場合は、両法が競合又は抵触される場合に備えたこの事件の法律条項の規律対象に含まれず、この事件の法律条項が請求人の主張とおり商標法上の商標やサービス標として登録されない標識は、不正競争防止法の保護対象になれない、又は商標法上の商標やサービス標をもって一旦登録された標識に関する権利侵害の有無については、商標法が適用されるのみで、不正競争防止法は適用されないという意味で解釈される余地はない。

・結局、商標法違反が成立せず、不正競争防止法違反の有無のみ問題視される当該事件については同事件の法律条項が適用されない。そのため、この事件の法律条項の違憲有無によって当該事件の裁判の主文が異なくなったり、裁判の内容と効力に関する法的意味が異なることはないため、この審判請求は裁判の前提性を備えないため、不適法である。

#### 二. 解説

・第15条の解釈上の商標法上の商標やサービス標で一旦登録された標識に関する権利侵害の有無については、商標法のみ適用され、不正競争防止法は適用されないという意味で解釈

される余地はない。

キーワード：商標法、不正競争防止法と商標法の関係、違憲有無、商標法違反

(3)大法院 2013. 3. 14. 言渡 2010 ト 15512 判決

#### イ. 事実関係

・被告人が、被害者甲の登録出願した図形商標「」と類似した「」文様の標章が付着されたかばんと財布を販売した。

・甲の商品と混同させたり、甲の登録商標の識別力や名声を損傷する行為をしたとして、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律違反で起訴した。

#### ロ. 法的争点

・商標の類似性の判断基準と方法

・被告人が、被害者甲の登録出願した図形商標と類似した文様の標章が付着された商品販売したり、販売の目的で展示することで、甲の商標権を侵害したという内容で起訴された事案において、被告人の妻が被告人の使用標章である文様に対してデザイン登録を受けた事情は、被告人の使用標章の使用が「商標の使用」に該当するため、商標権侵害であると認められるには障害にならないと判断した事例

・他人の商品であることを示した標識と同一又は類似したデザインを使用して一般需要者に他人の商品と混同させて利益を得る目的で形式上のデザインを取得する場合、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 15 条第 1 項に基づいて同法第 2 条の適用が排除されるか否かの判断(消極)

・被告人が、被害者の甲の登録出願した図形商標と類似した文様の標章が付着された商品販売することで、甲の商品と混同させたり、甲の登録商標の識別力や名声を損傷する行為をしたとして、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の違反で起訴された事案において、被告人とその妻が被告人の使用標章を構成する個別の図形に対して商標登録を受けた事情は、被告人の使用標章が全体形態の使用によって甲登録商標に対する不正競争行為が成立するには障害にならないと判断した事例

#### ハ. 判示事項

・商標の類似性の判断は、対比される商標を外観、呼称、觀念の三つの側面において客観的・全体的・離隔的に観察して取引上誤認・混同の恐れがあるか否かによって判断しなければならないが、特に図形商標においては、その外観が支配的な印象を残すということができるため、外観が同一・類似して両商標をいずれも同種商品に使用する場合、一般需要者に商品の出所について誤認・混同を起こさせる恐れがあるのであれば、両商標は類似していると見るべきである。なお、商標の類似性の判断は、両商標自体を並べて対比するのではなく、時と場所の異なる環境下で両商標に対して取引者や一般需要者が商品の出所について誤認・混同する恐れがあるか否かの観点から行われるべきであり、両商標がその外観、呼称、觀念等によって取引者や一般需要者に与える印象、記憶、連想等を全体的に総合した時、商品の出所について誤認・混同を起こす恐れがある場合には、両商標は相互類似していると見ることができる。



・被告人が、被害者甲の登録出願した図形商標「」と類似した「」文様の被告人の使用標章が付着されたかばんと財布を販売したり、販売する目的で展示することで、甲の商標権を侵害したという内容で起訴された事案において、甲の登録商標の顧客吸引力等に便乗するための意図として使用された被告人の使用標章は、実際の取引において自他商品の出所を表示するための商標として使用され、被告人の使用標章の使用についてその商標権者である甲の許諾がある、又はデザイン保護法第70条の通常実施権許与の審判があったという事情がない以上、被告人の妻が被告人の使用標章である文様に対してデザイン登録を受け、被告人が上記のデザイン権の実施許諾を得て被告人の使用標章を使用したと見る余地があるという点は、被告人の妻のデザイン登録出願日の前に出願された甲の登録商標との関係において被告人の使用標章の使用が商標としての使用に該当するため、商標権侵害に該当するに障害にならないと判断した事例

・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」という)第15条第1項は、デザイン保護法等その他法律に不正競争防止法第2条等とその他規定がある場合には、不正競争防止法の規定を適用せず、その他法律の規定を適用するように規定しているが、デザイン保護法上のデザインは、物品の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通して美感を起こさせるものであり(デザイン保護法第2条第1号を参照)、デザイン保護法の立法目的は、このようなデザインの保護及び利用を図ることでデザインの創作を奨励し、産業発展に貢献することであるため(デザイン保護法第1条を参照)、デザインの登録が対象物品に美感を起こさせる自身のデザインの保護のためではなく、国内において広く認識され、使用されている他人の商品であることを表示した標識と同一又は類似したデザインを使用して一般需要者に他人の商品と混同を起こすことで利益を得る目的で形式上のデザイン権を取得するものであれば、そのデザインの登録出願自体が不正競争行為を目的と

するものであって、たとえ権利行使の外形を備えているとしても、これはデザイン保護法を悪用又は濫用したものになるため、デザイン保護法に基づく適法した権利の行使であると認めることができないため、このような場合には不正競争防止法第 15 条第 1 項に従って同法第 2 条の適用が排除されるということができない。

・被告人が、被害者甲の登録出願した図形商標「」と類似した「」文様の標章が付着されたかばんと財布を販売することで、甲の商品と混同させたり、甲の登録商標の識別力や名声を損傷する行為をしたとして、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律違反で起訴された事案において、被告人の使用標章を構成する個別の図形がそれぞれの商標権に基づいた商標使用権は、上記の個別図形が組み立てられた被告人の使用標章の全体形態の被告人の使用標章には及ばないため、被告人と彼の妻が被告人の使用標章を構成する個別図形に対してそれぞれ分けて商標登録を受け、被告人が被告人の使用標章を構成する個別図形のうち一部に対しては商標権を有しており、その他の部分についてはその商標権の使用許諾を得てから被告人の使用標章を使用したという事情は、被告人の使用標章の全体形態の使用によって甲の登録商標に対する不正競争行為が成立するに障害にならないと判断した事例

## 二. 解説

・商標の類似性の判断は、対比される商標を外観、呼称、観念の三つの側面において客観的・全体的・離隔的に観察して取引上誤認・混同の恐れがあるか否かによって判断しなければならないが、特に図形商標においては、その外観が支配的な印象を残すということが出来るため、外観が同一・類似して両商標をいずれも同種商品に使用する場合、一般需要者に商品の出所について誤認・混同を起こさせる恐れがあるのであれば、両商標は類似していると見るべきである(大法院 2000. 12. 26. 言渡 98 ド 2743 判決等を参照)。なお、商標の類似性の判断は、両商標自体を並べて対比するのではなく、時と場所を相違にして両商標に対して取引者や一般需要者が商品の出所について誤認・混同させる恐れがあるか否かの観点から行われるべきであり、両商標がその外観、呼称、観念等によって取引者や一般需要者に与える印象、記憶、連想等を全体的に総合した時、商品の出所について誤認・混同を起こす恐れがある場合には、両商標は相互類似していると見る事が出来る(大法院 2007. 2. 26. ザ 2006 マ 805 決定を参照)。

・不正競争防止法第 15 条第 1 項は、デザイン保護法等その他法律に不正競争防止法第 2 条等とその他規定がある場合には、不正競争防止法の規定を適用せず、その他法律の規定を適用するように規定しているが、デザイン保護法上のデザインは、物品の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通して美感を起こさせるものであり(デザイン保

護法第2条第1号を参照)、デザイン保護法の立法目的は、このようなデザインの保護及び利用を図ることでデザインの創作を奨励し、産業発展に貢献することであるため(デザイン保護法第1条を参照)、デザインの登録が対象物品に美感を起こさせる自身のデザインの保護のためではなく、国内において広く認識され、使用されている他人の商品であることを表示した標識と同一又は類似したデザインを使用して一般需要者に他人の商品と混同を起こさせることで利益を得る目的で形式上のデザイン権を取得するものであれば、そのデザインの登録出願自体が不正競争行為を目的とするものであって、たとえ権利行使の外形を備えているとしても、これはデザイン保護法を悪用又は濫用したものになるため、デザイン保護法に基づく適法した権利の行使であると認めることができないため、このような場合には不正競争防止法第15条第1項に従って同法第2条の適用が排除されるということができない。

キーワード：商標の類似性判断、商標権侵害、不正競争行為

## 第18条 罰則

### 1. 関連条文

韓国	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 18 条
日本	不正競争防止法第 21 条
米国	

## 2. 韓国

(1)大法院 2012. 11. 15. 言渡 2012 ド 6676 判決

### イ. 事実関係

・被告人 1 は、被害者会社との間で「被害者会社に在職する期間中、自身らが独自に又は他人と共に開発した全ての発明は、発明の直後、被害者会社に書面をもって公開しなければならず、その発明に対する一切の権利は、被害者会社に特選的・排他的に帰属されるものとする」は、秘密維持及び競業禁止約を締結した。

・その後、秘密維持及び競業禁止約に違反したとして、会社と被告人の間に問題が発生した。

### ロ. 法的争点

・職務発明以外の発明まで使用者等に譲渡したり、専用実施権を設定するとの趣旨の条項を含む契約、又は勤務規定の効力及びその時の契約や勤務規定中の代価に関する条項がなくても、従業員等に職務発明に対する正当な補償を受ける権利があるか否かの判断(積極)

・職務発明が第 3 者と共同して行われた場合、使用者等がその発明に対する従業員等の権利を承継さえすれば、共有者である第 3 者の同意なく従業員等の権利の持分を持つか否かの判断(積極)

・職務発明に対する権利を使用者等に承継するとの趣旨を定めた約定又は勤務規定の適用を受ける従業員等が職務発明の完成事実を使用者等に通知せず、それに対する特許をもらえる権利を第 3 者に二十に譲渡して第 3 者が特許権登録まで済ませるようになる等で発明の内容が公開されるようにした場合、背任罪を構成するか否かの判断(積極)

・職務発明に対する権利を使用者等に承継するとの趣旨を定め約定又は勤務規定の適用を受ける従業員等が秘密維持及び移転手続協力の義務を履行しないまま、職務発明の内容が公開されるようにする行為が即時不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 18 条第 2 項で

定めた営業秘密の漏洩に該当するか否かの判断(原則的消極)

#### ハ. 判示事項

・発明振興法第2条は、「職務発明」とは、従業員、法人の役員又は公務員(以下、「従業員等」という)が職務に関して発明したものがその性質上使用者・法人又は国や地方自治体(以下、「使用者」等という)の業務範囲に属し、発明をすることになった行為が従業員等の現在又は過去の職務に属する発明をいうと規定し、第10条第3項において「職務発明外の従業員等の発明に対して予め使用者等に特許等が受けられる権利又は特許権等を承継させたり、使用者等のために専用実施権を設定させる契約、若しくは勤務規定の条項は無効とする」と規定しており、上記の条項は職務発明をの除き、それ以外の従業員等の発明に対しては、発明前に予め特許が受けられる権利又は将来取得する特許権等を使用者等に承継(譲渡)させる契約、若しくは勤務規定を締結しておいたとしても、上記の契約や勤務規定は無効であるとするので、使用者等に対して弱者の立場にある従業員等の利益を保護すると同時に発明を奨励しようとする点に立法趣旨がある。上記のような立法趣旨に照らして見ると、契約や勤務規定が従業員等の職務発明以外の発明に対してまで使用者等に譲渡したり、専用実施権の設定をするという趣旨の条項が含まれている場合に、その契約や勤務規定全体が無効になるのではなく、職務発明に関する部分は有効であると解釈しなければならない。また、発明振興法第15条第1項は「従業員等は、職務発明に対して特許等が受けられる権利や特許権等を契約や勤務規定に基づいて使用者等に承継させたり、専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を持つ」と規定しているため、契約や勤務規定の中に代価に関する条項がない場合であっても、その契約や勤務規定自体は有効であり、従業員等は使用者等に対して正当な補償を受けられる権利を持つと解釈すべきであるが、職務発明に対する特許等が受けられる権利や特許権等の承継又は専用実施権の設定と上記の正当な補償金の支払が同時履行の関係にあるのではない。

・発明振興法第12条全文、第13条第1項、第2項、発明振興法施行令第7条の規定を総合してみると、職務発明に対する特許が受けられる権利を使用者等に承継するとの趣旨を定めた約定又は勤務規定がある場合には、使用者等の上記の法令で定める期間内の一方的な承継意思の通知によって職務発明に対する特許が受けられる権利等が使用者等に承継される。また、特許法上の共同発明者相互間には、特許が受けられる権利を共有する関係が成立し(特許法第33条第2項)、その持ち分をその他に譲渡するにはその他共有者の同意が必要になるが(特許法第37条第3項)、発明振興法第14条が「従業員等の職務発明が第3者と共同して行われた場合、契約や勤務規定によって使用者等がその発明に対する権利を承継すれば、使用者等はその発明に対して従業員等が持つ権利の持分を持つ」と規定しているため、職務発明が第3者と共同して行われた場合には、使用者等はその発明に対する従業員等の権利を承継さえすれば、共有者の第3者の同意を得なくてもその発明に対して従業員等が持つ権利の持分を持つと見なすべきである。

・職務発明に対する特許が受けられる権利等を使用者等に承継するという趣旨を定めた約定又は勤務規定の適用を受ける従業員等は、使用者等がこれを承継しないことに確定されるまでは、任意で上記のような承継の約定又は勤務規定の拘束から離れない状態にあるものであって、従業員等がその発明の内容に関する秘密を維持したまま、使用者等の特許権等権利の取得に協力すべき義務は、自己の事務の処理という側面と併せて、相手方の財産保全に協力する他人の事務の処理という性格を同時に持つため、この場合、従業員等は背任罪の主体である「他人の事務を処理する者」の地位にいるということが出来る。従って、上記のような地位にある従業員等が任務に違反して職務発明を完成しているにもかかわらず、事実を使用者等に知らせないまま、その発明に対する特許が受けられる権利を第3者に重複して譲渡したことで、第3者が特許権登録まで済ませるようにする等で、その発明の内容が公開されるようにしたのであれば、これは使用者等に損害を加える行為として背任罪を構成する。

・発明者主義に基づいて職務発明をした従業員に原始的に発明に対する権利が帰属される以上、上記の権利がまだ使用者等に承継される前の状態では、有機的に融合している全体としての発明の内容それ自体が使用者等の営業秘密になると見ることはできないため、職務発明に対する権利を使用者等に承継するという趣旨を定めた約定又は勤務規定の適用を受ける従業員等が秘密維持及び移転手続協力の義務を履行しないまま、職務発明の内容が公開されるようにする行為を発明振興法第58条第1項、第19条に違背する行為として擬律したり、職務発明の内容の公開によってそれに内在されていた使用者等の個々の技術上の情報等が公開されたことを問題視して漏洩された使用者等の技術上の情報等を個別的に特定して不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」という)上の営業秘密漏洩行為として擬律することができるのは別個の問題とし、特別な事情がない限り、そのような職務発明の内容公開が即時不正競争防止法第18条第2項で定める営業秘密の漏洩にも該当すると見ることはできない。

## 二. 解説

・発明振興法第2条は、「職務発明」とは、従業員、法人の役員又は公務員(以下、「従業員等」という)が職務に関して発明したものがその性質上使用者・法人又は国や地方自治体(以下、「使用者」等という)の業務範囲に属し、発明をすることになった行為が従業員等の現在又は過去の職務に属する発明をいうと規定し、第10条第3項において「職務発明外の従業員等の発明に対して予め使用者等に特許等が受けられる権利又は特許権等を承継させたり、使用者等のために専用実施権を設定させる契約、若しくは勤務規定の条項は無効とする」と規定しており、上記の条項は職務発明をの除き、それ以外の従業員等の発明に対しては、その発明前に予め特許が受けられる権利又は将来取得する特許権等を使用者等に承継(譲渡)させる契約、若しくは勤務規定を締結しておいたとしても、上記の契約や勤務規定は無効であるとすることで、使用者等に対して弱者の立場にある従業員等の利益を保護すると同時に発明を奨励しようとする点にその立法趣旨がある。

(2)大法院 2012. 5. 10. 言渡 2012 ド 675 判決

イ. 事実関係

・第1審法院が被告人に対して罰金 1,500 万ウォンを言い渡したが、これは罰金の上限を違反したものと主張した。

ロ. 法的争点

・第1審が被告人に対する各公訴事実をいずれも有罪に認め、罰金刑を言い渡したが、各罪の法定刑のうち、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の違反罪の罰金刑は、「その財産上の利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金」であり、旧国家技術資格法の違反罪の罰金刑の上限は500万ウォン、入札妨害罪の罰金刑の上限は700万ウォンである事案で、第1審が不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律違反罪について、最小限の利得各として認めた70万ウォンを基準に罰金刑の上限をその10倍である700マテンウォンと見る場合、競合犯である上記の各罪の罰金刑の上限は、1,050万ウォンであるのに、これを超えて罰金1,500万ウォンを言い渡した第1審判決及びこの点を正していない原審判決に法理誤解等の違法があると判断した事例

ハ. 判示事項

・第1審は被告人1に対する不正競争防止法の違反(営業秘密の漏洩等)、国家技術資格法の違反及び入札妨害の各点をいずれも有罪に認定し、上記の被告人に対して罰金1,500万ウォンを言い渡した。

・しかし、上記の不正競争防止法の違反罪に対して適用される同法第18条第2項は、その刑について「5年以下の懲役又はその財産上の利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金」と定めているが、第1審は上記の被告人の上記の規定における「財産上の利得額」についてそれが「最小限に算定しても70万ウォン以上に上る」と評価したのみで、上記の不正競争防止法の違反罪に関する罰金刑の上限となるその財産上の利得額の10倍に該当する金額がいくらであるかは、これを明らかにしていない。

・一方、この事件の国家技術資格法の違反罪に対して適用される同法(2010. 5. 31. 法律第10336号に改正される前のもの)第26条第2項第1号は、その罰金刑の上限を500万ウォンに定めており、また、入札妨害罪に関する刑法第315条所定の罰金刑の上限は700万ウォンである。よって、第1審が上記の不正競争防止法の違反罪について、その最小限の利得額として認めた70万ウォンを基準にその罰金刑の上限をその10倍である700万ウォンと見なす

場合には、上記の被告人の以上の各罪について競合犯に関する刑法第 37 条前段、第 38 条第 1 項第 2 号を適用すれば、上記の被告人に対するこの事件の罰金刑の上限は、1,050 万ウォン(=700 万ウォン+700 万ウォン×2 分の 1)に止まる。従って、第 1 審がこれより重い刑を言い渡すには、上記の不正競争防止法第 18 条第 2 項所定の「財産上の利得額」を漠然として「最小限に算定しても 70 万ウォン以上に上る」ということだけでは足りず、上記の不正競争防止法の違反の点に関する罰金刑の上限がいくらであるかをより具体的に審理して明らかにしておくべきであったと見られる。

## 二. 解説

- ・罰金上限に対する解釈の問題をまとめた。

キーワード：罰金上限、営業秘密漏洩、国家技術資格法違反

## 第 19 条 両罰規定

### 1. 関連条文

韓国

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 19 条

日本	不正競争防止法第 22 条
米国	

## 2. 韓国

(1) 大法院 1997. 3. 14. 言渡 96 ド 1639 判決

### イ. 事実関係

・被告人がグランド百貨店の雑貨部所属の職員として雑貨売店の管理業務を担当し、共同被告人1が運営する雑貨売店において、原審判示の偽物のカルバン・クライン(CALVIN KLEIN)、セリーヌ(CELINE)、ディーケイエヌワイ(DKNY)、ゲス(GUESS)の商標が入った革帯を販売していることを知っていながら、これを制止したり、上級者に報告して販売を禁止するように措置を取らなかった。

・グランド百貨店では、百貨店と契約を結んで入店した業主側で職員と商品をいずれも責任を取って販売する特定売店の場合、その取り扱う商品に対しても原則的に商品管理課(検品課)で商品の数量と品質を検査した後、タグ(tag、0g グランド百貨店 0h という商号と価格及びバーコードが表示されているもの)を付着して展示・販売するようにしている。

### ロ. 法的争点

- ・刑法上の幫助行為が不作為によってでも成立するか否かの判断(積極)
- ・刑法上の不作為犯が認められるための要件
- ・百貨店の入店店舗の偽造商標を付着した商品の販売事実を知っていながらも幫助した百貨店職員に対し、不作為による商標法の違反幫助及び不正競争防止法の違反幫助が成立するか否かの判断(積極)

### ハ. 判示事項

- ・刑法上の幫助行為は、正犯の実行行為を容易にさせる直接・間接の全ての行為を指すものであって、作為による場合だけでなく、不作為によってでも成立する。
- ・刑法上の不作為犯が認められるためには、刑法が禁止している法益侵害の結果発生を防止する法的な作為義務を負っている者がその義務を履行することで、結果の発生を容易に防止

することができたにもかかわらず、その結果の発生を容認し、これを傍観したままその義務を履行しなかった場合、その不作為が作為による法益侵害と同様の刑法的価値があるものであって、その犯罪の実行行為として評価されるに足りるものであれば、作為による実行行為と同一に不作為犯として処罰することができる。

・百貨店でバイヤーを補助して特定売店に関する商品管理及び顧客の不満事項の確認等の業務を担当する職員は、自身が管理する特定売店の店舗に偽物の商標が入られた商品が陳列・販売されている事実を見つけた場合は、顧客がこれを購入するように放置してはならず、店主やその従業員に即時その是正を求め、バイヤー等の上級者に報告してこれを是正させる勤労契約上・条理上の義務があるといえるにもかかわらず、こうした事実を知っていながらも店主等に是正措置を求めたり、上級者にこれを報告しないことで、店主が偽物の商標が入った商品を顧客に引き続き販売するように放置したことは、作為によって店主の商標法の違反及び不正競争防止法の違反行為の実行を容易にさせる場合と同様の刑法的価値があるものと見ることができるため、百貨店の職員である被告人は、不作為によって共同被告人である店主の商標法の違反及び不正競争防止法の違反行為を幫助したと認められる。

## 二. 解説

・刑法上の幫助行為は、正犯の実行行為を容易にさせる直接・間接の全ての行為を指すものであって、作為による場合だけでなく、不作為によっても成立するのである（大法院 1984. 11. 27. 言渡 84 ド 1906 判決、大法院 1985. 11. 26. 言渡 85 ド 1906 判決、大法院 1995. 9. 29. 言渡 95 ド 456 判決等を参照）。

・刑法上の不作為犯が認められるためには、刑法が禁止している法益侵害の結果発生を防止する法的な作為義務を負っている者がその義務を履行することで、結果発生を容易に防止することができたにもかかわらず、その結果の発生を容認し、これを傍観したままその義務を履行しなかった場合に、その不作為が作為による法益侵害と同様の刑法的価値があるものであって、その犯罪の実行行為として評価されるに足りるのであれば、上記による実行行為と同一に不作為犯として処罰することができるのである（大法院 1992. 2. 11. 言渡 91 ド 2951 判決、大法院 1996. 9. 6. 言渡 95 ド 2551 判決等を参照）。

キーワード：幫助行為、不作為犯、商標法違反、不正競争防止法違反の幫助

# 第3章 政策

## 1. 韓国

(1) 特許庁、営業秘密保護の法制度の改善方案の紹介

### イ. 政策背景

・2014年5月23日、韓国特許庁(KIPO)は、韓国企業の営業秘密保護を強化するための法制

度の改善方案及び中小企業向けの政策支援法案を紹介した。

・KIPO は、創造経済の中核である技術を保護するためには、特許と営業秘密の保護がいずれも重要であると強調し、営業秘密の流出被害を最小限にとどめようと、今度の制度改善方案を発表した。

#### ロ. 主要内容

・「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正によって、営業秘密を流出した被告の立証責任を強化(被告が流出行為を否定する場合、自身の具体的実施行為に対する明示義務を規定)する規定を設け、非公開審理制度の導入を通して、裁判過程で発生する営業秘密の流出を防止する。

・大企業に比べて相対的に営業秘密の流出に脆弱な中小企業等に対して、営業秘密の流出を予防するための措置及び営業秘密の流出後の支援策等全般的な環境を改善する。

- (予防) 技術任置金庫の拡大を通して中核技術及び営業秘密を安全に保護するインフラを拡充する。

- (事後管理) 営業秘密の流出後、民間弁護士中心の営業秘密諮問団を構成して法律相談を支援し、被害企業に緊急経営安定資金を通じた 10 億ウォン以内の融資を支援する。

- (認識向上) 正当な補償文化の定着によって営業秘密の流出を防止するすべく、職務発明補償規定の標準モデルを設け、職務発明優秀企業に対するインセンティブを支援する。

- (協力システムの構築) 政府部処・国際協力を強化して流出被害を最小化する。

キーワード：営業秘密保護制度、営業秘密流出被害

\* 不正競争防止及び営業秘密保護に関する各国の政策の動向は、韓国知識財産研究院のホームページの知的財産動向調査から主に抜粋してまとめたものである。

(2) 特許庁、韓国特許情報院と「営業秘密保護センター」を開所

#### イ. 政策背景

・2012年6月22日、特許庁(KIPO)と韓国特許情報院は営業秘密保護を専門的に支援するために、「営業秘密保護センター」を開所した。

-この保護センターは、最近技術流出の犯罪が増加して海外技術流出に対する危惧が高まってを受け、営業秘密の管理に困難を抱えている企業を支援し、公正な競争秩序を形成するために設立された。

-国内企業による営業秘密保護の水準は、その重要性に比べて不十分な状況にあり、中小企業の65%以上が営業秘密保護が脆弱している、又は危険な水準である。

#### ロ. 主要内容

・「営業秘密保護センター」の主な業務は次のとおりである。

-企業の営業秘密流出の予防及び営業秘密紛争の解決を支援するため、営業秘密保護の相談システムを構築して様々な相談チャネルを提供する。

-営業秘密標準管理システムの開発及び普及を通じて営業秘密管理システムが不十分な中小企業に営業秘密管理システムの構築を支援する。

-営業秘密保護の重要性及び営業秘密保護制度に対する国内企業の認識向上に向け、関連の広報資料を製作及び配布する。

-営業秘密保護教育コンテンツの開発及び普及、営業秘密保護に関する説明会及びカンファレンスの開催によって営業秘密管理教育を実施する。

-営業秘密保護に関する総合サービスの提供のため、関係機関との協力ネットワークを構築する。

・韓国特許庁産業財産政策局のイ・ヨンデ局長は、営業秘密保護センターが営業秘密保護文化の拡散のけん引役を担うことを期待しており、企業が営業秘密管理を自主的に強化するように制度改善及びインフラ構築等、多角的な支援を続けていきたいとコメントした。

キーワード：営業秘密保護センター

## 2. 日本

(1) 日本特許庁、営業秘密管理指針の改正案を策定

### イ. 政策背景

・2014年11月3日、日本特許庁(JPO)は、顧客情報等の「営業秘密」を適切に管理するための指針に関する改正案をまとめたと発表した。

#### ロ. 主要内容

・資料に「極秘」と表示する等、秘密情報であることが分かるように表示すれば、この情報を不正競争防止法の保護対象として見なす。

・不正競争防止法の保護対象となる営業秘密の範囲を管理方法の観点からまとめた「営業秘密管理指針」を改正して、企業が最小限度に必要な管理を行えば、秘密情報として扱っているものと見なす。

-紙活字媒体の場合は、「極秘」等と表示し、それ以外の資料と区別して管理すれば、要件を満たしたものと判断する。

-電子媒体の場合は、「極秘」シールの付着及びパスワードの設定だけでその要件を充足したものと見なす。

-製造装置及び金型等の物品その自体が営業秘密である場合には、関係者外の立入を制限したり、営業秘密に該当するものをリスト化して従業員に公知しているのであれば、適切に管理しているものと見なす。

・なお、下請会社が秘密情報を取引先において無断で使用することを防止するため、秘密情報ということをお口頭で伝えていれば、使用差止を請求できるという趣旨も指針に盛り込んでいる。

キーワード：営業秘密管理指針、不正競争防止法の保護対象

### (2) 日本経済産業省、営業秘密保護・活用に関する小委員会を開催

#### イ. 政策背景

・2014年9月30日、日本経済産業省(METI)は、企業の研究開発等、営業秘密の保護を強化するための「産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会」(委員長：後藤晃政策研究大学院大学教授)の初会合を開催した。

・退職者等による営業秘密の流出が持続的に発生して訴訟に拡大した場合、情報が「秘密として管理されている(秘密管理性)」は、要件の判断基準が曖昧であるという指摘がある。

-より厳しい管理体制を求めて営業秘密として認められなかった判例もあるため、産業界は

秘密管理性に対する明確な基準を求めている。

#### ロ. 主要内容

・営業秘密の法的定義を明確にすることで、企業が裁判等において被害を提訴しやすくする方針を決定した。

-従業員が秘密であると認識できる程度の管理がなされていれば、営業秘密と見なす方を提示する。

-企業のガイドラインとなる「営業秘密管理指針」をこれに合わせて改正することにした。

-なお、情報漏洩を未然に防止するため、罰則の強化及び被害者による告訴を必要としない非親告罪化等を検討して、来年の通常国会に不正競争防止法の改正案を提出する予定である。

キーワード：営業秘密保護・活用、非親告罪化、営業秘密管理指針

### (3) 日本経済産業省、企業秘密流出に対する処罰強化を検討

#### イ. 政策背景

・2014年4月10日、日本経済産業省(METI)は、企業秘密が海外企業によって不正に取得される被害を減らすため、不正競争防止法の罰則強化等を検討すると自民党の知的財産権に関する小委員会において立場を表明した。

#### ロ. 主要内容

・企業の国際競争力を高める政策の一環として、6月に改正予定の「成長戦略」にその方向性を盛り込む計画で、2015年通常国会に関連法案提出を目的とした。

・現行の日本不正競争防止法上、罰金規定は、流出先が国内であるか国外であるかを問わず、個人は1,000万円以下、企業は3億円以下である(同法第21条及び第22条)。

・一方、米国の経済スパイ法(Economic Espionage Act)においては、自国以外の政府等が介入された場合、罰金規定を個人500万ドル以下(約5億円以下)、企業1,000万ドル以下(約10億円以下)に定める等、厳しい規定を設けている。

キーワード：企業秘密流出、処罰強化、米国の経済スパイ法

#### (4) 日本政府、企業の営業秘密等を保護するための新規法案の制定を推進

##### イ. 政策背景

・2014年2月16日、日本政府は企業の営業秘密<sup>24</sup>を保護する新規法案<sup>25</sup>を制定するための検討に着手したと発表した。

- (背景) 企業の営業秘密流出防止に向けた法的措置が不十分で、これを補完するための別途の法案を作る必要性が浮上した。<sup>26</sup>

##### ロ. 主要内容

・企業の営業秘密保護に関する新規法案の制定方向は次のとおりである。

- 企業の営業秘密が海外に流出された場合、罰金や懲役水準の強化<sup>27</sup>

現行の日本不正競争防止法は企業に対する罰金が最大3億円に当たるが、これは米国の1/3水準である。また、営業秘密を流出した個人に対する罰金も最大1千万円で、上限のない米国や英国に比べると抑制力の作用し難い部分がある。日本政府は海外へ企業の営業秘密が流出された場合の罰金や懲役水準を強化した。

- 被害企業の営業秘密漏洩や盗用に対する立証の容易性が向上した。

営業秘密を盗用された企業が容易に被害を回復するため、加害企業が無罪を主張する場合に

---

<sup>24</sup> 企業の営業秘密とは、企業が他社と差別化を図り、これを通じて収益を得るための秘密である。独自開発した技術や顧客情報、マーケティング成果も含まれ、これを特許、実用新案、商標等に申請しても知的財産権として保護を受けることができるが、知的財産権で取得する場合、情報を公開しなければならず、規制が甘い新興国の模倣を危惧して、企業はこれを営業秘密として管理する戦略を選択する事例が増加している。

<sup>25</sup> 現在、日本には不正競争防止法が存在し、技術情報や営業秘密等を保護しているが、この他にも当該法案は、多様な規定を含んでいる。しかし、海外には技術情報や営業秘密の保護を目的とする特化した法律を制定して運用する事例も多く、日本もこれに対する規定を別途に分離して特化した法案作りが求められている。

<sup>26</sup> 国際競争力の強化に向けて各国は営業秘密保護を強化している。日本も不正競争防止法を随時に改正している。2003年には営業秘密侵害罪を発見して、刑事処罰対象として3年以下の懲役と300万円以下の罰金を科した。また、それ以降に処罰を強化して懲役10年以下、罰金1,000万円以下に拡大している一方、米国は2013年に処罰を一層強化した。

<sup>27</sup> 現行の日本不正競争防止法では、営業秘密の流出先が国内であれ海外であれ、罰則は同一であるが、米国は流出先が海外である場合、国内より罰金が重い。また、ドイツ及び韓国では、海外企業に秘密を漏洩する場合、個人の懲役期間が長くなる。

は、法院への証拠提出を義務付けるように推進している。<sup>28</sup>

・これに関連して、経済産業省はこの4月に産業界と官民フォーラムを開催して情報漏洩や対策に関する事例を集約したデータベースを構築した後、官民が共有するようにする予定である。なお、この6月に改正する日本政府の成長戦略にこれを含め、2015年の通常国会に新規法案を提出した。

キーワード：企業の営業秘密保護、営業秘密流出防止

(5) 日本特許庁、国別模倣被害対応マニュアル及び知的財産侵害の事例に関する報告書を発表

#### イ. 政策背景

・2013年4月16日、日本特許庁(JPO)は、海外に進出した日本企業等に現地における知的財産侵害に対応するための関連情報を提供する目的から、国別模倣被害対応マニュアル及び知的財産侵害の事例に関する報告書を発表した。

-これと関連して JPO は、1997 年以来、日本貿易振興機構(Japan External Trade Organization、JETRO)等に委託して、海外各国における模倣被害対策に関する情報を調査・収集して報告書を発表してきた。\*

\*1997 年以来、JPO がホームページを通して提供している各国の模倣被害対応マニュアル及び知的財産侵害の事例に関する報告書は、次のウェブサイトを参照：<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

#### ロ. 主要内容

・今度、JPO が模倣被害対応マニュアル及び知的財産侵害事例に関する報告書をまとめた対象国は中国、韓国、マレーシア、ASEAN 等であり、各国や地域別に作成された報告書の目録は以下のとおりである。

- (中国) 模倣被害対応マニュアル\*、知的財産権侵害判例・事例集\*\*

- (韓国) 特許侵害対応マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集

- (マレーシア) 模倣被害対応マニュアル

<sup>28</sup> 米国は加害企業が情報を公開する義務があると規定しているが、日本はこれを民事訴訟として扱って、被害企業が情報を盗んだ証拠を自主的に収集しなければならないため、立証に時間がかかる場合もある。

- (ASEAN) ASEAN・インドにおける知的財産保護に関するハンドブック\*\*\*

\*模倣被害対応マニュアルは、現地における模倣品の概念及び現況、模倣品に対する対応策（行政救済・司法救済等）を提示している。

\*\*知的財産権侵害判例・事例集は、特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法等に関する知的財産侵害に関する判例及び事例情報を提供している。

\*\*\*ASEAN・インドにおける知的財産保護に関するハンドブックは、ASEAN及びインドの知的財産に関する制度、権利取得の方法と手続、知的財産執行方法、現地における日本企業の知的財産侵害の対応に成功した事例等をまとめている。

キーワード：模倣被害事例、知的財産権侵害

(6) 日本農林水産省、地域ブランドの保護に向けた「地理的表示保護制度」を導入

#### イ. 政策背景

・2013年、日本農林水産省は、「草加せんべい」、「三ヶ日みかん」のように地名が付いた農水産物、食品等の地域ブランド化を促すための「地理的表示保護制度」を導入した。

-農林水産省が保護対象としているのは、日本国内の自然と伝統を活かして生産・加工され、地域固有の特徴を持つ農水産物を対象としている。

\*日本は地理的表示に対する積極的保護制度（登録による保護）はないが、2006年の商標法改正により、地域団体商標制度を導入して地理的表示を保護している。

#### ロ. 主要内容

・同制度の主な趣旨は、特定な産地において農水産物を生産して一定の品質基準を満たした商品に対し、地名を利用した表示を農林水産省が認定し、これを盗用する不正使用を防止することを目的がある。

-農林水産省は、同制度を通して農水産品に対するブランド化を推進し、商標登録よりは登録手続を簡素化することで、地域ブランド保護の活性化を図っている。

-このような地域ブランドの保護に関する海外事例としては、米国の「アイダホ産アイダホポテト」、欧州連合(EU)の「トスカーナオリーブオイル」等が地理的表示の農水産品として保護を受けている。

・日本には、地理的表示に関する制度として「不正競争防止法」、「酒税の補填及び酒類業組合等に関する法律に基づいた表示」、「地域団体商標制度」等がある。

- (不正競争防止法) 事業者間の公正な競争等を確保するため、原産地の誤認をもたらす表示等の不正競争を規制するものであって、TRIPS 協定第 22 条に対応している。

- (酒税の補填及び酒類業組合等に関する法律に基づいた表示) ワイン、蒸留酒、清酒等、酒の地理的表示を保護するためのものであって TRIPS 協定第 23 条に対応している。

- (地域団体商標制度) 地域ブランドに対し、団体による商標権の取得に関する識別性(全国規模の周知性)の要件を緩和したもので、「地理的表示保護制度」の前身ともいえる。2010 年 6 月時点で、456 件が登録(そのうち農林水産物及び食品は計 234 件)された。

キーワード：地理的表示保護制度、地域ブランド、不正競争防止法

(7) 日本特許庁、企業の営業秘密保護に向けた「金庫番」サービスの実施を計画

イ. 政策背景

・2015 年 7 月 21 日、日本産経新聞は、日本特許庁(JPO)が暗号化された企業の営業秘密データを保存する「金庫番」サービスを 2016 年から実施すると報道した。

- (背景) 同サービスは、産業スパイによる情報流出やサイバー攻撃が社会問題になりつつある中、日本企業の知的財産の保護の強化を目的としている。

ロ. 主要内容

・JPO が実施する同サービスは無料サービスであって、民間団体の有料サービスと差がある。

- 日本で特許を出願すれば、1 年 6 カ月後に出願した技術内容が公開され、模倣の危機にさらされるため、企業は重要なノウハウについてはことさら特許を出願せず、隠匿する事例が増えている。

- ただし、特許を出願しなければ、企業が営業秘密侵害を理由に提訴する場合、そのノウハウをいつから有していたか等、証拠を提示し難いというデメリットがあった。

- JPO は、このような課題を解決するために、営業秘密の開発時期及び内容を暗号化したデータを専用サーバーに保管するようにして、政府機関の管理によって裁判において活用する強力な証拠を残す構造を備えるようになった。

・(民間有料サービス)一方、民間団体も有料で情報流出の防止サービスを展開しており、営業秘密の管理に対する努力が活発化している。

-一般社団法人である知財ブランド協会は、2014年1月、電子データ記録において全ての情報作成日時を登録して特許化せずに、営業秘密として保護が受けられる情報管理サービスを開始した。

-同サービスに登録した営業秘密には、知財ブランド協会の知的財産登録認証番号が付与され、情報の不正流出を防止することができる。

-利用料金は、営業秘密10件当たり計1万円で高額ではあるが、大阪金属加工等の数十カ所の会社が同サービスを利用しており、企業情報保護に対する企業側の需要が多い。

キーワード：営業秘密、金庫番、知的財産保護強化

## (8) 日本経済産業省、第1回営業秘密官民フォーラムの開催

### イ. 政策背景

・2015年7月7日、日本経済産業省は、「第1回営業秘密官民フォーラム」を開催した。

- (背景) この1月に開催された「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」において企業情報の公開に関する最新動向及びその対応策に対する関係省庁・産業界関係者による情報交換を目的に同フォーラムの創設を決めた。

### ロ. 主要内容

・(参加者) 今回開催されたフォーラムの参加者は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本知的財産協会等(産業界)と経済産業省の関係部局、内閣官房知財事務局等(政府)、工業所有権情報・研修館、情報処理推進機構、産業技術総合研究所等(独立行政法人)がある。

・(主要内容) 第1回営業秘密官民フォーラムでは、営業秘密の流出に関する最新動向とその対応策等について、関連機関の説明とフォーラム関係者との意見交換等を行った。

・(警察庁・公安調査庁) 警察庁と公安調査庁で営業秘密の流出に関する最新動向とその対応策について説明した。

・(参加者との意見交換) 工業所有権情報・研修館から営業秘密相談窓口の活用状況について、独立行政法人情報処理推進機構からサイバーセキュリティー対策の最新状況をそれぞれ報告され、フォーラム参加者と意見交換を実施した。

・(今後の計画)同フォーラムの総務は日本知的財産協会、事務局は情報処理推進機構であって、年1~2回の情報交換を目的に会議を開催し、営業秘密の官民フォーラムの参加団体である企業会員を対象に研修等を実施する予定である。

キーワード：営業秘密、営業秘密官民フォーラム

(9) 日本特許庁、営業秘密及び知的財産戦略の相談窓口を設置

イ. 政策背景

・2015年1月5日、日本特許庁(JPO)は中小企業等の営業秘密及び知的財産戦略に対する相談を行うための相談窓口を独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)に設置したと発表した。

ロ. 主要内容

・中小企業等が創出した技術の特許として保護するか、又は営業秘密として隠匿するか、若しくは第三者にその技術を公開するか、又は独占的に管理するか等、知的財産戦略に対して知的財産の専門家が相談を実施する予定である。

・営業秘密の漏洩・流出に対する被害相談は警察庁と連携し、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携する等、関連機関と協力して対応する予定である。

・同相談業務は、2015年2月2日から開始し、相談時間は午前9時から午後5時45分までである。

キーワード：営業秘密、相談窓口

(10) 日本特許庁等、営業秘密保護センターの新設

イ. 政策背景

・2013年11月22日、日本特許庁(JPO)と経済産業省は、中小企業の技術及びノウハウの外部流出を防止するための措置として営業秘密保護センターの新設を検討中であると発表した。

-JPOは、同センターの運営によって、まだ知的財産権を取得していない、又は知的財産権の取得前における中小企業の各種営業秘密情報の流出を防止できると説明した。

## ロ. 主要内容

・JP0 は政府が企業の営業秘密情報を保管する原本証明方法を通して営業秘密が保護を受けられるように努力し、当該業務を営業秘密保護センターで支援するための方針を講じている。

-特に日本政府は、韓国が2012年に設立した営業秘密保護センター<sup>29</sup>に関する先行情報の収集及び営業秘密原本証明制度<sup>30</sup>に関する研究に取り掛かる予定である。

-企業が営業秘密保護センターのオンライン上で営業秘密を登録する場合、保有事実と保有時点に関する立証ができる。

-従って、企業は営業秘密が盗難された場合、原本証明書を基に侵害訴訟を提起することができる上、原本証明書は被害の立証に効果的に活用できる。

・同相談業務は、2015年2月2日から開始し、相談時間は午前9時から午後5時45分までである。

キーワード：営業秘密、相談窓口

## (11) 損害賠償請求額及び審理期間比較の発表

### イ. 政策背景

・2004年から2013年までの営業秘密侵害事件と特許権侵害事件における損害賠償請求額及び認容額を比較する。

・営業秘密関連訴訟に関する審理期間を民事訴訟と比較する。

### ロ. 主要内容

<sup>29</sup> 韓国特許庁(KIPO)は、2012年に韓国特許情報院内に営業秘密保護を専門的に支援する営業秘密保護センターを開所しており、同センターのウェブサイトのアドレスは次のとおりである。：  
<http://www.tradesecret.or.kr>

<sup>30</sup> 営業秘密原本証明サービスは、「原本(電子指紋)登録」と「原本検証」で構成されている。「原本(電子指紋)登録」は、電子文書から抽出した電子指紋と公認認証機関の時間情報をもって当該営業秘密の存在と保有時点を営業秘密原本証明センターに登録する方法である。「原本検証」は、電子文書から抽出した電子指紋と営業秘密原本証明センターに保存された情報を比較して、原本(電子指紋)に登録した営業秘密の存在及び偽造・変調の有無と保有時点を確認することである。

・請求額

	営業秘密侵害損害賠償額		特許権侵害損害賠償額	
	年平均額	年最大額	年平均額	年最大額
2004年	8,150,000	8,150,000	247,526,800	1,196,890,000
2005年	10,000,000	10,000,000	408,405,778	1,649,000,000
2006年	-	-	76,764,500	290,325,000
2007年	9,379,104	9,379,104	295,059,833	1,980,000,000
2008年	19,103,924	22,357,848	216,468,931	2,000,000,000
2009年	-	-	516,536,694	1,272,116,250
2010年	297,000,000	297,000,000	1,912,813,678	5,677,862,000
2011年	122,369,026	297,000,000	169,994,557	500,000,000
2012年	-	-	368,289,780	817,080,000
2013年	107,420,000	150,000,000	1,015,423,096	10,000,000,000

・認容額

	営業秘密侵害損害賠償額		特許権侵害損害賠償額	
	年平均額	年最大額	年平均額	年最大額
2004年	8,150,000	8,150,000	163,154,117	1,196,890,000
2005年	10,000,000	10,000,000	67,699,941	383,000,000
2006年	-	-	6,043,776	10,000,000
2007年	9,179,104	9,179,104	36,654,102	101,094,000
2008年	3,405,595	3,556,380	15,603,657	83,730,000
2009年	-	-	214,729,655	860,000,000
2010年	11,000,000	11,000,000	748,345,839	1,786,204,028
2011年	107,463,098	287,000,000	50,976,286	146,793,389
2012年	-	-	87,321,621	165,698,740
2013年	71,914,488	139,235,088	84,112,037	336,641,920

・審理期間(その他知的財産権に比べて多少長い審理期間が所要される)

	営業秘密侵害訴訟の平均審理期間(月)		知財関連の民事訴訟の 平均審理期間(月)
	下限	上限	
2004年	16	28	15.6
2005年	11	23	13.8
2006年	8	20	13.5
2007年	13	25	12.5
2008年	12	24	14.4
2009年	21	33	13.7
2010年	8	20	13.4
2011年	22	34	14.8
2012年	21	33	13.4
2013年	16	28	15.7

キーワード：営業秘密損害賠償金額、認容額、審理期間

(12) 営業秘密侵害の民事・刑事手続きの推移

イ. 政策背景

- ・ 営業秘密侵害の民事訴訟件数を特許権関連の訴訟と比較
- ・ 営業秘密侵害事犯の検挙件数を発表

ロ. 主要内容

- ・ 特許権関連の民事訴訟に比べ、営業秘密関連の民事訴訟が活発であるといえない。

	営業秘密侵害訴訟の 民事訴訟件数	特許権に関する民事訴訟件数	
		特許権	実用新案権
2003年	7	177	35
2004年	8	209	38
2005年	7	199	35
2006年	7	179	20
2007年	9	180	19
2008年	10	142	10

2009年	3	162	2
2010年	6	123	4
2011年	10	152	11
2012年	9	154	2

・営業秘密侵害事犯の検挙件数

	2013	2014
検挙件数	5	11
検挙人数	13	13
検挙法人数	2	0

キーワード：営業秘密侵害事犯、民事訴訟件数

(13) 営業秘密侵害に関する企業現況の発表

イ. 政策背景

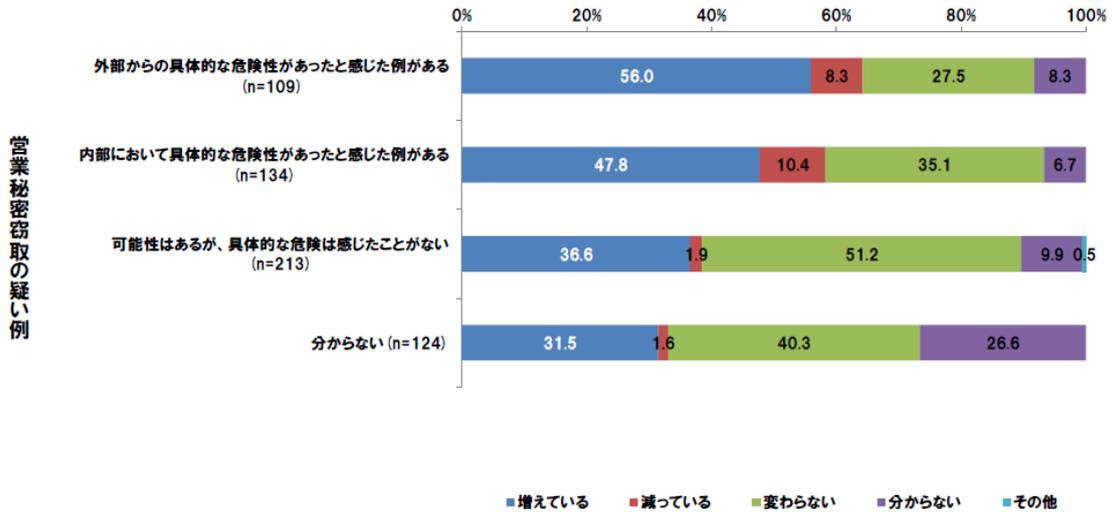
- ・営業秘密侵害に関する企業の現況を発表した。

ロ. 主要内容

- ・営業秘密侵害経験の有無

-アンケート調査の対象企業のうち 20.2%が外部からの具体的な危険性があったと感じた例がある、24.8%が内部において具体的な危険性があったと感じた例があると回答した。

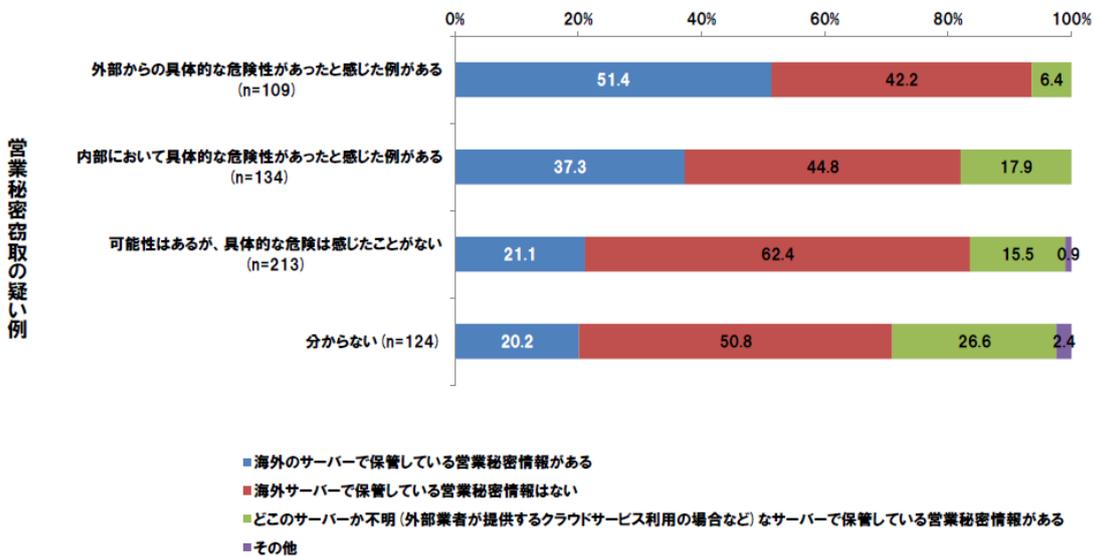
-営業秘密侵害の危険を感じた経験のある企業は、それ自体では高い水準ではないが、実際には、侵害が把握できなかった例も多数存在していると見られる。



出所：営業秘密保護制度に関する調査研究報告書(別冊)「営業秘密管理に関するアンケート」調査結果(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、平成27年3月発行)

### 他社との営業秘密の共有等

-取引先との間で営業秘密を共有したり、海外サーバーに営業秘密を保管している場合は、営業秘密侵害の危険に直面する可能性が高い。



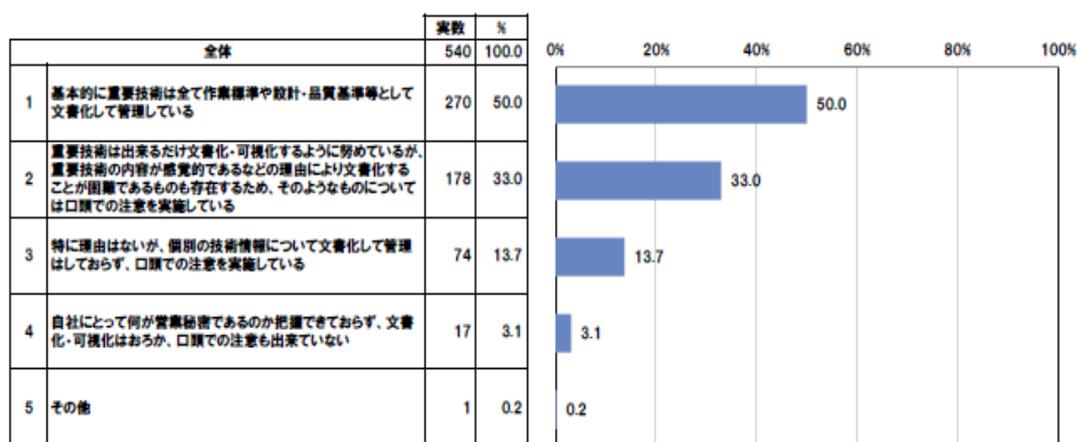
出所：営業秘密保護制度に関する調査研究報告書(別冊)「営業秘密管理に関するアンケート」調査結果(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、平成27年3月発行)

・対応策

-営業秘密の侵害の対応策としては、訴訟を有利に導く事後対策もあるが、侵害を予防する対策も重要である。

-特に従業員が体得している重要技術を文書化・可視化して営業秘密として管理することによって、従業員の退職時に重要技術が流失されないようにする対策が求められる。

[図 3-1] 従業員の重要技術の文書化・可視化対策の現況

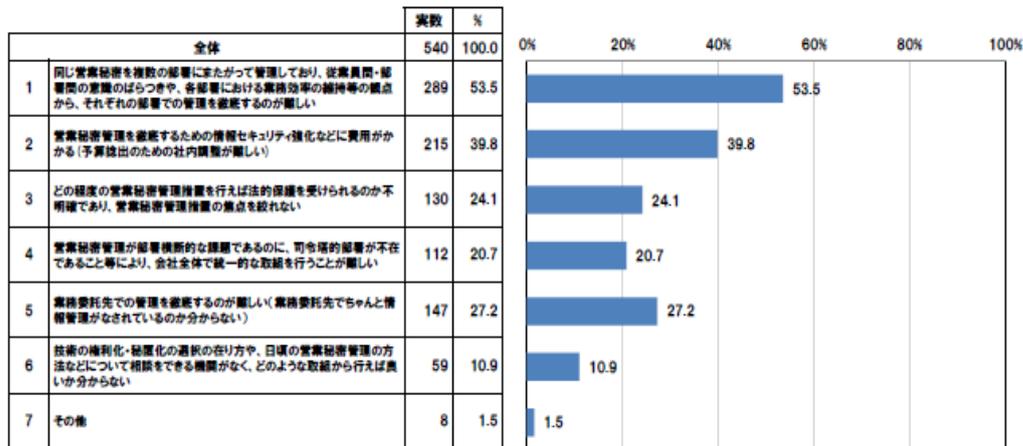


その他(自由記述)

- ・ 重要な技術は文書化保管され、各々の重要管理文書毎に個人に閲覧権限(パスワード)があり、容易に流出しない様に管理されている

・ 原因及び流出経路

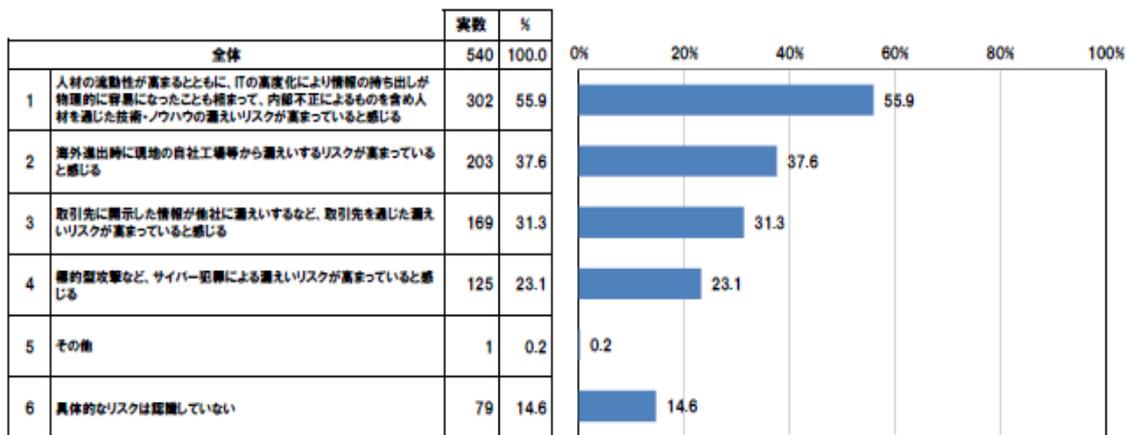
[図 3-2] 営業秘密の流出原因



その他(自由記述)

- ・ OBの取り扱い
- ・ 機密情報を持った社員の引き抜き
- ・ 現時点では、特にない
- ・ 大きな課題無いと思われる
- ・ 部署単位での管理が多いこと
- ・ 無い

[図 3-3] 営業秘密の流出経路



その他(自由記述)

- ・ いろいろなところから

キーワード：営業秘密流出経路、営業秘密流出原因

(14) 営業秘密侵害に対する社会的評価の変化

## イ. 政策背景

- ・営業秘密侵害に対する社会的評価の変化が見られた。

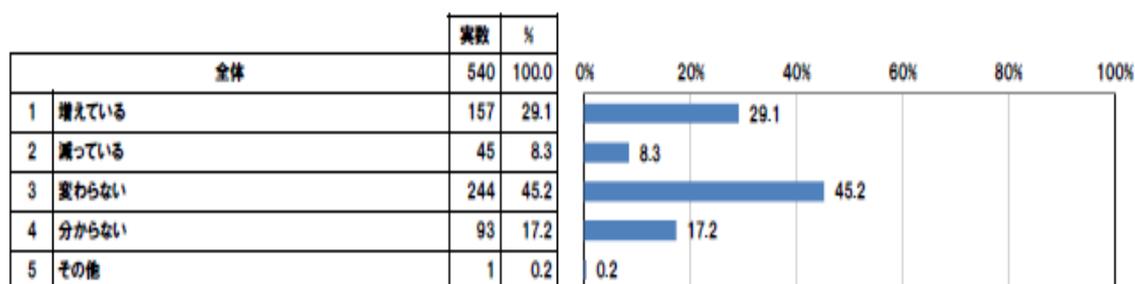
## ロ. 主要内容

- ・営業秘密侵害に対する危機感の増大

-特許を取得して保護・公表することより営業秘密として秘匿化した方が、企業における便益が大きい技術・ノウハウがある。

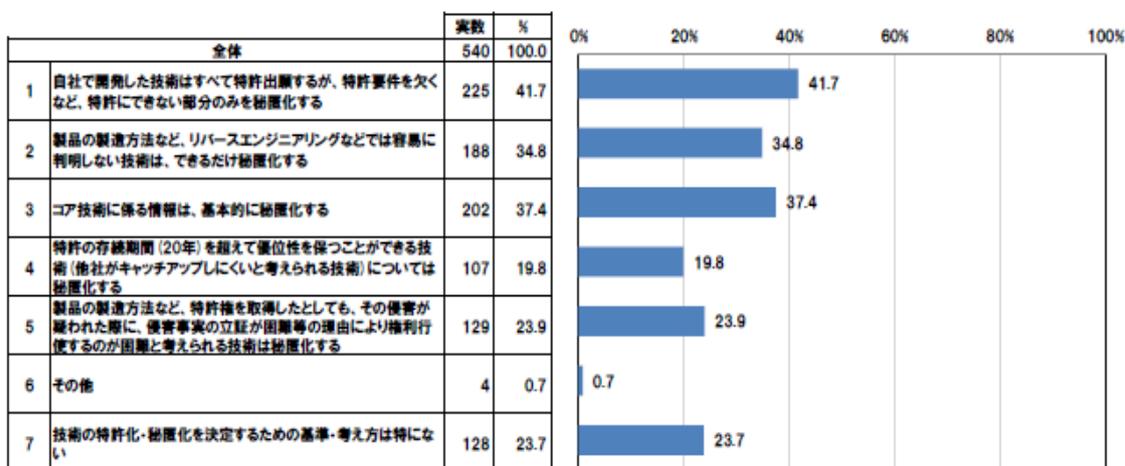
-最近、企業前略として営業秘密に秘匿化する技術・ノウハウの範囲を拡大し、企業の強みを最大化しようとする措置が注目を集めている。

[図 3-4] 特許要件を充足した発明の秘匿化増加の傾向



- ・特許要件を充足すれば全て出願する企業が約 40%に上るが、製造技術や中核技術の情報を基本的に秘匿化するという企業も 30%を超えている。

[図 3-5] 企業の Open&Close 戦略の現況



その他(自由記述)

- ・ 秘匿化の考え方についてはわからない
- ・ 制度判断
- ・ 秘匿化はケースバイケース
- ・ わからない

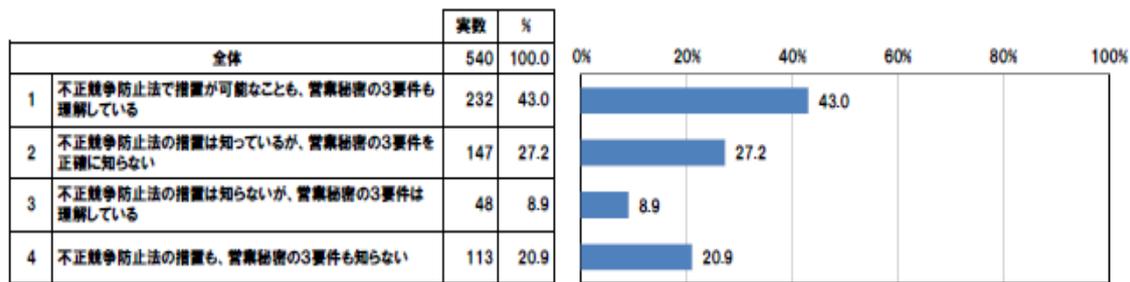
・ 営業秘密管理に関する企業の意識レベル

-企業の営業秘密管理において参考できるガイドライン等は、経済産業省で策定しており、約40%がこれを活用している。

- ▶ 営業秘密管理指針(経済産業省)
- ▶ 技術流出防止指針(経済産業省)
- ▶ 個人情報保護ガイドライン(経済産業省)
- ▶ 組織における内部不正防止ガイドライン((独)情報処理推進機構)

-これらの指針によって営業秘密侵害に対して不正競争防止法によって措置ができるということは約70%の企業が知っているが、営業秘密として保護を受けるための3要素の知名度は約50%に止まっており、十分浸透されている状況であるとは言い切れない。営業秘密管理に対する企業の意識レベルをより高めることが急がれている。

[図 3-6] 不正競争防止法に基づく措置及び営業秘密3要件の浸透状況



キーワード：営業秘密企業意識

#### (14) 秘密管理性に影響を及ぼす要素の分析

##### イ. 政策背景

- ・2010年以降、日本の民事判例を対象に営業秘密の秘密管理性について判断した裁判例28件を分析した。

- 28件のうち秘密管理性を肯定したのは12件、否定したのは16件であった。
- 秘密管理性を肯定した件のうち、技術情報に関するものは5件、営業情報に関するものは7件であった。

##### ロ. 主要内容

- ・2010年以降、日本の民事判例を対象に営業秘密の秘密管理性について判断した裁判例28件を分析した。

- 28件のうち秘密管理性を肯定したのは12件、否定したのは16件であった。
- 秘密管理性を肯定した件のうち、技術情報に関するものは5件、営業情報に関するものは7件であった。

- ・技術情報の秘密管理性を肯定した裁判例

- 技術情報の秘密管理性に対して判断した判例は12件であり、秘密管理性を肯定した事例は5件であった。

- アクセスできる者の範囲

- ▶ 従業員による不正使用が問題となった判例は3件
- ▶ 2件の判例では、「従業員以外はアクセスできず、従業員であっても特定関係者以外は

アクセスできないことを認定。従業員であっても特定人でなければ、秘密情報にアクセスできないことが秘密管理性の肯定的要素として重視される。

▶ 取引先による不正使用が問題となった事例は、秘密情報の取扱に対する原告と取引先間での取扱問題として理解した。

- アクセス制限・秘密表示に対する秘密管理性の肯定要素

▶ アクセスした従業員にそれが秘密情報であることが認識できる状況下で管理されていることが重要である。

▶ 施錠可能な収納庫に保管されていること、収納庫がある部屋には専用の手続を経た関係者のみが入室できること、建物のある敷地は垣に囲まれており、出入口は施錠されており、防犯カメラで警備が常時監視していること、搬出は禁止又は制限されていること

▶ 秘密情報が媒体に記録されている場合：「その記録媒体の表面に「搬出禁止」と表示されていたこと」、「(記録媒体)収納庫に保管されていたこと」、「(収納庫がある)建物のドアには「関係者以外立入禁止」と表示されていたこと」、「(建物がある)構内に入るためには警備が駐在する待合室で手続が必要であったこと」

▶ 従業員がアクセスする秘密情報については、一定のアクセス制限が求められるが、パスワードや金庫のように秘密情報に対するアクセス自体を困難にさせる措置がなくても、保管されている場所や方法、その他の表示によって従業員がその情報が秘密情報であることを認識する措置がなされていれば十分である。

▶ その反面、取引先との関係においてはより厳しい立場を取っている。

- 秘密維持義務

▶ 不正使用が問題となった3件はいずれも従業員が雇用契約又は就業規則等によって秘密維持義務を負担しているが、1件のみ秘密管理性を認定した。

▶ 秘密管理性を否定した事例では、秘密管理性と関連がないとした。

・営業情報の秘密管理性を肯定した裁判例

- 営業情報の秘密管理性に対して判断した裁判例は16件で、秘密管理性を肯定したのは7件

- アクセスできる者の範囲

▶ 従業員であっても特定人以外はアクセスできないと認めている。

- ▶ 特定の方法は、「営業本部所属の社員と所定の申請手続きを経た営業部所属の社員」、「役員・管理部の従業員 4 人」、「マネージャー業務を担当する従業員 9 人」の部署・担当業務による場合
- ▶ 従業員が 6 人である原告の規模を考慮して、原告社内でアクセスできる者の範囲が限定されなくても、その他アクセス制限、又は秘密維持義務によって秘密管理性を肯定した事例もある。

-アクセス制限・秘密表示に対する秘密管理性の肯定要素

- ▶ アクセスした従業員に対し、これが秘密情報であることが認識できる状況下で管理されていることを肯定的要素と判断した。
- ▶ 営業情報のデータベース自体を特定の室内で保管している場合
- ▶ 営業情報のデータベース独自のアプリケーションを開発して管理している場合
- ▶ 営業情報のデータベースを社内共有サーバーにおいて管理している場合
- ▶ パスワードを設定しない、又は設定していても長期間変更していない場合等は否定的な要素として認められることもあるが、秘密管理性が肯定された例も多い。

-秘密維持義務

- ▶ 秘密管理性を肯定する要素として判断している。

・技術情報の秘密管理性を否定した裁判例

- 技術情報の秘密管理性に対して判断した 12 件のうち秘密管理性を否定したのは 7 件

- アクセスできる者の範囲：判断しない

-アクセス制限・秘密表示に対する秘密管理性の否定要素

- ▶ 少なくとも被告らとの関係において、客観的な見方で秘密情報であることが認識できる程度で管理されていること
- ▶ 原告の社内では秘密情報管理規定に基づく管理を受けていた場合
- ▶ ファイルで綴じて、アクセス制限を設定した中、キャビネットにおいて保管していた場合

・営業情報の秘密管理性を否定した裁判例

-営業情報の秘密管理性に対して判断した 16 件のうち秘密管理性を否定したのは 9 件(1 人

企業とその事業承継性を争った事例は除く)。

-アクセスできる者の範囲

- ▶ 従業員による不正使用が問題となった 5 件では、全ての従業員、コンピューターの使用ができる従業員、部署や雇用形態に関係なく従業員であれば誰でもアクセスできる等、情報にアクセスできる者の範囲を定めている。
- ▶ 営業情報が社内共有サーバーにおいてデータベースとして管理されているとしても、パスワードの存在が否定されていたり、認められていない点でアクセスできる者の範囲が限定されていないと判断した。

-アクセス制限・秘密表示に対する秘密管理性の否定要素

- ▶ 本来は、販売部門に所属する営業社員に対してのみ閲覧・印刷が許されていてもパスワードの設定等の物理的障害がなかった場合
- ▶ 他人のコンピューターと LAN でつながっている場合
- ▶ 実際には従業員であれば誰でも閲覧・印刷できる場合

-秘密維持義務

- ▶ 全従業員に秘密維持誓約書の提出を求めたことを肯定的要素と判断した場合もあるが、その余は有効な秘密維持義務を賦課していないと判断した。

・秘密管理性とその他営業秘密要件との相関関係

-秘密管理性を認めれば、大体は営業秘密性を肯定

-営業秘密性を判断するときは、非公知性又は秘密管理性を第一に判断するケースが多い。非公知性を先に判断し、非公知性を認めた上で秘密管理性を認めなかった例はある。しかし、秘密管理性を先に判断して秘密管理性を認めた上で非公知性を認めなかった例はない。

-有用性を先に判断した上で秘密管理性を認めなかった例はあるが、秘密管理性を先に判断して認めたにもかかわらず、有用性を認めなかった例はない。

・営業秘密が技術情報である場合の秘密管理性

-2010 年以降の民事判例において営業秘密が技術情報である場合は、全体の 40%程度である。

-技術情報の秘密管理性について肯定的要素として重視されるのは、従業員による不正使用

が問題となった事案においては、従業員であっても特定関係者以外はアクセスできないこと、物理的なアクセス制限が段階的に行われていること等

-技術情報の秘密管理性を否定した裁判例では、いずれも取引先による不正使用が問題となった事案であって、原告が取引先に対して秘密維持義務や目的以外の使用禁止義務を賦課しているか否かが否定的な要素として重視されている。

-営業情報との差

- ▶ 秘密情報が技術情報である場合、秘密情報が物自体であったり、媒体に記録されている類型であることに対し、秘密情報が営業情報である場合は、ほとんどは顧客情報であるため、書類だけでなくデータベースとして管理されている点に差がある。
- ▶ 従業員との関係においては、明示的に秘密維持義務を科し、秘密情報に対してアクセスできる者の範囲を限定した中、施錠装置・パスワード等アクセス制限や秘密表示によってアクセスできる従業員に秘密情報であることを認識させることが求められる。
- ▶ 営業情報は、相対的にアクセスできる従業員が多く、搬出の必要性も高いため、アクセスできる者の範囲の限定やアクセス制限等の秘密管理をすることが難しい。これに関連して原告の企業規模や営業上の必要性等を考慮する必要がある。

## (15) 不正競争防止法改正

### イ. 政策背景

- ・日本の不正競争防止法の改正内容を以下のとおりに紹介する。

### ロ. 主要内容

2015年第189回通常国会では、不正競争防止法の改正案(法律第54号)を可決成立させた。

改正の意義

改正の背景

-営業秘密の価値の再確認

- ▶ 企業の知財戦略としての「Open&Close 戦略」の拡大
- 知財の秘匿化(営業秘密)の価値が再認識
- ▶ 知財の権利化と秘匿化について考慮する企業が 76.3%
- ▶ 特許要件を充足する発明を秘匿化する企業が 29.1%増加。

-営業秘密侵害の危険性が増加

- ▶ 最近、営業秘密の流出による大型事案が発生

. 新日鐵住金 vs ポスコ (製鉄技術 : 1,000 億円の賠償請求)  
 . 東芝 vs SK ハイニックス (NAND 型フラッシュメモリー技術 : 330 億円で和解)  
 . ベネッセ (顧客情報 : 約 50 社に約 3,000 万件流出)

- ▶ 営業秘密侵害事犯(刑事事件)の増加、IT 環境等の変化

. 検挙件数 : 5 件 (2013 年) → 11 件 (2014 年)  
 . 不正アクセス行為の認知件数 : 2,951 件 (2013 年) → 3,545 件 (2014 年)

#### ○ 政府における営業秘密保護強化の議論

-2013 年 6 月、知的財産戦略ビジョン

- ▶ 営業秘密に関する制度に対して検討し、適切な措置を考案
- ▶ 知財本部に営業秘密 T/F を設置、施策の方向性を議論

-2014 年 7 月、知的財産推進計画 2014

- ▶ 知的財産戦略本部で最重点 5 件の一つとして営業秘密保護の強化を言及

-2014 年 9 月、経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会に「営業秘密の保護・活用に関する小委員会を設置

- ▶ 営業秘密の管理指針のまとめ

[表 3-1] 営業秘密の保護・活用に関する小委員会の運営現況

2014. 09. 30	第 1 回議事会
2014. 10. 31.	第 2 回議事会
2014. 11. 27.	第 3 回議事会
2015. 01. 15.	第 4 回議事会

2015. 01. 28.	営業秘密の管理指針を公表
---------------	--------------

○ 改正経緯

-閣議決定：2015. 3. 13.

-衆議院可決：2015. 6. 11.

-参議院可決・成立：2015. 7. 3.

-施行：公布(2015. 7. 10.)から6カ月以内(付則第1条)(除斥期間の延長に関する部分のみ、公布日から施行)

○ 改正内容

-刑事上・民事上の保護範囲の拡大

- ▶ 営業秘密の転得者処罰範囲の拡大：最初の不正公開者より公開を受けた者(第2次取得者)以降の者から不正公開を受けた者(第3次取得者以降の者)の無断使用・不正公開行為を処罰対象に追加
- ▶ 未遂行為の処罰：ITの高度化によって営業秘密がまず不正取得されれば、インターネットを通じて一瞬で拡散する危険性が高まることに基づいて営業秘密の不正取得と不正公開行為等の未遂を処罰
- ▶ 営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制：特許権侵害品と共に他人の営業秘密の不正使用によって生産された製品の譲渡・輸出等を禁止(民事上の損害賠償請求と差止請求の対象とし、刑事罰の対象も追加)
- ▶ 国外犯処罰の範囲の拡大：不正取得行為を国外犯処罰の対象にすることで、海外サーバー等に保管された営業秘密を海外で不正取得する行為を処罰対象にすることを明確化

	日本からのサーバー攻撃	海外からのサーバー攻撃
国内サーバー		○
海外サーバー	○	? → ○

-罰則の強化等による抑制力の向上

- ▶ 罰金刑の上限を引上：営業秘密侵害罪を犯した個人及び法人に対する罰金刑の上限を引上(海外における不正使用等、一定の場合には重罰化)。営業秘密侵害罪を非親告罪化
- ▶ 任意的没収規定の導入：営業秘密侵害罪によって発生した犯罪収益を法院の判断によって没収できるようにする規定を導入

-民事救済の実効性を向上

- ▶ 損害賠償請求等の容易化(立証負担の軽減)：一定の場合に生産技術等の不正使用の事実に対し、民事訴訟上の立証責任を転換。侵害者が「違法で取得した技術を使用しなかったこと」を立証
- ▶ 除斥期間の延長：営業秘密の不正使用に対する差止請求の期間を制限(除斥期間)を延長(10年→20年)

□ 刑事上・民事上の保護範囲の拡大

○ 営業秘密の転得者処罰の範囲を拡大

-現況

- ▶ 不正に取得・公開された営業秘密が転々流通した場合でも旧法においては、最初の不正公開者より公開を受けた者(第2次取得者)が再び不正公開・使用行為をした場合に限って刑罰の対象(第21条第1項第7号)
- ▶ ITの高度化により、多大な情報が電子化。大容量のデータでも搬出や共有が容易になり、不正に流出した営業秘密が転々流通する危険性が顕著に上昇

-改正内容

- ▶ 無断で公開された営業秘密であることを知って取得した場合、第3次取得者以降の者の無断使用・公開も処罰対象(事情を知らない第3者が介入した以降にも無断公開がなされた営業秘密であることを知って取得した者は処罰の対象となる)

○営業秘密の転得者処罰の範囲を拡大

-現況

- ▶ 営業秘密侵害罪の国外犯に対しては、不正使用行為及び不正公開行為のみが対象
- ▶ 現在のIT環境を踏まえると、クラウド等物理的には海外サーバーにおいて管理されている営業秘密が海外において不正取得される場合が発生する可能性があるが、旧法においてはその行為が処罰対象になるかが不明確

※ 構成要件の一部を担う行為が国内で行われたり、構成要件の一部を担う結果が国内で発生した場合は、国内犯になる。(大判明 44. 6. 16.)

-改正内容

	現行法	改正法
対象の営業秘密	日本国内において管理されている営業秘密	日本国内において事業する保有者の営業秘密
取得・領得	X	○
使用	○	○
公開	○	○
侵害品の譲渡等		X

- ※ 国外犯の対象となる営業秘密を「日本国内で事業をする保有者の営業秘密」に改正することで、クラウドのように海外サーバーにおいて管理されている営業秘密も対象になることを明確化

○営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制

-現況

- ▶ 生産方法等の営業秘密は、その使用の結果で製品が作られる。旧法においては営業秘密の不正な使用によって作られた物(営業秘密侵害品)を譲渡・輸出入等をする行為は規制の対象にならなかった。

※旧法においても営業秘密の不正使用に対する差止請求の一環として、不正使用行為によって作られた物の廃棄等を請求することができ、その物の譲渡等の事実が損害賠償額に影響を与えられる。

- ▶ 経産省のアンケート調査によると、「自社の営業秘密を使用して生産された物の流通が疑われる事例がある」と回答した企業が約 60%

-改正内容

- ▶ 営業秘密侵害品の流通を規制することによって、営業秘密侵害に対する抑制力を向上する目的で、営業秘密侵害品の譲渡、引渡し、これのための展示、輸出、輸入、電気通信回線を通じた提供を民事措置の対象とすると同時に処罰対象に追加
- ▶ 不正使用した者以外に民事措置の対象になる者は、自身が譲受した時にその物が営業

秘密侵害品であることを知っていたが、把握しようとしなかったことに対して重大な過失がある者に限定

※刑事の場合は、「知っている」場合に限って処罰対象(過失犯は不可)

-重大な過失の意味

▶ 重大な過失とは、取引慣行に照らして悪意と同様に見ることができる程度の顕著な注意義務違反がある場合

※重大な過失があると思われる事例: 自社製品に対する営業秘密の権利者であると主張する者から「営業秘密侵害品だ」という警告状を受けた場合、その警告状に営業秘密の内容や侵害の状況等の具体的な内容が記載されていたにもかかわらず、何らの調査も行わずに商品を販売する行為

-税関措置の導入を議論

▶ 税関における輸出入の禁止(税関措置)の導入については、今後迅速・適正に侵害の有無が判断できるように製造設計という観点から、関係機関と共に検討を進める予定

○未遂行為の処罰

-現況

▶ 旧法においては、営業秘密侵害の既遂(犯罪行為をして、その犯罪行為の結果が発生すること)のみが処罰対象

▶ ITの高度化等を背景に営業秘密が一旦露わになると、インターネットを通して一瞬で拡散する危険性が上昇。また、秘密であることに価値のある営業秘密に対しては、既遂に至らなくても法律が介入する必要

-改正内容

▶ 一部を除き、営業秘密侵害罪(営業秘密の取得、使用、公開、営業秘密侵害品の譲渡等)の未遂行為を処罰対象に追加

※営業秘密を領得する行為(従業員等、営業秘密を正当に見ることができる者がその営業秘密を不正に横領・複製する等の行為)は、未遂処罰対象から除く。これはその他侵害行為に比べ、未遂段階であると判断する範囲が狭いと思われること及び未遂処罰の導入によって従業員の日常的な業務活動に不要な委縮効果が発生しないように、細心の注意を入れる必要があるという事情を総合的に考慮

-未遂行為の内容

- ▶ 未遂行為に該当する場合は、営業秘密が保護法益の侵害においてこれが現実的危険性があると判断できる行為が行われたか否かがポイント

取得未遂	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶不正アクセス行為は確認されたが、証拠の隠滅等によって営業秘密という情報の搬出事実を確認できなかった場合</li> <li>▶社内メールシステムの管理者の職位を利用し、社内役員のメールが自動的に自身にも転送されるようにプログラムを組み入れたが、実際には営業秘密情報が転送される前に明らかになった場合</li> </ul>
公開未遂	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶営業秘密を電話で販売し、その後はメールで営業秘密を不正に公開する狙いで、送信を試みたがメールの s/w が合わず、転職先に届かなかった場合</li> </ul>

□ 罰則強化等による抑制力の向上

○ 営業秘密侵害罪の罰金刑上限額の引上

	改正前	改正後
個人 (第 21 条第 1 項)	懲役：10 年以下 罰金：1,000 万円以下	懲役：変更なし 罰金：2,000 万円以下
法人両罰 (第 22 条第 2 項)	罰金：3 億円	罰金：5 億円
海外重罰 (第 21 条第 3 項)	ない	海外使用の場合等に重罰 (罰金刑のみ) (個人：3,000 万円、法人：10 億円)

-海外重罰の 3 パターン

- ▶ 日本国外において使用する目的から不正取得・領得する行為
- ▶ 日本国外において使用する目的を持つ相手方に、これを知って不正公開する行為
- ▶ 日本国外において不正使用する行為

○ 犯罪収益の任意的没収規定の導入

-営業秘密侵害によって犯人が得た不正な収益も莫大である場合が存在し、罰金刑を強化しても犯人がそれを上回る利得を得られるのであれば、有効な抑制力を発揮することができない。

-個人・法人から営業秘密侵害行為によって得た収益を上限なく没収できる任意的没収規定を導入

-没収対象になる財産の例

- ▶ 営業秘密を転職先に不正に搬出した代価で得た財産(犯罪行為の報酬として得た財産)
- ▶ 営業秘密を不正使用して生産した商品自体(犯罪行為によって得た財産)
- ▶ その商品を売却して得た売上高全体(犯罪行為によって得た財産の代価として得た財産)

※民事訴訟との均衡:法院は民事訴訟の状況と犯人の自力等を踏まえて必要であると認められた場合に限って裁量的に没収(任意的没収)

○ 営業秘密侵害罪の非親告罪化

-営業秘密の公益的側面による保護の必要性(他社との営業秘密共有、顧客名簿等)と 2011年の改正法に基づく秘匿決定手続等の整備等を根拠とする。

※営業秘密侵害事件の円滑な立件のためには、秘密管理性等情報の管理実態の立証に対する被害企業の協力が不可欠である。

□ 民事救済の実効性を向上

○ 民事訴訟の基本構造

-原告は、次の事項を立証

- ▶ 営業秘密である技術情報について(反証可能性の確保)
- ▶ 被告による違法な取得行為があったこと(使用可能性が高い経験則)
- ▶ 当該技術に関する事業を実施していること(濫訴防止)

-被告は当該技術の不使用を立証

○ 原告の立証事項

-被告の違法な取得行為

- ▶ 不正取得行為(法第 2 条第 1 項第 4 号)：侵入、不正アクセス等の不正手段による窃取
- ▶ 不正取得行為の介入による悪意・重過失の取得(同第 5 号)：会社の機密文書を金庫から窃取した従業員からその事実を知り、当該文書を受け取る行為
- ▶ 不正公開行為の介入による悪意・重過失の取得(同第 8 号)：転職してきた社員に対し、転職前の企業で業務上知ることができた営業秘密を持ち出して自社研究に利用ように指示する行為

※例外

- . 正当取得の後の不正取得・公開の介入による悪意・重過失の場合(同第 6、9 号)：従業員を採用して、独自ノウハウを自社に移転した後、当該ノウハウが不正アクセスによって取得したものであること(又は転職前の企業のノウハウを守秘義務に反して漏洩したものであること)が判明
- . 業務上営業秘密を扱う者が不正使用・公開する場合(同第 7 号)：元従業員の退職後、自身が元勤務先の技術を不正使用

-被告による関連事業の実施

- ▶ 物の生産方法について、当該技術が機能、費用等の面で差別化要因に影響を与える製品の生産

※例外

- ▶ 特定製品と関連性のない技術
- ▶ 営業上の情報

- ▶ 政令で定める技術に対して当該技術を使用したことが明白な行為

※例外

- ▶ 不正取得された営業秘密を通常使用しない製品
- ▶ 不正獲得された営業秘密を通常使用しない事業

○ 被告の立証事項(立証責任の転換)

-当該技術とは異なる自社開発技術を使用しても同等な効果が達成できるもの

○ 除斥期間の延長(改正法第 15 条、付則第 2 条)

-消滅時効(侵害事実及び侵害者を知った後、禁止できる期間)は変更なし(3 年)

-民法上の不法行為に基づいた損害賠償請求権=除斥期間：20 年、消滅時効：3 年

-差止請求期間は、現行 10 年から 20 年に拡大

#### 一経過措置

- ▶ 新法施行日の時点で、現行法下における除斥期間が経過していない場合は、改正後の規定を適用

- ▶ 1990年 GATT・ウルグアイラウンドの交渉を前に、営業秘密保護を目的とする部分
- ▶ 1994年全面改正(法目的の明記、不正競争行為類型の拡充、損害賠償額の推定規定の新設、法人重課規定の創設)
- ▶ 2003年知的財産戦略大綱(2002年7月)における知的事項の実施に向けた部分の改正(営業秘密の刑事的保護の導入、民事的救済措置の強化、ネットワーク化への対応)
- ▶ 2005年営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化等
- ▶ 2006年営業秘密、秘密維持命令違反罪に関する刑事罰の強化等
- ▶ 2009年営業秘密侵害に関する刑事罰の強化に向けた部分改正(営業秘密を不当に保有している行為に対しても処罰対象に追加、目的要件の拡大(不正な競争目的から営利追求・加害目的に変更))
- ▶ 2011年営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備(秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外の証人尋問等)に向けた部分改正

### 3. 米国

(1) 米国 Patently-0、連邦大法院の判決を通して特許侵害有無の虚位広告に対する不正競争訴訟の提起可能性を確認

#### イ. 政策背景

・2014年3月26日、米国 Patently-0 は、LexmarkInt' lv. Static Control 事件に対する連邦大法院の判決(判決文は [http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-873\\_n75o.pdf](http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/12-873_n75o.pdf) にて確認できる)によって特許を侵害したように虚位広告(false advertising)した行為について、不正競争訴訟の提起可能性が開かれたと判断した。

## ロ. 主要内容

・(事件の背景)同事件で Lexmark 社は、Static Control 社が自社の特許を侵害したとの内容の広告をし、Static Control 社は Lexmark 社の虚位広告の行為によって商業的損失及び名声の損傷が発生したと主張した。

・(主要内容)連邦大法院は、2014 年 3 月 25 日、全会一致でランハム法(Lanham Act)第 43 条(a)項(同条項では「虚位広告(false advertising)の行為によって損害を被ったり、損害を被る可能性があると感じる者であれば誰でも」訴訟を提起することができる)と規定した)において規制する虚位広告は、競合会社の行為に限られるのではなく、虚位広告の内容から直接的にもたらされた商業的損失を被っているのであれば、虚位広告として認められるに足りると判示した。

・つまり、連邦大法院のランハム法第 43 条(a)項に対する法解釈によって Lexmark 社の行為は虚位広告と認められ、虚位広告の行為は不正競争訴訟の事由になるに足りると判断した。

キーワード:特許侵害有無、虚位広告、不正競争訴訟
--------------------------

## (2)米国上院、最上位ドメイン政策に対して警告

### イ. 政策背景

・2011 年 12 月 8 日、米国上院商業・化学・技術委員会は、聴聞会を開いて国際インターネットアドレス管理機構(ICANN)の最上位ドメイン(TLDs)政策に対する警告を伝えた。

-ICANN は、2012 年 1 月 12 日に合わせて TLDs によるドメイン拡張を申請した。

・上院委員会によると、現在 ICANN は、無制限に新規 TLDs に対する申請を受け付けており、これを通してブランドの所有者だけでなく、世界中の権利者らに対して従来の「.com、.org、.info」ドメインとの競争を許容することになった。

### ロ. 主要内容

・このような ICANN の政策について、インターネットドメイン監視責任連合(Coalition of Responsible Internet Domain Oversight、CRIDO)による反対の強い圧力があつた。

-CRIDO は、米国だけでなく、世界各国からの大型出版及び広告産業連合会、大企業が含ま

れた団体であって1月12日の申請段階での発足阻止を計画した。

-全米広告主協会(US Association of National Advertisers)のDan Jaffe 副会長は、ドメイン名を無制限的に拡張することは、あらゆる所で自身の商標権を保護しなければならないブランド所有者にとって大きな費用負担を負わせることであり、不正登録行為及び利害関係の衝突をもたらしかねないと言及した。

-ICANNのEsther Dyson 前会長は、TLDsの拡張に対する自身の考え方を変えたと伝えており、これは完全な浪費であると評した。

・聴聞会で米国国家通信情報管理庁(NTIA)は、現在ICANNが推進しているTLDs政策に対して説明し、濫用の根絶に向けた保護的手段が各国の圧力にもかかわらず、どのように樹立されたかを説明した。

-ミネソタ州民主党のAmy Klobuchar 上院議員が提起したNTIAがICANNのプロセスを中断させることができるか否かの質問に対してNTIAは、初のTLDs実行後の申請過程評価の段階が存在することを言及した。

-このような手続的段階によって、新規TLDsの処理過程のスピードが自然に遅れると見られると付け加えた。

キーワード: ドメインネーム、国際インターネットアドレス管理機構

(3)米Obama大統領、サイバー攻撃等に対する制裁強化に関する行政命令に署名

#### イ. 政策背景

・2015年4月1日、米国のObama大統領は、米国を対象とするサイバー空間における破壊的攻撃又は商業的スパイ行為をした外国人や外国団体を米国行政府が直接制裁することができる内容を骨子とする行政命令に署名した。<sup>31</sup>

- (背景) 2012年、米国銀行を目標としたイランの広範囲に至るディードス攻撃、Sony Pictures社に対する北朝鮮のサイバー攻撃等、外国人及び外国団体によるサイバー攻撃が米国の経済と国の安全保障に致命的な脅威になっている。

- (目的) 同措置は、多量のクレジットカード情報の流出行為、商業的利益を狙うスパイ行為、

<sup>31</sup>同行政命令のタイトルは「BLOCKINGTHEPROPERTYOFCERTAINPERSONSENGAGINGINSIGNIFICANTMALICIOUSCYBER-ENABLEDACTIVITIES」である。同行政命令の原文は以下のウェブサイトを参照：<http://apps.washingtonpost.com/g/documents/world/executive-order-obama-establishes-sanctions-program-to-combat-cyberattacks-cyberspying/1502>

コンピューターシステムの破壊行為等に対する米国行政府の法的措置の拡大及び強化を目的としている。

ロ. 主要内容

・同行政命令は財務部長官に対して、サイバー空間上で国の安全保障又は国の経済的健全性を害する悪意的活動を行った外国人及び団体の行為が次の 4 つのタイプのいずれに当たる場合、金融資産の凍結、取引禁止等の制裁ができる権限を与えた。

-電力網等の主な基盤施設を攻撃する行為

-主なコンピューター電算網に支障をきたす行為

-知的財産又は営業秘密に対する窃取行為

-窃取した知的財産と営業秘密をもって利得を取る行為

・一方、ニューヨーク大学傘下の法と安全保障センターの Zachary Goldman 理事、国際戦略研究所(Center for Strategic and International Studies、CSIS)の James Lewis 理事等の専門家は、同行政命令上の制裁がサイバー攻撃行為に対する有用な対処手段になると予想した。

キーワード:サイバー攻撃、商業的スパイ行為

(4) 「Defend Trade Secrets Act of 2015」 法案の提出

イ. 政策背景

・営業秘密防御法の法案が提出された。

ロ. 主要内容

・2015年7月29日、上下両院に「営業秘密防御法(Defend Trade Secrets Act of 2015、DTSA2015)」がそれぞれ提出された(H. R. 3326, S. 1890)。

・この法案は、経済スパイ法(Economic Espionage Act、EEA)を改正し、営業秘密の不正使用行為について民事訴訟が提起できるようにしたものである。

・この法案は、2014年に提案されてから廃棄された「営業秘密防御法(Defend Trade Secrets Act of 2014、DTSA2014)」の前轍を踏むことになる恐れもあるが、30名の下院議員と6名の上院議員が立法に積極的に取り組んでいるため、法案の成立可否に注目が集まっている。

-現在この法案は、法司委員会において溪流しているが、2016年度にその成立可否が決定されると見られる。

-多数の先端技術製造会社(ボーイング社、GE、IBM、Pfizer、P&G、3M等)と商工会議所、米国弁護士会の支持を得ているが、知的財産業界の教授は、反対の立場を表明している。

DTSA2014 に対する反対意見(Professor's Letter Opposing Trade Secret Legislation)の主な主張：

- ▶ 有効な州法が存在する。
- ▶ 類似した法律を不要させて既存しつつ州法の均一性を毀損する。
- ▶ 反競争的目的から使用される恐れがある。
- ▶ 営業秘密の偶然な公開危険性が増加する。
- ▶ 情報へのアクセス、事業間提携及び従業員移動性に否定的な影響を与えかねない。

#### ・立法背景

-米国における営業秘密は、連邦法ではなく州法に基づいて規律される特徴がある。

-現在、営業秘密の窃取行為について適用される連邦法は EEA のみであるが、EEA は民事的な内容よりは刑事的な性質のものである。

-現在、営業秘密の不正使用行為に対する民事手続きは、統一営業秘密法(Uniform Trade Secrets Act、UTSA)をモデルにした州法に基づいて規律されている。

-民事訴訟を許容するコンピューター詐欺及び濫用法(Computer Fraud and Abuse Act of 1986、CFAA)も、サイバー攻撃行為に制限的に適用される。

-電子技術の進歩に伴って奪取された営業秘密が外国の競争者において活用されつつ、米国経済に莫大な被害をもたらしている問題が提起された。

-中国との関係で技術流出乃至経済スパイの問題が浮上した。

-オバマ政権も中国の営業秘密不正使用に対して積極的に対応すると公言している。

#### ・主な改正案の内容

-連邦法院で営業秘密を保護することができる権限を付与し、営業秘密に対してその他の主な知的財産権のような法的保護を付与した。

-連邦法院における民事的救済が提起できるようにした。

-営業秘密保有者が営業秘密の不正使用行為に対して民事訴訟が提起できるようにした。

An owner of a trade secret may bring a civil action under this subsection if the person is aggrieved by a misappropriation of a trade secret that is related to a product or service used in, or intended for use in, interstate or foreign commerce (EEA § 1836).

-同時に連邦法院が当該民事訴訟に対する管轄権を持つようにした。

-UTSA の営業秘密及び不正使用行為の概念を採択した。

-営業秘密に対する州間の不均衡を解消するために UTSA で採択し、営業秘密及び不正使用行為の概念を含んだ。

-不正使用行為の概念には、営業秘密の公開又は使用だけでなく、営業秘密を不正に取得する行為も含んだ。

-営業秘密に対する保護の拡大

- ▶ UTSA のように営業秘密の不正使用行為に対して実際の損害、不当利得及び合理的実施料による損害賠償が請求できるようにした。
- ▶ UTSA と異なって意図・悪意がある不正使用行為に対し、懲罰的損害賠償を許容した。
- ▶ UTSA で定めた 3 年の除斥期間は 5 年に延長した。

- 一方的押収手続の導入

- ▶ 改正案において最も議論になる事項である。
- ▶ 実際の不正使用や不正使用の脅威に対して差止請求権を認めるだけでなく、営業秘密の伝播・拡散を防止するために必要である場合には、一方的押収手続きを許容した。
- ▶ よって、営業秘密の保有者は一定の事実を立証すれば、不正使用行為者に対する押収命令を法院に申請できるようになった。

・改正案による影響

-改正法により、営業秘密の保有者は連邦法に基づいて刑事的保護と共に民事的救済が受けられるようになる。

-反面、転職した従業員に対して使用者が連邦法に基づく保護主張を濫用する恐れがあるとの問題点も指摘されている。

(5) 営業秘密の窃取に対する政府戦略 (ADMINISTRATION STRATEGY ON MITIGATING THE THEFT OF U.S. TRADE SECRETS)

イ. 政策背景

- ・ 営業秘密保護に向けたオバマ政権の戦略を発表した。

ロ. 主要内容

- ・ 2013年2月、米国行政府は営業秘密の窃取に対する対応戦略を提示した。

-オバマ大統領は、米国の知的財産権を攻撃的に保護することを公言した。

“We are going to aggressively protect our intellectual property. Our single greatest asset is the innovation and the ingenuity and creativity of the American people. It is essential to our prosperity and it will only become more so in this century.”

“We cannot look back years from now and wonder why we did nothing in the face of real threats to our security and our economy.”

- ・ 営業秘密の保護を強化するための措置として、次の事項を提示した。

-海外で営業秘密を保護するための外交努力に集中する。

-営業秘密を保護するために民間事業の自主的な実務改善を促す。

-国内の法律執行手続きを改善する。

-国内立法を改善する。

-公衆の認識及び利害当事者に対する支援活動の強化

◆ 参考文献

- 国家法令情報センター(<http://www.law.go.kr>)
- 大法院判例 DB(法コウル)
- 日本特許庁(<http://www.jpo.go.jp>)
- 日本法令データ提供サービス(<http://law.e-gov.go.jp>)
- 米国特許庁(<http://www.uspto.gov>)
- WESTLAW(<http://web2.westlaw.com>)

<添付 1> 米国経済スパイ法(1996年)

米国経済スパイ法(1996年)

The Economic Espionage Act of 1996

翻訳文	原文
<p>第 1831 条 経済スパイ</p> <p>(a) 一般条項 - 誰でもこの犯罪が外国政府、外国機関又は外国代理人に利益になることを意図し、又はその情を知りながら、故意に次に定める行為をする者は、第 (b)項に定める場合を除いては 500,000 ドル以下の罰金又は 15 年以下の懲役に処し、又は量刑を併科する。</p>	<p>Section 1831. Economic espionage</p> <p>(a) In General - Whoever, intending or knowing that the offense will benefit any foreign government, foreign instrumentality, or foreign agent, knowingly -</p> <p>(1) steals, or without authorization appropriates, takes, carries away, or conceals, or by fraud, artifice, or deception obtains a</p>

<p>(1) 営業秘密を窃取若しくは権限なしに盗用、所持、運搬若しくは隠蔽し、又は詐欺、策略、欺罔により営業秘密を取得する行為</p> <p>(2) 権限なしに営業秘密を複写、複製、スケッチ、書き写し(draw)、写真撮影(photograph)、ダウンロード、アップロード、変更、破棄、写真コピー(photocopy)、模写、伝送、配達、配送、郵便発送、通信、又は譲渡(convey)する行為</p> <p>(3) 営業秘密が権限なしに、窃取又は盗用、取得又は流用(convert)された事実を知りながら営業秘密を受領、購買又は所持する行為</p> <p>(4) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯そうとする行為；又は</p> <p>(5) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯すために1人以上の他の者と共謀し、そのような者の中で1人以上が当該共謀の目的を達成するための行為をする場合</p> <p>(b) 組織・第(a)項に規定する犯罪を犯す組織(organization)は 10,000,000 ドル以上の罰金に処する。</p>	<p>trade secret;</p> <p>(2) without authorization copies, duplicates, sketches, draws, photographs, downloads, uploads, alters, destroys, photocopies, replicates, transmits, delivers, sends, mails, communicates, or conveys a trade secret,</p> <p>(3) receives, buys, or possesses a trade secret, knowing the same to have been stolen or appropriated, obtained, or converted without authorization,</p> <p>(4) attempts to commit any offense described in any of paragraphs (1) through (3), or</p> <p>(5) conspires with one or more other persons to commit any offense described in any of paragraphs (1) through (3), and one or more of such persons do any act to effect the object of the conspiracy, shall, except as provided in subsection (b), be fined not more than \$500,000 or imprisoned not more than 15 years, or both.</p> <p>(b) Organizations - Any organization that commits any offense described in subsection (a) shall be fined not more than \$ 10, 000, 000.</p>
<p>第 1832 条 営業秘密の窃取</p> <p>(a) 誰でも所有者以外の者の経済的利益のため、当該犯罪が営業秘密の所有者を害することを意図し、又はその情を知りながら、州間通商又は海外通商に利用されたり、このために生産された製品と関係があったり、当該製品に含まれた営業秘密を有用する目的で、故意に次に定める行為をする者は、第(b)項に規定する場合を除いては、同条に定める罰金又は10年以下の懲役に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>Section 1832. Theft of trade secrets.</p> <p>(a) Whoever, with intent to convert a trade secret, that is related to or included in a product that is produced for or placed in interstate or foreign commerce, to the economic benefit of anyone other than the owner thereof, and intending or knowing that the offense will injure any owner of that trade secret, knowingly -</p> <p>(1) steals, or without authorization appropriates, takes, carries away, or conceals,</p>

<p>(1) そのような情報を窃取若しくは権限なしに盗用、所持、運搬若しくは隠蔽し、又は詐欺、策略、欺罔によって当該情報を取得する行為；</p> <p>(2) 権限なしに、当該情報を複写、複製、スケッチ、書き写し、写真撮影、ダウンロード、アップロード、変更、破棄、写真複写、模写、伝送、配達、配送、郵便発送、通信、又は譲渡する行為；</p> <p>(3) 該当情報が権限なしに窃取又は盗用、取得又は有用された事実を知って当該情報を受領、購買若しくは所持する行為</p> <p>(4) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯そうとする行為；又は</p> <p>(5) 第(1)号から第(3)号まで規定される罪を犯すために1人以上の他の者と共謀し、そのような者の中で1人以上が当該共謀の目的を達成するための行為をする場合</p> <p>(b)組職・私(a)項に規定する犯罪を犯す組織(organization)は 5,000,000 ドル以上の罰金に処する。</p> <p>(b) 組職-第(a)項に規定する犯罪を犯す組織(organization)は 10,000,000 ドル以上の罰金に処する。</p>	<p>or by fraud, artifice, or deception obtains such information;</p> <p>(2) without authorization copies, duplicates, sketches, draws, photographs, downloads, uploads, alters, destroys, photocopies, replicates, transmits, delivers, sends, mails, communicates, or conveys such information;</p> <p>(3) receives, buys, or possesses such information, knowing the same to have been stolen or appropriated, obtained, or converted without authorization;</p> <p>(4) attempts to commit any offense described in paragraphs (1) through (3); or</p> <p>(5) conspires with one or more other persons to commit any offense described in paragraphs (1) through (3), and one or more of such persons do any act to effect the object of the conspiracy, shall, except as provided in subsection (b), be fined under this title or imprisoned not more than 10 years, or both.</p> <p>(b) Any organization that commits any offense described in subsection (a) shall be fined not more than \$5,000,000.</p>
<p>第 1833 条 禁止に対する例外</p> <p>この章は、次に定める事項を禁止しない-</p> <p>(1) 米、州又は州の政治的下位組織 (political subdivision)に属する政府機関 (governmental entity)が遂行したその他の適法な活動；又は</p> <p>(2) 米、州又は州の政治的下位組織に属する政府機関に対する法律違反の容疑を報告する行為であって、当該政府機関が当該違反と関連した適法な権限を持つ場合</p>	<p>Section 1833. Exceptions to prohibitions.</p> <p>This chapter does not prohibit -</p> <p>(1) any otherwise lawful activity conducted by a governmental entity of the United States, a State, or a political subdivision of a State;</p> <p>or</p> <p>(2) the reporting of a suspected violation of law to any governmental entity of the United States, a State, or a political subdivision of a State, if such entity has lawful authority with</p>

	respect to that violation.
<p>第 1834 条 刑事没収 (Criminal forfeiture)</p> <p>(a) 裁判所は、この章の違反について対象者に刑罰を課すことにおいて、賦課された他の刑罰以外に、次に定める事項については、対象者に米国に対する没収を命じなければならない-</p> <p>(1) 当該違反行為の結果として、直接又は間接的に取得した対象者の収益を構成し、又はその収益から派生した財産；そして</p> <p>(2) 当該違反行為を行い、又は促進するために、その方式に関係なく、又は部分的に使用され、若しくは使用しようとした対象者の財産であって、裁判所がその裁量をもって犯罪において当該財産の利用の性質、範囲及び比例性を考慮して没収を命令することを決定した場合</p> <p>(b) この条による没収の対象である財産、当該財産の差し押さえ及び処分、当該財産と関連された行政手続き又は司法手続きについては「包括的薬物乱用予防及び統制法 (Comprehensive Drug Abuse Prevention and Control Act)(1970 年)」</p>	<p>Section 1834. Criminal forfeiture.</p> <p>(a) The court, in imposing sentence on a person for a violation of this chapter, shall order, in addition to any other sentence imposed, that the person forfeit to the United States -</p> <p>(1) any property constituting or derived from, any proceeds the person obtained, directly or indirectly, as the result of such violation; and</p> <p>(2) any of the person's or organization's property used, or intended to be used, in any manner or part, to commit or facilitate the commission of such violation, if the court in its discretion so determines, taking into consideration the nature, scope, and proportionality of the use of the property in the offense.</p> <p>(b) Property subject to forfeiture under this section, any seizure and disposition thereof, and any administrative or judicial proceeding in relation thereto, shall be governed by section 413 of the Comprehensive Drug Abuse Prevention and Control Act of 1970 (21 U.S. C. 8 5 3), except for subsections (d)</p>

<p>第 413 条を適用する。 但し、同条第(d)項及び第(j)項はこの条による没収に対し適用しない。</p>	<p>and 0) of such section, which shall not apply to forfeitures under this section.</p>
<p>第 1835 条 秘密維持命令</p> <p>この章による起訴又はその他の手続において、裁判所は連邦刑事訴訟規則及び連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Criminal and Civil Procedure)、連邦証拠規則(Federal Rules of Evidence)及びその他全ての適用法律の要件に従って、営業秘密の秘密性を維持するために必要かつ適切な命令をし、又はその他の措置を取らなければならない。営業秘密の公開を承認又は指示する地方裁判所の決定若しくは命令に対して米国による中間控訴(interlocutory appeal)を許容しなければならない。</p>	<p>Section 1835. Orders to preserve confidentiality</p> <p>In any prosecution or other proceeding under this chapter, the court shall enter such orders and take such other action as may be necessary and appropriate to preserve the confidentiality of trade secrets, consistent with the requirements of the Federal Rules of Criminal and Civil Procedure, the Federal Rules of Evidence, and all other applicable laws. An interlocutory appeal by the United States shall lie from a decision or order of a district court authorizing or directing the disclosure of any trade secret.</p>
<p>第 1836 条 違反の禁止、民事訴訟</p> <p>(a) 法務長官(Attorney General)は、民事訴訟で同条の違反に対する適切な禁止命令の救済(injunctive relief)を請求することができる。</p> <p>(b) 米国の地方裁判所は同項による民事訴訟の排他的な第 1 審管轄権(original jurisdiction)を持つ。</p>	<p>Section 1836. Civil proceedings to enjoin violations</p> <p>(a) The Attorney General may, in a civil action, obtain appropriate injunctive relief against any violation of this section.</p> <p>(b) The district courts of the United States shall have exclusive original jurisdiction of civil actions under this subsection.</p>

<p>第 1837 条 海外での行為に対する適用範囲</p> <p>この章は、次に該当する場合には、海外で発生する行為についても適用する-</p> <p>(1) 犯罪者が米国の市民又は永住権者である自然人又は米国又は州又は州の政治的下位組織の法律によって設立された組織である場合；又は</p> <p>(2) 米国で犯罪を誘発するための行為をした場合</p>	<p>Section 1837. Applicability to conduct outside the United States</p> <p>This chapter also applies to conduct occurring outside the United States if (1) the offender is a natural person who is a citizen or permanent resident alien of the United States, or an organization organized under the laws of the United States or a State or political subdivision thereof-, or</p> <p>(2) an act in furtherance of the offense was committed in the United States.</p>
<p>第 1838 条 他の法律との関係</p> <p>この章は、民事又は刑事に関係なく、営業秘密の不正利用行為(misappropriation)に関して、米国の連邦、州、コモンウェルズ(commonwealth)、占領地(possession)若しくは準州(territory)の法律が規定するその他救済手段を先取又は代替し、又は第 5 編(一般的に情報自由法(Freedom of information Act)で知られている)第 552 条による公職者(Government employee)の適法な情報公開に影響を及ぼすものと解釈してはならない。</p>	<p>Section 1838. Construction with other laws</p> <p>This chapter shall not be construed to preempt or displace any other remedies, whether civil or criminal, provided by United States Federal, State, commonwealth, possession, or territory law for the misappropriation of a trade secret, or to affect the otherwise lawful disclosure of information by any Government employees under section 552 of title 5 (commonly known as the Freedom of Information Act).</p>
<p>第 1839 条 定義</p> <p>この章で使用された用語の定義は次のとおりである</p> <p>(1) 「外国機関(foreign instrumentality)」とは、外国政府が実質的に所有、統制、後援、命令、経営又は支配するすべての庁(agency)、局(bureau)、部処(ministry)、構成部署(component)、機関(institution)、</p>	<p>Section 1839. Definitions</p> <p>As used in this chapter,</p> <p>(1) the term 'foreign instrumentality' means any agency, bureau, ministry, component, institution, association, or any legal, commercial, or business organization, corporation, firm, or entity that is substantially owned, controlled, sponsored,</p>

<p>協会(association)又は法律上、商業上又は事業上の組織(organization)、法人(corporation)、会社(firm)若しくは団体(entity)をいう。</p> <p>(2)「外国代理人(foreign agent)」とは、外国政府の公務員(officer)、従業員(employee)、代理人(proxy)、雇用人(servant)、使節(delegate)又は代表(representative)をいう；</p> <p>(3)「営業秘密」とは、次に該当する場合に、類型であるか、無形であるか及び物理的、電子的、図表、写真又は文書に保存、編集若しくは記憶されたかどうか又はその方法に関係なく、原型(patterns)、計画(plans)、編集(compilation)、プログラム装置(program device)、公式(formulas)、デザイン(designs)、試作品(prototypes)、方法(methods)、技術(techniques)、工程(processes)、プログラム(programs)、コード(codes)を含むすべての形態及び種類の財政的、事業的、科学的、技術的、経済的又は工学的情報をいう。</p> <p>(A) その所有者が当該情報を秘密に維持するため合理的な措置を取った場合；そして</p> <p>(B) 該当情報が一般的に知られておらず、又は一般人が適切な手段を通じて容易に確認できないものから実際の又は潜在的に独立した経済価値を創出する場合；そして</p> <p>(4) 営業秘密と関連して、「所有者」とは、営業秘密に対する正当な法的又はこれと同等の権利若しくは営業秘密に対する使用権(license)を保有している個人又は団体を言う。</p> <p>(b) 事務的改正 - 米連邦法典第 18 編</p>	<p>commanded, managed, or dominated by a foreign government:</p> <p>(2) the term 'foreign agent' means any officer, employee, proxy, servant, delegate, or representative of a foreign government:</p> <p>(3) the term 'trade secret' means all forms and types of financial, business, scientific, technical, economic, or engineering information, including patterns, plans, compilations, program devices, formulas, designs, prototypes, methods, techniques, processes, procedures, programs, or codes, whether tangible or intangible, and whether or how stored, compiled, or memorialized physically, electronically, graphically, photographically, or in writing if</p> <p>(A) the owner thereof has taken reasonable measures to keep such information secret; and</p> <p>(B) the information derives independent economic value, actual or potential, from not being general known to, and not being readily ascertainable through proper means by the public, and</p> <p>(4) the term 'owner', with respect to a trade secret, means the person or entity in whom or in which rightful legal or equitable title to or license in, the trade secret is reposed."</p> <p>(b) Clerical Amendment. The table of chapters at the beginning part I of title 18, United States Code, is amended by inserting after the item relating to chapter 89 the following:</p> <p>"90. Protection of trade secrets 1831"</p> <p>(c) Reports. - Not later than 2 years and 4 years after the date of the enactment of this</p>
--	---

<p>成1部各章の目次は第89章と関連した項目の後ろに次の章を挿入することにより改正する：</p> <p>(c) 報告 - この法の制定日から遅くとも2年から4年まで、法務長官は「犯罪非が被害者法(1984年)」(Victims of Crime Act)(42 U.S.C. 10601)第1402条によって設置された犯罪被害者基金(Crime Victims Fund)に預けられたこの章による犯罪に対する罰金から受領及び割り当てられた金額に関して議会に報告しなければならない。</p> <p>第102条 無線及び電子通信傍受と口頭通信傍受</p> <p>米連邦法典第18編第2516条第(1)項第(c)号を「第37章(スパイ行為)」の後に「第90章(営業秘密の保護)」を挿入することにより改正する。</p>	<p>Congress of this Act, the Attorney General shall report to Congress on the amounts received and distributed from fines for offenses under this chapter deposited in the Crime Victims Fund established by section 1402 of the Victims of Crime Act of 1984 (42 U.S. C. 10601).</p> <p>Sec. 102 Wire and Electronic Communications Interception and Interception of Oral Communications.</p> <p>Section 2516(1)(c) of title 18, United States Code, is amended by inserting "chapter 90 (relating to protection of trade secrets)," after "chapter 37 (relating to espionage),"</p>
--	---

〈付録 2〉 米国改正統一営業秘密法(1985 年)

改正統一営業秘密法(1985 年)

UNIFORM TRADE SECRETS ACT WITH 1985 AMENDMENTS

翻訳文	原文
<p>第 1 条(定義) 文脈上は別途要求される場合を除いては、この法律で使用された用語の定義は次のとおりである：</p> <p>(1) 「不正な手段(improper means)」とは、窃取、収賄、虚偽供述、秘密保持義務の違反若しくは当該違反の勧誘又は前者的若しくはその他の手段を通じたスパイ行為を指す；</p> <p>(2) 「不正取得(misappropriation)」とは、次に定めるものをいう：</p> <p>(i) 営業秘密が不正な手段により取得されたことを知っている者、又は知るべき理由がある者による他の者の営業秘密の取得；又は</p> <p>(ii) 明示的又は黙示的同意なしに、次に該当する者による他の者の営業秘密の公開又は使用</p> <p>(A) 当該営業秘密の知識を取得するため、不正な手段を使用した者；</p> <p>(B) 公開又は使用時点で当該営業秘密の知識が以下に該当することを知っていた者又は知ることができた者；</p> <p>(I) 該当営業秘密を取得するため、不適切な手段を使用した者から又はその者を通じて取得されたことを知っていた者、又は知ることができた者；</p> <p>(II) その秘密性を維持し、又はその使用を制限する義務が発生する状況で取得したものの；又は</p>	<p>SECTION 1. DEFINITIONS. As used in this [Act], unless the context requires otherwise:</p> <p>(1) “Improper means” includes theft, bribery, misrepresentation, breach or inducement of a breach of a duty to maintain secrecy, or espionage through electronic or other means;</p> <p>(2) “Misappropriation” means:</p> <p>(i) acquisition of a trade secret of another by a person who knows or has reason to know that the trade secret was acquired by improper means; or</p> <p>(ii) disclosure or use of a trade secret of another without express or implied consent by a person who</p> <p>(A) used improper means to acquire knowledge of the trade secret; or</p> <p>(B) at the time of disclosure or use, knew or had reason to know that his knowledge of the trade secret was (I) derived from or through a person who had utilized improper means to acquire it;</p> <p>(II) acquired under circumstances giving rise to a duty to maintain its secrecy or limit its use; or</p> <p>(III) derived from or through a person who owed a duty to the person seeking relief to</p>

<p>(III) その秘密性を維持し、又はその使用を制限する救済を請求する者に対する義務を負う者から又はその者を通じて取得されたことを知っていた者、又は知ることができた者；又は</p> <p>(C) 自分の地位に重大な変更がある前に、当該営業秘密が営業秘密であり、当該営業秘密の知識が事故又は過失で取得されたことを知っていた者、又は知ることができた者</p> <p>第1条(定義) 文脈上は別途要求されない限り、本法では次のとおり使用される。</p> <p>(3) 「当事者(Person)」とは、自然人、法人、営業信託会社 (business trust)、財団 (Eestate)、信託会社、組合(partnership)、協会、合作投資会社、政府、政府部署若しくは機関、又はその他の法的若しくは商業的団体をいう。</p> <p>(4) 「営業秘密」とは、公式、原型、編集、プログラム、装置、方法、技法又は工程を含め、次に該当する情報をいう。</p> <p>(i) その公開又は使用から経済的価値を得られる他の者に一般的に知られておらず、又はその者が適切な手段により容易に確認することができないものから実際の若しくは潜在的に独立した経済的価値が派生する情報、そして</p> <p>(ii) その機密性を維持するために、状況による合理的な努力の対象となる情報</p>	<p>maintain its secrecy or limit its use; or</p> <p>(C) before a material change of his [or her] position, knew or had reason to know that it was a trade secret and that knowledge of it had been acquired by accident or mistake.</p> <p>(3) “Person” means a natural person, corporation, business trust, estate, trust, partnership, association, joint venture, government, governmental subdivision or agency, or any other legal or commercial entity.</p> <p>(4) “Trade secret” means information, including a formula, pattern, compilation, program, device, method, technique, or process, that:</p> <p>(i) derives independent economic value, actual or potential, from not being generally known to, and not being readily ascertainable by proper means by, other persons who can obtain economic value from its disclosure or use, and</p> <p>(ii) is the subject of efforts that are reasonable under the circumstances to maintain its secrecy.</p>
<p>第2条 禁止命令の救済</p> <p>(a) 実際的な不正使用又は不正使用の脅威は、禁止されることができる。裁判所に対する申請により、禁止命令は営業秘密が存在しなくなった時に終了するが、当該不正使用から派生する商業的利益を除去するために、合</p>	<p>SECTION 2. INJUNCTIVE RELIEF.</p> <p>(a) Actual or threatened misappropriation may be enjoined. Upon application to the court, an injunction shall be terminated when the trade secret has ceased to exist, but the injunction may be continued for an additional reasonable</p>

<p>理的な期間の間、禁止命令が続けられることもあり得る。</p> <p>(b) 例外的な状況で、禁止命令は未来の使用に対して使用が禁止されることができた期間より長くない期間に対する合理的なロイヤルティーの支払いを条件にすることができる。例外的な状況は、不正使用を知る前、又は知らなければならぬ理由がある前に、禁止的命令(<b>prohibitive injunction</b>)を不公平にする地位の重大で不利な変更を含め、これに限らない。</p> <p>(c) 適切な状況で、営業秘密を保護する積極的な行為が裁判所の命令により強制されることがあり得る。</p>	<p>period of time in order to eliminate commercial advantage that otherwise would be derived from the misappropriation.</p> <p>(b) In exceptional circumstances, an injunction may condition future use upon payment of a reasonable royalty for no longer than the period of time for which use could have been prohibited. Exceptional circumstances include, but are not limited to, a material and prejudicial change of position prior to acquiring knowledge or reason to know of misappropriation that renders a prohibitive injunction inequitable.</p> <p>(c) In appropriate circumstances, affirmative acts to protect a trade secret may be compelled by court order.</p>
<p>第3条損害賠償</p> <p>(a) 不正使用を知る前、又は知らなければならぬ理由がある前に地位の重大で不利な変更によって金銭的回復が不公平になる場合を除いては、請求人は不正使用に対する損害賠償を受ける権利がある。損害賠償額は、不正使用により発生した実際の損失と実際の損失に対する損害賠償額を計算するに当たって考慮されない不正使用により発生した不当利得(<b>unjust enrichment</b>)すべてを含めることができる。他の方法で損害賠償額を評価する代わりに、不正使用により生じた損害賠償は不正使用者の権限ない営業秘密の公開又は使用について合理的なロイヤリティー責任を賦課することで評価されることができる。</p> <p>(b) 故意的かつ悪意的な不正使用が存在する場合には、裁判所は第(a)項による賠償額</p>	<p>SECTION 3. DAMAGES.</p> <p>(a) Except to the extent that a material and prejudicial change of position prior to acquiring knowledge or reason to know of misappropriation renders a monetary recovery inequitable, a complainant is entitled to recover damages for misappropriation. Damages can include both the actual loss caused by misappropriation and the unjust enrichment caused by misappropriation that is not taken into account in computing actual loss. In lieu of damages measured by any other methods, the damages caused by misappropriation may be measured by imposition of liability for a reasonable royalty for a misappropriator's unauthorized disclosure or use of a trade secret.</p>

<p>の 2 倍を超過しない金額の範囲内で懲罰的損害賠償(exemplary damages)を認めることができる。</p>	<p>(b) If willful and malicious misappropriation exists, the court may award exemplary damages in an amount not exceeding twice any award made under subsection (a).</p>
<p>第 4 条 弁護士費用</p> <p>(i) 悪意をもって不正使用の請求を行う場合、(ii) 悪意をもって禁止命令終了の申請をし、若しくは反対する場合、又は(iii)故意的かつ悪意的な不正使用が存在する場合は、裁判所は勝訴当事者に合理的な弁護士費用を支払う判決をすることができる。</p>	<p>SECTION 4. ATTORNEY’S FEES.</p> <p>If (i) a claim of misappropriation is made in bad faith, (ii) a motion to terminate an injunction is made or resisted in bad faith, or (iii) willful and malicious misappropriation exists, the court may award reasonable attorney’s fees to the prevailing party.</p>
<p>第 5 条 秘密性の維持</p> <p>この法による訴訟において、裁判所は合理的な手段で主張された営業秘密の秘密性を維持しなければならない。当該手段は、証拠開示手続きと関連した保護命令の賦課、非公開聴聞会の実施、訴訟記録の封印及び訴訟と関連した者に対して裁判所の事前承認なしに主張された営業秘密を公開しないようにする命令を含む。</p>	<p>SECTION 5. PRESERVATION OF SECRECY.</p> <p>In an action under this [Act], a court shall preserve the secrecy of an alleged trade secret by reasonable means, which may include granting protective orders in connection with discovery proceedings, holding in-camera hearings, sealing the records of the action, and ordering any person involved in the litigation not to disclose an alleged trade secret without prior court approval.</p>
<p>第 6 条 消滅時効</p> <p>不正使用に関する訴訟は、不正使用が発見された時又は合理的な注意をしていれば発見できた時から 3 年以内に提起しなければならない。同条の目的上、継続的な不当使用は単一の請求を構成する。</p>	<p>SECTION 6. STATUTE OF LIMITATIONS.</p> <p>An action for misappropriation must be brought within 3 years after the misappropriation is discovered or by the exercise of reasonable diligence should have been discovered. For the purposes of this section, a continuing misappropriation</p>

	constitutes a single claim.
<p>第7条 他の法律に対する効力</p> <p>(a) 第(b)項に規定する場合を除いては、この「法」は、衝突する不法行為法、原状回復法及びその他の営業秘密の不正使用に対する民事救済手段を規定するこの州の法律を代替する。</p> <p>(b) この「法」は、次に定める事項については影響を及ぼさない：</p> <p>(1) 営業秘密の不正使用に基づいているか否かに関係なく、契約上救済手段；又は</p> <p>(2) 営業秘密の不正使用に基づいていないその他の民事救済手段；又は</p> <p>(3) 営業秘密の不正使用に基づいているか否かに関係なく、刑事救済手段</p>	<p>SECTION 7. EFFECT ON OTHER LAW.</p> <p>(a) Except as provided in subsection (b), this [Act] displaces conflicting tort, restitutionary, and other law of this State providing civil remedies for misappropriation of a trade secret.</p> <p>(b) This [Act] does not affect:</p> <p>(1) contractual remedies, whether or not based upon misappropriation of a trade secret; or</p> <p>(2) other civil remedies that are not based upon misappropriation of a trade secret. ; or</p> <p>(3) criminal remedies, whether or not based upon misappropriation of a trade secret.</p>
<p>第8条 適用及び解釈の統一性</p> <p>この[法]は、この法を制定する州の間にこの[法]の適用範囲に関する法律を統一する一般の目的を達成するために適用され、解釈されなければならない。</p>	<p>SECTION 8. UNIFORMITY OF APPLICATION AND CONSTRUCTION. This [Act] shall be applied and construed to effectuate its general purpose to make uniform the law with respect to the subject of this [Act] among states enacting it.</p>
<p>第9条 短縮法律名</p> <p>この[法]は、統一営業秘密法といえる。</p>	<p>SECTION 9. SHORT TITLE.</p> <p>This [Act] may be cited as the Uniform Trade Secrets Act.</p>
<p>第10条 分離性</p> <p>この[法]の一部規定又は当事者若しくは状況に対するその適用が無効になる場合には、当</p>	<p>SECTION 10. SEVERABILITY.</p> <p>If any provision of this [Act] or its application to any person or circumstances is held invalid,</p>

<p>該無効の規定又は適用がなくとも有効なこの[法]の他の規定若しくは適用に影響を与えず、このためにこの[法]の規定は分離されることができる。</p>	<p>the invalidity does not affect other provisions or applications of the [Act] which can be given effect without the invalid provision or application, and to this end the provisions of this [Act] are severable.</p>
<p>第 11 条 施行日</p> <p>この[法]は、_____から施行し、施行日以前に発生する不正使用については、適用しない。 施行日以前に開始された継続的な不正使用と関連し、この[法]は施行日以降に発生する継続的な不正使用についても適用しない。</p>	<p>SECTION 11. TIME OF TAKING EFFECT.</p> <p>This [Act] takes effect on _____, and does not apply to misappropriation occurring prior to the effective date. With respect to a continuing misappropriation that began prior to the effective date, the [Act] also does not apply to the continuing misappropriation that occurs after the effective date.</p>
<p>第 12 条 廃止</p> <p>次に定める法律及び一部規定は廃止する：</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>SECTION 12. REPEAL.</p> <p>The following Acts and parts of Acts are repealed:</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>